



ノンフォーマル教育支援の拡充に向けて

2005年5月

独立行政法人国際協力機構



ノンフォーマル教育支援の 拡充に向けて

2005年5月

JICA

独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

総研

JR

04-67

ISBN4-902715-25-2

ノンフォーマル教育支援の 拡充に向けて

2005年5月

JICA
独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所

本報告書および当機構の他の調査研究報告書は、ホームページにて公開しております。

URL: <http://www.jica.go.jp>

なお、本報告書に記載されている内容は、当機構の許可無く転載できません。

国際協力事業団は2003年10月から独立行政法人国際協力機構となりました。本報告書では、2003年10月以前に発行した報告書の発行元を国際協力事業団としています。

発行：独立行政法人国際協力機構 国際協力総合研修所 調査研究グループ
〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5
Tel: 03 3269 2357
Fax: 03 3269 2185
E-mail: iictae@jica.go.jp

序 文

独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）は、近年の「万人のための教育」や「人間の安全保障」といった援助潮流のもとで、基礎教育環境の改善だけでなく保健衛生環境の改善、自然環境保全、平和構築といったさまざまな開発課題に取り組む際にノンフォーマル教育が果たす役割の重要性を近年一層強く認識し、2004年9月には『課題別指針 ノンフォーマル教育』を策定し、同分野へのより積極的な取り組み方針を提示しています。

しかしながら、JICAの当該分野での本格的な取り組みはいまだ数例にとどまっており、また、『課題別指針』においても各々の開発課題への具体的なアプローチについては十分な議論が尽くされていませんでした。そこで、課題別指針を踏まえつつ、ノンフォーマル教育分野の支援アプローチの整理・体系化を行うとともに、JICAの基礎教育支援や他セクター支援の中でノンフォーマル教育支援をどのように位置付けるのか、また、ノンフォーマル教育事業を今後より効果的に行っていくために、どのような点を考慮すべきかについて提言をとりまとめることを目的として、本研究会を設置しました。また、本報告書では、JICAだけでなく、この分野で多くの実績を持つ他ドナーやNGOの協力事例をできるだけ多く紹介・分析することも試んでいます。

本研究会は、人間開発部基礎教育第一チーム佐久間潤チーム長を主査とし、同部林川眞紀課題アドバイザーをはじめとするJICA関係部職員およびジュニア専門員で構成し、ノンフォーマル教育がさまざまな開発課題に貢献する可能性を探るため、JICAで教育分野を所管する人間開発部のみならず、さまざまな課題を担当する幅広い部署からのメンバーで検討を重ねました。異なる分野を担当、専門とする関係者がノンフォーマル教育という共通のテーマのもとで対話・議論をする中で、各部署内だけで議論しては見えなかった多くの新たな視点を互いに共有することができたと考えています。

また、NGO・他ドナーの事例および団体概要のとりまとめにあたっては、関係団体の皆様にアンケート調査など多大なご協力をいただきました。国際

基督教大学COE客員教授千葉泉弘氏ならびに国立教育政策研究所総括研究官笹井宏益氏からは、報告書ドラフトに対して貴重なコメントをいただきました。本調査研究にご尽力いただいた関係者のご協力に対し心より感謝申し上げます。

本報告書が途上国のノンフォーマル教育の向上への一助となれば幸いです。

2005年 5 月
独立行政法人国際協力機構
国際協力総合研修所
所長 田口 徹

目 次

序文	i
目次	iii
調査研究概要	vi
用語・略語解説	x
要約	xv
第1章 ノンフォーマル教育協力の概況	
1 - 1 世界における教育の現状 - 識字の観点から	1
1 - 2 ノンフォーマル教育の定義と特徴	4
1 - 3 国際社会のノンフォーマル教育援助の動向	6
1 - 3 - 1 二国間援助ドナーの取り組み	7
1 - 3 - 2 多国間・国際機関の取り組み	8
1 - 3 - 3 NGOの取り組み	9
1 - 4 我が国の援助動向	9
1 - 4 - 1 JICAによるノンフォーマル教育支援	10
1 - 4 - 2 文部科学省、外務省によるノンフォーマル教育支援	11
第2章 ノンフォーマル教育に対するアプローチ	
2 - 1 協力意義	13
2 - 2 協力対象	15
2 - 3 アプローチ	16
2 - 3 - 1 基礎教育の拡充と質の向上	18
2 - 3 - 2 生計の向上	38
2 - 3 - 3 保健・衛生環境の改善	60
2 - 3 - 4 自然環境の保全	83
2 - 3 - 5 平和構築	99

第3章 JICAのノンフォーマル教育協力への提言

3 - 1	ノンフォーマル教育協力にかかる方針	121
3 - 1 - 1	JICAの教育協力の方針におけるノンフォーマル教育の位置付け	121
3 - 1 - 2	他セクター支援の中でのノンフォーマル教育の位置付け	123
3 - 2	課題ごとの取り組みにかかる提言	123
3 - 2 - 1	基礎教育の拡充と質の向上	124
3 - 2 - 2	生計の向上	125
3 - 2 - 3	保健・衛生環境の改善	126
3 - 2 - 4	自然環境の保全	127
3 - 2 - 5	平和構築	128
3 - 3	横断的提言	130
3 - 3 - 1	多様なアクターとの連携と協力の強化を	130
3 - 3 - 2	対話を通じた案件の形成・実施を	132
3 - 3 - 3	対象地域のニーズ・特性の十分な把握と活用を	133
3 - 3 - 4	面的な広がりをもつ協力を	134
3 - 3 - 5	日本の経験の応用を	135
3 - 3 - 6	ICT(Information and Communication Technology)の活用を	136
3 - 3 - 7	モニタリング・評価体制の構築を	136
3 - 3 - 8	JICAの支援能力向上および実施体制の強化を	138

付録1 ノンフォーマル教育の歴史概要

1	第二次世界大戦後の学校外教育の展開	141
2	1970年代はじめの教育論争	144
3	ノンフォーマル教育論争	145
4	「万人のための教育(EFA)」概念の誕生	147

付録2 ノンフォーマル教育活動事例

1	各国による取り組み(国家プログラムなど)	149
1 - 1	アジア・太平洋地域	150
1 - 2	アフリカ地域	158
1 - 3	アラブ諸国地域	163

1 - 4	ラテンアメリカおよびカリブ海地域.....	167
1 - 5	まとめ.....	173
2	外部援助機関（ドナー）による取り組み.....	173
2 - 1	二国間援助機関の協力事例.....	174
2 - 2	多国間・国連機関の協力事例.....	174
2 - 3	NGOの協力事例	174
2 - 4	まとめ.....	184
3	JICAによる取り組み	186
4	主要事例の概要.....	189
付録3 代表的なNGOの概要と連携の可能性		259
参考文献・Webサイト一覧		313

調査研究概要

1. 背景および目的

2002年度にJICAが作成した『課題別指針 基礎教育』および『開発課題に対する効果的アプローチ 基礎教育』では、ノンフォーマル教育（Non Formal Education: NFE）がJICAの基礎教育協力の5つの重点分野の一つに位置付けられた。また、2004年9月には『課題別指針 ノンフォーマル教育』が策定され、ノンフォーマル教育協力にかかるJICAの基本的な取り組み方針が提示されている。また、近年の万人のための教育（Education for All: EFA）の動きや人間の安全保障といった援助思潮のもとで、地域住民に直接にアプローチしその基礎的な教育ニーズを満たすことを通じ、基礎教育環境の改善だけでなく保健衛生環境の改善、自然環境保全、平和構築といったさまざまな開発課題に取り組むノンフォーマル教育の重要性が一層認識されるようになり、JICAにおいても先駆的な案件事例が始まりつつある。

しかしながら、JICAの本格的な取り組みはいまだ数例にとどまっており、また、『課題別指針』においても、各々の開発課題への具体的なアプローチについては十分な議論が尽くされていなかった。

そこで本研究会は、『課題別指針』を踏まえつつ、ノンフォーマル教育分野の開発手法の体系化と支援アプローチの整理を行うとともに、JICAの基礎教育支援や他セクター支援の中でノンフォーマル教育をどのように位置付けるのか、またノンフォーマル教育事業を今後より効果的に行っていくためにどのような点を考慮すべきかについて提言をとりまとめることを目的として、設置されたものである。また、本分野での支援の展開においては、草の根での活動経験を豊富に有するNGOとの連携が不可欠であるところ、代表的なNGOの活動概要をまとめ、JICAとの連携の可能性も探ることとした¹。

¹ なお、本研究会では、民間セクターによるノンフォーマル教育活動などについては主要な対象としない。

2. 報告書構成および概要

第1章では、ノンフォーマル教育協力の概況をまとめている。1 - 1では、背景として、世界における教育の現状を主に識字の観点から、1 - 2では、ノンフォーマル教育の定義と特徴を、1 - 3では国際社会によるノンフォーマル教育協力の動向について、日本以外の二国間援助機関、多国間・国際機関、NGOの3者の取り組みを概観している。最後に1 - 4で、これまでの我が国およびJICAによるノンフォーマル教育支援の現況をまとめている。

第2章では、開発課題別のノンフォーマル教育支援アプローチについて、「基礎教育の拡充」のほか、「生計向上」、「保健衛生環境の改善」、「自然環境保全」、「平和構築」の5分野を切り口に整理するとともに、JICAのみならず他ドナー・NGOの協力事例を分析している(2 - 3 - 1 ~ 2 - 3 - 5)。また、その前提となる、ノンフォーマル教育協力の意義(2 - 1)と協力対象(2 - 2)について、前段で整理を行っている。

第3章は「JICAのノンフォーマル教育協力への提言」と題して、第1章および第2章での議論を踏まえ、JICAのこれからのノンフォーマル教育協力に対する研究会としての提言をとりまとめている。冒頭で、過去にJICAが策定した基礎教育協力の方針におけるノンフォーマル教育協力の位置付けとJICA課題別指針「ノンフォーマル教育」に提示された協力の基本方針を確認したうえで(3 - 1)、課題ごとの取り組みに対する提言(3 - 2)と横断的な提言(3 - 3)を整理している。

3. 調査研究実施体制

主査	人間開発部第一グループ基礎教育第一チーム長	佐久間潤
統括 タスク	国際協力総合研修所常勤嘱託 / 人間開発部課題アドバイザー	林川真紀
	企画・調整部ジェンダー平等推進グループ長	鈴木有津子
	人間開発部第四グループ長	富田明子
	企画・調整部平和構築支援室平和構築支援チーム長	田和美代子
	地球環境部第一グループ自然環境保全チーム長	西本玲
	地球環境部第一グループ自然環境保全チーム主査	山田良春
	農村開発部第一グループ貧困削減・水田地帯第一チーム長	森田隆博
タスク フォース	人間開発部第一グループ基礎教育第一チーム職員	小泉高子
	人間開発部第一グループ基礎教育第二チーム職員	根本直幸
	人間開発部第一グループ基礎教育第一チーム職員	宮下綾子
	人間開発部第一グループ基礎教育第二チームジュニア専門員	小荒井理恵
	人間開発部第一グループ基礎教育第二チームジュニア専門員	小林和恵
	経済開発部第二グループ電力チーム職員	土井ゆり子
	アフリカ部中西部アフリカチームジュニア専門員	高橋晶子
	地球環境部第一グループ自然環境保全チーム職員	丸尾信
	農村開発部第一グループ貧困削減・水田地帯第一チーム職員	伊藤圭介
	農村開発部第一グループ貧困削減・水田地帯第一チーム職員	渡辺雅夫
	農村開発部第一グループ貧困削減・水田地帯第一チーム職員	山崎一
	農村開発部第一グループ貧困削減・水田地帯第一チーム職員	柏村正充
	企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員	中村公隆
	企画・調整部ジェンダー平等推進グループジュニア専門員	寺園京子
	企画・調整部平和構築支援室平和構築支援チームジュニア専門員	本郷直子
アイ・シー・ネット株式会社業務推進グループ	半田茂喜	
事務局	国際協力総合研修所調査研究グループ長	桑島京子
	国際協力総合研修所調査研究グループ援助手法チーム長	上田直子
	国際協力総合研修所調査研究グループ援助手法チーム職員	梅宮直樹 (タスク兼)
	国際協力総合研修所調査研究グループ援助手法チームJICE研究員	山本靖子
	人間開発部第一グループ教育課題支援スタッフ	貝瀬香織
	人間開発部第一グループ教育課題支援スタッフ	望田奈保
	人間開発部第二グループ教育課題支援スタッフ	細川綾

4. 報告書作成方法

「1. 背景および目的」で述べたとおり、本報告書は、2004年9月に策定された『課題別指針 ノンフォーマル教育』をベースに、これを補足・拡充するために研究会を設置し、そこでの議論をとりまとめたものである。従って、報告書の一部は指針の内容を抜粋・活用している。その上で、本調査研究の中でタスクが作成した原稿について研究会で議論し、執筆者および事務局で修正したうえでとりまとめたものを随時追加した。

指針からの抜粋箇所と新たに追加された箇所および執筆担当者は次のとおりである。

第1章 ノンフォーマル教育協力の概況（指針から抜粋）

第2章 ノンフォーマル教育に対するアプローチ

2 - 1 協力意義（指針を基に林川タスクが執筆）

2 - 2 協力対象（指針を基に林川タスクが執筆。Boxは中村、寺園タスク）

2 - 3 アプローチ

2 - 3 - 1 基礎教育の拡充と質の向上（梅宮タスク）

2 - 3 - 2 生計の向上（伊藤、渡辺、小林、根本、柏村タスク）

2 - 3 - 3 保健・衛生環境の改善（富田、小林、高橋タスク）

2 - 3 - 4 自然環境の保全（山田、丸尾、小泉タスク）

2 - 3 - 5 平和構築（田和、本郷、小荒井タスク）

（他ドナー・NGO事例は半田タスク）

第3章 JICAのノンフォーマル教育協力への提言

3 - 1 ノンフォーマル教育協力にかかる方針（指針を基に佐久間主査が執筆）

3 - 2 課題ごとの取り組みにかかる提言

（課題ごとに第2章の各課題担当タスクが執筆）

3 - 3 横断的提言（指針を基に佐久間主査・林川タスクが執筆）

付録1 ノンフォーマル教育の歴史概要（指針から抜粋）

付録2 ノンフォーマル教育活動事例（指針から抜粋。協力事例概要のうちJICA事例については、課題ごとに第2章の各課題担当タスクが執筆。他ドナー・NGO事例については半田タスク）

付録3 代表的なNGOの概要と連携の可能性（半田タスク）

用語・略語解説

用語	内容
インフォーマル学習	Informal Education：日常の経験や、家庭、職場、遊び、市場、図書館、マスメディアなどの環境から教育上の影響を受けることによって、態度、価値、知識、技術が付随的に伝達される、生涯にわたる組織的ではない学習プロセス。
エンパワメント	Empowerment：元来、「権力、あるいは権威を法的もしくは正式に授ける」という意味で用いられていた英語。1980年代半ば以降、この語はもっぱら社会的な弱者が（自分自身で）（生きる）力をつけること、そしてその過程を他者が側面から支援することという意味で用いられるようになった。
基礎教育	Basic Education：万人のための教育世界宣言によれば、基礎教育は「人々が生きるために必要な知識・技能を獲得するための教育活動」と定義される。具体的には、就学前教育、初等教育、前期中等教育、およびノンフォーマル教育（宗教教育、地域社会教育、成人教育、識字教育など）を総じて基礎教育と称している。
機能的識字	Functional Literacy：ある集団や地域社会が効果的に機能し発展するために、そしてそこにすむ自分自身が向上するために必要とされる（読み・書き・計算などの）能力のこと。そのような能力を持った人のことを機能的識字者と呼ぶ。
継続教育	Continuing Education：基礎教育が修了した後に行われる成人を対象とした教育。日常生活や職業上の、あるいは専門的なニーズを満たすための教育をいう。
国際成人教育会議	International Conference on Adult Education（CONFINTEA）：ユネスコが主催する国際成人教育会議。1949年エルシノアでの第1回会議以降、約12年ごとに開催されている。1985年の第4回パリ会議の宣言文に盛り込まれた「学習権」の概念は、多くの国で支持され、その重要性が広く再認識された。2003年には第5回会議がハンブルクで開催され、1990年代の教育をめぐる国際状況を総括し、ジェンダー、環境、EFAの成人教育への拡大など、21世紀に向けた課題が重点的に議論された。

用語	内容
国連識字の10年	United Nations Literacy Decade (UNLD) : 2003年から2012年までを国連識字の10年とする国連決議。「万人のための識字」は万人のための基礎教育の中心となり、すべての人の生涯学習の基盤となると再確認し、読み書きのできる環境・社会をつくるのが、すべての人々の生活の質的向上(貧困の減少、健康増進、社会参加の拡大、男女平等)に貢献するとしている。「識字の10年」の実施戦略として、識字を教育制度・開発戦略の中心にすえる、フォーマル教育とノンフォーマル教育の相乗効果を活かすアプローチを採用する、識字プログラムへのコミュニティの参加や自主運営を確保する、すべてのレベルでパートナーシップを築く、モニタリング・評価のシステムをつくるが必要とし、そのためにアドボカシー、トレーニング、リサーチを活用していくことが提言されている。
国連持続可能な開発のための教育の10年	United Nations Decade of Education for Sustainable Development : アジェンダ21、ミレニアム開発目標およびヨハネスブルク・サミットで採択された実施計画を踏まえ、持続可能な開発のためにはあらゆる教育活動を通して市民の啓発活動を展開していくことが必要であるという認識のもと、2005年から2014年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とする決議案(日本が提出)が採択された。決議では、ユネスコがリード・エージェンシーとして実施計画案を策定し、各国政府はそれを勘案しつつ教育戦略を策定することが求められている。決議提案国である日本では、与党プロジェクトチームで環境教育推進委員会が設置され、環境・教育関係NGOの横断的組織「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議が発足。日本ユネスコ国内委員会でも有識者による作業部会が発足している。
識字	Literacy : 日常生活において簡単な文章を理解して読み書きすることができること。そのような能力をもった人のことを識字者と呼ぶ。
識字教育	Literacy Education : 経済的・社会的な理由で、初等教育 (Primary Education) の機会を奪われ、生活上、必要最低限の読み書きができない人を対象に行われる教育。読み書きそのものの習得・能力向上のほか、母子保健や職能開発プログラムなど成人識字教育を媒介にしてコミュニティの積極的な参加を得た事例も多く、多様な社会開発活動の「入り口」としての役割も持つ。
識字率	Literacy Rate : 識字能力には読み・書き・計算能力 (Literacy & Numeracy) と生活に必要な技術 (Life Skills) の習得が含まれるが、識字率のデータ作成にあたっては「日常生活に関する簡単な文章を理解したうえで、読み書きができる」ことが、国際的な統計上の基準となっている。

用語	内容
脆弱性 <small>ぜいじやくせい</small>	Vulnerability：非識字における脆弱性とは、物理的・経済的・精神的な理由から生じる無力さ、無防備さ、不安感を指す。具体的には、非識字であることによって、情報入手が困難であったり、批判に対抗できなかったり、孤立したり、外部からの影響から自己を防衛したり、自分の意見をはっきりと述べるできないなどの状態である。
成長のための基礎教育イニシアティブ	Basic Education for Growth Initiative (BEGIN)：2002年6月のカナナスキス・サミットにおいて、日本政府が発表した教育分野の国際協力に関するイニシアティブ。あわせて、以後5年間に教育協力に対して250億円の政府開発援助 (ODA) を投入することも明らかにされた。重点分野として、教育「機会」の確保に対する支援、教育の「質」の向上への支援、教育の「マネジメント」の改善、が挙げられている。
ソーシャル・ギャップ	Social Gap：ジェンダー、民族、階級、宗教などの違いにより生じる社会的格差の総称。ノンフォーマル教育との関連では特に、富裕層と貧困層、健常者と障がい者、男性と女性 (ジェンダー) の間の格差緩和や、ほかの民族・宗教・文化に対する寛容の精神の育成を図ることが求められる。
ノンフォーマル教育	Non-Formal Education：正規の学校教育制度の枠外で組織的に行われる活動。学校外教育。フォーマル教育 (学校教育) が初等教育の完全普及を達成できていない現状に対応するため、すべての人の基礎教育ニーズを補完的に柔軟なアプローチで満たそうとする活動を指す。これまでに成功したノンフォーマル教育プログラムに共通する点は、小さい対象学区、地域と親の積極的な関与、地元出身の準教員の活用と研修制度の構築、簡略で柔軟なカリキュラム、基礎教育教材の支給などである。また、伝統的な教育形式、宗教施設などの伝統的な教育施設の強化なども効果的とされる。1990年のEFA宣言では、「十分な教育を受けていないすべての子どもと成人に対し、初等教育の学習基準と同じものを提供し、かつ十分な支援を行うべき」としている。
万人のための教育世界会議	World Conference on Education for All：1990年にタイのジョムティエンで開催された世界会議で、基礎的な学習ニーズを満たすための教育機会の保障は、すべての子ども、青年、成人にとつての基本的な権利であることを踏まえ、基礎教育 (Basic Education) の普及が国家的・国際的な義務であることが確認された。この会議で採択された「万人のための教育世界宣言」は、初等教育を中心に理解されていた基礎教育の概念を拡大し、早期幼児教育、成人識字教育、ノンフォーマル教育などを含めたより包括的かつ柔軟な基礎教育のあり方を提案した。

用語	内容
ピア・エデュケーション	Peer Education：ピアとは「仲間、同じ立場に立つもの」の意味。同じような社会背景や、経験、価値観を共有するグループのメンバーの一人として、自身の体験を生かしつつ同じ問題を抱える人々とともに問題解決を図る支援を行うピア・エドゥケーターが中心となって行う教育活動。特に、HIV/AIDSやリプロダクティブ・ヘルスなど保健医療分野で利用されることが多い。
フォーマル教育	Formal Education：確立した教育機関において制度化されたフルタイムの学習が与えられる教育システム。学校教育。主に5歳から25歳くらいまでを対象とすることが多い。
ポスト識字	Post Literacy：一定期間の基礎的な識字学習を終えたあと、識字能力の維持と向上のために継続して行われる識字教育活動。主に生活に役立つ知識や技術について学ぶ、機能的識字活動や継続教育を指す。
マイクロ・ファイナンス	Micro-finance：貧困層や低所得者層を対象に、貧困緩和を目的として行われる小規模金融のこと。
ミレニアム開発目標	Millennium Development Goals (MDGs)：国連、経済協力開発機構(OECD)、世界銀行、国際通貨基金(IMF)によって1990年代に策定された国際開発目標が2000年9月の国連総会で拡充され、採択されたもの。2015年までに人類の将来の反映に向けた基礎的条件を整える重要な国際目標として以下の8つを掲げ、明確な目標を定めている。 極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、ジェンダーの平等・女性のエンパワメントの達成、子どもの死亡率削減、妊産婦の健康改善、HIVエイズ、マラリアなどの疾病の蔓延防止、持続可能な環境づくり、グローバルな開発パートナーシップの構築。
ライフ・スキル	Life Skill：教科教育を超えた、実生活に役立つ実践的で有益な知識や技能のこと。職業技術教育的なもの、そのほかの社会教育や保健教育などの2つに大別できる。特に後者は多岐にわたり、人権・平等・自由といった概念の把握や民主化・住民参加などの具体的な方法、HIV/AIDS感染を防ぐための教育、平和教育や環境教育なども含まれ、近年、開発分野で注目されている。いずれの場合にも、ライフ・スキルはその学習形態も従来の教室型教育とは異なり、参加型、双方向性であり、活動中心、学習者中心の学習を通じて学ぶという特徴がある。

略 語	内 容
ADB	Asian Development Bank : アジア開発銀行
ADEA	Association for the Development of Education in Africa : アフリカ開発教育機構
BRAC	Bangladesh Rural Advancement Committee : バングラデシュ農業調査センター
CIDA	Canadian International Development Agency : カナダ国際開発庁
CLC	Community Learning Centers : コミュニティ学習センター
CSO	Civil Society Organization : 市民社会組織
DANIDA	Danish International Development Assistance : デンマーク国際開発庁
DFID	Department for International Development : 英国国際開発省
EFA	Education for All : 万人のための教育
ICT	Information and Communication Technology : 情報通信技術
NGO	Non-Governmental Organization : 非政府機関
NORAD	Norwegian Agency for Development Cooperation : ノルウェー開発協力庁
Sida	Swedish International Development Cooperation Agency : スウェーデン国際開発協力庁
TLC	Total Literacy Campaign : 完全識字キャンペーン
UNDP	United Nations Development Programme : 国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : 国連教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund : 国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund : 国連児童基金
WFP	World Food Programme : 世界食糧計画

出所：国際開発ジャーナル社（2004）『国際協力用語集（第3版）』

JICA国際協力総合研修所（2002a）『開発課題に対する効果的アプローチ 基礎教育』

JICA国際協力総合研修所（2003）『開発課題に対する効果的アプローチ 貧困削減』

小林和恵（2001）『非識字問題への挑戦』

ユネスコ（1958）『教育統計の国際標準化に関する勧告』

ユネスコ（1978）『教育統計の国際標準化に関する改訂勧告』

UNESCO Webサイト

外務省 Webサイト

要 約

第1章 ノンフォーマル教育協力の概況

1-1 世界における教育の現状

ユネスコ（国連教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO）の統計によると、15歳以上の世界の成人の5.5人に1人が非識字者であり、その数は約8億人に上る（うち99%近くが開発途上地域に集中）。また、世界には、学齢期にあるが就学していない子どもたちが1億300万人以上存在している。また、中退が初等教育において大きな問題であり、就学しても貧困そのほかの理由で小学校5年生までに中退する児童の割合が開発途上国では平均16.7%に上る。

1-2 ノンフォーマル教育の定義と特徴

フォーマル教育が制度化された学校教育システム内での教育活動である一方、ノンフォーマル教育（Non Formal Education: NFE）は、ある目的をもって組織される学校教育システム外の教育活動である。ノンフォーマル教育は、人々が生活の中で直面する課題をテーマに取り上げることができる、地域の特性に合わせた教育プログラムの実施を可能とする柔軟性や、紛争や災害などの不安定な状態にも対応できる即応性を持つ、子どもから成人まであらゆる人々に対して必要に応じた学びの場を提供できる、保健・衛生、環境保全、ジェンダー、人権、平和構築など多様な開発課題に対応する基礎的能力の開発に貢献できる、といった特徴を持っている。

1-3 国際社会のノンフォーマル教育援助の動向

ノンフォーマル教育を形づくる潮流としては、成人教育、識字教育、生涯学習の流れがあり、これらは相互に関連している。また、1990年以降の「万人のための教育（Education for All: EFA）」にかかる国際会議、2003年から

始まった「国連識字の10年」イニシアティブなどにおいて識字などの重要性が再確認されているが、「投資の見返りが明確でない」、「評価・モニタリング体制が確立されていない」などの理由により、ドナー（特に二国間援助ドナー）の援助をひきつけるのが難しいとされてきた分野であり、各ドナーの教育セクターへの援助予算の配分を見ても、ノンフォーマル教育分野への支援は浮き沈みの落差が大きい。二国間ドナーでノンフォーマル教育分野を長年支援してきている、もしくは優先課題としている国としては、英国、カナダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークなど、国連機関では、ユネスコ、ユニセフ（国連児童基金、United Nations Children's Fund: UNICEF）、そして国連人口基金（United Nations Population Fund: UNFPA）と世界食糧計画（World Food Program: WFP）などが挙げられる。

他方、一般的に、非政府組織（Non-Governmental Organization: NGO）はノンフォーマル基礎教育に力を入れているが、規模が全国レベルになることはあまり多くなく、草の根レベルでじっくりと成果を上げる例が多い。

1-4 我が国の援助動向

日本の主なノンフォーマル教育支援は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）、文部科学省、外務省などによって実施されているが、このうち、JICAによるノンフォーマル教育に対する支援実績額は1480万ドルに上り（2001年度）、その規模は国内で最大である。

日本は2002年に「成長のための基礎教育イニシアティブ（Basic Education for Growth Initiative: BEGIN）」を提唱し、その中でノンフォーマル教育を基礎教育の普及における支援策の一つとして明示しているが、JICAのノンフォーマル教育への支援についても教育分野における実績全体の7%（2001年度実績）であり、実績はまだ少ない。しかしながら、近年、JICAのノンフォーマル教育分野での取り組みは着実に拡大されており、新たな協力ステージに入ってきているといえる。

第2章 ノンフォーマル教育に対するアプローチ

2-1 協力意義

教育は基本的人権であるとともに、個人の生活の質向上を可能にする知識や技術を習得し、個人の自尊心や自信を育てていく活動である。基礎的な学習のニーズの範囲や、どのようにしてそのニーズを満たすかは、国や文化によってそれぞれ異なり、不可避免的に時間の経過とともに変化することから、農村部と都市部の違い、ジェンダーの違い、学齢児童や学齢を過ぎた成人など年齢による違い、それぞれが置かれた国や社会の状況を十分に考慮して、基礎的な学習のニーズを満たすことが求められている。このようなフォーマル教育だけでは補いきれない「基礎的な学習のニーズ」を充足するために、また、これを通じて開発途上国が直面するさまざまな開発課題に対応するために、ノンフォーマル教育の活用が有効な手段となりうる。

2-2 協力対象

活動の対象者となる人口は開発途上国の成人から子どもまですべての人々の中で、教育を受けていない子どもたち、成人非識字者、十分な教育を受けられなかった青年や成人などが対象となる。

同時に、「女性・女子」、「少数民族」、「障がい者」、「都市貧困層」などの、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々が課題横断的に優先的に考慮されるべき協力対象となる。

2-3 アプローチ

「基礎教育の拡充」、「生計向上」、「保健・衛生環境の改善」、「自然環境保全」、「平和構築」の5つの開発課題別のノンフォーマル教育支援の意義とアプローチは次のとおり。

2-3-1 基礎教育の拡充と質の向上

「EFA」の達成のためには、従来基礎教育という概念の中心にあったフォーマル教育だけでなく、成人教育を含むノンフォーマル教育といった学校外の教育を拡充する必要があることが近年強調されている。これは第一に、

学齢期を超えた成人・青年に対しては制度的にフォーマル教育による教育の提供は難しく、おのずとノンフォーマル教育によるアプローチが重要になること、第二に、ノンフォーマル教育がフォーマル教育に比して**柔軟性、迅速性**といった利点を持つこと、第三に、年齢に関係なく教育の機会を提供するノンフォーマル教育は、**生涯教育**の重要性が謳われる今日の社会において、これを実現するための重要な手段と考えられること、による。

具体的な協力目標、活動としては、就学年齢の子どもについては、「非就学児童に対する基礎教育の機会の提供・保証」、および「フォーマル教育の就学率の向上」、成人・青年については、「識字率の向上」などを協力目標として、政府の政策策定能力向上、教育サービスの量的・質的向上、家庭側の経済的・社会的阻害要因の緩和などの活動を行う。また、コミュニティの住民全般を対象に、移動図書館やリソース・センターの設置を通じた教育環境の整備を行う。

JICAはその基礎教育協力の方針において、**アクセスの拡充、質の向上、マネジメントの強化**、の3分野を重点課題として示しているが、ノンフォーマル教育においてもこれら3つの柱を重点とする協力が必要であると考えられる。

2 - 3 - 2 生計の向上

生計向上をより効率的に実施し持続性を保つためには、まずは住民自らの自主性と責任意識を醸成しなければならない。そのため、生計向上活動に従事する住民組織の構築・強化のためには、それぞれの活動に関する技術的なインプットのみを行うのではなく、ノンフォーマル教育アプローチによる**自主性・責任感の「意識付け」**を行うための啓発活動も盛り込む必要があり、これらを「**総体的・体系的・持続的に**」実施することにより住民組織自体の活動が活性化するとともに、**中長期的な生計向上アプローチ**が可能となる。

具体的な協力目標、活動としては、収入創出活動、農業・工業技術訓練、職業・技術訓練を通じた「収入の向上・安定・保護」、識字教育を通じた「支出の適正な管理」、住民組織化支援などを通じた「**社会関係資本の構築・強化**」を行う。

なお、個々人・地域コミュニティが有する生計資産は、農村部と都市部と

で大きく異なることから、両者の相違点を踏まえたうえでそれぞれの成果を達成するためにどういった能力あるいは生計資本を必要とするのかを考える必要がある。

2 - 3 - 3 保健・衛生環境の改善

プライマリ・ヘルスケアの実践においては、保健医療サービス提供側からのアプローチに加えて、住民がよりサービスを利用しやすくなるような工夫をすることと住民が保健衛生に関する基本知識を得られるように導くこと、さらに、住民自身が適切にサービスを活用する能力をもつことが求められていることから、**住民の側からのアプローチ**が必須となる。この住民側からのアプローチを促進するために、ノンフォーマル教育は、子どもから成人までの幅広い対象者に対してアプローチすることが可能となる、対象者に適した教育内容や教育手法、メディアを選択することができる、住民主体の学びを重視することから、**住民の課題に対する意識化と気づき**を促し、**長期的な教育への取り組み**を可能とする、住民がもつあらゆる教育機会（例えば、成人識字教育など）において、コミュニティ全体の学びを醸成し、保健・衛生環境の改善に関する取り組みを促すように働きかけることが可能となる、といった利点を持っており、最も知識を必要とする人々に、効果的に知識を伝達し、個々人の学びと実践を促進することにおいて最大の威力を発揮する。

具体的な協力目標、活動としては、第一に、地域で当面の健康問題となっている疾病や生活状況に関し、住民が基礎知識や医療サービス情報を習得することを通じて健康状態の改善を図る。第二に、育児・栄養や調理の基本的な知識・方法を伝達することを通じて栄養改善を図る。第三に、リプロダクティブ・ヘルス関連の教育・広報活動を通じ知識の向上と安全性行動を促進する。第四に、予防接種に関する知識の普及を通じ予防接種率を向上する。最後に、健康と水・環境衛生の関わりについて保健・衛生教育を通じて理解を進めるとともに、日常において衛生習慣が改善され、地域の住民活動を促進することを目指す。

これらの活動を行う際には、住民のニーズを的確に把握し、適切な教材やツール、アプローチを選定し、地域の人的ネットワークを活用した活動を実

施す必要がある。また、活動の主体となるネットワークを形成していくことを通じ、保健・生活環境改善のための住民主体の活動に発展することが望まれる。

2 - 3 - 4 自然環境の保全

自然環境保全への取り組みにおいては、地球規模と地域社会レベルでの取り組みが重要となるが、いずれの場合も、保護区域の指定や管理といった、いわゆる上からの管理だけでは保全が進まないのが実情である。これに対して、ノンフォーマル教育を通じて、自然環境を利用している層に対して**日々の生活における環境の利用と管理**を主な内容とした教育・啓発活動を実施することにより、自然環境を過剰に利用しないようにさせることで直接的な効果を高めることが可能となる。また同時に、子どもも含め現時点では自然環境の過剰利用の主体とはなっていない層が、学校教育を含めたフォーマルな教育活動以外にも、自然環境に対する認識を高め、自然環境を利用する**ルールを学習**する機会を持つことにより、将来自然環境に悪影響を及ぼす可能性を抑制するという、間接的な効果が期待できる。

具体的な協力目標、活動としては、非生産者層については、ネイチャーゲームなどを通じて自然に触れ合う中で自然環境を意識させ、また、外部からの視点を導入することで、自然環境の多面的機能について認識を高め、自然環境に対する尊敬と畏怖の念を抱くようにし、もって日々の生活において自然環境に対するインパクトの小さい行動を選択するように促すことを図る。また将来、自然環境を過剰に利用する潜在性が抑制され、さらには周辺で進行しつつある自然環境の過剰利用・開発活動を監視し、抑止する役割を担うようになることも期待される。生産者層に対するアプローチでは、啓発活動と並行して、生産活動の種類や慣行などの**具体的な変革を誘導**すべく活動を行うことが必要であり、自然環境保全協力の一つのコンポーネントとしてノンフォーマル教育活動を組み込むことが必要である。最後に、都市住民については、日常生活と自然環境の関係の理解を深めるための活動を通じて、特定の自然環境に対する都市域からのインパクトの低減、自然環境保全活動への参画を促進する。

2 - 3 - 5 平和構築

一般的に、紛争後の復興初期段階の国においては教育制度を再建することが急務の課題であるが、紛争終結直後はしばしば政府の機動力が低く、フォーマル教育活動を広範囲に行うことは難しく、また、さまざまな年齢層・裨益グループの多様な学習ニーズを満たすためには、**多様な教育内容と手法**が必要であり、ノンフォーマル教育のような**柔軟なアプローチ**が不可欠となる。特に、平和の定着や平和な社会の構築を目指す和解や治安回復（除隊兵士支援） 経済復興支援（職業訓練） 社会的弱者支援、人道緊急支援などの分野では、ノンフォーマル教育が果たしうる役割が大きい。

具体的な協力目標、活動としては、子どもについては、各種基礎教育活動を通じて教育へのアクセスを拡充する。成人については、技術訓練、保健衛生関連プログラムなどを通じて識字能力や生計維持のために必要な技能の習得を目指す。障がい者についても、技術訓練、識字教育などを通じて経済・社会活動への復帰を目指す。さらに、当該分野特有の対象人口として、難民・国内避難民に対し帰還先で生活を再構築できるような識字能力や技能を修得すること、 帰還・再定住者に対しては、可能な限り早く安定した生活を構築できるようにすること、 除隊兵士については、故郷の村や新しい定住地などのコミュニティに溶け込み、安定した生活ができるよう支援すること、 元児童兵については、一般社会へ復帰すること、を目的とした各種教育活動が必要となる。また、すべての対象人口について、平和な社会を創造するための「**平和教育**」を行う。

第3章 JICAのノンフォーマル教育協力への提言

3-1 ノンフォーマル教育協力にかかる方針

JICA『課題別指針 ノンフォーマル教育』では、基礎教育協力におけるノンフォーマル教育の位置付けについて、「JICAの基礎教育協力の中心がフォーマル教育であることは、今後とも変わらない」としているが、EFA達成のための支援対象が貧困層や少数民族、女子などの社会的弱者や、ポスト・コンフリクト国やスラム街、さらには難民キャンプや遠隔地などにしぼられていくに従い、柔軟性と即効性を備えたノンフォーマル教育への支援は、こ

れまで以上に重要になってきていることを指摘している。特に「人間の安全保障」を協力の基本的視点として前面に打ち出した独立行政法人化後のJICAにとって、これらの社会的弱者や困難地域への支援策としてもノンフォーマル教育は重要である。従って、JICAとしては、今後ともノンフォーマル教育支援を基礎教育分野での重要な支援の一つと位置付け、さらに積極的な支援を行っていくことが必要である。また、他セクター支援の中でのノンフォーマル教育の位置付けについては、ノンフォーマル教育を通じた識字能力・計算能力の獲得や、実生活に根ざした実践的かつ有益なライフスキルの習得は、生計向上、環境保全、保健・衛生環境の改善などのさまざまな開発課題の解決につながるものであり、したがって、これらの他セクターへの支援の中に、成人や子どもを対象にした、いわゆるノンフォーマル教育と整理される活動をコンポーネントとして積極的に組み込んでいくことも重要である。

3-3 横断的提言

ノンフォーマル教育実施の担い手は、政府機関からNGOを含む市民社会まで多岐にわたる。また、当該分野で経験を有する国際機関やほかの二国間ドナーの知見も活用すべきである。そのため、案件形成から実施までの各ステージにおいてこれら多様なアクターとの連携と協力を強化することが重要である。

ノンフォーマル教育は、知識の獲得のみを目指すのではなく、人間として主体的に生きる力の向上をあわせて目指すものである。これらの能力は、周りの人々との関わりや、日々の生活における問題に対する実際の取り組みを通して高められていくものでもあり、そのためには対話を通じた案件の形成・実施を行うことにより、学習者の主体性を導き出す支援を行う姿勢が重要である。

対象地域のニーズや特性、さらには対象地域が育んできた土地在来の知恵などについて、綿密に調査・把握しこれを活用しなくてはならない。これらの調査はプロジェクトの計画段階の初期に行うことが重要であり、適切かつ柔軟に活動に反映させることが重要である。

相手国の持続可能性を高めるためにも、ノンフォーマル教育協力が局地

的な「点」の活動で終わることなく、地域や国内外において普及・定着し、さらには政策レベルに反映され、その結果としての制度化につながり面的な広がりをもつことができるように工夫をしていかななくてはならない。また、NFEの対象者の周りの社会・経済・自然状況を考慮してNFE活動を進める必要があり、必要に応じて地域開発や貧困対策プロジェクトの一つのコンポーネントとしてNFEアプローチを利用するなど、包括的な活動が求められる。

日本では、過去における「寺子屋」、現代における公民館やコミュニティセンターなどを拠点とする行政主導の地域社会教育から、カルチャーセンターなどを拠点とする民間主導の教育事業まで、幅広いノンフォーマル教育の経験を有している。協力実施にあたっては、こうした日本国内における経験を、相手国の現状を踏まえつつ必要に応じて応用していくことが望まれる。

対面型で実施していた識字教育などを広く展開する手段として、また生活上必要な知識を獲得し課題を解決していく手段として、あるいは住民の起業のための道具として、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）はノンフォーマル教育のさまざまな場面で活用が可能であり、ノンフォーマル教育におけるICTの活用を積極的に検討するべきである。

成功プロジェクトを把握し、政府、住民そしてドナーなどにその有効性を訴え、さらにそれを全国展開するためにも、NFEの特徴に対応したモニタリングや評価システムの構築が必要とされている。

現場のニーズを的確に把握しこれに迅速にこえるために、現場で継続的な活動を行うNGOとの連携をこれまで以上に促進することに加え、現場事務所への権限委譲の中で体制を構築・強化することが必要である。また、有識者懇談会の設置やJICA関係者を対象にした各種研修などを通じて、JICAが当該分野にかかる知見を蓄積し、その支援能力の向上を図る必要がある。

第1章 ノンフォーマル教育協力の概況

1-1 世界における教育の現状¹—識字の観点から

ユネスコの統計によると、世界の成人（15歳以上）の5.5人に1人が非識字者である。その数は約8億人に上り、うち99%近くが開発途上地域に集中している²。

成人非識字者数を地域別にみると、南・西アジアが最も多くの非識字者を抱えており、次いでサブ・サハラ・アフリカ、東アジア・太平洋地域、アラブ諸国、中南米・カリブ地域と続く。一方、成人非識字率は、南・西アジアが最も高く、次いでサブ・サハラ・アフリカ、アラブ諸国、中南米・カリブ地域、東アジア・太平洋地域と続く（表1-1）。

表1-1 世界の成人非識字率と成人非識字者数（2002年）

地域	成人非識字者数(千人)	成人非識字率(%)
	全体(男性/女性)	全体(男性/女性)
世界全体	799,147(287,693/511,454)	18.3(13.0/23.5)
先進国	9,151(3,477/5,674)	1.1(0.9/1.4)
経済移行国	998(299/699)	0.4(0.3/0.6)
開発途上国	788,999(284,040/504,959)	23.6(16.6/30.7)
アラブ諸国	69,298(24,947/44,351)	37.8(26.9/49.4)
中欧・東欧	8,464(1,947/6,517)	2.7(1.3/3.9)
中央アジア	333(100/233)	0.6(0.4/0.9)
東アジア・太平洋地域	134,978(39,144/95,834)	8.7(5.1/12.4)
中南米・カリブ地域	39,383(17,722/21,661)	10.8(9.9/11.5)
北米・西欧	6,946(2,709/4,237)	1.2(0.9/1.4)
南・西アジア	402,744(144,988/257,756)	41.7(29.1/55.0)
サブ・サハラ・アフリカ	137,000(53,430/83,570)	38.0(29.9/45.8)

出所：UNESCO（2004）p.268 Table 2 を基に作成。

¹ 小林（2002）

² UNESCO（2004）p.268

いずれの地域においても、男性に比べて女性の非識字率が高く、成人非識字者の約3分の2（64%）を女性が占めている。

成人非識字率は過去30年間にわたり年々減少しているが、非識字者の絶対数は、ラテンアメリカや東アジア地域を除き、むしろ増加している地域が存在する。例えば、中国やインドネシアでは非識字者数を減少させることに成果をあげたが、インド、バングラデシュ、パキスタンなどの国では非識字者数は増加し続けている（表1-2）。さらに、これら南アジアの3カ国（インド、バングラデシュ、パキスタン）で世界の非識字者の45%を占めている現状がある³。

また、年齢集団が高齢になるほど、非識字の割合が高くなる傾向が認められる（表1-3）。従って、途上国における高齢化が急速に進行すると、識字

表1-2 9カ国における成人非識字者数および成人非識字率⁴
(1970年および2000年)

	1970年		2000年	
	成人非識字者数 (百万人)*	成人非識字率 (%)*	成人非識字者数 (百万人)*	成人非識字率 (%)*
	合計(うち女性)	合計(男性/女性)	合計(うち女性)	合計(男性/女性)
中国	244(157)	49(34/64)	142(103)	15(8/22)
インド	221(130)	67(53/81)	287(178)	43(32/55)
インドネシア	30(20)	44(31/56)	19(13)	13(8/18)
パキスタン	28(15)	79(68/91)	47(29)	57(43/72)
バングラデシュ	28(15)	76(65/88)	51(28)	60(51/70)
ナイジェリア	22(12)	80(69/90)	23(14)	36(28/44)
ブラジル	18(10)	32(28/36)	16(8)	13(13/13)
エジプト	14(9)	69(54/83)	20(12)	45(33/56)
エチオピア	14(8)	87(81/94)	21(12)	61(53/69)
小計	618(376)	57(43/71)	626(397)	38(30/47)
世界	858(527)	37(29/45)	862(549)	20(15/26)

出所：UNESCO（2000a）p.38 Table 2.4、（2003a）pp.304-311 Table 2を基に、ノンフォーマル教育課題別指針タスクメンバーが作成。

*1970年のデータ（UNESCO（2000a））に合わせて、2000年の成人非識字者数、成人非識字率（UNESCO（2003a））を四捨五入したものである。

³ UNESCO（2000a）p.37

⁴ 1970年に1000万人以上の非識字者を抱えていた9カ国を対象としている。

表1-3 2000年推計年齢集団および地域別成人非識字率

地 域	15～19歳	20～24歳	25～44歳	45歳以上
サブ・サハラ・アフリカ	26.4	31.6	42.4	72.5
アラブ諸国	20.6	23.7	35.2	66.4
ラテンアメリカ/カリブ	4.1	5.1	8.5	21.4
東アジア	3.6	4.7	9.8	36.2
南アジア	29.4	33.4	64.7	64.7

出所：Wagner (2001) p.33 Table 1より作成。

教育の対象とならなかった成人が非識字者として増え続けることが予測される。また、非識字者は都市部に比べて農村などの地方に多くみられ⁵、少数民族や先住民など社会的弱者であることが多い。

また、世界には、学齢期にあるが就学していない子どもたちが1億300万人以上存在しており、うち半数以上(57%)が女子である⁶。中退は初等教育において大きな問題であり、就学しても貧困その他の理由⁷で小学校5年生までに中退する児童の割合が、途上国全体の平均では16.7%⁸に上る。

これらフォーマル教育だけでは補いきれない、成人から子どもまで十分な教育を受けていない人々に対する「基礎的な学習のニーズ⁹」を充足するためには、ノンフォーマル教育の活用が有効な手段となりうる。基礎的な学習のニーズの範囲や、どのようにしてそのニーズを満たすかは、国や文化によってそれぞれ異なり、不可避免的に時間の経過とともに変化する。従って、農村部と都市部の違い、ジェンダーの違い、学齢児童や学齢を過ぎた成人など年齢による違い、それぞれが置かれた国や社会の状況を十分に考慮して、基礎的な学習のニーズを満たすことが求められている。

⁵ Wagner (2001) pp.14-15

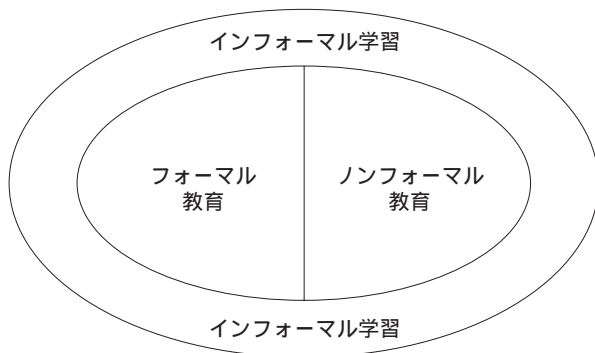
⁶ UNESCO (2004) p.94

⁷ 世界の5～14歳の子どものうち、2億1100万人が、過酷で不健康な状態で日々労働させられている。ILO (2002) p.5

⁸ UNESCO (2004) p.309

⁹ 基礎的な学習のニーズは人間が生存し、自らの能力を十分に伸ばし、尊厳をもって生活し、働き、開発に全面的に参加し、生活の質を高め、知識に基づいて判断し、学習を続けるのに必要な不可欠の学習手段(識字、音声による表現、算数、問題解決能力など)や基礎的な学習内容(知識、技能、価値観、態度など)の双方からなるものとする。

図1-1 フォーマル教育・ノンフォーマル教育・インフォーマル学習の関係



出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

1-2 ノンフォーマル教育の定義と特徴

フォーマル教育は制度化された学校教育システム内での教育活動である。また、インフォーマル学習は、日常の経験などに基づく、組織的ではない生涯にわたる学習プロセスをさす。

ノンフォーマル教育は、ある目的をもって組織される、学校教育システム外の教育活動であり、フォーマル教育を受けていない子どもや成人が対象となる。学校に行けない学齢期の子どもに対するノンフォーマル教育活動においては、フォーマル教育の補完的役割が大きいことから、フォーマル教育システムへの橋渡し、またはフォーマル教育との同等資格の付与が重要となり、国やNGOによるノンフォーマル教育プログラムが充実している例もある。

一方、学齢期を過ぎた青年や成人を対象にした学習でも、子どもの場合と同様に同等資格の整備が求められているが、加えて、問題解決、コミュニケーション能力、交渉能力などのほか、日常生活において必要とされる保健や環境などの生活知識や技術の獲得が重要である。

ノンフォーマル教育は、すべての人々の「基礎的な学習ニーズの充足」のために必要不可欠であり、フォーマル教育とノンフォーマル教育の連携が欠かせない(図1-1)。

ノンフォーマル教育という言葉は、フォーマル教育（初等教育）の非効率性が指摘されるようになった1970年代初頭に登場した。そこでは、「なんらかの形で組織されたフォーマル教育システムの外での教育活動」¹⁰と定義された。

前述のとおり、ノンフォーマル教育は、非就学児童、学校中退者、少数民族、ストリート・チルドレン、移民、国内避難民、難民など、教育を受ける機会がない／なかった人々の基礎的な学習のニーズを満たすための活動であるが、そのニーズの範囲や充足の方法は国や文化によって異なり、さらには変化していくものである。その意味において、さまざまな国や社会状況における各種実践例から学ぶところが多いといえる。

ノンフォーマル教育は、下記の特徴により、よりよい地域社会の形成、ひいては途上国の持続可能な発展にダイナミックに貢献する可能性を持っている。

- 人々が生活の中で直面する課題をテーマに取り上げることができる。
- 地域の特性に合わせた教育プログラムの実施を可能とする柔軟性や、紛争や災害などの不安定な状態にも対応できる即応性を持つ。
- 子どもから成人まであらゆる人々に対して必要に応じた学びの場を提供できる。
- 保健・衛生、環境保全、ジェンダー、人権、平和構築など多様な開発課題に対応する基礎的能力の開発に貢献できる。

ノンフォーマル教育の手法が生かされる分野としては、識字教育、基礎教育（ノンフォーマル初等教育など）、女子教育、就学前教育、青少年活動、母親教育、遠隔教育、図書館や公民館での教育、職業・技術訓練、農業教育、収入向上や村落開発活動、環境教育、保健衛生教育、エイズ対策、栄養改善、平和教育など、さまざまな分野にわたる。また、ノンフォーマル教育の場では、学習者の主体的な学びを促し支援するという立場から、指導者は「教師」ではなく、「アニメーター」や「ファシリテーター」と呼ばれることが多い。

¹⁰ P. H. Coombsの定義による。

1-3 国際社会のノンフォーマル教育援助の動向

ノンフォーマル教育を形づくる潮流としては、成人教育、識字教育、生涯学習の流れがあり、基礎教育開発の歴史において、これらは相互に関連している。成人教育に関しては1949年以来、これまでに5回の国際会議とフォローアップ会議が行われている¹¹。

また、1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための世界教育会議（EFA世界会議）」で採択されたEFA宣言では、初等教育を中心に理解されていた基礎教育の概念が拡大され、成人教育やノンフォーマル教育などを含めた、より包括的かつ柔軟な基礎教育のあり方が提案された。しかし、1990年が国際識字年であったにもかかわらず、識字教育の重要性についての認識はすぐには高まらなかった。EFAの取り組みが初等教育に集中していた、という1996年のEFA中間評価会議での反省を受け、1990年代後半には、中退児童のためのプログラムや成人基礎教育プログラム、コミュニティ・スクールの開設などに対して積極的に支援が行われるようになった。さらに、2003年に始まった「国連識字の10年」イニシアティブは、「すべての人が識字能力を持つこと（Literacy for All）」が生涯学習の基盤となり、生活の質的向上に貢献することを再確認した。

ノンフォーマル教育は、その価値が認識されていながらも、「投資の見返りが明確でない」、「評価・モニタリング体制が確立されていない」などの理由により、ドナー（特に二国間援助ドナー）の援助をひきつけるのが難しいとされてきた分野である。各ドナーの教育セクターへの援助予算の配分を見ても、ノンフォーマル教育分野への支援は浮き沈みの落差が大きい。国際的な大イベントでEFAの目標達成にとりフォーマル教育だけでは限界があることが強調されるたびに、ノンフォーマル教育への「投資」（援助）は増えるが、そのレベルが維持されないことも事実である¹²。しかし、基本的には、

¹¹ 「付録1 ノンフォーマル教育の歴史概要」（p.142）参照。

¹² 「世界教育フォーラム」の開催（2000年、ダカール）に際して実施された、国際機関、二国間援助機関など合計30の援助機関への調査結果によると、基礎教育全体への援助額は増加している。しかし、基礎教育の一部である識字を含む成人教育分野に関しては、多くの援助団体が何らかの支援を行っているとは回答しているものの、実際の活動に関する明確な内容は寄せられなかった。識字を含む成人教育分野における長期的な戦略に欠けている可能性があることが指摘されている。一方で、教育プログラムを実施する23のNGOへの調査結果（Bentall et al. (2001) p.8）では、初等教育の完全普及を目的とした活動を行っているNGOは約半数であるのに対し、9割以上が成人非識字率の減少を目的とした支援活動を行っていることが明らかになった。

ドナー機関は識字教育を含むノンフォーマル教育の重要性について一定の理解をもっており、細々と援助が続いている状態であるといえる。また、2002年のG8サミットで採択された教育開発援助に関する提言にも、就労児童（Working Children）の教育機会を保障するにはノンフォーマル教育のアプローチが必要であることが明記されている¹³。

以下に、二国間援助ドナーと多国間・国際援助機関、NGOによるノンフォーマル教育協力の概要を紹介する（具体的な事例の詳細については付録2参照）。

1-3-1 二国間援助ドナーの取り組み

二国間ドナーでノンフォーマル教育分野を長年支援してきている、もしくは優先課題としている国は、英国、カナダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークなどである。また、ノンフォーマル教育支援の大きな特徴として、ドナーが直接政府に資金援助するよりは、ユネスコやユニセフのような国連機関または国際NGOや現地NGOへの資金援助や事業委託を通して、支援する例が多いことが挙げられる。

Box 1-1 DANIDAの貢献

デンマーク国際開発庁（Danish National International Development Agency: DANIDA）は、1990年代にノンフォーマル基礎教育の支援を積極的に行っていた。代表的なプロジェクトとして、モンゴルの「ノンフォーマル遠隔基礎教育プロジェクト」（1998～2001年）が挙げられよう。これは、ユネスコのプロジェクトに対し、DANIDAが信託基金を提供したものである。同プロジェクトはラジオ、カセット、ビデオを使った遠隔教育で、遊牧民に基礎教育プログラムを供給した。4年間で1万人ほどの対象者が参加し、教育省承認のプログラム修了証を手に入れている。

DANIDAはフィリピンでもミンダナオのイスラム女性たちの識字教室プロジェクトを支援した（1996～98年）。これもユネスコと米国のNGO（World Education）の共同プロジェクトにDANIDAが信託基金を出したものである。ミンダナオの現地NGOとWorld Educationがイスラム女性のための識字教室を開き、収入創出活動を繰り広げ、女性のエンパワメントおよび地元NGOの組織的能力開発（Institutional Capacity Building）を図った。

¹³ G8（2002）参照。

注目すべき点は、最近、ノンフォーマル教育を生涯学習の一環として捉えるドナーが増えていることである。また、支援内容として、読み書き計算やフォーマル教育に準じたカリキュラムでの学習を超え、生活の質を向上させるために必要な基礎的な生活技能（Basic Life Skill）を提供するものにより多くの支援が行われている。よって、従来の読み書き計算技術の習得やフォーマル教育を補完する目的での支援に加え、ノンフォーマル教育アプローチを取り入れた総合的な農村（社会・経済）開発プロジェクトに対する援助が主流になりつつある。

1-3-2 多国間・国際機関の取り組み

2003年は「国連識字の10年」の開始年であり、これを契機に国連機関・国際金融機関が識字・ノンフォーマル教育全般への支援を強調し始めている。また、EFAの目標を達成するためにもノンフォーマル教育の重要性を無視することはできない。

これまでノンフォーマル教育（特に成人・識字教育）を強く推進・援助してきた国連機関としては、**ユネスコ**、**ユニセフ**、**国連人口基金（UNFPA）**、**世界食糧計画（WFP）**などが挙げられる。ユネスコやユニセフが、比較的純粋にすべての人々の基礎教育ニーズに応えるためにノンフォーマル教育活動を展開・支援してきたのに対し、UNFPAとWFPは、あくまでもノンフォーマル教育活動を自分たちの主活動（例えば、UNFPAならば家族計画、リプロダクティブ・ヘルス活動、そしてHIV/AIDS予防教育）の実施を補完する活動として位置付け、ノンフォーマル教育プログラムを導入している。

国際金融機関は、そもそもノンフォーマル教育の投資効果に対して懐疑的であった。しかし、**アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）**や**世界銀行（世銀、World Bank）**は、特に1990年以降、EFAの提唱とともにノンフォーマル教育への支援を続けている。他教育分野に比べるとその援助規模は小さくなく、援助のレベルや傾向も多様である。世銀については、まだ支援規模は小さいが、成人・ノンフォーマル教育に関する独自の政策の策定作業を2002年に開始しており、その影響でノンフォーマル教育に対する注目度も高まることが期待されている¹⁴。

¹⁴ 2002年より世銀は成人・ノンフォーマル教育に関する政策の策定作業を開始し、2003年6月にはユネスコのハンブルク教育研究所と共同で、世銀の政策案検討会議を開催している。

1-3-3 NGOの取り組み

一般的に、NGOはノンフォーマル教育に力を入れているが、規模が全国レベルになることはあまり多くなく、地域・対象人口を絞り、草の根レベルでじっくりと成果を上げる例が多い。ただし、全国レベルで大きな成果・インパクトをあげている団体もあり、バングラデシュ農村振興委員会 (Bangladesh Rural Advancement Committee: BRAC) などは好例である。

また、国際NGOの活動、介入の特徴として、政府のキャパシティが小さく教育が行き届いていないところで、政府に代わって基礎教育活動を展開したり、時には政治的・思想的な理由で介入している場合も多い。大半は「基本的人権」や「開発の権利」の保障・確保などの観点から基礎教育の拡充を支持し、活動しており、草の根レベルで住民のエンパワメントを目指し、参加型事業を展開している。さらに、NGOの活動が一番盛んなところはアフリカやラテンアメリカ地域で、アジア・太平洋諸国ではバングラデシュやインド、フィリピンなどでNGOの活動が目立つ。一方、インドネシア、共産圏である中国や元共産圏のベトナムなどでは、活動範囲がまだ限られている。

1-4 我が国の援助動向

教育を国づくりの礎として発展を遂げた経験を持つ日本は、一貫して教育分野への支援を重視してきた。1990年以降のEFA達成に向けた国際的な取り組みや、2000年に採択された「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」に呼応して、日本は2002年6月のカナダ・サミットにおいて、「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)¹⁵」を提唱し、その中ではノンフォーマル教育を基礎教育の普及における支援策の一つとして明示している。

日本の主なノンフォーマル教育支援は、JICA、文部科学省、外務省などによって実施されているが、このうち、JICAによるノンフォーマル教育に対する支援実績額は1480万ドルに上り (2001年度)、その規模は国内で最大

¹⁵ 2002年6月にカナダ・カナダ・サミットで行われたサミットで、日本が提示した教育支援策。途上国が行う基礎教育普及のための取り組みを支援することを目的とし、重点分野として、「教育の「機会」の確保に対する支援、教育の「質」向上への支援、教育の「マネジメント」の改善、が挙げられている。

である。

1-4-1 JICAによるノンフォーマル教育支援

近年のJICA事業全体に占める教育分野の協力の割合は12～17%で、年々増加傾向にあるものの、ノンフォーマル教育への支援は教育分野全体の7%（2001年度実績）であり、実績はまだ少ない。

しかし、これまでのJICAの協力実績を個別に振り返ると、さまざまな形でノンフォーマル教育の協力が行われてきている。例えば、青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers: JOCV）事業においては、最初から、村落開発、農業や青少年活動などに携わる青年海外協力隊が、成人識字プログラムや生活を向上させるための技術の習得を目的とした活動に協力したり、当初要請はなくとも、現場における必要性から、独自で活動を実施したりしてきている。また、技術協力プロジェクトにおいても、ネパールなどで実施した学校・地域保健プロジェクトや森林保全プロジェクトにおいて、プロジェクトを支える一活動として成人を対象とした識字教育が実施されてきた。しかし、これら協力実績事例は教育協力として認識されていないため、教育協力の実績には含まれていない。

また、近年、新しいスキームである「草の根技術協力事業」¹⁶によって、小規模ながら識字教育などノンフォーマル教育分野の実績が増えつつある¹⁷。また、2002年度から開始した「プロポーザル型技術協力プロジェクト」¹⁸では、ノンフォーマル教育分野の案件として、アフガニスタンおよびネパールで2件が採択され、それぞれのプロジェクトが開始されている。

このように、JICAのノンフォーマル教育分野での取り組みは着実に拡大されており、協力の新たなステージに入ってきているといえる。

¹⁶ 草の根技術協力事業は、NGOや自治体、大学などがこれまでに培ってきた経験や技術を活かして企画した、途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施する事業。

¹⁷ 例えば、ベトナムでは日本ユネスコ協会連盟が寺子屋学校での成人の識字・継続教育支援を、カンボジアではシャンティ国際ボランティア会が学校施設改善や衛生施設、図書館の設置などの基礎教育支援を実施している。

¹⁸ プロポーザル型技術協力プロジェクトは、旧開発パートナー事業でのNGOを含む民間との連携の経験を踏まえて、JICAが開発途上国で実施している技術協力プロジェクトにおいても、民間の活力、創意、ノウハウをより一層活かすために、技術協力プロジェクトの形成または準備段階から参加し、プロジェクトの実施を一括して委託する制度。

1-4-2 文部科学省、外務省によるノンフォーマル教育支援

日本政府による、JICA以外のノンフォーマル教育分野への支援として、文部科学省によるユネスコへの拠出が挙げられる。具体的には、1990年度から継続して、ユネスコに対して「識字教育信託基金」(1990～2001年、総額約690万ドル)と「コミュニティ識字センター信託基金」(1996～2001年、総額約140万ドル)を拠出し、アジア・太平洋地域を対象に識字教育の振興に協力してきた。2001年7月のジェノバ・サミットにおいて、EFAの目標達成に向けた支援の重要性が再確認されたことを踏まえ、2002年度からはこれら2つの信託基金が「万人のための教育信託基金」(2002年度、約74万ドル拠出)として統合・拡充され、EFA目標達成のために有効な、複合的かつ包括的支援を推進している¹⁹。

また、世界各国の在外日本公館が実施する草の根無償資金協力による現地団体への資金供与を通して、識字教育活動に関する施設の設置、関連機材の購入、教材の印刷などが行われている。

¹⁹ 外務省(2003)

第2章 ノンフォーマル教育に対するアプローチ

2-1 協力意義

教育は基本的人権であるとともに、個人の生活の質向上を可能にする知識や技術を習得し、自尊心や自信を育てていく活動である。そもそも自己の持つ知識・技術に自信を持つことによって初めて自己の能力を十分に発揮することができ、積極的な政治・経済活動への参加が実現し、開発への主体的な関与をすることができるようになるのである。

本来、人々の「基礎的な学習のニーズ」はまずフォーマル教育で満たされるべきである。そのため、あらゆる国々において「学校教育（フォーマル教育）」制度が確立され、国民への基礎教育の普及が進められてきた。それにもかかわらず、世界には2002年時点で未だ約8億人の成人非識字者が存在する。さらにその「予備軍」として、1億300万人以上の非就学児童が存在することは前章で述べたとおりである（第1章1-1参照）。

このような事実は、学校教育がすべての人々の基礎教育ニーズを平等に満たすには限界があることを示唆している。学校教育の特徴である（行政による）「基準」や「規制」そして「画一性」をもって、国民のますます多様化するニーズや問題に的確かつ迅速に応えることは困難である。これに対して、ノンフォーマル教育は、前述のとおり柔軟で多様性に富んだ活動特徴を持っており、あらゆる人々の置かれた状況や環境を考慮し、彼らのニーズを的確に把握したうえで計画・展開される。活動の対象者（学習者）が自ら活動・学習内容について提案・計画することも少なくない。ノンフォーマル教育は、識字やライフ・スキルなど生活するうえで最低限必要な基礎的知識の習得から、生計向上につながる技術や職業訓練活動、さらには学校教育への橋渡しの役割を持つ「同等性プログラム」など、多岐にわたる。これらの特徴により、ノンフォーマル教育はフォーマル教育を補完し、個々人の基礎的な学習ニーズを満たす可能性を持っている。

また、そもそも、**非識字であることが人々の脆弱性の一要因**となっており、そのため非識字者は社会的に（そして経済的・政治的にも）弱い立場に置かれている。非識字者は、元来の「個人の属性」（女性、少数民族、障がい者、都市貧困層など）や経済的・歴史的背景が理由で、既に「社会的弱者」である場合も多く、非識字であることがさらにその脆弱性を一層深めていることにもなる。そのため、この脆弱性を軽減し、あらゆる人々のエンパワメントと相互理解を促進するために、「基礎的な学習のニーズ」を充足することは緊急の課題であり、EFAの目指す目標でもある。

さらには、人口増加、自然環境破壊やエイズ問題、そして紛争問題などの地球規模の開発課題（グローバル・イシュー）が年々深刻化している現在、学校教育の普及だけではこれらの開発課題に対応できるような知識・技能を提供することはできず、EFAのみならず、MDGsなどの国際開発目標の達成の観点からも、ノンフォーマル教育などを活用した新たな取り組みが必要とされている。

このように、ノンフォーマル教育活動は、学習者の基礎教育ニーズを満たすことで、自尊心や自信を高め、自己決定力を育み、開発の主体者として経済・社会・政治活動へ平等に参加することを促進するだけでなく、開発途上国が直面するさまざまな開発課題に対応することができるのである。

今一度、「**成人や子どもを含むすべての人々の基礎的な学習のニーズを満たす**」というEFAの目指す原点に立ち戻ることは、MDGs、「国連識字の10年」、「国連持続可能な開発のための教育10年」など、近年の国際社会が掲げるさまざまな目標の実現に資するものである。また、人間の生存、生活、尊厳を守り、欠乏や恐怖からの自由、自らのために行動する自由を保障するという「人間の安全保障」の実現の観点からも、紛争経験国を含む開発途上国全体において、人々の知識や生活技能の獲得と多様性の尊重を促すことが不可欠である。

よりよく生きるための一人ひとりの潜在力の強化とよりよい地域社会や国づくりに向けて、ノンフォーマル教育の果たす役割と重要性を改めて認識し、積極的にその協力を推進していくことが求められている。

2-2 協力対象

ノンフォーマル教育協力においては、開発途上国の成人から子どもまですべての人々の中で、教育を受けていない子どもたち、成人非識字者、十分な教育を受けられなかった青年や成人などを対象に、「基礎的な学習のニーズ」の充足に資する協力を行うことがまず基本的な考えとなる。この考え方を出発点として、予算的・人的・物理的な制限や当事国政府の政策を把握・考慮したうえで、プロジェクト・事業ごとに具体的な協力対象を絞り込み、確定するべきである。また、協力対象は常に人の単位で確定できるとは限らず、都市部や地方といった「地域」であることもある。例えば、ノンフォーマル教育活動のある特定の開発課題の解決の手段として役立てることが主目的になっている場合、その開発課題に特有の対象人口・地域が想定される（各開発課題に特有の協力対象の詳細は、2-3を参照のこと）。

同時に、開発の各課題分野を超えて共通する、いわゆる横断的な協力対象もある。それは「女性・女子」、「少数民族」、「障がい者」、「都市貧困層」などの、いわゆる「社会的弱者」と呼ばれる人々である。これらの人々はそもそも社会・経済のメインストリームから排除されている場合が多く、そのためフォーマル教育を中心とした基礎教育機会へのアクセスが確保されないケースが少なくない。教育機会へのアクセスがない理由には、教育的要因のほか、経済・社会・文化的な理由もあり、非識字であることが、ジェンダー、民族、貧困、障がいなどの個人の属性による社会的格差（Box 2-1参照）をより広げる原因となっている。このため、どの開発課題への対応においても、「社会的弱者」を協力対象として優先的に考慮する必要がある。

何よりも、「社会的弱者」とされる対象人口の多くは、あらゆる分野の開発課題の影響を良くも悪くも直接に受けやすい立場にいることから、ノンフォーマル教育活動を通じて、彼らの「基礎的な学習のニーズ」が満たされ、エンパワーされることは、教育以外の開発課題の解決のためにも不可欠である。女性、少数民族、障がい者や都市貧困人口が、自己の力で社会のメインストリームに参画することで、当該開発課題の解決にも積極的に取り組むことが可能となり、最終的に持続的な発展が可能となる。

Box 2-1 ソーシャル・ギャップ（社会的格差）とは

「ソーシャル・ギャップ（社会的格差）」は大きく分けて3つに分類される。第一には「社会的力関係の格差」、第二に「資源アクセスの格差」、第三に「活動（役割、責任）の格差」である。社会的な力関係は、個人の属性としての年齢、ジェンダー、階級（カーストなども含む）、民族、宗教、身体能力（障がい者／健常者の違い）などの要因が複合的に作用して決定される部分である。このような要因によって決定された力関係の強弱は、次に社会内部の各メンバーの資源へのアクセスに作用し、格差が生じる。社会の各メンバーは、アクセスできる資源を元手として生計を維持するための活動を行い、個人の属性に付随する自他の認識、価値観、行動規範も作用して固定化するようになる。この活動の固定化は、個人が負う役割や責任の分担へとつながる。これら3つの次元は相互に関連し、循環、再生産されるようになっている²⁰。

「ソーシャル・ギャップ（社会的格差）」が開発課題として取り上げられるようになったのは、1990年代からである。社会開発の基本理念においては、開発が「発展」のみではなく、「公正性（Equity）」もしくは「格差の是正（Reducing the Gap）」をも目指すものであることが強調されている。1995年のコペンハーゲンにおける国連社会開発サミット以降、各国ドナー機関の社会開発政策は「公平性」や「格差の是正」に必ず言及している。日本の政府開発援助大綱においても、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差および地域格差を考慮するとともに、政府開発援助（Official Development Assistance: ODA）の実施が開発途上国の社会に与える影響に十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。

2-3 アプローチ

既述のとおり、ノンフォーマル教育の比較優位と強みは、その多様性・柔軟性をもって開発途上国が直面するさまざまな開発課題に対応できる点にある。

そこで、本節では、このような開発課題別のノンフォーマル教育支援アプローチを、「基礎教育の拡充」、「生計向上」、「保健・衛生環境の改善」、「自然環境保全」、「平和構築」の5分野を切り口として整理するとともに、これまでのJICAおよび他ドナー・NGOの協力事例を分析していく²¹。

²⁰ Moser (1993)、Kabeer (1994)、Scoones (1998)、Midgley (1995) 参照。

²¹ なお、2004年9月策定の『課題別指針 ノンフォーマル教育』においては、開発課題は、これらの5つに、「ソーシャル・ギャップの是正」と「HIV/AIDS対策」を加えた7分野としていたが、前者については、全課題にかかる事項であることから、関連箇所に適宜記載する。後者については、プライマリ・ヘルスケアの観点から「保健・衛生環境の改善」という開発課題を整理し直したことに伴い、同開発課題の一部として取り扱うこととした。

具体的には、これら5つの課題ごとに、(1)各課題に取り組む意義・目標、(2)ノンフォーマル教育支援で期待される成果(協力目標)、(3)JICAの取り組み事例、(4)各国・他ドナー・NGOの取り組み事例、について整理を行う。また各項の最後にまとめの表をつけている。これらを踏まえて検討した、JICAによる課題ごとの取り組みに対する提言については、第3章3-2に記載した。なお、表2-1は、各開発課題に対するノンフォーマル教育活動による対応例をまとめたものである。

表2-1 開発途上国において人々が直面する課題とノンフォーマル教育対応例

開発課題	ノンフォーマル教育対応例(具体的活動・アプローチ)
基礎教育の拡充と質の向上 成人・青年の識字率の向上	全国識字キャンペーン 再識字教育(基礎識字より非識字者に脱落した人が対象) 機能的識字教育(社会経済の発展の結果生じたニーズへの対応) 移動図書館、リソース・センター設置
子どもの識字率・就学率の向上	中退児童の基礎教育(同等性プログラム) ストリート・チルドレンの識字・基礎教育(同等性プログラム) 移民・移動民の子どもへの識字・基礎教育(同等性プログラム) 遠隔基礎教育(遠隔地人口対象・遊牧民、地理的・時間的制限ニーズに対応)
生計の向上	収入創出活動一般(Income-generating Activities) 成人農業・工業技術(再)訓練・教育(Extension Education Program) 女性のための収入創出活動・職業・技術訓練 青少年のための職業・技術訓練 住民組織・婦人会組織強化活動
保健・衛生環境の改善	健康教育 栄養教育、家庭科教育(識字教育との組み合わせ) 都市貧困・スラム地域での保健・衛生教育 プライマリ・ヘルスケア・プログラム
自然環境保全	自然資源の運営・管理における支援(行政の能力開発や住民参加型の環境保護区管理など) 環境教育 生計向上プログラムや識字プログラムにおける環境教育
平和構築	平和啓蒙・啓発キャンペーン(全国規模) 多言語相互文化教育活動(Inter-cultural Understanding) 平和教育 人権、紛争予防、環境保全教育 除隊兵士の社会復帰支援のための職業訓練

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

2-3-1 基礎教育の拡充と質の向上

(1) 基礎教育の拡充と質の向上に取り組む意義・目標

1) 一般論としての意義

基礎教育へのアクセスは基本的人権の一つであり、これを保障することは極めて重要な事項であると同時に、基礎教育の拡充を通じた人的資源の開発は国の社会・経済的発展の基盤となるものであるという観点からも、重要な課題と位置付けられる。

特に、第1章1-3に詳述のとおり、1990年の「万人のための教育世界会議」では、教育は基本的人権の一つであり、すべての人々が生きるために必要な知識・技能を学ぶ機会を得てさまざまな問題に対処するために、基礎教育の拡充が重要であることが改めて確認された。また、初等教育を中心に理解されていた基礎教育の概念が拡大され、成人教育やノンフォーマル教育を含めた、より包括的かつ柔軟な基礎教育のあり方が提案され、「すべての人々に教育を(EFA)」が世界共通の目標であるという国際的なコンセンサスが形成された。また、識字教育、成人教育への国際社会の取り組みは古く、成人教育については1949年以来これまでに5回の国際会議とフォローアップが行われている。また、2003年から始まった「国連識字の10年」イニシアティブでは「万人のための識字」がすべての人の生涯学習の基盤となり、生活の質向上に貢献することが再確認されている。

しかしながら、このように教育の重要性が広く認識される一方、前章1-1で述べたとおり、途上国を中心に教育へのアクセスが保証されていない子どもや大人が世界中に多数存在する中、「基礎的な学習のニーズ」²²の充足への取り組みは、引き続き今日の国際社会が抱える重要な課題の一つとして位置付けられている。

2) ノンフォーマル教育支援の意義・役割

上述のとおり、1990年の「EFA世界会議」、さらに2000年の「世界教育フ

²² 基礎的な学習のニーズは人間が生存し、自らの能力を十分に伸ばし、尊厳をもって生活し、働き、開発に全面的に参加し、生活の質を高め、知識に基づいて判断し、学習を続けるのに必要な不可欠の学習手段(識字、音声による表現、算数、問題解決能力など)や基礎的な学習内容(知識、技能、価値観、態度など)の双方からなるものとする。

オーラム」において、「万人のための教育」の達成のためには、従来基礎教育という概念の中心にあったフォーマル教育（学校教育）だけでなく、成人教育やノンフォーマル教育といった学校外の教育を拡充する必要があることが強調されている。その理由は大きく分けて以下の3点に整理される。

第一に、学齢期を超えた成人・青年に対しては制度的にフォーマル教育による基礎教育の提供は難しく、おのずと、ノンフォーマル教育によるアプローチが重要になる。

第二の点は、フォーマル教育の限界を踏まえ指摘されるノンフォーマル教育の可能性・重要性である。既述のように、さまざまな理由で就学していない学齢期の子どもたちが多数存在していることは、フォーマル教育がすべての子どもに教育機会を提供しきれていないことを示している。また、フォーマル教育については、内部・外部効率性や留年・退学率などの点でさまざまな問題を抱えていることが指摘されている。非就学の子どもがフォーマル教育にアクセスできない理由は、経済的理由から社会・文化的理由まで多岐にわたるが、一般的に、中央政府により管理され「画一的」な性格を持つフォーマル教育が、学習者の多様なニーズに対して十分に応えられていないことが大きな要因として指摘されている。これに対して、地域の特性や対象者のニーズに合わせて教育プログラムを形成するノンフォーマル教育は、フォーマル教育が対応できない多様なニーズにきめ細かく対応できる可能性を持っている。また、フォーマルな教育システムを急速に拡充することが困難な国において、NGOやコミュニティなど、公的部門以外のさまざまな主体が教育に参加することを促し、基礎教育を拡充していく可能性が多分にある。

第三に、年齢に関係なく教育の機会を提供しうるノンフォーマル教育は、すべての人の変わりゆくニーズに対応しつつ、生涯教育の重要性が謳われる今日の社会において、これを実現するための重要な手段と考えられる。

(2) ノンフォーマル教育支援で期待される成果（協力目標）

1) 対象人口の抱える問題と協力目標（期待される状態）

「基礎教育の拡充と質の向上」にかかる協力目標については、対象人口を就学年齢の子ども、（就学年齢を超えた）成人・青年、コミュニティの住民全般の3つに分けて整理することができる。各対象人口の抱える問題

と協力目標は以下のとおりである。

就学年齢の子ども

就学年齢の子どもが抱える問題は、十分な質のフォーマル教育へのアクセスがないこと、あるいはその結果として基礎的な学習ニーズが充足されないことにある。フォーマル教育にアクセスできない理由は多岐にわたるが、例えば、近隣に学校がない、あるいはフォーマル教育サービスを拡充するだけではアクセスの問題を解決することができないといったケースでは、代替の教育機会としてノンフォーマル教育を提供する方策を検討することが妥当となる。つまり、フォーマル教育の拡充によりアクセスの問題を解決することが困難な地域においては、ノンフォーマル教育により、非就学児童に対して基礎教育の機会を提供・保証することが協力の目標として挙げられる。これは、ノンフォーマル教育の「フォーマル教育の代替としての機能」による支援である。

第二に、就学、あるいは次の教育段階に進学するための学力を有していないことがフォーマル教育にアクセスできない理由になるケースも多く見られる。この場合は、ノンフォーマル教育を通じて子どもが就学するために必要な学力を身につけ、これによりフォーマル教育への就学率を向上させることが協力目標となる。これは、ノンフォーマル教育の持つ、「フォーマル教育へのブリッジング（橋渡し）としての機能」といわれるものへの支援である。

後者では最終的に子どもをフォーマル教育に戻すことを前提に協力を行うが、前者では必ずしもそれが前提にならないことが、両者の大きな相違点である。

成人・青年

成人・青年の抱える問題は、就学年齢時にフォーマル教育へのアクセスがなかった、もしくは、過去にフォーマル教育を受けたが、受けた教育の質が低かった、あるいは卒業後に獲得した能力を維持するための継続的な学習機会がなかった、といった理由により、識字能力に代表される生活に必要な基礎的な知識・技能を確保・維持できていないことである。従って、基礎教育の拡充と質の向上に焦点を当て、特に成人・青年の非識字の問題を取り上げ、

成人・青年の識字率の向上が協力目標となる。

なお、成人・青年への教育は、彼ら自身に対する教育効果のみならず、地域住民の教育への理解と関心を高め、子どもの就学を促進する結果にもつながる。

コミュニティの住民全般

上記の点に加えて、また、上記の2つの目標を達成した後の、子ども・成人の基礎的能力の自立発展性を確保するためには、対象人口が継続的に学ぶ機会を持つことを可能にする環境づくりが必要である。そのためには、コミュニティの住民全体を対象にした教育・文化施設の拡充が有効であるが、これらの活動はノンフォーマル教育として実現されることが多い。そこで、コミュニティの教育環境の整備が協力目標となる。

2) 支援アプローチ・活動・留意点

目標1「非就学児童の基礎教育へのアクセス、フォーマル教育への就学率の向上」

ノンフォーマル教育を通じた、子どもの基礎教育の機会拡大への支援は、中央政府レベルからコミュニティ・レベルへの介入まで多岐にわたり、また、効果的かつ持続可能性の高い協力を行うためには、こうしたさまざまなレベルへの介入を総合的に行う必要がある。

ア. 政策策定と行政能力の向上

まず、中央政府レベルでは、ノンフォーマル教育に対する政策の策定が課題となる。ノンフォーマル教育に対する政策を明確に示している国はまだ必ずしも多くないが、基礎教育開発のための国家計画の中で、フォーマル教育との関係を整理したうえでノンフォーマル教育をどのように位置付け、これに取り組むかを提示することが求められる。また、中央政府・地方政府レベルでの教育行政能力の向上が課題となっている国が多い。国によっては「ノンフォーマル教育局」、「識字局」といった担当部局が設置されていることもあるが、多くの国では担当部署が明確に決まっていない。そのため関連部局の所掌業務を明確化することが必要である。そのうえで、担当部局の行政能

力の強化のためには、行政官の能力向上、教育法規の整備、教育統計などの基本的な情報の整備、などが必要とされる。

イ. 教育サービスの量的な拡大

教育サービスの量的な拡大の観点からは、フォーマル教育と同様、ファシリテーター/教員の養成・研修、コミュニティ学習センターなどの教育インフラの整備、教科書・教材教具の改善と普及、などが必要とされる。

ウ. 教育サービスの内容・方法の改善

教育サービスの内容・方法の観点からは、学習者やコミュニティの現状やニーズに即したカリキュラム改善、授業計画や時間割の見直し、教育方法の改善と普及などが必要とされる。ノンフォーマル教育では、フォーマル教育にアクセスのない子どもが主な対象となるため、さまざまな理由により就学の機会を持っていない子どものニーズに教育内容や方法に対応させていく努力が必要となる。例えば、教授内容はフォーマル教育と同等でも、農閑期の集中授業や経済活動時間を避けた教育活動等、授業時間や学期の編成を地域の状況に合わせて柔軟にし、子どもたちがコミュニティや家庭での役割を果たしながらも通学できるようなシステムを作ることによって、より多くの子どもが教育を受けられるようになる可能性が高まる。また、移民/移動民や遠隔地の子どもに対しては、移動図書館や遠隔教育のプログラムへの支援を強化するなど、学習者の状況に最も適した方法で対応することが望ましい。また、プログラムの適切なモニタリング・評価の実施とフィードバックによる質の向上も重要な課題である。

エ. 子どもを取り巻く教育環境の改善

また、教育の供給側の要因だけでなく、児童の家庭の側の経済的・文化的要因にも配慮する必要がある。これらに対応するためには、コミュニティや家庭の教育への理解促進のための啓発活動の実施や、家計負担を軽減するための補助金供与や教育プログラムの無償化を検討し、これらを通じて子どもを取り巻く教育環境の改善に努める必要がある。

オ. フォーマル教育への橋渡し/同等性プログラムの確立

さらに、子どもを対象にしたノンフォーマル教育については、フォーマル教育への「ブリッジング（橋渡し）機能」が期待される場合も多く、この場合は、ノンフォーマル教育を修了することにより、例えば正規の小学校卒業の資格と同等の資格が得られるようにするといった「同等性プログラム（Equivalency Program）」を既存の教育システムと整合させながら確立するための支援が考えられる。また、コミュニティが作った学校に行政が認可を与える制度がある国や地域においては、正規の学校の代替（Alternative Route）としてのノンフォーマル校の活性化に向けた支援ニーズも存在する。

目標2「成人・青年の識字率の向上」

学齢期を過ぎた成人・青年の識字率の向上のためには、成人・青年を対象にした全国規模の識字キャンペーンの支援、学校未経験者のための教育プログラム、基礎識字を習得した後再び非識字者に戻ってしまった人のための再識字教育プログラムへの支援などが考えられる。

ア. 識字キャンペーンの実施

識字キャンペーンは多くの国でこれまでも実施されており、インドの全体識字キャンペーン（Total Literacy Campaign: TLC）をはじめ、成功を収めている国も少なくない。インドのTLCは、8000万人に及び15～35歳の非識字人口を対象に識字の教育機会を与えることを目標とするイニシアティブで、キャンペーンの導入準備、キャンペーン運営・管理組織の立ち上げ、対象地域の現場調査、学習意欲の向上と学習環境づくり、教材開発、ファシリテーターの研修、授業実施、モニタリング・評価の8段階から構成される活動を実施し、1996年以降順次複数の州が完全識字達成を宣言している。

イ. 学校未経験者のための教育プログラムや再識字教育プログラムの実施

学校未経験者のための教育プログラムや再識字教育プログラムの実施にあたっては、基本的に、目標の非就学児童の基礎教育へのアクセス向上のための活動と共通する活動が必要であろう。

重要な留意点としては、特に成人を対象とした識字教育の場合は、基礎的な文字の読み書きや計算のみならず、人々のニーズに応じて、潜在能力をより高められるようなライフ・スキルの教育を組み合わせ、実生活に役立つ知識や技術を得るための教育活動（機能的識字）を行うことが効果的な結果を生み出すことが多い。

目標3「コミュニティの教育環境の整備」

コミュニティの教育環境の整備のための活動としては、移動図書館や教育に関するリソース・センター、コミュニティ学習センターなどの設置が考えられる。

(3) JICAの取り組み事例

これまでのJICAの協力を振り返ると、そもそもノンフォーマル教育分野での協力事例は多くないが、活動内容の観点からは、就学年齢の子どもを対象にしたノンフォーマル校への支援、具体的にはスクール・マッピングを通じた学校建設、地方行政官のキャパシティ・ビルディング（事例1）など、成人非識字者を対象としたコミュニティ・ラーニング・センターの建設、識字プログラムの提供、そのためのファシリテーター/教員の養成、教科書・教材の開発（事例2）など、多岐にわたる。ベトナムの事例2）では、過去に習得した識字能力を失った成人の再教育や、同プロジェクトにより識字能力を得た成人がそれを失わないための継続教育も実施されている。

他方、JICAにとってこれまで支援実績のない分野は、子どもを取り巻く教育環境の改善に資する直接的な支援や、国レベルでの成人識字教育のキャンペーンに対する支援などである。

以下に、子どもを対象とする案件、成人を対象とする案件の代表事例としてそれぞれエチオピア、ベトナムでの協力事例を紹介する。

事例1) エチオピア国住民参加型基礎教育改善プロジェクト

概要

エチオピアの教育分野は多くの課題を抱えている。青年層の識字率は57.4%で、アフリカ地域平均（76.6%）と途上国平均（85.2%）を大きく下

回っている。初等教育就学率も63.9%と途上国の中でもかなり低く、アフリカ諸国の平均(84.9%)を下回る。さらに男女格差も大きく、男子74.8%、女子53.0%と大きな開きがある²³。このような状況のもと、ミレニアム開発目標の一つである「2015年までの基礎教育完全普及および男女格差是正」を実現するためには、エチオピア政府の財源だけでは不十分であることから、基礎教育を必要としている住民が内発的な動機に基づいて基礎教育の整備に参加することが不可欠となっている。また、フォーマル校は設置基準(カリキュラム、施設、教員資格など)が厳格で、多様な地域の教育ニーズに柔軟に対応できないことから、それに代替するものとして、校舎建設費用が比較的安価であり、かつカリキュラム策定が柔軟に行えるノンフォーマル教育が、低コストで質の高い教育のモデルを提供する可能性をもつとされる。州政府もその必要性を認めており、ノンフォーマル校から通常の学校への転校など教育プログラムの「同等化」が進んでおり、一部の州(オロミア州など)ではノンフォーマル教育を3年間受けた子どもがフォーマル教育の5年生に進級できるよう規則を定めている。

上記のような背景のもと、エチオピアにおいては、住民参加による基礎教育改善の取り組みが多くの開発援助機関やNGOにより進められてきた。しかしながら、住民参加を重視するあまり、本来基礎教育の提供に責任を負うべき行政との連携およびその能力向上、ならびに行政と住民の協働については必ずしも十分な配慮がなされてこなかった。そこで、これらの点に配慮した住民参加型の基礎教育を提供するノンフォーマル小学校(CBBEC)のモデル開発を目標として、JICAの協力のもとで2003年11月から4年間のプロジェクトが開始された。

本プロジェクトは行政官と住民の両方を巻き込み、前者の能力向上を図りつつ、同時に後者の教育に対する意識改革を進めて主体者意識を高めながら、ノンフォーマル校を建設・運営するモデルを策定・提供しようとするものである。現在、以下のような成果を目指して活動が実施されている。

地方教育局の行政官の住民参加型学校建設・運営にかかる計画策定・実施能力が向上する。

²³ UNESCO(2004) pp.269、292による。若年識字率は2002年、小学校就学率は2001年統計。

選定された地区においてCBBECが建設され、教育環境が整備される。

CBBECが住民組織と地方教育局との協力で運営・維持される。

CBBECの教員およびファシリテーター（非資格教員）の教授能力が向上する。

また、本プロジェクトでは、エチオピアにおけるノンフォーマル教育の展開について次のような認識を持っている。

ノンフォーマル教育は、行政が基礎教育に対するすべてのニーズに対応できるだけの財政的・技術的能力を十分に備えていない現状に対応するための、あくまでも暫定的な措置であり、本来行政が提供すべきフォーマル教育との関係を見失って独自に提供されるものではない。将来的にフォーマル教育とノンフォーマル教育は一本化され、その運営は行政が行うべきである。

従って、ノンフォーマル教育プログラムの対象者をフォーマル教育プログラムの対象者と差別化し、以下のように焦点を定めるよう、行政府に提案している。

ア) 主に距離、地形などの要因から教育サービスが届かないへき地の子どもたちに教育機会を提供する。

イ) 家事労働や農作業などの理由で、柔軟性の少ないフォーマル教育プログラムには参加できない子どもたちに、より柔軟なカリキュラムやスケジュールを提供する。

ウ) 主に社会文化的背景から、地域の小学校のプログラムに参加しにくい女子に教育機会を提供する。

本プロジェクトの特徴と教訓

本プロジェクトの特徴としては、「就学年齢の子どもに対する基礎教育の提供は本来国が持つべき役割の一つであり、従って、政府のキャパシティ不足などの理由により基礎教育の提供を一時的にノンフォーマル教育の手段に頼らないといけないような状況にあって、将来的に政府が基礎教育を提供できるようになることを念頭に置きつつ、ノンフォーマル教育を支援しよう」としている点が指摘できる。具体的には、コミュニティ・スクール（ノンフォーマル教育校）の拡充を目的としながら、スクール・マッピングを踏まえ

た学校建設支援（アクセスの拡充）、各学校における教育の質向上の支援（質の向上）といった学校への直接的な支援を行うことに加えて、右の観点からこれらの活動に地方自治体を巻き込み、実務および研修を通じて地方自治体の行政官のキャパシティを拡充すること（マネジメント強化）にも注力している。ノンフォーマル教育プロジェクトにおいても、こういった行政への働きかけを含んだ総合的な協力を行っていくことが重要であると考えられる。特にノンフォーマル教育の分野では草の根レベルでの教育活動の支援を中心に行うドナー・NGOが多い中、中央政府あるいは地方政府のキャパシティの強化を通じ、活動が点で終わることなく面的に広がりをもつように働きかけを行うことは、政府間協力を行う二国間ドナーであるJICAが優位性をもって支援を行いうる分野であると考えられる。

事例2) ベトナム北部山岳地域における成人識字教育振興プロジェクト概要

ベトナム政府は、1990年のEFA世界会議を受け、2000年までに国内のすべての省が「識字と初等教育の普及に関する国家基準」を満たすことを政策として掲げた。こうした努力により、公式発表によると成人識字率は93%に達していた（1998年時点）。しかし、ベトナムの成人識字率統計には注意が必要で、統計上、山岳地域などにおいては対象が15～25歳の成人に限定されており、また、対象地域の住民の90%が識字者になると国家基準を達成したと認定されることから、目標が達成されたとする統計発表の陰で、実態としては多くの非識字者が存在する。政府は、特に北部山岳地域を含むへき地の省を目標達成が困難な地域として認識し、国際社会からの支援を求めている。

このような背景のもと、本プロジェクトは、ベトナム北部に位置するライチャウ省の2つの郡（プロジェクト終了時には行政区画の改編により3郡）で、コミュニティ学習センター（通称「寺子屋」）という村レベルでのノンフォーマル教育施設の設立を通じて、持続可能な地域開発につながる識字および継続教育を振興することを目的に、開発パートナー事業による日本ユネスコ協会連盟とJICAの連携案件として2002年4月から3年間実施された。プロジェクトでは、40の「寺子屋」（コミュニティ学習センター）と3つの継続教育センターの設立を通じて、地域の中に成人教育のメカニズムを作り

出し、それにより、成人非識字者、特に15～25歳の女性への識字教育および継続教育を行い、学校に行けなかった人に教育機会を提供すると同時に、人々の生活の向上と地域社会の貧困の緩和を目指した。プロジェクトの具体的な成果は次のとおりである。

プロジェクト運営のための組織が中央から村レベルまで体系的に設立された

延べ734人のコミュニティのリーダーや住民、298人の教育行政官が寺子屋の機能・運営方法に関する訓練を受け、対象地域の40カ村に各1軒の寺子屋、省郡レベルで3つの継続教育センターが設置される。

対象地域の258人の識字教員が成人教育の教授法について訓練を受け、440人の小学校代用教員が現職研修を受けた。

教育の機会に恵まれなかった住民2,094人が識字・識字後・中等レベルの補足教育を受け、9,964人が収入向上プログラムを、9,971人が保健指導・家族計画プログラムを受講した。

生産性向上のための技能、特に識字教育と養蜂技術の習得を組み合わせたプログラムを開発し、教材開発と講師養成、講習会開催支援を行った。

本プロジェクトの特徴と教訓

寺子屋は村人自身の手によって維持管理が行われ、村人の現状やニーズにふさわしい活動が行われる場でなければならぬと考えられたが、一方で、寺子屋の概念そのものがベトナム、特に協力対象地域では新しいものであったため、この新しい概念を定着させるために寺子屋の設立、運営、発展にかかわる関係者への研修に特に力が注がれた。寺子屋で学習活動の機会を得ることができた人々の数は2万人を超え、また学習活動のほかにも、さまざまな文化活動に参加した人や、寺子屋に設けられた図書館での読書によって新しい知識や技術を学んだ人の数を加えると、利用者の数は優に10万人を超えている。

また同プロジェクトの結果として、寺子屋というノンフォーマル教育施設の有効性が広く知られるようになり、同様の施設が急速に国内に広まりつつあり、2004年末時点で、ベトナム全土に4,328の寺子屋が設立されている。これは、プロジェクトを計画・実施する段階から、地域住民のみならず中

央・地方の教育行政関係者と常に対話を持ちながらプロジェクト活動を行うことにより、プロジェクト活動が対象地域のみで局地的に終わるのではなく、終了後にそのインパクトが面的な広がりをもつよう意図されたことによるといえる。

(4) 各国・他ドナー・NGOの取り組み事例

NGO、他ドナー支援については、規模の小さなものから大きなもの、典型的な活動からユニークな活動までさまざまな取り組みが存在するが、ここでは、青年・成人と就学年齢の子どもの両方を対象とし、かつプロジェクトを実施する側の関係者の能力強化を組み合わせ、国レベルでの包括的なノンフォーマル教育推進活動（事例3）、女子を取り巻く教育環境の改善プロジェクト（事例4）、現場の状況に合わせた典型的なノンフォーマル教育活動例、を以下に紹介する（事例5）。

事例3）フィリピンにおけるノンフォーマル教育プロジェクト²⁴ （実施機関：アジア開発銀行（ADB））

概要

フィリピンでは、10歳以上の人口の27%が機能的な非識字者で、7歳から17歳までのグループのうち、290万人が学校に通っていない状態にあり、ノンフォーマル教育による教育機会の拡大が図られている。本プロジェクトは3つのコンポーネントから成り、1つは成人の非識字者を主な対象とし、基礎的ならびに機能的識字力を向上させる機能的教育・識字プログラム（Functional Education and Literacy Program: FELP）である。2つ目は、主に4年生レベルの初等学校の中途退学者、中等学校レベルの中途退学者、機能的教育・識字プログラムの卒業生などを対象にした、正規学校の代替教育の意味を持つ継続教育プログラム（Continuing Education Program: CEP）である。3つ目は、関係者の各種能力強化を目的とした能力強化プログラム（Capacity-building Program: CBP）である。

これらの活動によって、さまざまな成果が得られている。機能的教育・識

²⁴ ADB（2003）

字プログラムにおいては、目標の104%にあたる約40万人の学習者がプログラムに参加し、彼らの識字能力が大きく改善した。また、プログラム提供のアクターとしてNGOや大学機関、地方団体、コミュニティ・グループ、教会関係者などとの連携が進められ、ノンフォーマル教育の提供が地方レベルで行われるシステムが確立した。これにより、中央政府の役割は直接的にノンフォーマル教育を提供するのではなく、全体の戦略やカリキュラムの検討、教材の作成、プログラムの管理・モニタリング・評価へと移行することとなった。

継続教育プログラムにおいては、約7万人の学習者がプログラムに参加し、約5万人が本プログラム内の学力テストを受験した。本プログラムでは正規学校教育の代替教育としてのシステム作りが重要であるため、政策、カリキュラム、教材、実施体制、資格制度などが検討され、正規学校教育との同等性が保証された。また、地方団体とその関係団体、機能的教育・識字プログラムの関係者との連携が進められ、プログラム実施の地方分権化が進んだ。2つのプログラムに共通して、教材については、プログラムの実施手引書、識字教育モジュール、ファシリテーター用の手引書、エクササイズブックが作成された。このほか、本プログラムへの関心を高めるためのアドボカシー活動が行われ、市民の意識が高まった。

また、能力強化プログラムによってノンフォーマル教育局のプロジェクトのマネジメント能力が向上し、地方の関係機関・団体スタッフを対象とする定常的な指導・訓練とワークショップも実施された。そして、質については問題があるものの、情報整備を含んだモニタリング・評価システムが導入された。

全般的には、学校に行っていない子どもや中途退学者、成人の非識字者の識字能力が向上し、初等・中等教育へのアクセスが改善したといえる。特に、自尊心の形成、日常生活に役立つ技能の向上、子どもを育て教育する能力の向上、選挙など市民として果たすべき責任に対する知識や意識の向上、保健衛生に関する知識の改善、生計向上に役立つ技能の習得、雇用や正規学校への編入促進などの効果が見られた。

プロジェクトの特徴と教訓

途上国の政府機関では、正規学校教育の改善を重視する場合が多い。しかしながら、本件は、中央政府機関にノンフォーマル教育を扱う部署があり、ノンフォーマル教育の促進が政府の主導のもとに行われた例として興味深い。中央政府機関は全体の戦略やカリキュラムの検討、教材の作成、プログラムの管理・モニタリング・評価を行う役割を担っており、現場レベルでの実施団体・機関として、NGOや大学機関、地方団体、コミュニティ・グループ、教会関係者などとの連携が促進されている。

本プロジェクトの教訓として、第一に、さまざまな団体・機関が関係する活動を行う場合には、関係者の無用な衝突を避けるため、その役割分担と責任を明確にしておく必要があるといえる。また、その際には関係者および提携機関・団体の能力をよく見極めておくことが重要である。本件でも、モニタリング・評価システムを導入したものの、現地政府スタッフが扱えるレベルを超えたものであったため、持続性に問題があったことが報告されている。

第二には、ノンフォーマル教育プログラムにおいては、量的および質的なベースライン・データを基に、その概念や戦略を明確にする必要があるといえる。本件でも、マッピングや民族調査が行われ、地域の状況やニーズが明らかにされたが、特に、教育と雇用機会との関係など、学習者の周りの社会や経済状況のニーズを総合的に判断して計画を策定することが重要である。同時に、特にプロジェクトの初期段階では、予期せぬさまざまな問題が発生するため、戦略や実施方法、関係者の役割変更も含めてその都度柔軟に対応する姿勢も必要であろう。

事例4) カンボジア女子教育事業「サマキ・クマール・プロジェクト」 (実施機関：財団法人ケア ジャパン)²⁵

概要

本プロジェクトは、特に教育機会における男女格差が顕著なプレイベン州ピムチョアー地区において、小学校を退学する危険性の高い、主に第4～6学年の女子(6～14歳)を対象に実施された1年間のパイロットプロジェクト

²⁵ 本調査研究で実施したアンケート調査(2004年10月)に基づく。

トである。学校教育への機会の改善を目標に行われた活動は主に次の3点である。家庭や社会環境改善のための意識向上ワークショップ、学校やコミュニティ住民からなるワーキング・グループの設立（既存の組織編成）および能力開発・強化、学校、コミュニティ、地方自治体との連携を図ることを目的とした、地域住民によるアクション・プランの実施、運営、モニタリング活動。

これら活動から主に、コミュニティ住民の女子教育の課題への気づきと呼び起こし、女子学生の成長（自尊心・自信の芽生え）、コミュニティ住民のエンパワメント、女子教育に関する地方自治体との連携促進、という成果が確認された。

コミュニティ住民は村落地図の作成および意識向上ワークショップを通して女子教育の現状と深刻さに気づいた。学校在籍中の女子に対しては、だれもが教育を受ける権利があることや、教育がもたらす恩恵などについての啓発ワークショップが行われた。これによって女子学生は教育を続けることの意味や重要性を認識した。

女子学生の成長という点においては、コミュニティ住民が集うPLA（Participatory Learning & Action: 主体的参加による学習と行動）ワークショップで、女子は自身の問題や提案を発表し、人前で話すことを通じて自信を高めていった。

コミュニティ住民のエンパワメントという面では、PLAワークショップやアクション・プランの実施が成果を呼び起こす鍵となった。PLAで話し合われた内容を実際に運営していく中で、コミュニティ住民は課題への取り組み方、そして現状を変えることができるということを知った。さらにアクション・プラン実施の過程では、コミュニティ住民が資金の管理を担い、その結果、コミュニティ住民のマネジメント能力が向上し、またアカウンタビリティ（責任説明）の重要性が認識されることとなった。

女子教育に関する地方自治体との連携促進に関しては、地方自治体（コミュニケーション評議会）の、特に教育問題担当委員のプロジェクト活動全般への積極的参加が確認された。

プロジェクトの特徴と教訓

本件は女子という特定の集団をターゲットとし、その教育状況を改善するため、特に女子を取り巻く人々の意識改革にノンフォーマル教育アプローチがとられた例である。教育レベルが低く公的な場での発言経験が少ない女性の参加の促進にはまだ改善の余地があるが、PLAワークショップに裨益者である女子生徒自身が参加し、エンパワメントされていく過程は、非常に興味深い。

基礎教育の拡充と質の向上のためには、本件のように子どもを取り巻く環境の改善が重要であり、ノンフォーマル教育アプローチは効果的である。地域住民たちは、プロジェクトへの計画立案・運営に参加することにより知識と技術を獲得すると同時に、問題解決のために協同するネットワークを構築することができる。そのような経験や実績により、参加者は自らの力を認識し、心理的なエンパワメントが引き起こされ、特定集団のソーシャル・ギャップの是正にもつながる。しかしながら、上記のような態度や意識の変化には長期的な取り組みが必要であり、それらの変化をモニタリングする方法を地域住民とともに検討する必要がある。

また、女子の教育状況自体が改善しても、教育問題以外のさまざまな要素が絡み合った貧困問題そのものの解決がプロジェクトの視野に入っていないければ、ノンフォーマル教育活動の効果も完全なものにはならないため、女子を取り囲むさまざまな因果関係の分析が必要である。本件でも、事業参加者が活動計画を話し合う段階で、学校施設の問題に終始し、より大きな学校外の諸問題（貧困問題）にまでは話が及ばなかったことなどが限界点として挙げられている。

さらに、本件のような人々の参加を促すノンフォーマル教育活動においては、その参加を促進するための工夫が必要である。例えば女性が積極的に参加できるような環境づくりや、コミュニティの生活パターンに考慮したプロジェクト実施などである。本件でも、コミュニティの生活様式（カレンダー）に対する配慮が一部不足しており、活動の中には、実施時期の問題などからコミュニティ住民の参加が困難なものもあったことが報告されている。

事例5) インド・バンガジャール社会におけるノンフォーマル教育を通じた子どもの識字能力向上プログラム

(実施機関：Rural Litigation & Entitlement Kendra (RLEK))²⁶

概要

本プロジェクトでは、毎日の生活に役立つ知識、スキル、識字能力を持った子どもを増やすという目標のもと、遊牧少数民族であるバンガジャール族の子どもが、毎日の必要な作業をこなした後、興味を持って学習できるような識字クラスが運営された。制服や厳密な時間割は存在せず、多言語指導（ヒンディ語、英語、ガジャール語）がなされ、黒板やチョーク以外に、石や葉っぱなど、シンプルな教材が使用された。子どもの参加を重視し、ゲームや、算数などの難しい教科を教えるのに身の回りの物を取り入れるなどの工夫がなされた。教科内容は、彼らの生活文化に配慮したものとなっており、親が学校に来て自由に子どもの様子を観察することも可能であった。ボランティア教師は、コミュニティ内に宿泊施設を用意され、遊牧民に合わせた生活を送った。6カ月ごとに試験が行われ、これをパスした者が次の学年に進むことができる制度で、親にも成績表が配られた。最初の6カ月間で、20人のボランティア教師が、4,000人の子どもと関わった。また、ノンフォーマル教育フェアを開催し、政府によるプロジェクトの効果測定（子どもの能力測定）が行われた。これにより、ノンフォーマル教育クラスで第5学年を修了できた者は、正規学校の第6学年への編入も可能となる。

子どもたちは必要最低限の読み書き計算ができるようになり、数字や文字に関わるトラブル（買い物でだまされる、政府の名をかたった詐欺など）に巻き込まれなくなったことが報告されている。

プロジェクトの特徴と教訓

本件は、その活動・教育内容から分かるように、正規学校教育で教える内容や教育方法とは全く違ったアプローチで進められる、典型的なノンフォーマル教育事例といえる。特に、本件の対象者は定まった居住地を持たない遊牧民であり、場所を問わないノンフォーマル教育の特徴が十分に活かされて

²⁶ 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年9月）に基づく。

いる例といえる。加えて、フォーマル教育との連携体制も構築されている。この活動は、基礎教育の拡充と質の向上という目的もあるが、学習者の生活パターンや文化に配慮した内容には、少数民族を対象にしたソーシャル・ギャップの是正促進の意味合いも含まれている。

正規学校教育のように、最初に学校や規定のカリキュラムありきという考えではなく、学習者に合わせて場所（学校・教育施設）やカリキュラムが決められるというのが、ノンフォーマル教育の強みである。それはすなわち、ノンフォーマル教育活動を実施する前に、その対象・地域の社会・経済・文化状況をしっかりと把握しておく必要性を意味する。本プロジェクトの前には大人を対象とした識字キャンペーンが行われており、対象・地域の社会・経済・文化状況に対する理解があったため、本件も円滑に行われたものと考えられる。

一方、ノンフォーマル教育活動は現場の状況に即し綿密で独自性に富んだ内容になるほど、また、単純な識字能力の向上のみならず精神的なエンパワメントを目指すほど（ソーシャル・ギャップの是正促進の意味合いが強い場合）、その教育効果の測定は困難になると考えられる。また、本プロジェクトで、遊牧民に合わせた生活を送るボランティア教師の負担が指摘されたように、現場のニーズに応じたきめ細かい活動を行おうとすると、プロジェクト実施側の負担が大きくなり、活動を全国的に展開することも難しくなる。このような限界点を克服するためには、本件でより多くの政府関係者の協力が求められていることから分かるように、政府機関をはじめとするさまざまな機関との連携が必要である。連携体制の構築をいかに進めるかが、独自のノンフォーマル教育活動において検討されるべき事項であろう。

(5) まとめ²⁷

ターゲット 人口	問題点	サブ協力目標	活動・アプローチ	事例
子ども・成人	中央政府・地方政府レベルでの政策策定・行政能力が低い。	政策策定・行政能力の向上	政治的コミットメントの確立 ・国際的な合意・目標、国家の現状、国家開発計画の内容、国民のニーズ、他セクターの動向などを踏まえた基礎教育政策の中に位置付けられるノンフォーマル教育プログラムの策定 ・識字キャンペーンの実施 ・実施体制の整備と教育予算の動向を踏まえた基本戦略と実施計画の策定	子ども 1 3 成人 3
	教育行政能力の向上	教育行政レベリング	・教育行政能力の向上 ・各教育行政レベリング局の所管業務の明確化 ・業務遂行に必要な知識・技能の習得と意識、意欲の向上を目的とした教育行政官研修の実施 ・教育法規、教育統計などの基本的な情報の整備	1 3
	教育サービスを拡充するための教材、教員、インフラなどが不足している。	教育サービスの量的な拡充	・教材教員の開発・配布 ・フアシリテーター/教員の養成・研修 ・コミュニティ学習センターなどの教育インフラの整備 ・ITを活用した遠隔教育	1 3
	教育内容・方法に柔軟性がないため多様なニーズに応えられない。	教育内容・方法の改善	教育プログラムの弾力化 ・学習者やコミュニティの現状やニーズに即したカリキュラムへの改善 ・学習者の生活パターンやコミュニケーションの年間行事などに配慮した年間/月間授業計画や時間割の見直し(例:夜間学校、成人学校、母親学級、遠隔教育など) ・フアシリテーター/教員の増員とその意識・知識・技能の向上 ・教員用マニユアルの開発と普及 ・教員の監督・評価・支援システムの向上 ・教員の待遇改善とモラルや士気の向上 ・継続的な現職教員研修の実施 ・教員の資格基準の見直し ・教員養成課程および教員養成システムの改善	5 2
			カリキュラムの改善 ・センサスや社会調査に基づく識字教育対象者および学習障害要因の特定と右結果に基づくカリキュラム開発 ・カリキュラム改善のための教育研究の促進 ・学習者やコミュニティの現状に即したカリキュラムへの改善	1 2
				2

²⁷ JICA国際協力総合研修所(2002a)を基に作成。

ターゲット人口	問題点	サブ協力目標	活動・アプローチ	事例
子ども・成人	教育内容・方法に柔軟性がないため多様なニーズに対応することができていない。	教育内容・方法の改善	活動・アプローチ 教育方法（教授法）の改善と普及 ・効果的・効率的な教育方法の研究開発 ・教員向け教材の開発と普及 ・児童・生徒の母語による教育と公用語による教育のベスト・ミックスの実現 ・児童・生徒の学習評価手法とフィードバック・システムの確立 教科書／教材教具の改善と普及 ・教科書／教材教具の内容の改善 ・普及と維持管理の適正化	子ども 成人 2
			教育施設の改善 ・適切な施設配置計画の策定 ・施設建設 ・地理的特性、教育方法、建設コストなどに配慮し基本設計・標準仕様の策定 ・多目的使用による施設運用の効率化・改善 ・管理マニュアルの整備や住民参加促進による施設維持管理能力の向上 ・備品の整備と維持管理の適正化	1
			適切なモニタリング・評価の実施 ・適正な評価指標や評価手法の確立 ・評価の制度化と定期的な評価の実施 ・評価結果のフィードバックシステムの構築 ・評価者（教員や視学官）の訓練	2
	家庭側の経済的・文化的要因により子どもが就学が阻害されている。	子どもを取り巻く教育環境の改善	・コミュニティや家庭の教育への理解促進のための啓発活動 ・子どもの教育にかかる家計負担と児童労働の軽減を目的とする奨学金の供与 ・提供される教育プログラムの無償化	4
	ノンフォーマル教育活動の政策上の位置付けが明確でない。	修了資格の公式化、フォーマル教育への就学促進	・プログラム修了資格の公式化 ・同等性プログラムの確立	1
コミュニティ	基礎的能力の自立発展性を確保するための継続的な学習環境が未整備。	コミュニティの教育環境の整備	・移動図書館や教育に関するリソースセンター、コミュニティ学習センターなどの設置。	

2-3-2 生計の向上

(1) 生計向上に取り組む意義・目標

1) 一般論としての意義

「生計」とは、人々が生活を営むための手段と方法、つまり、労働とその対価の獲得、家計の管理、資産運用などを指し、人間の暮らしや生活そのものをも意味する。また、生計は持続的でなければならず、「不測の事態に対応し、潜在能力や資産を維持・強化しつつ、次世代や他者の生計を損なうことなく営まれていく状態」²⁸を達成することが求められる。従って、「生計の向上」とは、単に一時的な収入の増加や食料の増産を指すのではなく、こうした状態を生み出す「生計資本」²⁹や「能力」の開発とその活用戦略、およびこれらに影響を与える構造（制度・組織・政策など）とその構築過程の改善までを含むこととなる。

この「生計の向上」は、近年の国際社会の共通目標である「貧困削減」、さらには我が国・JICAが開発援助における重要政策の一つとして掲げる「人間の安全保障」の確保の観点から、両者を達成するための重要な手段として位置付けられる。貧困削減について、JICAは、「人間が人間としての基礎的生活を送るための潜在能力を発揮する機会が剥奪されており、併せて社会や開発プロセスから除外されている状態」³⁰を貧困と定義し、人々が貧困から脱却し基礎的な生活を送るために必要な能力として、5つの潜在能力（政治、社会、経済、人間、保護的能力）を挙げている（表2-2参照）。前述のとおり「生計向上」とは、まさにこれら「5つの能力」すべてに関連する「能力」あるいは「生計資本」の強化を示していることから、「生計の向上」を通じて「貧困削減」、さらには「人間の安全保障」を目指すことができると考えられる。

なお、本項では、政治的能力と、2-3-1（教育分野）と2-3-3（保健分野）で取り扱う人間的能力以外の、**経済的能力の強化、およびこれを保障す**

²⁸ DFIDによる“Sustainable Livelihoods（持続的な生計）”の概念が有名。

²⁹ 地域コミュニティが有する生計資本としては、人的資本、自然資本、社会関係資本（Social Capital）、物的資本、金融資本の5つが挙げられる。社会関係資本とは、「信頼や規範、ネットワークといった、目に見えないが社会に内在して人々間の社会関係を規定するもの」である。JICA国際協力総合研修所（2002）より。

³⁰ JICA（2002）pp.10-11

表2-2 基礎的生活を送るための潜在能力

能力	内 容	定 義
政治能力	影響力、権利、自由	政策決定プロセスへの影響を持つこと
社会的能力	地位、尊厳、社会関係資本	地域の社会生活に参加できること
経済的能力	収入、生計、職業	容認しうる生活水準を維持するために必要な収入、生計、職業、資産を有すること
人間的能力	教育、保健	健康で衣食住が十分、安全な水へのアクセスがあること
保護的能力	安全保障、脆弱性の緩和、リスク回避	飢饉、災害、紛争、犯罪、暴力、疫病などの各種ショックに対して自らを守れること

出所：JICA（2002）

る社会的能力と保護的能力の強化（社会関係資本）に特に焦点を当て、「生計の向上」を次のとおり定義する。

「生計の向上」の定義

家族の収入が向上・安定化すること、かつ得た収入が個人の能力あるいは家族の属する地域社会における社会関係資本の構築・強化によって適正に管理・保護されることによって、持続的に生活が改善されている状態。

2) ノンフォーマル教育支援の意義・役割

「生計の向上」に向けて「ノンフォーマル教育」のアプローチはどのような可能性を持つのだろうか。「生計向上」に関連する事業におけるノンフォーマル教育が持つ特徴と、そのアプローチを活用する意義は、以下のとおりである。

すべての人々の学びの保障

開発途上国において生計の向上のための支援を必要としている人々は、日常生活に必要な文字の読み書きや計算能力をはじめとする、「基礎的学習ニーズ」が満たされていないことが多い。このような状況に置かれている人々

の多くは、すでに学校教育の対象とならない成人であり、ノンフォーマルな形態においてしか学ぶ機会が保障されないのが現状である。この観点から、学齢児童のみならず、あらゆる人々に学びの機会を提供することができるノンフォーマル教育のアプローチが有効となる。

対象者のニーズに応じた学習内容や手法への柔軟な対応

「生計の向上」の課題を解決するために必要な能力や知識は、それぞれの地域や人々が置かれた状況により多様である。具体的には、収入向上、マイクロ・ファイナンスなどの活動、融資システムや情報へのアクセス、(生活に密着した)技術の習得、文字の読み書きや計算、会計能力、交渉能力、家計管理能力などが想定される。また、法律や諸権利を知ること、それを行わせる能力を身につけること、そのほか、自分たちを取り巻く課題とその解決方法への理解も欠かせない。このように多様な学びは、学習内容や手法について柔軟な対応が可能なノンフォーマル教育により、可能となる。

人々の動機付けや自信の基盤を創る

人々の動機付けや自信を醸成する機会として、何らかの継続的な教育活動の場(例:成人識字教室)が有効に機能しうる。収入を向上・安定させるための特定技術や特定知識の習得のみにとどまらず、人々が自ら「生計」を取り巻く課題を認識し、解決方法を見出し実行していく能力を向上させることは重要である。また、人々のニーズに応じた学びと自信やイニシアティブの醸成など、心理面・精神面でプラスのインパクトを生み出す活動と組み合わせることも有効である。ノンフォーマル教育は、これらに必要な長期的視点に基づき、個々人やコミュニティのニーズに対応した柔軟な取り組みを可能とするアプローチである。

持続的な仕組みづくりを促す

「持続的な生計」を目指すうえで、個人の能力や人々の属する地域社会における社会関係資本が果たす役割は大きい。また、個々人の意識向上・自信やイニシアティブ、動機付けなくしては、活動を「持続的」にすることは難しい。

ノンフォーマル教育活動は、同じコミュニティ内の、問題解決を目指し目的を一つにするグループの単位で行われ、中・長期的視点に基づき、課題解決に至るまで実施される継続性を有する。この学びの過程において、個々人の意識向上や自信はもとより、「生計向上」に必要な個々人を越えたコミュニティ内・地域内の相互扶助意識の醸成を促すことが可能となる。実際の地域全体の生計の向上を目指した種々の試み(後述の事例参照)が示すとおり、あらゆるノンフォーマル教育活動は個人の能力向上や、信頼や規範、ネットワークといった、目に見えないが社会に内在して人々の間の社会関係を規定するもの(社会関係資本)の強化に貢献している。持続性の鍵は個々人の学びと相互扶助意識をはじめとするコミュニティ全体の学びにあり、ノンフォーマル教育によりその機会を提供することが可能である。

(2) ノンフォーマル教育支援で期待される成果(協力目標)

1) 具体的な課題と協力目標

上述の特徴・可能性を踏まえると、生計向上に取り組む場合、具体的には、社会的能力、経済的能力、保護的能力を引き出す、または構築するにあたり、ノンフォーマル教育活動を取り入れることにより貢献しうること(成果)としては、収入の向上・安定・保護、支出の適正な管理、社会関係資本の構築・強化の3点が想定される。

個々人・地域コミュニティが有する生計資産は、農村部(Rural Area)と都市部(Urban Area)とで大きく異なることから、それぞれの成果を達成するためにどういった能力あるいは生計資本を必要とするのかを考える際には、両者の相違点を踏まえることが必要となる。

そこで、以下においては、3つの協力目標について、目標に資するためにどういった能力や生計資本が必要とされるか、またそのためにどのようなノンフォーマル教育活動が必要なのかを、農村部と都市部の相違点を踏まえながら整理する。なお、目標1、2は、個人の能力育成、目標3は、個人の能力育成のみならずグループによる教育活動によって習得可能なものと考えられる。

目標1「収入の向上・安定・保護」

生計の向上を最も直接的に表す指標が収入の向上、安定化とその保護手段の確立であり、農村部・都市部それぞれについて次のとおり目標を設定することができる。

【農村部】農村部の生計資産の特徴は、第一に自然資源への依存度が高いことである。仮に貨幣収入がなくとも、生存を維持するため基礎食糧を確保することが都市部に比べて容易である一方、自然資源の劣化が生計に直接的かつ深刻な影響を与えることを意味する。従って、自然環境の保全などが生計の維持、向上にとって重要な要素となっている。

第二に、農村部では農産物の生産が気象に強く左右されることから、収入が不安定である。また、農産物は一般的に所得に対する需要弾力性が低いため、たとえ全体の経済が成長しても農村部住民の収入増加率は相対的に低い。従って、換金性の高い作物を生産したり、農外収入を確保したりすることが家計の安定化につながる。

以上を踏まえ、農村部における協力目標は、1) 農業収入の安定・多様化、2) 農外収入の確保、3) 自給農業における基礎食料の確保、と整理される。

【都市部】都市部で生計を営むうえでの特徴は、第一に、農村部に比べ、水や食糧、住居といったベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）を満たすために現金を要することである。つまり、貨幣経済に深く組み込まれており、また、行政へアクセスできる可能性が大きい点にある。従って、都市部住民にとっては、公的、民間部門を問わず、雇用の確保が生活するうえでの第一優先課題であるといえる。

なお、都市部の労働市場においては、識字能力などの基礎知識が要求されることが多い。このため、識字率が低く教育を十分に受けていない貧困層が労働市場に参入しにくくなり、彼らの生計向上を困難にしている点を考慮する必要がある。

目標2「支出の適正な管理」

都市部・農村部双方において、自然災害や政治体制の大きな変更など収入

を不安定にする外部要因がある地域では、限られた収入において家計を適切に管理する能力を有することが生計の向上につながる。

目標3「社会関係資本の構築・強化」

自然災害、政情不安、感染症の蔓延、経済危機などの外部要因によって生じる突発的リスクに対し、回避・保護手段を持たない（リスクに対する脆弱性が認められる）地域または人々にとっては、これらのリスクに対処しうる相互扶助メカニズムの構築・強化が目標となる。地域内住民間やステークホルダー間で相互扶助組織を立ち上げ、強化することによって、リスクに対する自己防衛意識と手段を身につけることができ、結果として生計を維持することができる。また、社会関係資本を構築・強化することにより、コミュニティ内に学びの場を創出・育成することも可能である。農村部と都市部の持つ生計資本の相違点を踏まえると、次のような点が重要となる。

【農村部】農村社会を構成するコミュニティは、強い絆や明確な規範を持った血縁や民族などに基づく集団によって成立しており、コミュニティ・ベースの伝統的な相互扶助メカニズムが存在することが多い。相互扶助メカニズムは集団作業の多い生産活動に必須であるとともに、農産物の不作など突発的リスクに対する脆弱性を補う役割を果たしうる。こうした相互扶助メカニズムは、農村部に行き届かない公的な社会セーフティネットを補完する役割を持ち、生計の維持に大きく寄与する。しかしながら、社会関係資本としても理解されるこの相互扶助メカニズムは、人口増加による都市への移住、市場経済の介入など農村社会の内部・外部環境の変化に伴い、崩れつつあるのが現状といえる。伝統的に蓄積された社会関係資本をどう維持し、かつ、より戦略的に活用できるかは、生計の向上を目指すうえで重要なポイントである。

【都市部】都市部は農村部に比べて人々の出身地やバックグラウンドが多様であることが一因となって、住民間の相互扶助メカニズムが機能しにくい。さらに、貧困層の大半はインフォーマルセクターに従事しており、失業保険などの公的なセーフティネットを享受できない可能性が高い。このため、経

済危機、突然の解雇などにより現金収入の道が閉ざされた場合、都市部貧困層は生計維持が困難な状況に陥る危険性が高いことを意味している。

2) 支援アプローチ・活動・留意点

目標1「収入の向上・安定・保護」

- 自然資源を中心とした環境保全への理解
環境教育を通し、自然資源の家計への影響や重要性、また災害時の対策に関する意識と技術の習得を促進する。
- 生産活動に必要な適正技術の習得
農村部においては農村を取り巻く環境・問題点・リソースなどを把握するためのワークショップを行い、何が必要であるか、何ができるかを分析したうえで適正な技術を特定し、習得させる。また、都市部においては、職業技術訓練によって対象者の技術向上、意識変化を目的とした教育活動を実施する。
- 新規収入活動の発掘、起業に必要な基礎知識の習得
農外収入の確保を目的とした技術教育（手工芸、裁縫などの家内工業）や、マイクロ・ファイナンスを導入した新規事業支援活動を実施する。
- 法律と諸権利の的確な知識
土地利用、雇用など収入創出活動に必要な法的知識の習得とともに、その知識を有効に活用する能力を向上させるための教育活動を実施する。
- 読み書き計算能力の習得
収入向上における諸活動の根本としての識字教育および収入創出活動に必要なスキルとしての読み書き・計算能力の向上を達成するための教育活動を実施する。
- 第二次・第三次産業に必要な技術の習得
農外収入を確保するための手段として、第二次・第三次産業に従事するためには、手工業、サービス、マーケティングなどの知識と技術が必要となる。技術教育や体験を通じた学習の中で、これらのスキルアップを図る。

目標2 「支出の適正な管理」

- 家計管理能力の習得

家政教育を中心に、家族における家計管理の仕組みや適正な管理能力を習得する。

- 適切な職能概念

家計の管理に関する世帯内のジェンダー役割の分担や意思決定の方法についての啓発活動などを男女双方に対して行うことにより、より適正に家計を管理するための体制を整備する。

- 読み書き計算能力の習得

支出管理、家計管理の基礎として、関連する情報・知識の獲得と活用および計算能力の習得を促進する。

目標1および2に関しては、それぞれ個人的な能力の育成に関するものであり、人々が日々の生活を送り、さらにはそこでの課題を解決しつつ生計を向上させていくうえで必要な知識や考え方である。これらのアプローチにおいて留意しなくてはならないことは、一方的な知識の伝授にならないようにすることである。なぜなら、個々人にこれらの能力が備わっていなければ、一時的な改善は起こりうるものの、日々の生活を改善しようとする持続性は保障されにくいからである。人々が自分たちの生活の中で、これらの学習活動を通して、問題を自ら認識し、その解決のために具体的に実践していくことが重要である。

また、支援をする側は、活動の柔軟性を備えておく必要がある。なぜなら、知識をもとに具体的な活動が生まれる、あるいは、具体的な試みの中から知識や技術を習得したいという欲求が生まれる可能性があるからである。そのためには、共に学びと気づきの「場」を作り、強化する姿勢が求められる。

なお、学習内容については対象者のニーズによって柔軟に対応しなくてはならない。

目標3 「社会関係資本の構築・強化」

- 相互扶助組織の構築・強化

ワークショップなどを通じて相互扶助組織の意義・必要性を確認し、具

体的な活動を実施しながら、あわせて組織運営にかかる必要な知識・経験の習得を促進する。

- コミュニケーション能力の向上
識字教育、複数言語教育により、地域内外との情報交換、共有のためのコミュニケーション能力の向上を促進する。
- 多文化共生
異文化理解教育、文化振興を推進することで、地域内外での情報交換、共有を行う。
- 読み書き計算能力
識字教育を通じた対外的リスクに関する情報収集・知識習得を図り、セーフティネットを強化する。
- リスク対応能力
突発的なリスクへの対応能力を強化するため、リスク（病気、災害、農産物の不作、経済危機による解雇など）に関する知識の習得を促進する。

目標3に関する事項は、個々人の能力育成のみならず、目的を一にしたさまざまな教育活動のプロセスにおいて、住民の連帯感、相互扶助意識を醸成し、組織の構築や強化に結びつく。ノンフォーマル教育アプローチにより、識字教室などのグループ活動の場においてこのような社会関係資本の強化への貢献が可能となる。つまりここでは、問題解決に向けた個別具体的な手段以上に、何よりも人々の良好な関係づくりや問題点の共有などが重要となる。例えば成人を対象にしたグループの教育活動では、個々人の能力向上よりも、同じ目標に向かって場を共有していることによる成果が大きい場合もある。一方、グループの運営がうまくいかない場合には、個々人の能力向上も達成されにくい。生計向上を獲得していく過程において、個別の知識や技術の習得と、学びの土台を作り出すことが相互に関連し合うことにより、相乗効果を得ることができる。

(3) JICAの協力事例

生計向上にかかる具体的なノンフォーマル教育アプローチの事例分析として、農村部（事例1・2）、都市部（事例3）をターゲットとした案件をそ

れぞれ取り上げることとする。

事例1) マリ国「セグー地方南部砂漠化防止計画調査」(開発調査)³¹

概要

本案件は、開発調査として2000～2003年(フェーズ1)に実施されたものである(現在フェーズ2実施中)。調査目的として、1)持続的な農牧林業の展開を通じて砂漠化防止を目指す農村総合開発計画(マスタープラン)の策定、2)調査過程における調査手法および計画立案に関するカウンターパートへの技術移転、が挙げられている。マスタープランでは、住民の事業運営能力向上、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足、農家所得の増大、自然資源の保管理、女性負担の軽減を目的とした諸活動についても言及されており、これらの活動をパイロット・プロジェクトとして複数の地域にて実施してきた。

以下、諸活動の内容および成果をノンフォーマル教育における「生計向上」の観点から分析し、ノンフォーマル教育活動の有無、インパクトなどを整理する。

調査自体における成果・調査目標の達成状況

調査目的であるマスタープラン策定にあたり、小規模のパイロット・プロジェクトの実施とモニタリングにより、砂漠化防止のためにどのような活動が効果的、持続的かを分析している。またコミュニティからの参加を主とした「テロワール管理委員会」³²というコミュニティ所有物・管理物の維持・運営委員会が形成され、同委員会に対して重点的にキャパシティ・ビルディングが図られたことから、協力目的を達成していると判断される。

³¹ JICA、緑資源公団(2003)を参照。

³² テロワールとは「あるコミュニティが保有し、利用している農地や草地などの空間領域で、コミュニティの所有とその利用権が、地域のほかのコミュニティによって認知されているもの」を意味する。テロワール管理手法とは、一連の住民当事者意識(Ownership)と住民自治意識(Empowerment)の醸成過程を通して、コミュニティが利用している土地資源管理に関する責任を住民に全面的に持たせ、テロワールの自然、生活環境を長期的に改善し、地域的な開発活力を高揚させようとするものである。

ノンフォーマル教育活動による成果・目標達成への貢献度

有効性の高いマスタープラン策定のために、本調査では数多くのパイロット・プロジェクトが実施され、また、持続性などをモニタリングした。パイロット・プロジェクトにおいては、林業、牧畜業改善といった、砂漠化防止に直接的に結びつく技術改善以外にも、さまざまな活動が実施されている。これらは、コミュニティの包括的な生活改善を目指すプロジェクトの一部として明確に位置付けられており、コミュニティからの評価も高い。

「生計向上」の観点に関連するパイロット・プロジェクトとしては、住民組織化、事業実施能力向上（識字、簿記など）、マイクロ・ファイナンス・システム設立、農牧畜改善、農外収入創出（手工芸など）が挙げられる。パイロット・プロジェクトの一部ではあるが、生計向上関連の活動が、包括的なアプローチの一端として、コミュニティの技術レベルのみならず意識面での生活改善に寄与していることが見受けられる。マイクロ・ファイナンス分野では、住民自身による開発活動および収入・貯蓄向上を目的として、住民自身による資金拠出および資金運営を技術的にサポートしたが、その過程において、先行地での研修や融資組織設立・組織運営管理能力向上のための教育活動が取り入れられ、住民意識の向上と持続性の確保に大きく貢献している。

また、手工芸分野では、住民の収入源多様化のために石鹸、染物、化粧軟膏、マカロニ、ジュースなどの製造を実施した。製造を通じ、住民の収入自体が向上し、技術が定着するとともに、より包括的な教育活動として市場へのアクセス、会計能力の一層の向上などの必要性が認識されることとなった。

これらのプロジェクトを通じて言えることは、ノンフォーマル教育アプローチにより、生計向上のための技術や意識がコミュニティに根付き、またそれを目的としたキャパシティ・ビルディングを通じ、コミュニティの主体性を育て、調査終了後の持続性を高めているということである。その意味で、生計向上アプローチは、重要な投入要素の一つとして目標達成のための活動に組み込まれている。

特徴と教訓

本協力では、砂漠化防止のためのアプローチとして、生計向上など複数の

プロジェクトを実施することで、包括的なマスタープランとして機能させることが目的となっている。しかし、生計向上プロジェクトの位置付けはより上位にある「砂漠化防止」のためのアプローチの一つであるとの認識を維持し続けなければ、同アプローチそのものが目的化してしまう、つまり生計向上を目的とした個別のプロジェクトとして成り立ってしまう可能性がある。そのため、生計向上プロジェクトがどのような位置付けにあり、生計向上を達成することによって最終的に砂漠化防止にどのようなインパクトがあるのか、という関連を明確に示すことが重要である。「生計向上」自体の成果を見いだすことも必要だが、それ以上に、協力の中で目的を達成するために、どのような整合性、妥当性のもとに「生計向上」活動が構成されるか、を定義することがより重要であると思われる。

事例2) インドネシア国スラウェシ貧困対策支援村落開発計画(技術協力プロジェクト)

概要

本案件は、1997年3月から2002年2月にかけてインドネシア国南スラウェシ州タカラール県の4つのラボ村を対象として行われたプロジェクト方式技術協力である。このプロジェクトでは、最終目標として、スラウェシ(島)における住民の生活状況の改善が掲げられ、そのためのプロジェクト目標として、南スラウェシ州において適用可能な参加型社会開発モデルの開発(タカラール・モデル)そして上位目標として、スラウェシ島における参加型社会開発のためのモデルの普及・応用が設定されていた。

プロジェクト自体における成果・目標の達成状況

このプロジェクトは、援助される側の人々が、自らの発展を自律的に計画・管理するための社会的能力を向上させ、またそれを支える社会制度・メカニズムを整備するため、タカラール・モデルと呼ばれる一種の「社会的装置」を創出し、新たな開発支援のあり方として提示することに取り組んだ。そして、専門家やカウンターパート、関係機関は、住民が主体的に動き出すための環境づくりに注力し、ファシリテーターに徹することで、住民からの発意・行動を促した。

タカラール・モデルは、以下の3つのコンポーネントから成り立つ。

ファシリテーターである行政によって、住民が、村および住民の経済・社会開発に関する具体的な事業計画を構築・実施できるようになるためのシステム作り

住民が作成した経済・社会開発活動事業計画に対して、行政が財政的、技術的に支援するシステムづくり（SIS-DUK、インドネシア語のSistem Dukungan（支援システム）の略）

上記のシステムの運用に従事する人々（特に地方行政官）に対して知的インプットを行うための人材開発システムづくり（具体的には、ファシリテーター養成および行政が住民の参加手法を理解するための研修モジュールの開発）

プロジェクトの中間評価調査報告書³³によれば、プロジェクト開始後2年目の1999年に、ラボ村集落長より提出された事業計画案は200以上に上ったが、このほとんどは、物やインフラ、資金を要請する内容であり、住民は行政機関や外部の援助機関を陳情先としてイメージしていたことがうかがえた。しかしながら、対話を重ねた2000年には、利害関係者のグループが新しく形成され、また、それまで有名無実化していた既存組織も活性化しはじめた。さらに先進地域住民とのネットワークづくり、および自らのリソースに対する気づきを狙いとして、農業先進地域や手工芸の盛んな地域への視察研修を行った結果、住民が物や金でなく、知識、情報、異なる見方・考え方が生活を豊かにすることができるという意識を持つようになった。

上記の人材開発システムに関しては、参加型地域社会開発（Participatory Local Social Development: PLSD）の手法に基づき、研修モジュールが作成された。この中では、そもそも「研修」のあり方として、「出来合いのものを一方的に押し付けるのではなく、研修対象者が必要としている内容・項目に応じて組み立てていくべきもの」という留意がなされていた。

³³ JICA 社会開発協力部（2000）

特徴と教訓

このプロジェクトの中では、狭い意味でのノンフォーマル教育活動はほとんど行われていなかった。それは、インドネシアでは、あまり機能していなかったものの、政策的には識字教室の制度が村レベルで整えられていたことにもよるが、それよりも、このプロジェクトが具体的な村内での活動に立ち入ることを意識的に避け、村人による事業実施を陰で支える黒子に徹していたことによるものと思われる。

しかしながら、「ノンフォーマル」を「上から画一的に与えられるものでなく、個々のニーズに柔軟に対応するというアプローチ」、そして「教育」を「人間、組織、およびコミュニティの能力の開発」と捉え直すならば、このプロジェクトの経験は、ノンフォーマル教育と持続的な生計の向上を考えるうえで示唆に富むものとなる。

本プロジェクトでは、プロジェクトを推進する過程で、「持続的に貧困削減をするためには何が必要か」という問いかけを突き詰めた結果、「住民が持続的に生計向上を行うためには、住民自身がその気になって努力し、自らの責任で方向を定め、自らを発展させるための能力を向上させなければならない」というメッセージを強く打ち出した。また、能力が向上した住民は、容易にそのコミュニティから流出しかねないことから、コミュニティそのものに能力開発を行う機能を持たせ、さらにその支援を行う行政側の体制整備にも力を入れた。このプロジェクトでは、事業を通じた住民の「体験による学習」に重きを置き、主に能力開発を行うための「環境/装置づくり」を行い、その「コンテンツ」としての農業、保健、手工芸などの知識・技術のうち、何を学ぶかは住民の意思に任せた。このように「学ぶコミュニティ」を創出する試みは、持続的な生計向上に資するノンフォーマル教育の支援のあり方を考えるうえで、大いに参考となるものと思われる。

事例3) スリランカ国「都市衛生環境改善プログラム」(青年海外協力隊)³⁴ 概要

本プログラムは、スリランカの複数の都市における都市低所得者居住地域

³⁴ JICA 青年海外協力隊事務局(2004)、小椋(2004)参照。

住民の生活環境改善を目的とした、青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteers: JOCV）複数派遣プログラムである。スリランカ国側の住宅プランテーション基盤省（以下、住宅省）内にJOCVユニットというプログラム事務所を設け、シニア隊員がプログラム全体のマネジメントや、一般隊員の活動現場である市役所における隊員活動のサポートや新規ニーズ開拓を実施している。

プログラムの成果・目標の達成状況

本JOCV派遣プログラムでは、都市部低所得者の生活環境改善を目的に、これまでに9都市の低所得者層を対象とし、主に地域開発、環境改善、保健衛生、教育、女性と開発の分野における事業が推進されてきた。その中で、隊員の役割は、市役所が実施する各種プログラムのサポート、対象地域における住民のニーズ調査、調査に基づくプログラムの企画および実施、

プログラムの計画・実施に際する住民組織の強化および市役所・関係機関などとのファシリテートと位置付けられている。これらの業務は、村落開発普及員を中心とし、特定の技術支援にも対応できる家政・手工芸・婦人子供服などの職種のJOCVが派遣されてきた。

2001年以降、9市で14人の隊員が活動しているが、本プログラムでは、都市貧困層の生活改善という大目的に向かって、個々の隊員が活動を行い、JOCVユニットが隊員の活動をサポートする、というものであるため、隊員活動が直接的に本プログラムの大目的を達成するというログフレームが存在せず、住民の生活改善に対する裨益効果を客観的に測る指標は存在しない。この点において、本プログラムの達成度は測定し難いが、各都市における隊員活動に関しては、住民のニーズに合致し、対象層へのインパクトが大きいという評価を受けるものが多い。

ただし、隊員活動は住民組織強化によるインフラ整備支援、女性グループ強化を中心としたマイクロ・ファイナンス支援、環境教育、所得向上訓練（手工芸、洋裁など）、ゴミ収集の効率化、住民参加型給水事業、保健・栄養指導など多岐にわたり、個別活動の成果は活動の種類や隊員の属人的資質によって影響を受けやすいのが現状である。また、多くの活動に関し、自立発展性が低いとの評価がなされている。これは、隊員活動が、カウンターパー

トである市役所側の地域開発アシスタントの事業実施を側面支援するものというよりは、むしろ隊員自身が活動の中心的役割を担ったり独自の予算を運用する傾向が強いため、必ずしも実施者側の技術的・制度的・予算的キャパシティが十分育つ結果に至っていないことが大きな原因であると思われる。また、隊員が交代すれば活動が継続しない（引き継ぎの困難さ、個々の隊員の着眼点の違いから、隊員が変わるとアプローチが変わる）、後任が確保できないなど、ボランティア事業の制度面での特殊性も一因となっている。

ノンフォーマル教育活動による成果・目標達成への貢献度

本プログラムでは、上述のように多様な活動を実施しているが、これらの活動に共通していえることは、住民の組織化の促進および組織強化を行うことで住民自身が主体的にニーズを抽出し、活動に参加できるような環境整備に配慮している点である。また、スリランカにおいては住宅省がNGOなどと連携してこれまで支援してきた参加型開発手法が地域レベルにもある程度浸透しているため、本プログラムにおいても、組織化・組織強化のためのワークショップが頻繁に実施されてきた。生計向上の観点からは、女性グループ設立を支援しワークショップを通じて融資システムに関する教育活動を促進することで、女性グループを中心とした住民組織（Community Based Organizations: CBO）のマイクロ・ファイナンスにかかるキャパシティ・ビルディングに貢献している。また、手工芸・洋裁などの特定技術による収入向上プログラムについても、技術指導のみならず、製品を販売し所得を得るためのマーケティングに関するワークショップなどの活動も見られ、生計向上のための教育活動がプログラムの主要なコンポーネントの一つとして実施されている。

以上から、本複数派遣プログラムにおいて、住民グループの活動に対するJOCVによるサポートは、ノンフォーマル教育の観点から住民組織の構築・強化および収入の創出・向上のための教育活動として位置付けることができ、また、プログラム成果を達成するために貢献しているといえる。

特徴と教訓

本複数派遣プログラムでは、住民のスキルアップのみならず住民組織自体

のキャパシティ・ビルディングを目指し、ワークショップなどにおいて教育活動を実施しているため、住民組織の強化・活性化・ネットワーク化がより進んでいる点がノンフォーマル教育活動の成果として挙げられる。一方で、生計向上に関する教育活動などを通じ、マイクロ・ファイナンスや所得向上のための専門技術習得に関わる住民を中心に、地域社会や家庭における役割が変化することも考えられる。また、成人の活動が活発化することで、当然ながら子どもの役割も変化してくる。生計向上の観点からノンフォーマル教育を推進する中でも、その主要活動層以外の住民に対しても、啓発活動やサポート活動を盛り込んでいくことが重要である。住民生活の向上は、さまざまな分野での活動成果が総体として融合され初めて達成される。生計向上の活動によって住民生活環境が変化する可能性があるため、JOCVの活動においても、これまで実施してきた住民のエンパワメント・組織化と関係機関の連携強化を今後とも促進し、子ども会活動や環境教育など、他分野での活動と連携した教育活動をさらに推進していくことが望ましい。

(4) 途上国・他ドナー・NGOの取り組み事例

ここでは、1) 女性を対象にした生計向上プログラム、2) 障害者の自立支援のための職業訓練活動を紹介する。

事例4) 女性に対する教育および金融サービス(実施機関: ダッカ・ア ーサニア・ミッション(Dhaka Ahsania Mission: DAM))³⁵

概要

女性メンバー約1,250人を対象に、持続的な生計ならびに経済的エンパワメントを目指し、基礎・継続・生涯教育と職業訓練がDAMによって行われ、マイクロ・クレジット・システムの構築を中心とした金融サービスがほかのローカルNGOであるAssociation of Social Advancement(ASA)によって提供されている。

具体的には、識字者になった女性を対象に、生活や社会に直結する知識(健康・栄養、保健衛生、環境、人権、婚姻に関する法律など)が、各地域

³⁵ Webサイトおよび聞き取り調査(2004年10月)に基づく。

のコミュニティ学習センターで教えられた。また知識のみならず、収入を向上させるために、地域のニーズに基づいた技能（家禽・家畜飼育、バナナチップス製造、きのこ栽培、蝋燭作り、人形・おもちゃ製作、裁縫など）が教えられた。特に、それら技能を活かし、実際に生計向上を行うために、マイクロ・クレジット・システムの導入とその実施が行われた。さらに、対象女性のみならず、基礎・継続・生涯教育に対する人々の関心を引き出すためのコミュニティ啓発活動が行われたり、それ以外の女性を取り巻く問題（ジェンダー間の公正性、環境保全、児童または女性売買など）に関する会議・ワークショップが開催された。また、プロジェクト関係者やプロジェクト管理委員会への訓練・指導や、コミュニティ学習センターへの教材供給が適宜行われた。

これらの活動によって、さまざまな成果が得られている。第一に、大部分の参加者が小学2・3年と同等レベルの基礎教育を受けることができ、本や雑誌、新聞、ポスターを読めるようになったり、手紙を書いたり読んだりできるようになるなどの基礎的識字能力の向上である。これら基礎的識字以外にも、多くの人が家計簿をつけるようになったり、ピン、薬、殺虫剤などのラベルを読めるようになったり、各種書類や医者の方箋を理解できるようになるなど、健康、社会、環境、人権問題などに関する知識や技能など機能的識字の効果もあった。さらに母親が子どもの学校での教育内容により関心を持ち、宿題を手伝うようになったり、母親が自ら学んだ知識や気づきを配偶者や子どもに伝えるようになることでほかの家族の学習意欲が高まるなど、極貧女性の識字能力の強化・保持および家族への影響が報告されている。第二は、マイクロ・クレジットを想定した市場に関連する各種職能技術の発達である。ほとんどの参加者がマイクロ・クレジットを利用し、その結果として月収または家庭の資産が増加した。そして食糧への出費が減少した一方で、教育や衣服、家具、家の修理などへの出費が増加したり、医療に関する出費が増加した一方、疾病率が減少するなど、家庭の支出に関する変化が見られた。これらの識字能力と各種技能の向上は、参加者、特に女性の自信、自尊心、意思決定能力の強化につながった。

プロジェクトの特徴

読み書きを学んだとしてもその知識を活かす機会がなければ、それらは忘れられ、また学習者のモチベーションも持続せず、人々は再び非識字者に戻ってしまう。本件では、識字者になった女性を対象に、生活や社会に直結する知識のみならず、収入を向上させるために、地域のニーズに基づく技能を教えた。同時に、その技能を活かすシステム（マイクロ・クレジット）も用意した点が特徴的である。

また、コミュニティ学習センターでの人々の交流や、親と子の交流の促進など、社会関係資本の構築・強化につながる成果も得られている。教育対象やカリキュラムが硬直的なフォーマル教育とは違って、生活や社会に直結した内容が教えられたり、子どもを抱える女性を考慮して幼児教育が同時に行われるなど、ノンフォーマル教育が持つ柔軟性が十分に活かされているといえる。

本件は、ノンフォーマル教育アプローチそのものだけでなく、学習者とそれを取り巻く環境の大切さを示している。例えば、人々がなんらかの技能を身につけたとしても、それを求める市場（市場を発達させる物流や通信のインフラ状態も含む）や雇用状況が十分に発達していなければ、学習者に利益をもたらすことができず、人々のノンフォーマル教育への参加率や持続性も向上しない。家庭での労働やインフォーマルな経済活動などの方が、教育機会より大事と考えられがちだからである。

このように、生計向上活動に関するノンフォーマル教育アプローチに関しては、学習者の周りの社会ならびに経済環境（経済活動を活発化させるためのインフラ整備なども含まれる）を同時に整備・向上させる視点が必要であり、また、学習者の意欲を高め、持続させるためには、効果が将来保証され、かつ、なるべく迅速に発生するものを教育内容として取り組むことも必要であろう。そのためには、プロジェクト実施前のニーズ調査やマーケット調査、プロジェクト対象者の能力把握が重要である。

事例5) ミャンマー障がい者のための職業訓練校(実施機関: 特定非営利活動法人 難民を助ける会(AAR JAPAN))³⁶

概要

本件は、職業訓練による障がい者の能力強化を通して経済的・精神的自立を図り、社会的地位の向上を目指すとともに、卒業生を中心とした自助組織の育成により地域のエンパワメントを目指した事業である。

具体的には、ミャンマーの首都ヤンゴンに障がい者自立支援のための職業訓練校が開設され、自宅でも簡単に営業できる、電気機器修理などに比べ女性を含む一般市民が取り組みやすい、地方でもニーズがある、という条件をもとに、美容・理容ならびに洋裁の2コースが設置された。毎年90人前後が技術を学び卒業している。技術のみならず、開店のためのビジネス手法を身につけるためのモデル・ショップの運営、また課外授業やミーティングを通して人前で話す訓練などを行い、障がい者の精神的な自立を促している。卒業後のフォローアップとして、はさみ、洋裁用具など器材の供与、希望者にはローンによるミシンの貸与、訪問アドバイスによる卒業生へのケアを行っている。また、障がい者による自助組織(Self Help Organization: SHO)の成立を目指してリーダーシップ・トレーニングを行い、地域リーダーの育成にも力を入れている。さらに、プロジェクト・スタッフとしても、障がい者自身の登用が積極的に進められている。

これらの活動により、洋裁コースの約7割、理容・美容コースの約6割が技術を活かして自営、または就職により収入を得ることとなった。平均月収は洋裁10,000チャット(11~12ドル)、理容・美容11,000チャット(13ドル)で、公務員の一般的給与より高い。特に地方においては稼ぎ手となって家族を支えているケースも少なくなく、社会的に認められる存在となっている。自助組織も活動を開始し、ヤンゴン市内の動物園に車椅子を寄贈、表示を取り付けるなどの活動を行った。

より重度な障がい者の支援は難しいという限界点はあるが、卒業生の経済的・精神的自立、ローカル・スタッフの成長、障がい者への社会的差別の緩和、障がい者の権利意識の向上と互助活動の開始、地域のエンパワメントと

³⁶ 本調査研究で実施したアンケート調査(2004年10月)に基づく。

いう観点から成果があがっているといえる。

プロジェクトの特徴

障がい者支援のための公的施設や活動が十分でない地域において、ノンフォーマル教育アプローチが効果をあげている例である。特に、自立支援のための技術訓練のみならず、その技術を生かして生計向上を図るための、モデルショップの経営、ビジネス手法や人前で話す訓練など、経済的な自立支援が行われている。また、このような経済的な自立は、障がい者の人生において活動の選択の幅を広げ、精神的な自立とともに、エンパワメントの効果がもたらされる。また、社会の障がい者への見方にも影響を与えている。

またプロジェクトのスタッフとして障がい者を雇用したり、障がい者の自助組織の成立を促進するなど、活動の計画立案・運営に裨益者自身を参加させ、より一層のエンパワメント効果を生み出している。特に、単なる生計向上につながる技術の訓練のみならず、それを活かすための知識や技術の指導（モデルショップの運営やビジネス訓練）まで考慮されている点は、ほかのノンフォーマル教育活動にも必要な視点であろう。

また、ミャンマーのように障がい者に関する基本法制定自体が不十分な国の場合は、このような活動の規模を広げることで障がい者のエンパワメントを全国レベルで展開し、障がい者を取り巻く法律や制度を改善していくことが必要である。従って、本件のような活動が成功をおさめるにつれて、さまざまな関係機関と連携しアドボカシー活動を展開すべきであろう。

(5) まとめ

ターゲット地域	問題点	期待される状態*	協力目標	活動・アプローチ	事例	留意点
農村	<ul style="list-style-type: none"> ・自然資源の劣化、枯渇による収入源の非持続性 ・収入源の単一化による不安定な収入 ・農産物の低価格による低い現金収入 ・農業技術不足による不安定な食糧生産、飢饉への不安 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の向上・安定・保護 ・農村 ・農業収入の安定・多様化 ・農外収入の確保（農村内および都市への出稼ぎ） ・自給農業における基礎食糧の確保 ・都市 ・安定的な雇用の確保 	<p>必要な能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然資源を中心とした環境保全への理解（環境教育） ・生産活動に必要な適正技術の習得（技術教育／農業教育） ・新たな収入活動の発掘、起業に必要な基礎知識の習得（起業教育） ・法律と諸権利の的確な知識／それに基づき行動する能力の獲得（法識字legal literacy、市民教育） ・読み書き計算能力の習得（識字教育） ・第二次、第三次産業に必要な技術の習得（職業技術教育） 	<ul style="list-style-type: none"> ・識字率向上 ・小規模金融システム ・穀物銀行設立 ・小規模野菜栽培 ・家畜飼育 ・植林 ・手工業製造普及 ・縫紉教育 ・識字教育 ・手工・洋裁教室 ・小規模金融システム ・ホームカージョニング ・所得向上訓練 	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の教育活動の尊重 ・農村・都市間移動への配慮 ・ジェンダーへの配慮 ・伝統的価値観の尊重
	都市	<ul style="list-style-type: none"> ・失業への不安（インフォーマルセクターでの労働） ・少ない就職機会、高い労働市場参入障壁 	<ul style="list-style-type: none"> ・自給農業における基礎食糧の確保 ・都市 ・安定的な雇用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計管理能力の習得(ジェンダー、家政教育) ・適切な職能分化概念 ・読み書き計算能力の習得(識字教育) 	<ul style="list-style-type: none"> ・識字率向上 ・女性の生活改善普及 	<p>1、4</p> <p>1、4</p>
農村・都市共通	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的リスクに対する脆弱性(病気、災害、農産物の不作、経済危機による解雇等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会関係資本の構築・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・相互扶助組織の構築・強化(法識字、市民教育) ・連帯感、相互扶助意識の醸成(教育活動のプロセスによる成果) ・コミュニケーション能力の向上(識字教育(含二言語)、教育活動のプロセスによる成果) ・多文化共生の促進(異文化理解教育、文化振興) ・読み書き計算能力の習得(識字教育) ・リスク対応能力の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民組織化支援 ・識字率向上 ・住民事業実施能力向上 ・「寺子屋」運営のための組織づくり ・「学ぶコミュニケーション」づくり ・婦人会組織強化 	<p>1、4</p> <p>1、4</p> <p>1、4</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p>	

* 教育による成果は期待される状態への一助となるが、解決をもたらすものではない。下記の支援と組み合わせると効果的と考えられる。

- ・関連インフラ整備
- ・金融資本へのアクセス確保
- ・国、地域における制度、組織の構築

2-3-3 保健・衛生環境の改善

(1) 保健・衛生環境の改善に取り組む意義・目標

1) 一般論としての意義

保健衛生は人々の生命に深く関わり、また社会や国の発展のためにも欠かせないものである。しかし、開発途上国では高い乳児死亡率や妊産婦死亡率、HIV/AIDSをはじめとする感染症の蔓延、安全な水へのアクセスの欠如といった問題を抱えている国が少なくない。そのため、多くの国において、保健・衛生環境の改善が国家の重点目標の一つになっており、ドナーやNGOも積極的な支援を行っている。

こうした状況の中、1978年にWHOとユニセフはアルマ・アタ宣言で「2000年までにすべての人々に健康を（Health for All by the year 2000: HFA）」を世界目標として、途上国への協力方針として下記のとおりプライマリ・ヘルスケア（PHC）という概念を提唱し、その5原則として**公平・平等性**、**当事者としての地域共同体・住民参加**、**予防重視**、**適性技術**、**マルチセクターからの複合的・多角的アプローチ**の必要性を掲げている。

プライマリ・ヘルスケア（PHC）³⁷

PHCとは基本的ヘルスケアである。地域で実践可能であり、科学的に正しく、社会的に受け入れられる方法論を用い、地域のすべての人が利用でき、自立、自決の精神で参加することによって、開発のそれぞれの段階に応じて、その地域および国で維持できる技術に基づくケアである。

本項では、上記の特徴を踏まえ、開発途上国の保健・衛生環境の改善を実現するためには、PHCの知識を広く地域共同体や住民に浸透させることでPHCの徹底化を図ることが重要であり、そのためにノンフォーマル教育がいかに貢献できるかについて検討する。

HFAを達成するためのPHCであったが、その後20年以上を経て目標の2000年を経過した現在、一定の成果はみられたものの、全世界的には初期の

³⁷ JICA（2001）

表2-3 地域別プライマリ・ヘルスケアの状況

地域	状況
アフリカ	1980年代以降経済成長の停滞により、基礎的なヘルスケアへのアクセスの問題は解決されていない。従来からの感染症および母子保健が大きな問題であり、死亡・疾病の主原因がこの2つの問題であることは同地域で疾病構造が変化していないことを示しており、加えて現在では感染症・HIV/AIDSの対策が重要課題となっている。
アジア	ヘルスケアへのアクセス度および衛生状況が大幅に改善し、感染症/母子保健の問題から慢性疾患対策へ比重が移行しつつある国（東・東南アジア）と、未だにアクセス、保健水準ともに十分な向上のみられない国（南西アジア、インドシナ）とに大別される。
中米カリブ	同地域内の国毎の格差、および、特に昨今の好経済も反映して各国内での貧富格差の拡大も激しいことから、上記のように大幅に好転した保健指標のみから、社会各層の保健状況が実際に改善されたかを判断することは難しい。

目標にははるかに及んでいないと言わざるを得ない。2000年の国連総会で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）では、PHCの活動8項目に関連して、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、HIV/AIDSやマラリアなどの疾病の蔓延防止、安全な水の供給、が掲げられ、2015年までの目標達成に向けた、国際社会による更なる協調とアクションが求められている。地域別の状況は表2-3のとおりである³⁸。

2) 保健・衛生環境の改善におけるノンフォーマル教育支援の意義・役割

保健医療サービスは、医師や看護師をはじめとする専門職によって提供されており、より質の高いサービスを提供するためにその専門能力を向上させることは必須である。しかし、サービスの受け手である住民がサービスにアクセスできない、またはアクセスしていないという問題があり、保健医療サービスの提供者が、住民がよりサービスを利用しやすくなるような工夫をすることと住民が保健衛生に関する基本知識を得られるように導くこと、同時に、住民自身が適切にサービスを活用する能力をもつことが求められている。よって、PHCの実践においては、保健医療サービス提供側および住民の双

³⁸ *ibid.*

方からのアプローチが必須である。

例えば、多くの途上国においては、地域におけるヘルスポストなどの保健医療施設、医師・看護師、保健普及員やカウンセラーなどが存在する。しかし、乏しい国家予算、脆弱な行政能力、不十分な制度および保健施設や人材の不足により、行政サービスは質・量ともに十分ではない。また、住民に対する教育の機会が十分でないために、基本的な保健衛生や母子保健、栄養などの知識が周知されておらず、住民が保健・医療サービスを適切に活用できない、さらに、保健・衛生問題の予防や改善が実行されていないという現状がある。

一般に、教育を受けていない母親は、教育を受けた母親に比べて避妊実行率が低く、また、妊産婦死亡率が高い。教育を受けていない母親の子どもは、教育を受けた母親の子どもと比較して乳幼児死亡率、5歳未満の死亡率や貧血度も高いことが知られている。一方で教育を受けた母親は、(少ない数の)子どもを計画的に出産し、母子ともに早期に医療機関を受診し、母子の健康管理・栄養状態を改善できる。それは、乳幼児生存率の増加とそれによる健康転換³⁹という家庭への好影響を生み、ひいては子どもの学習および教育の改善、全体的な出生率の減少とそれによる人口転換⁴⁰という社会への影響をもたらずといわれている。

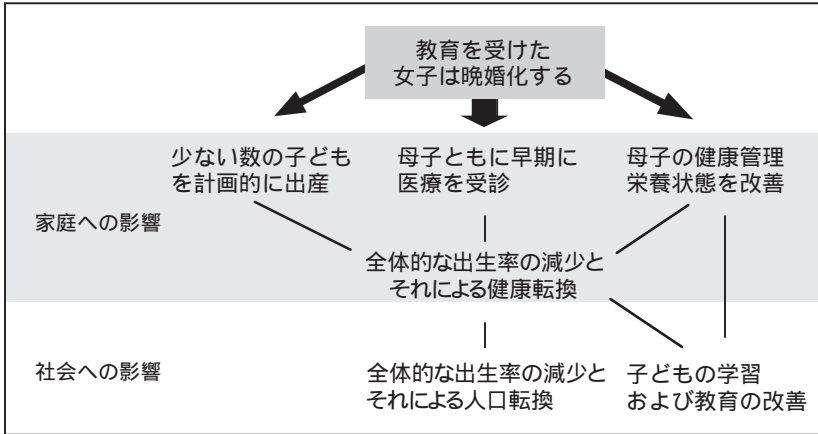
従って、保健・衛生環境の改善を図るために、住民の健康に関する基本的な知識を高めることは有効であり、下記の理由により、その啓発・教育活動においてノンフォーマル教育のアプローチを活用する意義がある。

第一に、ノンフォーマルという形態をとることにより、子どもから成人までの幅広い対象者に対してアプローチすることが可能となる。前述したとおり、多くの場合、住民の教育の欠如によって予防ができなかったり、問題の

³⁹ 開発の過程で生じる健康と疾病構造の社会的変遷を指す用語。出生時平均余命が伸びるに伴い、主要な疾病と死因のパターンが急性感染症から慢性感染症へ、そして生活習慣病へと変わっていく。バッシュ、P. F. (2001)

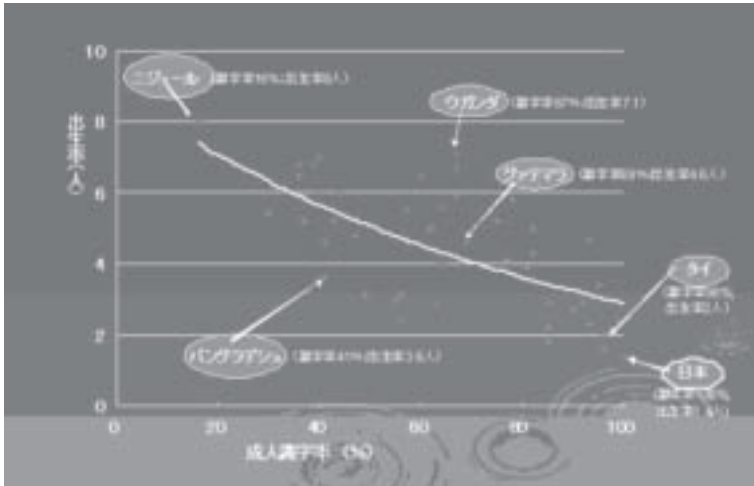
⁴⁰ 伝統社会から現代社会へ変遷する中で歴史的に起こった出生率と死亡率の変化を説明する用語。古典的には、人口の変遷は出生率と死亡率がともに高い段階(多産多死)から、死亡率の減少と高出生率(多産少死)による急激な人口増加を止める移行期間を経て、出生率と死亡率がともに低くなり(少産少死)、バランスのとれた人口安定期へと移行していくといわれる。バッシュ、P. F. (2001)

図2-1 教育を受けた女子の生活は変わる



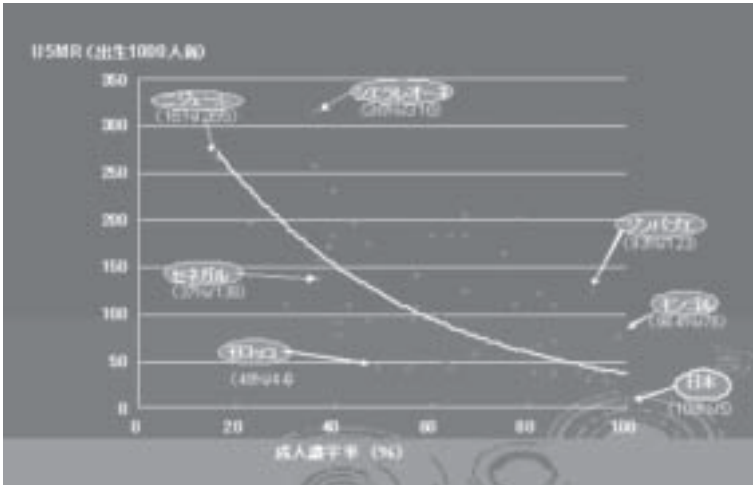
出所：国連開発計画（2003）p.105

図2-2 人口問題：成人識字率と出生率
(途上国50カ国の2000年統計より)



出所：UNICEF（2003）を基に作成。

図 2-3 保健衛生問題：成人識字率とU5MR
(途上国50カ国の2000年統計より)



出所：UNICEF (2003) を基に作成。

解決が阻害されたりすることが多く、母親をはじめとするすべての住民が保健・衛生に関する基礎知識を習得する機会を得ることは重要である。

第二に、ノンフォーマル教育では、対象者に適した教育内容や教育手法、メディアを選択することができる。保健・衛生環境の課題は、地域における慣習や各家庭における生活習慣と密着したものであることが多く、教育内容や教育手法においては一律的なアプローチではなく、住民が置かれた現状に応じたきめの細かい配慮が求められる。

第三に、ノンフォーマル教育では住民主体の学びを重視することから、住民の、課題に対する意識化と気づきを促し、長期的な教育への取り組みを可能とする。

第四に、ノンフォーマルという形態をとることにより、住民が持つあらゆる教育機会（例えば成人識字教育など）において、コミュニティ全体の学びを醸成し、保健・衛生環境の改善に関する取り組みを促すように働きかけることが可能となり、さらにはコミュニティ全体の関与を得ることが容易になる。

保健衛生環境の改善は住民にとって身近な生活上の問題（ニーズ）であるため、その問題解決過程に参加する意識が住民の側で高い、または外部からの働きかけによって高められる可能性が大きい。よって、上述のノンフォーマル教育のアプローチの特徴を生かしながら活動することによって、保健・衛生環境の改善をさらに効果的に促進することができよう。

行政（サービス提供側）においては、ノンフォーマル教育を通じた保健・衛生一般に関する知識の伝達は、住民が直面する諸問題の予防・改善を促進し、また、予防が重要なHIV/AIDSに代表される感染症などの分野においても、啓発・予防活動を効果的に実施することができる。住民側においては、ノンフォーマル教育を通じて人々の健康な生活を送る権利に対する意識が高まり、保健医療行政とよりよい連携をとり、その提供するサービスを有効に活用することが可能になる。コミュニティにおいては、疾病の及ぼす影響が人々の身体的・経済的問題から精神・社会面にまで至ることから、特定の疾病への差別と偏見を撤廃するために、ノンフォーマル教育を通じて住民の疾病への理解に対して働きかけることができる。

このように、保健活動にノンフォーマル教育アプローチを組み入れることによって、「住民の意識化」と「気づきをもとにした学び」が浸透し、住民主体の活動に発展することが見込まれる。さらに、保健・衛生環境の改善への参加を通じて生活環境の向上や生計向上などほかの問題に対する気づきと対応が活発になることも副次的効果として期待できる。

（2）ノンフォーマル教育支援で期待される成果（協力目標）

1）具体的な課題と協力目標

「保健・衛生環境の改善」にかかる協力目標については、途上国保健サービスの根幹をなすアプローチとしてWHOとユニセフにより発表されたプライマリ・ヘルスケア（PHC）の全8項目の中で、特にノンフォーマル教育による効果が期待される5課題、すなわち、健康教育、栄養改善、リプロダクティブ・ヘルス、感染症に対する予防接種、安全な水と環境衛生に整理して考察する⁴¹。各課題の内容と目標設定は次のとおりである。

⁴¹ そのほかの3課題は、「風土病の予防と対策」、「一般的な病気とケガの適切な治療」、「必須医薬品の供給」である。

当面の健康問題とその予防・ケアに関する健康教育

健康教育は、住民の主體的な健康自己管理能力の助長や援助、ライフスタイルの改善、健康な社会環境の醸成を目指すものである。保健・衛生環境の改善において健康教育は非常に重要な位置を占める。**住民への健康教育を通して健康に対する意識が高まることにより**、初めて保健医療サービスが住民に浸透する。この課題に対しては、地域で当面の健康問題となっている疾病や生活状況に関し、住民が基礎知識や医療サービス情報を習得することを通じて健康状態の改善を図ることを目標として設定する。その内容は、一般的な下痢症、 Dengue熱やマラリア、SARS、エイズなど、さまざまなものが挙げられる。

また、病気は恐怖であることから、病気の予防知識を取得しようという積極的な意識が人々の間に存在する半面、病気は忌み嫌われるものであるため、自然発生的にスティグマ(偏見)が生まれるという事象もしばしばみられる。**スティグマの除去**のためには、正しい治療を確実にい地域で治癒の事例を積み重ねていくことに合わせて、地域のネットワークの中で感染危険行為と病気との原因・結果の関係について正しい理解を得、因習や呪術から解放されるよう努めることが重要である。

栄養改善

途上国の栄養障害の背景には、貧困、教育の不備、感染症の蔓延と多産(頻回妊娠)などの問題が関係している。栄養失調や貧血は、妊娠、出産中に多くの問題を引き起こし、妊産婦死亡の原因の一つになっている。健康な母体を形成するためには、妊産婦の栄養改善や鉄剤の摂取はもとより、幼少期からバランスのとれた十分な栄養を摂取することが重要である。また、疾病予防のためには男児女児を問わず幼少期の十分な栄養摂取が欠かせない。たとえ、カロリー摂取量が十分であったとしても、栄養学的にバランスがとれていなければ、栄養失調になる。このため、ノンフォーマル教育の中で保健プログラムを取り入れ、主に母親を対象に、育児・栄養や調理の基本的な知識・方法を伝達することを通じて栄養改善を図ることを目標として設定する。

リプロダクティブ・ヘルス

1994年のカイロ国際人口開発会議において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）⁴²が提唱され、人口政策の焦点がマクロ（国家レベル）からミクロ（個人レベル）へ、主体が政府から個人、とりわけ個々の女性へと大きく転換した。しかし、いまだに妊産婦や乳幼児の死亡率は高く、また避妊や妊娠を遅らせることを望む女性のニーズ（出産間隔の保持・若年妊娠の減少）に対応しきれていない。そのため、母子保健と家族計画を組み合わせた包括的なアプローチにより、母子のみならず男性や思春期の若者への支援体制を確立することが重要である。

以上から、当課題においては、リプロダクティブ・ヘルス関連の教育・広報活動を通じた知識の向上と安全性行動の促進を目標として設定する。これらのリプロダクティブ・ヘルスのニーズが満たされることにより、子ども一人あたりの栄養・健康・教育への投資の増大が可能となり、また、女性の教育や生計向上の機会への参画を促すことにもつながり、ひいては世帯の貧困化を回避することに寄与することになる。

主な感染症に対する予防接種

予防接種は、あらかじめ特定の疾患（感染症）にかからないように、あるいは重症になることを防ぐために行われる。個人の健康を守ることが最も重要な目的であるが、ある疾患が社会全体に広がることを防ぎ、さらにはその疾患を人類から追放しようとするものである。開発途上国においては、WHOやユニセフなどの国際機関の推進によって拡大予防接種計画（Expanded Programme of Immunization: EPI）の取り組みが進められてきているが、予防接種が徹底されているとはいえない状況であり、さらに普及を進めていかななくてはならない。

そのためには、接種の対象となる人々（住民）に対して、なぜワクチンが必要か、そのメリットは何かについて、正しい知識を普及することが最重要であり、地域のネットワークにおいて、知識の普及と受診のすすめが期待さ

⁴² 誰もが自分の子どもの数や出産時期などについて、因習などの社会的圧力を受けずに、精神的にも身体的にも問題がなく、自分自身で決定できる状態・権利。

れる。従って、当課題では予防接種に関する知識の普及を通じた予防接種率の向上を目標として設定する。

安全な水と環境衛生

21世紀に入った現在でも、世界の80カ国で水の供給が不十分であり、世界人口60億人のうち10億人が基本的に安全な飲料水の供給を受けられず、さらに少なくとも毎年100万人の子どもが飲料水の安全性に起因する病気で死亡している。衛生環境を保ち不衛生な環境からくる疾病を防ぐためには、上下水道や屎処理施設などの衛生施設の整備が重要な課題になっている。行政によるこれらの施設整備の効果を増大するには、施設の維持管理のための住民組織化や、水やトイレなどの生活環境の改善により予防可能な疾病があることなどについて、住民への衛生教育が重量である。また、行政サービス提供が十分ではない場合には、住民・コミュニティが主体的に簡易水道や井戸の設置、トイレの整備を行っていく必要がある。マラリアなど蚊やハエなどの昆虫を媒介とする感染症への対策には、感染源を除去する手段としてゴミ処理や水溜りの清掃対策を含んだ廃棄物処理の改善、家屋の改善などの環境衛生の改善が重要である。このように、健康と水・環境衛生の関わりについて保健・衛生教育を通じて理解を進めるとともに、日常において衛生習慣が改善され、地域の住民活動が促進されることを目標として設定する。

2) ノンフォーマル教育支援アプローチ・活動・留意点

目標1「地域の健康に関する基礎知識および医療サービス情報提供を通じた健康状態の改善」

ノンフォーマル教育を通じた保健・衛生一般に関する知識の伝達は、諸問題の予防・改善を促すことにつながる。その内容は、一般的な下痢症、呼吸器疾患や感染症などさまざまであるが、特にHIV/AIDSに代表される感染症など、予防が最も効果的な対策である分野において、啓発・予防活動は非常に重要である。

保健衛生にかかる知識・情報が最も不足しているターゲット層の一つは、基礎教育を受けていない人々であることから、成人識字教室などに代表されるノンフォーマル教育をベースに、健康教育を組み込む形で進めることが非

常に効果的である。また、教育の男女格差が見られる地域では、女性に対する特別な配慮が必要である。さらに、食事や出産、医療そのほか保健衛生に関わるライフスタイルの形成においては母親の影響が大きいことから、女性に対する基礎教育と健康教育は優先されるべきである。

さらに、健康教育では単に知識の伝達だけでなく、住民との対話そして住民の行動変容に至るまでを視野に入れたIEC (Information Education and Communication) アプローチ、さらには行動変容のためのコミュニケーション (Behavior Change Communication: BCC) 機能が重要な構成要素であることに注意すべきである。ノンフォーマル教育を通じた健康教育では、住民の特性に応じた教育内容・方法の工夫や、地域住民のネットワークやターゲット・グループごとのネットワーク化を活用して、ターゲットに適した効果を浸透・拡大させることが期待される。

例としてエイズを取り上げると、次のような活動が考えられる。

【活動内容】

ア) HIV/AIDS予防：性感染リスクの減少のための啓発活動

- ・安全な性行動の促進（正しいHIV/AIDSの知識の普及、コンドームの使用促進）
- ・自己のHIV感染確認の促進（自発的カウンセリング検査の受検促進）

イ) HIV感染者、AIDS患者や家族へのケアとサポート

- ・社会一般のHIV感染者の受容（地域住民のAIDS理解促進）
- ・HIV感染者、AIDS患者、AIDS遺児へのケア・サポート

目標2「(主に児童・妊産婦に関する) 栄養教育を通じた栄養改善」

主に母親を対象に、栄養学的にバランスのとれた食事の基本的な知識と技術を伝達する。乳児を持つ母親には、母乳を推奨するとともに、粉ミルクの場合には清潔な沸かし水をきちんと必要な分だけ測って使うことなど、実践に結びつけた形で指導する。調理については、特別な理由はないがその地域で食べる習慣のない野菜などについて、栄養・調理講習会を開くことにより、食卓が豊かになりバランスのとれた食事となる。結果として、子どもが丈夫に育つことが目に見えて現れてくるので、母親には非常に高いインセンティブとなりうる。

【活動内容】

- ア) 乳幼児向け（母乳推進、離乳食改善）
- イ) 成人向け（栄養に関する知識や調理方法の講習、家庭菜園の推進）

目標3「リプロダクティブ・ヘルス関連教育・広報活動を通じた知識の向上と安全な性行動の推進」

この分野の教育・広報活動は、各分野の専門知識を要するため、専門職である保健サービス提供者によって保健活動として実施されるが、ノンフォーマル教育の枠組みの中で行うことによって、地域住民のネットワークやターゲット・グループごとのネットワークを活用して、保健活動への参加促進支援、理解促進支援が期待される。また、より住民が理解しやすい工夫（例えばイラストなどを使った教材の開発）も併せて行う必要がある。

【活動内容】

- ア) イラスト教材の活用、母親教室・両親学級への参加促進（主に下記テーマ i ~ iii）
- イ) 地域のボランティアによる個別カウンセリング、思春期の若者を対象としたワークショップ
- ウ) ピア・エデュケーションによる啓発・教育活動
- エ) 思春期の若者向けの視聴覚・印刷教材などメディア開発（主に下記テーマ iv、v）

テーマごとの活動：

(i) 妊産婦の健康の改善：

出産・出産前後ケアの普及：妊娠中の生活、予防接種や妊産婦検診のすすめ

妊産婦の栄養改善：栄養教育（入手可能な食物、食に関する文化、家庭菜園）

(ii) 乳幼児の死亡・疾病の低減

乳幼児ケアの普及：母乳促進、清潔、下痢症・急性呼吸器感染症等の対処（Box2 - 2参照）

(iii) 望まない妊娠の低減

【活動内容】 家族計画の教育・情報提供：家族計画の啓発活動、コミュニティにおける情報提供およびヘルスサービス

【留意点】

- ・ 家族計画は個人の生活に深く関係するものであるため、その指導に当たる人材（保健婦や助産婦）は住民から信頼されていることが必要である。ノンフォーマル教育の場におけるネットワークやリーダー的存在を利用することにより、家族計画の住民への浸透がより一層図られることが期待される。
- ・ 家族計画の普及にあたっては、直接、避妊を望んでいる女性のみならず、男性を含む住民に対する情報や知識の提供、啓発活動が必要である。家族計画の指導と銘打って男性を集めることは困難が予想されるが、男性が集まるほかの機会をうまく利用して啓発活動を行うなど、男性にとって受け入れやすくすることが重要である。このような活動により住民の意識が変わり、人工妊娠中絶の減少と避妊実行率の向上につながる。

(iv) 思春期の若者への情報・サービスの提供

【活動内容】 思春期の若者への情報提供

ピア・エデュケーション、ピア・カウンセリングの側面支援

【留意点】

望まない妊娠を考えるうえで、思春期の若者には成人とは異なる「特有のニーズ」があることを認識する必要がある。思春期には性行動が活発になる反面、リプロダクティブ・ヘルスに関する知識に乏しく、望まない妊娠のみならず、HIV/AIDSを含む性感染、性的虐待へのリスクが高い。それにもかかわらず、思春期の若者は「若い」「未婚である」という理由により、家族計画や性感染症治療などのサービスへのアクセスが困難な現実がある。このような思春期の若者のニーズを踏まえ、適切な教育、情報、サービスならびにケアを提供することで、彼らの健康と自己決定権を保証し、望まない妊娠やエイズを含む性感染症のリスクを抑制することが可能となる。

Box 2 - 2 小児期疾患の体系的管理 (Integrated Management of Childhood Illness: IMCI)

IMCIは、WHO・ユニセフによって1995年に開始された。住民により身近なところで小児の危険なサインを察知し、急性呼吸器感染症、下痢症、麻疹、マラリア、栄養不良の小児5大疾患による死亡を減らすことを目的としている。チェックリストに従って誰でも確実に診断でき、治療方法が明らかになることを狙ったものである。基本要素の一つである「体温の測定」の効果は日本の経験も証明するところである（日本は、**生活改良普及員**が各家庭（の救急箱）に体温計（発熱の目安温度のところに赤線付き）を普及した。発病の初期に熱が出ることが多い感染症に関し、一次スクリーニングがプロフェッショナルでないところで行われたことの意義は大きい。熱を出す疾患への関心を持たせることにも成功している）。

ただし、IMCIの要求する知識レベルはかなり高度であるため、プロフェッショナルに対する研修にとどまっている現状がある。しかしながら、ノンフォーマル教育アプローチを活用することによって、「熱・せき・下痢症状があるか（何日続いているか）」などの基本的なIMCIのチェック項目について住民が内容を理解し、危険サインとして認識し受診行動を取ることができるようになれば、住民の保健行動の改善が期待される。

行政による地域のヘルスシステムの改善も重要なコンポーネントであるが、一方で、IMCIの導入により、家庭や地域住民においてはケアが迅速に行われるため悪化の例が減少し、重症例は上位の医療施設へ迅速に報告されるなど、住民の保健行動の改善を促すために、ノンフォーマル教育が果たす役割は大きいだろう。

(v) 性感染症対策

【活動内容】

上記ivの思春期の若者への情報提供に、性感染症（Sexually Transmitted Infections: STI）の知識の普及を組み込む。

【留意点】

STIは世界的に健康への脅威となっており、HIV/AIDSへの感染リスクを高めるとともに、女性の妊娠・出産にも大きな影響を及ぼしている。女性の罹患率は男性の5倍も高く、不妊の約3分の2は性感染症が引き起こす合併症が原因とされている。

性感染症の予防については、コンドーム利用の拡大など、性行為における感染リスクを低くするための安全な性行動の促進・啓発、また症状やリスク要因に関する正しい知識の普及・啓発などが重要である。

目標4「予防接種に関する知識の普及を通じた予防接種率の向上」

予防接種は、個人の健康問題であると同時に社会全体の問題でもあることから、地域のネットワークを活用し、ワクチンの必要性和接種後の注意事項などについて伝達し受診を勧めることが期待される。特に、地域によってワクチン接種にまつわる迷信（例えばワクチンが不妊をもたらすなど）が広く信じられているために接種を拒むケースが見られるようなところでは、予防接種の原理や効果などに関する説明が重要な意味を持つ。そのために地域の慣習を含めた住民の特徴をとらえ、それに応じた戦略的な教育活動を行うことが可能なノンフォーマル教育の役割は大きい。

【活動内容】

母親教室・両親学級などによる健康教育（知識の普及、予防接種のすすめ）

目標5「安全な水と環境衛生に関わる保健衛生教育を通じた衛生習慣の改善・地域住民活動の促進」

地下水（湧水を含む）は飲料用として比較的安全な水を安定的に確保しやすく、維持管理費などのコストが安いので、特に地方の小規模な給水では主な水源となりうる。ハード面の協力としては、地下水開発の計画策定、井戸や小規模水道施設、水質保全のための衛生施設の整備や井戸掘削機や揚水ポンプ、発電機、パイプなどの資機材供与などが挙げられるが、ハード面だけではなく、住民の衛生教育や維持管理のための住民組織化と組み合わせることによって効果が増大し持続発展性も高まる。今後は一層、受益者である住民の参加を重視した協力が望ましい。

環境衛生に関する住民の地域活動は、目に見えて近隣の生活環境が改善されるほか、住民一人ひとりの清潔観念や手洗いの励行など、教育的効果が極めて大きい。また、住民の組織的活動により公民意識の高揚、総合的生活改善に対する意欲を著しく高めるもので、健全な青年運動と指導者育成の効果が見られる好例でもある。

なお、都市における廃棄物処理問題では、実際の作業を現場で行う人材やウェイスト・ピッカー⁴³が識字をはじめ基礎的な教育を受けていない場合も

⁴³ 廃棄物処理場でのゴミ拾いを生計手段とする廃棄物回収者。

ある。この場合、労働環境に関わる衛生上の知識の教育を併せて行うことにより、より高い衛生効果が期待できる。

【活動内容】

- ア) 安全な水や環境に関する衛生教育（水やトイレ、ゴミ処理の改善によって予防可能な疾病）
- イ) 学校や保健所におけるモデルトイレの設置による衛生教育（学校や保健所にモデルトイレと石鹸、手洗い用の水がめ・水タンク設置）
- ウ) 家屋と周辺の大掃除・清掃活動（ゴミ、水溜りなど）（個人レベル、コミュニティ・レベル）

（3）JICAの取り組み事例

事例1）ベトナム「リプロダクティブ・ヘルス・プロジェクト」

（フェーズ：1997～2000年、フェーズ：2000～2005年）

ベトナム中央北部山岳地域に位置するゲアン省で、コミュニティでのリプロダクティブ・ヘルス・サービスの改善を基本としながら、「安全で清潔な産産」をテーマにした協力を行っている。

本プロジェクトでは、プロジェクトの**継続性と持続発展性**の観点から、「**組織作り**」を基本的活動の一つとして住民の参加を促進し、地元住民のニーズの吸い上げや人づくりを積極的に行っている。住民参加を促進するための具体的な活動としては、行政の州・地区・コミュニティ各レベルにおける、人民委員会、母子保健センター、人口家族子ども委員会、女性連合などからなる**運営委員会**の設置、地区組織である**女性連合を中心とした住民に対する保健教育活動**、日本の愛育班を参考にした**ベトナム版愛育班活動**の確立、などがある。

保健教育活動においては、女性が女性のための健康教育を自ら考え、促すことの有用性にに基づき、女性自身が保健に関する教材を作成し、住民に対する活用方法を考える研修を通して教育活動を効果的に行うための試みが行われている。

また、**愛育班活動**は、「ゲアン省のリプロダクティブ・ヘルスの問題を自分たちの問題として捉え、自分たちでできることを考え、行動に移すことができる」ことを目標とする全村挙げての村落開発運動である。愛育班の組織

構成は、村内全世帯を10～20世帯ずつのグループに分け、それぞれのグループから1人のボランティア班員を選出し、村内**すべての世帯が愛育班の会員**として参加する。村内すべての班がまとまったものが単位愛育班とされ、代表者は女性連合のメンバーから選出されている。主な活動としては、ボランティア班員による担当世帯の家庭訪問、各班員が家庭訪問で得た情報を持ち寄って話し合う毎月1回の班会議の実施、次回家庭訪問における会議結果の各世帯へのフィードバック、などがある。班会議へは村担当保健婦も出席し、班員からの情報の受け取りや行政へのフィードバック、専門の見地からの助言、保健行政サービスが村民全体に行き渡るような橋渡し役を務めるとともに、村民の医療機関へのアクセスを促進している。

いずれも、将来的に地域の健康に対する意識を底上げし、住民の生活の質の向上につなげるための活動であるが、対象地域の教育状況（識字率90%）に応じた教材作成、住民（女性）にとって受け入れやすい女性による教育活動、住民にアプローチする仕組みの確立など、地域の状況に基づきフレキシブルに住民のニーズに応じる工夫がなされている点において、ノンフォーマル教育のアプローチをうまく活用している。

事例2) チュニジア「リプロダクティブヘルス教育強化プロジェクト」 (1999～2004年)

JICAはチュニジア国家家族人口公団（ONFP）をカウンターパート機関として、**家族計画に関するIEC（Information, Education and Communication）視聴覚教材制作の協力**を「人口教育促進プロジェクト」として1993年から5年間実施した。続いて1999年より「リプロダクティブヘルス教育強化プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、青少年に対する性とリプロダクティブ・ヘルスに関する**IEC活動強化を通じたONFPの組織強化**を目指した。これまでは既婚女性をターゲットとする家族計画普及のための機関であったONFPが、今後若者を対象にした思春期リプロダクティブ・ヘルスの問題にも対応できるようになるための支援である。

プロジェクトの活動の中核は、**思春期リプロダクティブ・ヘルスのための教材制作やそれらの教材を使用した若者への教育普及活動**であった。視聴覚教材として制作された「望まない妊娠」や「男の子の第2次性徴やセクシャ

リティ」をテーマとした教育ビデオキットは、エンターエデュケート性の高い⁴⁴作品としてONFP内外で高く評価された。また、印刷教材でも**ビジュアル性の高い「性教育シート」**や**「リプロダクティブヘルスの樹ポスター」**などの教材を制作し、ONFP全国22カ所のクリニックに配布し、全国でのIEC活動に広く利用された。また、「若者の広場 Espace des Jeunes」という若者専用の相談室を開設し、**若者への啓発・教育活動やカウンセリング活動**を行っている。

そのほかにも、いろいろなNGOや他省庁との連携により若者が多く集まる夏の海岸やサッカー大会、コンサート会場などで**キャンペーン活動**を行ったり、スカウトや学校との連携による**ピア・エデュケーション**、保守的な農村部への巡回クリニック車による普及・拡大などを行った。これらの多様な活動の展開により全国でIECサービスにアクセスした若者の数は着実に増加したが、プロジェクト終了後の課題としては、これらの活動のモニタリングと質の評価の必要性が指摘されている。

対象者が集まりやすい場を利用しての教育活動や、教育を住民にデリバリーする工夫、対象者に受け入れられやすい教材作成の試みは、ノンフォーマル教育アプローチの特徴といえよう。

事例3) フィリピン「家族計画・母子保健プロジェクト」

(フェーズ : 1992~1997年、フェーズ : 1997~2002年)

本プロジェクトは、家族計画、母子保健サービス提供体制の改善、住民参加促進による地域保健活動の活性化、家族計画・母子保健に携わる行政職員の能力の向上、の3点を目標とし、フェーズ ではルソン島中部のターラック州、フェーズ ではターラックを含む第3リージョン6州を対象に実施された。具体的には、家族計画・母子保健サービス推進に携わる人材に対する広報教育(IEC)、人口情報管理・母子保健に関わる人材育成のための技術指導、家族計画・母子保健にかかる、地域住民活動・啓発活動への支援、上記分野の協力実施に必要な機材3つの活動内容から構成され

⁴⁴ エンターエデュケーション(Entertainment-Education)とは、エンターテインメントを使った保健教育のツール。USAIDの協力でJohns Hopkins大学が開発したもので、近年注目を集めている。エンターテインメント(の娯楽性)と教育の適度なバランスが重要となる。

る。このうちノンフォーマル教育関連の活動である と は、「TV99」(ビデオ)、「テアトロ99」(人形劇)を通じて行われた。

「TV99」では、保健省IECセンターがプロジェクトの協力により作成したビデオ教材を用いて、州保健局職員がビデオ上映用機材を搭載した車両により、村落を巡回し、ビデオ上映会を実施した。上映会は夜間に行われ、はじめに娯楽映画で人々の興味を喚起した後に健康教育ビデオを上映したことで多くの観客を確保した。特にテレビが普及していない地域では、100人以上の観客を動員することも多く、健康問題への人々の関心と知識を高める重要なツールとして活用された。家族や村議会議員、学校関係者や保健所関係者など、男女を問わず幅広い層の住民の参加があった。

健康教育のビデオ教材は9種類に上り、 Dengue熱対策、衛生環境、栄養といった子どもにも身近な内容で啓発を図った。「TV99」の99(ナインティナイン)はタガログ語の母親を意味する「ナナイ」とかけているため、母親TV活動と呼ばれ親しまれている。この名称は、ビデオ教材を見た子どもたちから母親へ、母親から地域へと健康に対する意識や知識が伝播することを意図してつけられたものである。また、健康教育教材に加え、思春期のさまざまなリプロダクティブ・ヘルスの題材を扱ったドラマ仕立てのビデオも地元のNGOと共同で作成された。初潮や性の目覚めなど、思春期層にとって話しにくい内容をドラマに仕立てたことで、ドラマの感想から円滑に議論を始めることができ、正しい知識を伝えるのに役立った。

「TV99」シリーズは、娯楽好きのフィリピンの国民性にも合って好評を博し、保健所による上映会のみならず学校や保健所の待合室、フェリーの客室などで上映されることも多く、またKnowledge Channelという日本の教育テレビにあたるチャンネルでも放映されるに至り、広く知られるところとなった。プロジェクトで実施した事前・事後テストでも、ビデオを見たことで保健知識に向上がみられた。

「テアトロ99」では、医療従事者や保健ボランティアを対象に人形製作やシナリオ作りの研修を実施した。研修を受けた保健従事者は、コミュニティを巡回し、人形劇の上演会を行った。評判を聞きつけた自治体や学校から依頼が増えるにつれ、いくつかの保健所では職員が自発的に新しい内容の劇を作成するようになり、依頼した学校が交通費を支給するなど自立した活動と

して定着している。

いずれも、住民の特性に合わせ情報の伝達方法およびコンテンツを工夫したことが、幅広い層の興味を喚起することにつながり、正しい知識の伝達に成功したといえるだろう。また、実際にビデオ視聴者の知識の向上が確認されたことは注目に値する。ノンフォーマル教育アプローチが効果的に使われている好例である。

事例4) タイ「外傷センタープロジェクト」(2000～2005年)

交通事故外傷は、開発途上国において、開発の担い手である働き盛り年齢層の死因として無視できない(多くの国でHIV/AIDSに次ぐ第2位、第3位の死因となっている)。従って、開発の担い手の損失を最少化するためには効果的な交通外傷対策を展開することが求められるが、この分野での国際協力事例は少ない。

本件は、タイ東北地方のコンケン県における交通事故外傷による死亡率が低下することを目標として、コンケン病院を拠点として展開しているプロジェクトである。コンケン病院においては、交通事故外傷で搬送されてきたすべての患者についての関連情報が登録されており、リスク要因に関するデータを容易に引き出し、具体的な対策に活かすことができる。例えば、交通事故多発地点を抽出し、道路行政当局に対して説得力をもって歩道橋設置を働きかけたりしている。病院玄関には**交通事故発生現場マップ**が掲示しており、病院を訪れる人への注意喚起に役立っている。

本プロジェクトでは、バイク事故による頭部損傷の多発データを**ヘルメット着用運動**に活かすこともできた。同様に、飲酒運転事故の多発データを飲酒運転追放運動に生かしている。また、これらの運動の成果として交通事故外傷死亡数が減少傾向に転じたことも、説得力あるデータとして、**住民運動の維持**に活かされている。

このプロジェクトの活動の特徴は、病院というブラックボックスに埋もれがちなデータを積極的に掘り起こし、ノンフォーマル教育の基礎資料(教育活動に結びつけるための根拠としての資料、そして人々の注意をひきつけるための生データ)として交通安全教室やキャンペーンに活かしている点であろう。根拠に基づいたデータ(実証に基づく生きた教材)は、保健・衛生分

野におけるノンフォーマル教育の重要なツールであるといえる。

事例5) タイ「エイズ予防・地域ケアネットワークプロジェクト」
(2000~2003年)

本プロジェクトでは、エイズ感染率が高かった北部タイを拠点とし、国家レベルでの対策に適応するエイズ予防および地域ケアにかかる継続的・包括的な実施モデルの開発と普及を目的に、早期診断、治療の質の改善、さらに感染者に対するケアの向上と予防啓発活動などを実施した。患者自らが組織化しイニシアティブをとって活動するPHA (People living with HIV/AIDS) グループに対しては、感染者どうしのサポート、情報交換、感染者によるニーズと権利の主張、一般住民に対するエイズ知識の普及と差別の克服、コミュニティでのケアの追跡、家庭訪問による保健サービス面の貢献、ティディバア縫製やTシャツ作りなど、感染者による生計向上などの活動を支援した。

この中で注目すべき点は、感染者となったことで一度は地域社会から締め出された人々が上記のノンフォーマル教育活動の担い手となっていることである。感染者には、エイズ問題を彼らだけの問題ではなく、地域住民全体に関わる問題としてとらえ、地域の行政や住民組織(青年会、婦人会など)と協力しながら解決にあたることで、地域に貢献できるメンバーとして認められるというインセンティブが生まれる。また感染者が自ら住民に対することで、住民側の感染者に対する理解にもつながり、スティグマの除去効果が期待できる点も注目に値する。本事例では、感染者自身が地域内のコンサルタントとして働き、住民からの相談にのったり、保健セクターへ紹介するなど、住民と保健セクターとのつなぎ役としても貢献している。

(4) 他ドナー・NGOの取り組み事例

ここでは、視聴覚機材を利用した大規模なNFE活動例を紹介する。

事例6) 大メコン圏(GMS)の国境地域におけるICTおよびHIV/AIDS予防教育のための技術支援(実施機関:ユネスコ(UNESCO)、Southeast Asian Ministers of Education Organization(SEAMEO))⁴⁵

概要

本件は、現地語によるHIV/AIDS予防教育のためのプロジェクトである。プロジェクトは以下の4つの活動で構成されている。第一は、適切な学習教材の開発である。学習教材は州の資源開発センターや学校で開発される。その後、プロジェクトサイト周辺の200の学校の教師やコミュニティのリーダーはICT(Information and Communication Technology、情報通信技術)ベースの学習教材使用と開発の訓練を受ける。ラジオが視聴可能な地域では、教育ラジオ番組やオーディオ・テープが開発され、配布される。アクセスが限られた場所では、よりシンプルな教材が配布される。すべての開発教材は、HIV/AIDS危機に対する行動、少女、女性の違法売買、ハイランド地域マイノリティの薬物乱用の3つの問題に対応するようになっている。プログラムは単純に現地語に翻訳されるのではなく、少数民族の人々たちの意見が取り入れられたものとなっている。

第二の要素は、関係者の能力構築である。プロジェクトでは、ラジオ番組や学校が主体となったプログラムを支援する少数民族村のコミュニティ・グループの能力強化が行われる。また、教師、学校運営者、脚本家、マルチメディア・プロデューサー、コミュニティ管理者の参加型トレーニングによる能力強化も行われている。さらに、ICT能力の強化は国家レベルで実施され、地域別情報システム(GIS)の使用能力などが強化されている。

第三の要素は、HIV/AIDS予防教育プログラムの供給である。HIV/AIDS予防教育プログラムは、学校のカリキュラムや行事に従って提供される。また生徒自身が教師やカウンセラーの指導のもとイニシアティブをとり、ピア・エデュケーション(仲間教育)が実施される。ラジオでは、安全なリプロダクティブ・ヘルスを推進するアクターとして考えられる家族全般を対象に、高地の少女と家族に関する連続ドラマが放送され、HIV/AIDSを中心と

⁴⁵ UNESCO Bangkok、SEAMEO Webサイトに基づく。

したさまざまな問題に焦点が当てられている。ドラマと音楽には、現地語が使用される。

第四の要素は、データベース構築および情報支援に関する活動である。関連情報の収集および処理、少数派グループや最も援助の効果が届きにくい人々に焦点を当てたHIV/AIDS資料の共有、孤立化した人々に合わせた様式にした情報や資料の再調査・再整理、既存情報やHIV/AIDS関連情報のデータベースの拡張と、プロジェクトのWebサイトの作成、大メコン圏のHIV/AIDSプロジェクトの情報支援と技術的な参考資料の提供、他プロジェクトにおける資料の活用の促進と推奨、などが行われている。

プロジェクトの特徴

本件は、2011年までの実施が計画されており、プロジェクトの効果や評価などはまだ十分に行われていない。しかしながら本件を事例として紹介した理由は、HIV/AIDSの予防教育以外にも、保健・衛生関係の啓発活動でよく用いられるメディアを利用した活動である、メディアの普及が間に合わない箇所ではシンプルな教材を使用するなどプロジェクト内容に柔軟性がある、対象となる少数民族自身が教材開発やプログラム支援に関わっている、性感染症問題にはうつす側とうつされる側が存在するがその両方を対象にした活動が行われている、からである。特に については、女性が男性の性的要求を拒むことができず被害が拡大するなど、うつす側とうつされる側の力関係や認識の違いを考慮することが重要で、両者のさまざまな状況を改善しなければ、効果は半減する。また、本件はHIV/AIDSの予防のためのノンフォーマル教育であるが、実際にHIV/AIDS感染者を対象に、彼ら・彼女らの知識や意識を高め、これからどのような人生を歩んでいくべきかについての相談にのるカウンセリングや、末期患者に対して延命のための治療よりも身体的苦痛や死への恐怖をやわらげることを目的にして行われる医療的・精神的・社会的援助の取り組み（ホスピス活動）も、一種のノンフォーマル教育といえる。

この分野においては、本件のようにメディアを効果的に使いながらのノンフォーマル教育が有効である。

(5) まとめ

テーマ	ターゲット人口	問題点	期待される状態	協力目標 成果（学習内容）	活動アプローチ	事例	留意点
健康教育	一般	その地域で当面の健康問題となったっている疾病や生活状況に関する基礎知識や医療サービスに関する情報が不十分。病気に対するステイタム発生。	地域の健康に関する基礎知識および医療サービス情報提供による健康状態の改善	・疾病の正しい知識向上、予防的行動の理解 ・患者への理解促進、受容（エイズの例：正しい知識の普及、コンドーム使用方法、検査推奨、患者への理解とケア・サポート）	健康教育（識字教育との組み合わせ）	4 5 6	知識の伝達を行動変容に結びつける。病気の原因・結果の関係について正しい知識を伝え、根拠のない因習から解放する。
栄養改善	・妊産婦 ・母親	・妊産婦の栄養障害 ・乳幼児の栄養障害	主に児童・妊産婦に関する栄養改善を通じた栄養改善	・母乳推奨、離乳食改善 ・栄養知識、調理方法の習得	栄養教育、家庭科教育		知識を家庭での実践に結びつける。
リプロダクティブ・ヘルス	・妊産婦 ・母親・男性 ・女性 ・思春期の若者	知識・情報の不足とサービスへのアクセス不足 ・妊産婦ケア ・乳幼児ケア ・家族計画（避妊） ・思春期の若者 ・性感症対策	リプロダクティブ・ヘルスに関する教育・広報活動を通じた知識の向上と安全な性行動	・妊産婦検診の受診向上 ・乳幼児ケアの普及 ・家族計画の知識向上 ・思春期の若者の知識向上	・母親教室・両親学級への参加促進、識字教育 ・イラスト教材の活用 ・若者グループへの教育	1 2 3	センシティブな問題なので、文化に適した場所、人、教え方を選ぶことが必要 女性のみならず、男性への働きかけも重要
予防接種	一般（両親）	・予防接種率が低い	予防接種に関する知識の普及を通じて予防接種率の向上	予防接種の知識の向上と必要性の理解	健康教育		予防接種の原理や効果に関する科学的な説明を加える
安全な水と環境衛生	一般	・安全な水へのアクセスがない ・排泄物の放置（トイレ、ゴミ、水溜りの放置）	安全な水と環境衛生に関わる保健教育を通じた衛生習慣の改善	・井戸やトイレの環境衛生への理解 ・家屋と周辺の清掃向上	衛生教育、集団の清掃活動		高い教育効果が期待できる分野。住民組織的活動と教育をつましく組み合わせることが重要。

2-3-4 自然環境の保全

(1) 自然環境の保全に取り組む意義・目標

1) 一般論としての意義

自然環境の現状

人類は、森林や湖沼・河川などの自然環境からさまざまな恵みを受け、自然環境に依存し、同時に自然環境に働きかけそれを改変することにより、多様な社会を発展させてきた。自然環境に対する働きかけは、技術や社会制度の発展、人口増加に伴って拡大し、生態系に大きな影響を及ぼしている。

人類社会の活動の拡大に伴い、これまで、森林減少、砂漠化、地球温暖化、生物多様性の減少など、地球規模で環境問題が発生している。例えば、熱帯林は1990年から2000年の10年間で年平均1420万ha（日本の国土面積の4割弱）の速度で減少している。近年では、経済のグローバル化や先進国における消費形態の変化が、大規模かつ急激な環境の破壊や自然資源の集中的で収奪的な利用を引き起こしている。また、開発途上国の多くの地域社会では、人々が生活のために資源を過剰に利用することで、自らの生存基盤としての健全な自然環境の存続を脅かしている。このような自然環境の劣化は、次世代の生存基盤を損ない、人類社会の発展の可能性を縮小させてしまう恐れがある。また、貧困や飢餓さらに人口増加と相まって、部族間の対立、地域紛争といった深刻な社会的、政治的問題の原因ともなっている。

現在、人類は自然環境との関わりを再検討し、環境と調和した社会の形成と開発を実現する必要に迫られている。グローバル化の進む今日、自然環境の保全は、先進国の発展のみならず、開発途上国の環境の劣化と貧困の悪循環を解消し、地域社会の健全な発展と住民の生活改善に寄与することとも密接に関係した地球規模の課題である。自然環境の保全に向けた国際協力は、今日の人類の安全保障にかかわる重要な課題である。

自然環境の保全とは

我が国の自然環境保全法⁴⁶では、自然を「経済活動のために資源供給の役

⁴⁶ 自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律。

割を果たすだけでなく、それ自体が豊かな人間生活の不可欠な構成要素をなす」ものとしている。自然環境は、自然資源の供給源としての役割に加えて、大気や水をはじめとする物質循環を維持するとともに、文化や伝統を育むなど、人類の生存基盤を多面的に構成している。このため、自然環境の保全とは、人類のさまざまな経済活動（第一次産業のみならず、エネルギー産業や貿易、投資）を含むセクター横断的な意味での、自然環境の理解や自然資源の適切な利用・保護を実現するための能力の向上を通じて、自然環境の維持と人間活動の調和を図ることである。

自然環境の中でも特に、森林は資源としての価値や有用性だけでなく、地球環境に与える効果の点からも重要性が高い。森林には、木材やその他の有用物を供給する機能、土壌や野生生物の保全、水源涵養、二酸化炭素の吸収といった環境の維持にかかわる機能、景観や文化にかかわる機能がある。しかし、特に開発途上国では、森林は木材伐採だけでなく大規模な農地開発の対象にもなってきたことから、破壊の規模と速さは衰えておらず、危機的な状況にある。

自然環境の保全を面的に捉えた場合、地球規模の取り組みと地域社会における取り組みが考えられる。地球規模の取り組みとは、各国の協力により地球規模で生態系の機能を保っていくことであり、例えば、各国が自然環境保全に関する多国間条約を批准し、適切な行動をとることが挙げられる。地域社会における取り組みとは、地域に根ざした自然資源の利用と再生産に対する適切な管理であり、具体的な例としては、森林機能の整備、土壌浸食の防止、保護区周辺の環境に配慮した地域開発への支援などが含まれる。このような地球規模と地域社会の自然環境保全を相互に関連させて実施することによって、地球規模で生態系を維持し、現在と将来の世代に必要な生活資源を確保することができる。

2) ノンフォーマル教育支援の意義・役割

自然環境保全への取り組みは、上述のとおり地球規模と地域社会レベルでの取り組みが重要となるが、地域社会レベルでの取り組みにおいても、保護区域の指定や管理といった、いわゆる上からの管理だけでは保全が進まないのが実情である。

これは、たとえある自然環境が保護区域と指定されても、その区域が住民の日々の生活の糧を得る唯一の場であるならば、区域利用規制の遵守は見込めず、また強制的な保護政策の執行は、非自発的移住を伴うなどの、人権問題を引き起こす可能性も考えられるからである。自然環境が生活の糧を得る場として利用されている例としては、以下のようなものが挙げられる。

- 材木、紙原料として利用するための森林資源利用
- 農牧地としての森林開墾
- 漁業活動における水産資源利用
- 沿岸環境を利用した養殖池開発

以上のような自然環境の利用を持続可能なレベルに保つためには、自然環境を利用している層に対して、日々の生活における環境の利用と管理を主な内容とした教育・啓発活動を実施することにより、自然環境を過剰に利用しないようにすることが直接的な効果を高めることとなる。

また同時に、子どもも含め現時点では自然環境の過剰利用の主体とはなっていない層に対して、学校教育を含むフォーマルな教育活動以外にも、自然環境に対する認識を高め、自然環境を利用するルールを理解する機会を持つことにより、将来自然環境に悪影響を及ぼす可能性を抑制するという、間接的な効果が得られる。

以上のような自然環境保全の意識啓発をするうえで、ノンフォーマル教育は、以下の点から重要性が高いといえる。

- 自然環境を利用している層は、学校教育などのフォーマル教育の対象者ではないケースが多い
- 日々の生活と直結した自然環境を保全対象とするため、持続的な自然環境の利用のための具体的な方法も含めた教育を行う必要がある

(2) ノンフォーマル教育で期待される成果(協力目標)

1) 対象人口の抱える問題と協力目標(期待される状態)

自然環境への脅威は、主に人間の生産活動によってもたらされていることから、対象人口を第一次産業の生産活動の規模によって分けることが適当であると思われる。ここでは、自然環境を利用する生産の規模によって、対象

人口を 非生産者層、 零細生産者層、 大規模生産者層⁴⁷、 都市住民の 4 つに分けて協力目標を整理することとする。

非生産者層

ここで農村部の非生産者層とは、自然に囲まれた環境にありながら、自然資源を生活の糧を得る場として直接的には利用していない層を指し、就学年齢の子どもも含めることとする。

非生産者層は、生産活動に伴う自然環境への負のインパクトを与える活動は行っていないとみなされる。一方、身近にある自然環境の重要性を十分に理解していない場合、生産者層が周辺の自然環境を開発している行為に対して無関心である。また、現時点で生産活動を行っていないくとも、将来自然環境の利用者となる可能性は持っている。

こういった非生産者層が、自然環境の多面的機能について認識を高め、自然環境に対する尊敬と畏怖の念を抱くようになることにより、日々の生活において自然環境に対するインパクトの小さい行動を選択するようになる。また将来、自然環境を過剰に利用する潜在性が抑制され、さらには周辺で進行しつつある自然環境の過剰利用・開発活動を監視し、抑止する役割を担うようになることも期待される。

零細生産者層

零細生産者層とは、自ら土地を所有せず、生活基盤となる糧を、国を含めた他者が所有、あるいは特に所有者が特定されていない自然環境から得ている層を指すこととする。具体的には、土地なし農牧民、零細漁民などがこの層にあたる。なお、自然環境保全、森林保全、村落開発などのプロジェクトにおいては、この層が裨益者となることが多い。

これら零細生産者層にとっての自然環境は、日々の生活の糧を得る場となっている。すなわち、自然環境は燃料・建材などの木材の供給源となっており、焼き畑・開墾によって農場や牧草地になり、水産業においては漁場や養

⁴⁷ 大規模な開発行為のように、環境アセスメントの対象となる事業の実施に際して行われる、事業者・コントラクターなどに対するトレーニングは、環境社会配慮の一環として位置付けるべきものと判断されるため、本稿では対象としない。

殖池として特に貧困者層の生活基盤となっていることが多い。さらに、この層が利用可能な環境資源は限られていることが多いうえ、人口増加などの要因によって有限な資源を再生産が可能なレベルを超えて利用することも少なくない。

そのため、たとえその土地が保護区域として指定されていても環境保全のための規制が徹底されず、不法占拠、不法伐採、無秩序な漁獲行為などにより環境保全のための施策が十分な効果を上げないことが多い。

計画的な開発により持続的に利用できるという自然資源の特性を、零細生産者層が理解することにより、無秩序な開発行為が抑止され、持続可能なレベルでの開発行為を行うことが期待される。

大規模生産者層

大規模生産者層とは、土地を所有している農林業、牧畜従事者などのほか、大規模漁業者、養殖業者を指すこととする。なお、既に触れたとおり、環境アセスメントの対象となるような規模、種類の事業を実施する大規模生産者層については、ここでは対象とはしない。

大規模生産者層による開発行為は広範囲にわたることが多く、環境回復が困難になるケースが多い。所有または利用している土地、漁場などの限りある資源を無秩序に開発または利用することは、そのエリアから得られる資源が目減りし、その場所自体の生産性が低下することにつながると同時に、地域の生態系に影響を及ぼし、間接的な資源の劣化をもたらす可能性もある。具体的な例として、森林の過剰な伐採により保水機能の低下した山林などが挙げられる。

大規模生産者層が、持続可能な開発の重要性を理解し、実行に移すことにより、自然環境への負のインパクトを低減し、自然資源の持続的な利用につながることを期待される。

都市住民

ここでは、都市住民とは、農村地域の住民と異なり自然に囲まれた生活を送っていない層を指すこととする。この層は、自然環境の恩恵を直接的には感じる事が少ない。しかし実際には、都市部での生活も自然環境と密接に

関係している場合が多くあり、自然環境から得られる資源の恩恵に浴し、また逆に、都市部において発生する環境汚染が自然環境に負のインパクトを与えている場合もある。

都市住民が間接的に自然環境から得ている恩恵を把握し、また都市生活に起因する自然環境への悪影響を理解し、環境への負のインパクトが小さい行動を選択することが期待される。またさらには、自然環境との共存により都市生活が成り立っていることを理解することにより、積極的に自然環境保全活動に参画することが期待される。

2) 支援アプローチ・活動・留意点

非生産者層に対するアプローチ

非生産者層に対しては、まずは自然環境の存在を意識させることが重要であり、そのためには、外部の視点を導入することが必要である。すなわち、周辺自然環境のさまざまな効能についての気づきを促すことにより、自然環境に対する畏怖と誇りの念を持たせることが、保全への意識を高めることにつながる。

子どもを対象とする場合は、学校教育における自然環境学習のみならず、効果的に自然環境の重要性が理解できるように、実際に自然と触れ合い、ネイチャーゲームなどを通して楽しみながら自然に対する尊敬と畏怖の念を抱き、また自然環境を活用するためのルールを学べるようなアプローチが有効である。

また成人層を対象としては、ごく身近にあるために自然環境の重要性が認識されていない場合には、外部からの視点を導入し、今まで意識しなかった周辺にある自然環境の偉大さの認識を深めることが重要である。森林の水源涵養、治水、二酸化炭素吸収源としての効果や、マングローブ林や干潟の水質浄化機能、あらゆる自然環境の生物多様性保全に関係する機能など、より具体的にその位置付けを伝えることが望ましい。

なお、自然資源を身近な存在として意識する必要があることから、周辺環境に応じて教育・啓発活動の内容を適応させる必要がある。周辺環境が森林であるのか、草原であるのか、河川であるのか、海浜であるのかによって教育内容を変え、あくまでも身近な存在としての自然環境の重要性の認識を高

めるべきであり、画一的な手法ではその効果は限定的にならざるを得ないという点には留意が必要である。

零細生産者層に対するアプローチ

零細生産者層にとって、自然環境はその生活基盤として位置付けられているということを念頭に置いて、教育・啓発活動を行う必要がある。

すなわち、自然環境の持続的利用のためには資源利用の制限が伴い、その結果彼らの生活基盤に影響を与えるとの懸念を払拭するため、すぐにでも適用できる持続可能な生産手段を具体的に提示することが不可欠になる。

例えば森林環境においては、アグロフォレストリーなどの持続的農業や計画的焼畑など森林を保全しつつ実施する農林業や、自然資源を活用した木彫りや装飾品などの民芸品製作といった自然環境開発を伴わない代替収入手段など、具体的な生活設計とともに実施することが有効である。

ただし、持続可能な自然環境活用については、効果を伴う実証例を示すことが重要である。また、代替収入源確保のためには、商業化の可能性の検討や、販路の整備などの点で留意が必要である。

大規模生産者層に対するアプローチ

大規模生産者層に対しては、率直に持続的資源利用の必要性と利点を提示するとともに、この層が実施する事業の影響に応じ、行政の関与を得て地域環境管理や適正な技術の選択を行うことにより、大きな効果が得られると思われる。

効果的な教育・啓発活動とするためには、アグロフォレストリーや計画植林、適正量の伐採と植林生産、管理型漁業など、生産活動に応じて具体的な実証例をもって示すべきことに留意すべきである。

都市住民に対するアプローチ

都市住民は自然環境に接する機会が限られているため、都市住民が自然環境に対する意識を持つような内容とすることが望ましい。そのため、都市住民が自然に接する機会を捉え、あるいは創出して、自然環境についての教育・啓発活動を実施するほか、都市住民が浴している自然の恩恵、公害や廃

棄物が自然環境に対してどのような影響を及ぼし、その結果として地球的規模または特定の地域レベルでどのような影響が及ぶかということを、都市環境に関する教育と関連付けて実施することが効果的であると考えられる。

(3) JICAの取り組み事例

現在実施中の自然環境保全協力の多くは、住民意識の向上を図るうえで何らかの環境啓発・教育活動を実施している。ただし小中学生を対象に課外授業または正規授業（理科など）の一環として実施されている事例はフォーマル教育に該当するため、ここでは紹介を省略する。また、ノンフォーマル教育の活動事例としては、単に環境教育ツール（教材、ポスターなど）の作成・配布にとどまらず、教育ツールをいかに活用し、住民意識の変容を図ったかが重要である。以下では、自然環境保全におけるノンフォーマル教育の役割と貢献に関する分析の試みとして、インドネシアの事例を取り上げ、プロジェクト目標や成果に対する貢献度やその要因を整理する。

事例1)「インドネシア生物多様性保全計画フェーズII」 (技プロ、1998～2003年)⁴⁸

概要

本プロジェクトの上位目標は、生物多様性国家戦略（IBSAP）およびインドネシア生物多様性行動計画（BAPI）の目的達成であり、プロジェクト目標は、インドネシア科学院（LIPI）および林業省自然保護総局（PHKA）の組織強化と連携を通じ、5つのサブプロジェクト（自然環境保全に係る調査研究能力の向上、データ収集・管理システムの改善など）により包括的な生物多様性保全を実施するための組織体制を強化することであった。ノンフォーマル教育は、サブプロジェクトD（目的：グヌンハリムン国立公園が管理計画に基づいて適切に管理されること）に関連し、環境教育を通じた周辺住民の環境保全への意識向上のために活用された。

従来、自然環境保全は、トップダウン（政府や国立公園レンジャーによる

⁴⁸ 森林・自然環境協力部（2003）および同プロジェクトの原田一宏専門家（国立公園計画・管理（環境教育））、小林浩専門家（環境教育）の報告書を参照している。

規制・管理)アプローチが主流であったが、本プロジェクトでは、ボトムアップ(住民の納得・理解を促し、公園保護に対する住民の協力を引き出す)アプローチがプロジェクトの効果や持続性を高めることに着目し、トップダウンとボトムアップとの組み合わせに基づく実施体制を構築した。

上述の問題意識のもと、本プロジェクトでは、協力期間中にわたって環境教育分野の専門家が常時派遣され、住民参加型の国立公園保全を支援した。プロジェクト専門家は、環境教育の役割について、環境保全の重要性の啓発に加えて「住民が国立公園とともに、安心して暮らしていける基盤を築く手助けをすること」を挙げ、「国立公園があっても、人々が今までと変わらずに、資源を利用しながら生活していくことができるように、住民参加型プログラムを考慮し、管理計画に反映させていく」ことが重要であると考察している。こうした住民の生活保障支援としての環境教育は、これまで十分に注目されていなかった観点であったといえる。

本プロジェクトの活動では、周辺コミュニティの社会経済状況、村落資源管理状況を綿密に把握したうえで国立公園管理を行った。この結果、周辺住民の状況に適合した管理計画を形成し、ひいては住民の意識変容を促し、管理活動の持続性を高めることに成功した。プロジェクトにおいて一連の環境教育活動を実施した結果、成人向けインタビュー調査では、プロジェクト開始前と比べ、国立公園保全に関する知識の向上、さらに住民の考え方の変化(より協力的になった)などが明らかになり、ノンフォーマル教育手法による住民の意識変容への有効性が確認された。

国立公園の自然に生活基盤を依拠している住民自身がどのように今後暮らしていきたいのかという住民の主体性に着目し、そのニーズや意見を的確に取り入れられるか否かが、国立公園保全に対する住民の意識や行動の方向性に大きな影響を及ぼす。この意味で、本プロジェクトにおけるノンフォーマル教育を活用した取り組みは、国立公園管理というサブプロジェクト目標の達成、とりわけ持続性の観点から大きなインパクトを与えたといえる。

特徴と教訓

自然環境保全の協力現場の多くでは、自然資源あるいは土地をめぐる、行政機関と地元住民の潜在的な争いが存在する。そうした状況のもと、環境

保護と地元住民の生活ニーズが共存できるような持続的な自然環境保全を進めるにあたっては、本案件での取り組みのように、行政機関による管理と環境教育を通じた住民の理解・協力との組み合わせが必要と考えられる。なお、環境教育の内容としては、環境保全の啓発のみならず、住民生活向上の観点を十分に取り入れるべきであろう。

また、環境教育の活動内容検討にあたり、本プロジェクトの専門家は、「プログラムを作成する際には、村人たちとの話し合いの場を設定し、こまめに意見交換を行うことによって、政府と村人の双方が納得できるものに仕上げていく」ことが重要であると指摘しており、本案件のような住民参加型の自然環境保全の協力を実施するうえで留意すべき点である。

(4) 他ドナー・NGOの取り組み事例

ここでは、子どもを対象にした日本発の環境教育プログラムと、大きな環境保全プログラムの一コンポーネントとして実施された大学生以上ならびに児童を対象とした教育・訓練活動を紹介する。

事例2)「キッズISOプログラム」(実施機関：特定非営利活動法人国際芸術技術協力機構(アーテック(ArTech))⁴⁹)

概要

日本発の、世界で普及が進む環境教育プログラムである。正式名称は、Kids'ISO14000プログラム⁵⁰といい、環境マネジメントの国際規格ISO14001の骨子をベースに、アーテックが独自に開発した子どもの環境教育プログラムを意味する。1)子ども一人ひとりの「気づき」と、活動のリーダーシップおよび自覚を引き出す、2)「気づき」に基づく自分の行動と周囲や地球環境との関係を考慮した環境マネジメント法を子どもに体得させる、3)特にITを利用して形成したネットワークで、家庭、地域、地球の環境をよく

⁴⁹ ArTech「キッズISOプログラム」Webサイト参照。

⁵⁰ ISO14000シリーズとは、環境に関する方針や目標の作成、その具体化のための組織の構造・責任、プロセスなどの環境基準に関する世界的な取り決めの略称である。ただし、キッズISOプログラムは、環境マネジメントの手法として、ISO14001のエッセンスを導入している環境教育プログラムであり、ISO14001の単なる子ども版ではない。

する活動を子どもが行い成果をあげる、という目的を持つ。対象年齢は、10歳からで、小学校高学年から高等学校までが取り組んでいる。

プログラムは入門編、初級編、中級編、上級編の4種類が用意されている。家庭の環境改善に2週間取り組むプログラムが入門編である。それが発展したものが2カ月間の初級編であり、子どもたちは家庭の環境マネジメントができるようになることが求められる。中級編では、ほかの子どもとも協力しながら、学校や自分が住んでいる地域など、自分の身近なエリアの環境マネジメントができるようになることが求められる（期間は1年間）。国レベルまたは海外と連携して環境問題に取り組む上級編（期間は1年以上）では、国際的な視野を持ち、海外の子どもたちとも協力しながら環境マネジメントができるようになることが求められる。入門編・初級編では、それぞれイラスト入りのワークブックが用意されており、開始する前に現状把握を行い、目標と具体策を設定した後に活動を行い、その結果をデータとして把握していく。家族で役割分担を行ったり、具体策の改善を行うなど、チームワークやネットワークを活用してPDCAサイクル⁵⁰が実施される。中級編・上級編では、プログラムの計画立案から、アドバイザーとともに自分で考え、計画を立てていく。これら、子どもたちの実施したプログラムの結果に対して評価がなされ、初級編以上のレベルでは、各参加者に対して国際認定証が発行される。

以上のような活動から、子どもの環境に対する意識の改善のみならず、自分たちの行動で環境がよくなるという自信を持ったり、物事を自発的に行えるようになるなどの効果が表れている。また、さまざまな関係者とのやり取りのなかでコミュニケーションや交渉力がつき、国際理解の向上にもつながる。さらに、家庭や社会で大人も巻き込むため、彼らの環境への意識向上にもつながっている。既に日本国内では、自治体、財団法人、企業、そのほかの団体にプログラムが導入され、約7万人もの子どもたちが参加して成果を上げている。本プログラム終了後も環境対策に継続的に取り組んでいると答える家庭も多く、プログラムの実効性が証明されている。また他の環境教育

⁵¹ 自社の環境方針を策定し、環境負荷を軽減するための計画を立て（Plan）、実行（Do）し、その結果を点検（Check）したのちに、次のステップを目指して経営層による見直しを行う（Action）活動サイクルのこと。

プログラムと組み合わせることにより、相乗効果も高められることが報告されている。さらに、本プログラムは国連機関や国際標準化機構（ISO）などの国際機関が世界的に普及を推進している⁵²。現在では、Kids' ISO14000 for School（仮称、スクールISO）の試行版も完成している⁵³。

プロジェクトの特徴

本プログラムは、学校を母体にして行われる場合も多いが、プログラム開発団体ならびに活動内容からノンフォーマル教育に分類できるものといえよう。開発されたのが2000年と歴史が浅いせいもあり、現在は日本をはじめとする中・高所得国を中心に普及計画が検討されているが、低所得国向けの企画も立案されている。英語、フランス語、タイ語の教材翻訳は既に完成、韓国語、ブラジル・ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語版は近々完成予定となっており、低所得国への適用も今後試みられることになろう。従って、このようにシステム化され、学校ならびに自治体や企業の協力も得たうえで実施される環境教育プログラムが、低所得国の子どもたちを中心にできるかどうかを判断するには、まだ実践とその分析には1年程度の時間がかかるといえる。

しかしこのプログラムを取り上げたのは、数々の重要な要素を含んでいるからである。まず第一に、環境に関する知識が一方向的に子どもに教えられる環境教育でなく、子ども自身が自らの周りの環境を使って学び、その知識を使って問題を解決しようとする実践や子どものエンパワメントを重視していることである。二つ目は、レベル分けがされ、参加しやすい体制が作られていることである。三つ目は、ステップを踏むごとに、家庭から地域、そして国、地球規模への視野が広げられ参加者の興味が高められること、国際表彰制度や認定者のリスト化と公表など、参加者のモチベーションを高め、維持する工夫がなされていることである。四つ目は、初級レベルでは家庭、中級

⁵² ISOはKids' ISO 14000プログラムのWebサイトやパンフレットを作り、全世界に普及している（ISO Webサイト参照）。

⁵³ 学校で子どもたちが中心となり先生がアドバイザーとなって、ISO140001の基本となっているPDCA法を用いて、実際に学校や学校を取り巻く地域の環境をよくすることを体験するもの。キッズISOと同様に第三者評価による認証を受ける。

レベルではお店や企業など社会や地域の関係者、上級レベルでは、国レベルの機関や、他の国のグループや団体とのネットワークづくりが促進される仕組みとなっており、広い範囲で、かつ、息の長い活動が求められる自然環境保全に対応できる体制が考慮されていることである。また、家庭内の消費エネルギーなどプライバシーに関するデータの守秘義務が実施母体とアーテックとの間でも確認されている。

このような、理論の実践および人々のエンパワメント、多様なニーズへの対応、持続性の向上、ネットワーク促進において、本件のようなノンフォーマル教育アプローチは非常に効果的である。

事例3) MAB (Man and the Biosphere) プログラムにおけるERAIFT学校と、若者へのエコジョブ訓練 (Eco-job Training for Young People) (実施機関: ユネスコ (UNESCO))⁵⁴

プロジェクトの概要

自然資源の持続的な利用と生物多様性の保護、そして人と自然のよりよい関係の構築を目指して、さまざまな活動から成るMAB (Man and the Biosphere) プログラムがユネスコにより開始された。MABプログラムは、各種学問分野をカバーする総合的な研究と活動・訓練、伝統的知識の利用などを主な特徴とし、環境理解だけでなく、政策にそれらが反映されることを目的とする。その活動の一つとして、途上国における将来の環境政策を担うリーダーを養成するためのERAIFT学校 (Regional School on Integrated Management of Tropical Forests) ならびに、環境問題への意識や知識をもった若者・児童を養成するエコジョブ訓練が開始された。

ERAIFT学校は、アフリカ諸国の熱帯森林管理に精通した専門家を養成し、将来の環境政策向上に資する人材を養成する目的で、コンゴのキンシャサに建設された。フィールド調査や実際の授業・実験を主とした修士と博士のコースがあり、さまざまな大学と連携しながら、各種学問分野を含む総合的かつ体系的な方法による熱帯林管理の知識が教えられた。約40人の卒業生を輩出し、彼らはアフリカ各国で熱帯林保全に関するイニシアティブを持った

⁵⁴ MAB Programme Webサイト参照。

人材に成長している。また、コンゴのBandundu州では、コンピュータやその他の機材の充実によって、GISを使った植生地図が初めて作成された。

エコジョブ訓練は、環境問題への意識や知識をもった若者・児童を養成し、地域の環境関連の仕事に従事できるようにすると同時に、環境保護への取り組みを促進するものであった。そこでは単なる環境保護関連の知識だけでなく、学び方、行動、決定、計画および評価の仕方なども教えられ、人間教育としての意味を持っていた。理論に関しては、自然（地形図、土壌と水、気候、微生物、野生生物、食物連鎖、エコシステムなど）、人間（生理学、人格、自己認識など）、社会（地球資源の利用、環境へ影響とその統制など）が教えられた。また、アグロフォレストリー（温室でのもやしや苗木栽培）、廃棄物処理、農業生態学、エコツーリズムに関するワークショップも行われたほか、保健衛生や表現方法（絵、読み書き、口語表現、身体表現など）も教えられた。各学期の終わりには、家族や環境関連の事業者（将来の雇用者になる可能性がある）を招いての発表会が開かれて、活動の成果が披露された。パイロット活動期（1996～1997年）には、ブラジル・サンパウロ州の高校生や小学生がエコジョブ訓練を受け、アフリカのカメルーンでも同様の訓練が行われるようになった。

プロジェクトの特徴と教訓

本プロジェクトは、MABプログラム中の関係者の能力強化活動の一環として行われたものである。ERAIFT学校とエコジョブ訓練ともに、将来環境保全に影響を与える人材を養成するという点で共通する活動であるが、前者はより近い将来、またはより専門的な分野で各国の環境政策に影響を与えることのできる人材が養成されるのが特徴である。また、コンゴを中心としたアフリカ諸国、または大学間の連携体制にも注目すべき点を有する。後者は、児童を対象とした環境教育であるが、単なる環境関係の知識や技術を教えるだけでなく、自己認識や表現の仕方などを含む全人格的教育であること、環境に関連した職に就く機会を増やし同時に貧しい人々の生計向上に資することができる点に特徴があるといえよう。

将来の環境保全に資する人材を養成することは重要であり、環境教育の分野でノンフォーマル教育が果たすべき役割は大きい。しかしながら、若者・

児童に対する環境教育は、長い目で見れば効果的であるが、近々の環境保全（政策）の発展に対する影響力は大きくない。従って、本件のように、途上国において要職に就く確率の高い、大学生レベルの人材への環境教育に、ノンフォーマル教育を利用していくことは効果的であると考えられる。また、環境問題は全地球的な広がりをもつものが多いため、各国や大学間の連携も重要である。

また、人間と自然環境が共存できることが環境保全には重要であり、どちらか一方を尊重する偏った活動では効果がうまく上がらない。その点では、環境に関連した職に就く機会を拡大し（人間の尊重）かつ環境保護に必要な知識や意識を醸成する（自然環境の尊重）エコジョブ訓練の考え方は重要である。

(5) まとめ

ターゲット 人口	問題点	協力目標	活動・アプローチ	関連事例	留意点
非生産者層	自然環境が身近にありながら、日常的に自然環境を意識することがあまりない	将来自然環境を過剰利用する事になる潜在性を抑えることができる 過剰に自然環境を利用している活動に対し、監視し、抑止する効果が期待できる	ネイチャやゲームなど、自然に触れ合う中で自然環境を意識させる 外部からの視点を導入し、自然環境の偉大さ、重要性を気づかせる	1、2、3	周辺の自然環境に即した教育・意識啓発活動内容として、自然環境を身近な存在として意識させることが、効果を高める上では不可欠である
零細生産者層	自然環境は日々の糧を得る唯一無二の存在と位置付けているため、生活するためのあれば、保全という概念は持たない	無秩序な開発が抑制され、持続的な開発が行われることにより、住民の定住化が計られ、さらなる生活水準の向上が見込まれる	すぐにも導入可能な代替収入手段や持続可能な資源利用手法を提示する。	1	代替生産手段は、すぐに利用できるものでなければならず、販路の確保など周辺環境の整備も必要である
大規模生産者層	大規模な開発により回復が困難となるような広範囲の自然環境を破壊する可能性がある	開発や環境の利用による環境へのインパクトの緩和	持続的開発の必要性と利点を示す。規模に応じて行政の関与も検討する		事業の内容に応じ、教育・意識啓発活動の内容も個別、具体的なものとすることがある
都市住民	日常的には自然環境の恩恵に浴していることを意識していない	特定の自然環境に対する都市域からのインパクトの低減、自然環境保全活動への参画	日常生活と自然環境の関係を深める	2、3	都市住民の中には対策による直接的な便益を享受できない人々もいるため、特定の対策の実施に際しては、十分な理解を得る必要がある

2-3-5 平和構築

(1) 平和構築に取り組む意義・目標

1) 一般論としての意義

2003年8月に閣議決定されたODA大綱において、我が国の政府開発援助の目的として「国際社会の平和と発展に貢献」することが明記され、「平和の構築」が重点課題として挙げられた。これを受ける形で、JICAでも2003年10月の独立行政法人化に伴い、平和構築支援を事業実施の柱の一つとしている。

東西冷戦終結後、国家対国家の紛争よりも内戦型の紛争が多発する傾向にある。紛争の発生要因は、政治のみならず民族、宗教、経済など、より多様かつ複雑なものとなり、多くの紛争が開発途上国・地域で発生している。また、内戦型の紛争の増加に伴い、紛争の当事者も変化した。正規軍のみでなく、市民が武器を手に当事者として闘争に参加するようになった結果、市民の被害者の割合も激増している⁵⁵。

このような状況から、紛争の発生（再発）を予防し、平和を定着させる手段として、従来の軍事的な取り組みや、予防外交、軍縮、調停などの政治的な取り組みのみでは限界があることが認識されてきた。そのため、近年、紛争の要因となり得る貧富の格差や差別、機会不平等などの問題を改善する手段として、平和構築支援における開発援助の役割が重要視されてきている。

特に紛争後の復興初期段階においては、破壊された基礎生活インフラの改修や基礎的な社会サービスの復旧を目に見える形で進めていくことが、国民に「平和の配当」を実感させ、紛争の再発予防につながる。すなわち、軍事的な取り組みや政治的な取り組みに加えて、効果的な開発援助には紛争の予防的役割を果たしうる余地がある。平和を定着させるためには、まず市民が安定した生活を享受できるよう支援することが重要となる。そして、安定した生活を支える基盤には、社会インフラや経済活動の整備もさることながら、一人ひとりの市民の能力も欠かせない。紛争の発生・再発を予防するためにも、教育による個人の能力向上が必要不可欠となってくるのである。

⁵⁵ 市民の被害者数は第一次世界大戦では全死傷者の約5%であったが、第二次世界大戦では約50%に増加し、1990年代の紛争では80~90%と言われている。(Institute for Democracy and Electoral Assistance (1998) p.11)

2) ノンフォーマル教育支援の意義・役割

なぜ平和構築のために教育が必要なのか？

上記のような紛争の多発に加え、自然災害などの緊急事態や不安定な社会情勢による「人道危機」に対処するために、これまで優先されてきた食糧、保健医療、シェルター支援などの緊急人道支援に加え、教育支援の重要性が国際的に議論され、具体的な取り組みがなされるようになってきている⁵⁶。JICAでは、2003年10月に策定した『課題別指針 平和構築』の中で、効果的な平和構築支援のための支援7分野（和解、ガバナンス、治安回復、社会基盤整備、経済復興支援、社会的弱者支援、人道緊急支援）を設定しており、教育支援はこのうちの「社会基盤整備」に含まれている⁵⁷。

なお「緊急事態における教育」の定義はさまざまであるが⁵⁸、本調査研究では「平和構築」支援全般におけるノンフォーマル教育の役割について論じるため、緊急支援にとどまらず、紛争中⁵⁹、紛争終結直後、そしてその後の復興・開発支援を含めた中・長期的視野を持ちながら、状況に応じ緊急的か

⁵⁶ 具体的には2000年の『ダカール行動枠組み』で以下のような文言が採択され、同年11月には Interagency Network for Education in Emergencies (INEE) が結成された。“ We the governments, organizations, agencies, groups and associations represented at the World Education Forum pledge ourselves to: (i) mobilize strong national and international political commitment for education for all, develop national action plans and enhance significantly investment in basic education; [...] (v) meet the needs of education systems affected by conflict, natural calamities and instability and conduct educational programmes in ways that promote mutual understanding, peace and tolerance, and that help to prevent violence and conflict;” (UNESCO (2000a) paragraph 8)。

⁵⁷ ただし、ノンフォーマル教育に関しては、和解や治安回復（除隊兵士支援）、経済復興支援（職業訓練）、社会的弱者支援、人道緊急支援などほとんどの分野にわたって関係している。

⁵⁸ “Emergency” の定義はさまざまで、自然災害や紛争などによる危機的状況から、UNICEF のように洪水や地震などの自然災害、紛争などの “Complex Emergencies”、そして HIV/AIDS や貧困、路上生活児童などの “Silent Emergencies” まで多岐にわたる。また、“Emergency” という言葉は緊急の一時的な状況という印象を与えがちであるが、しばしば紛争中と紛争後を明確に分けることが難しいこと、また「復興初期」においても人々は未だ紛争や不安定な状況の「影響を受けている (Affected)」ため、教育支援を行ううえでも特別な方策が必要であるとされる。Sinclair, M. (2002)、Nicolai, S. (2003)、Pigozzi, M. J. (1999) 参照。

⁵⁹ JICAは技術協力を目的とした支援を実施する機関であり、安全面での制約があることなどから、紛争が継続している際に紛争地域で支援を行うことはないが、国内の一部が紛争中である場合は、同じ国内でも紛争がない地域に避難した人々やそれらの人々を受け入れたコミュニティに対する支援は実施することができる。また、難民を受け入れた周辺国に対し、受け入れ能力強化などの側面支援を行うことは可能である。

つ臨機応変に実施する教育協力を考える。その前に、なぜ平和構築のために教育支援が必要なのか考えてみることにする。

ここで基礎となる概念は、「紛争前、紛争中、紛争後のいかなる状況下においても教育を受けることはあらゆる人々の**基本的人権**であり、Education for All (EFA) の目標を達成するうえでもその基本的人権を保障・促進することは不可欠である」ということである⁶⁰。現に、紛争中の国においても人々が自ら教育活動を継続したり、難民の人々が帰還を考える際に帰還先に学校があるか否かを深刻な問題ととらえたり、困難な状況においても、またそうであるからこそ、教育を望む声は高い。

基本的人権であると同時に、紛争中や紛争後の複雑な状況に対処し生き抜くため、そして紛争の再発を防ぐためには、教育が生活に与える実用的な影響も無視できない。紛争の被害をより顕著に受ける傾向にある子どもの保護という観点から、安全な場所で学習活動することは重要であり、また学習活動に集中すること自体に紛争中の心理的ストレスを癒す効果があると期待されている⁶¹。地雷回避教育や民族和解などのための平和教育、除隊兵士のための技術訓練や、紛争勃発以前より教育を受ける権利を享受できないまま成人になった人々への識字やライフ・スキル教育は、実用的な知識・技能の習得や行動の変革を促し、安定した社会を築くことに貢献し得る。

なぜノンフォーマル教育か？

一般的に、紛争中は学校制度が機能しにくかったり、あるいは全く機能していなかったりするため、紛争後の復興初期段階の国においては教育制度を再建することが急務の課題である。しかし、紛争終結直後はしばしば政府の機動力が低く、フォーマル教育活動を広範囲に行うことは難しいのが現実であり、そのような場合にはノンフォーマル教育を活用してフォーマル教育を

⁶⁰ The 1948 Universal Declaration of Human Rights, The 1951 Convention Relating to the Status of Refugees, The 1966 Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, The 1989 Convention of the Rights of the Child, The 1990 World Declaration on Education for All, The 2000 Dakar Framework for Action, The Geneva Conventions (Nicolai, S. (2003))

⁶¹ アフガニスタンの国内避難民の子どもたちと家族に行った調査では、学校に行けないこと自体がストレスの原因であると子どもたちは答えている。(Save the Children USA, UNICEF (2003))

フォローする方法が効果を発揮する。もちろん、資格付与や公教育への編入など、公教育とノンフォーマル教育との連携を促進することも重要なポイントである。

さらに、子どもや成人が過去に教育を受けられなかった理由を考えると、紛争の多大な影響もその一つであるが、紛争経験国以外の国々においても見られるように、文化・伝統・慣習・経済・政治などさまざまな要因（同時にこれらは紛争誘発要因と密接に絡み合っていることが多い）が教育機会獲得への妨げになり得ることを忘れてはならない。これらさまざまな要因に配慮しつつ各年齢層・裨益グループの多様な学習ニーズを満たすためには、多彩な教育内容と手法が必要であり、ノンフォーマル教育のような柔軟なアプローチが適している。特に、平和構築支援の重点分野である「和解」や「治安回復（除隊兵士支援を含む）」、「経済復興支援（職業訓練を含む）」、「社会的弱者支援」「人道緊急支援」などの分野では、ノンフォーマル教育が果たせる役割は大きい。

緊急的な教育支援の一方で、紛争のために負った精神的外傷（トラウマ）に対処するための専門的なケアや、平和教育を通じて問題を認識し率直な話し合いを通して解決策を探るといような、きめ細かな配慮と時間をかけた支援なども必要である。その点において、学校という限られた時間と場所以外で実施されるノンフォーマル教育が効果を発揮する。

また、基礎教育協力全般として成人教育に対する支援の優先順位は低いが、紛争の影響を受けている国においても、紛争による被害を最も受けやすい子どもに支援が集中する傾向がある。もちろん子どもの権利を保障する努力は最大限なされるべきであるが、平和な社会を築き子どもを護るためには、ノンフォーマル教育を通じて成人人口の考え方、価値観や態度を変革していくことの重要性も考慮されねばならない。例えば、武力だけではなく話し合いによって問題を解決する能力を育てるようなトレーニングは、子どものみならず成人に対しても必要である。平和な社会を築いていくべき成人が民主主義や基本的人権などの重要性を認識しなければ、紛争終結後も残された対立の構造などを改善していくことは困難であろう。

経済的な面でも即戦力の労働者となる成人に対する技術教育は重要であるが、特に紛争発生前に学校教育にアクセスのなかった人々にとっては、ノン

フォーマル教育が「技術教育を受け、労働市場で必要とされる知識・技術を習得する」ための唯一の機会である場合が少なくない。成人はこれまで生きてきた経験に基づき、実生活で有用な知識・スキルを多様な学習スタイルで習得するため、学習目的や動機付けをより明確にし、柔軟な学習プロセスを組織する必要がある。この点においても、ノンフォーマル教育が果たす役割は大きい。加えて、職の確保により生活を安定させることは、既述したように社会全体の不安定要素を軽減し、紛争の再開を防ぐことにもつながる重要な支援分野である。

(2) ノンフォーマル教育支援で期待される成果（協力目標）

1) 対象人口の抱える問題と協力目標

まず対象人口を大まかに 子ども、成人、障がい者の3つに分け、それぞれのグループが抱える問題と協力目標を整理する。さらに、平和構築支援分野特有の対象人口として、ア) 難民・国内避難民、イ) 帰還・再定住者、ウ) 除隊兵士、エ) 元児童兵という4つのサブカテゴリーを設け、各グループに特徴的な問題や協力目標について整理する。

なお、このサブカテゴリーでは記していないが、そのほかの一般市民の存在も忘れてはならない。紛争という状況下においては難民や国内避難民の姿がクローズアップされることが多いが、社会的な状況や経済的・身体的な理由などにより避難するという選択肢がなく、居住地に残らざるを得なかった一般市民も存在する。彼らは最も紛争の被害を受けやすく、支援は届きにくいという状況に陥りやすい。紛争後の復興段階においては、このような一般市民が中心となって崩壊した社会を立て直し、難民・国内避難民や除隊兵士が帰還できる社会を再構築していくため、ノンフォーマル教育による能力強化は重要である。

子ども

子どもに対する協力目標は、(質の高い)基礎教育にアクセスできることである。これは紛争と関係なくすべての子どもの権利であり、平和構築支援においてもこの点に主眼を置いて支援することに違いはない。

子どもは最も紛争の影響を受けやすい。生まれる前や幼少時から紛争が継

続している場合もあり、平和とはどのような状況であるかを知らない子どもたちがいる。また学習すること、発見することの喜びを知らない子どもたちもいる。学校に行く機会があったとしても、教科書には武器や人を殺害する記述が政治的意図のもとで盛り込まれるなど、教育自体が紛争を助長するための手段というあるまじき役割を担う場合もある。

紛争終結後に学校教育が再開されても、それを統括する政府が十分に機能していないことが多く、破壊された校舎の建設・修復や十分な数の教師の育成には余計に時間がかかり、必ずしも緊急・短期的に間に合うとはいえない。また、前述のように、紛争以外の要因として文化・伝統的慣習や経済的事情などにより学校に行けない子どもも多くいる。このような状況下においても、子どもたちに可能な限り質の高い教育を受けさせるためには、フォーマル教育の補完としてフォーマル教育カリキュラム（教科書、学習総時間）に沿った「ノンフォーマル学校」⁶²が有効である。また、小学校開始年齢を過ぎ、学齢期でも途中から学校に編入できるだけの学力を持たない子どもたちもいる。なるべく多くの子どもを、本来教育を受けるべき正規学校に戻すためには、従来の学習時間を短縮して集中的に学ぶAccelerated Learningやブリッジング・コースの実施が重要である。

また、子どもたちは紛争や避難生活により心理的ダメージを受けやすい。教育の不在自体が子どもと親両方のストレスの原因ともなり得る。ある一定の場所に行って勉強するという行為自体が悲しい体験を忘れられる一つの機会となり得るが、それに加えて子どもたちが心と身体の健康を取り戻すことができるように、絵、スポーツ、ゲーム、ロール・プレイなどさまざまな手法を取り入れられるという点でも、ノンフォーマル教育という柔軟なアプローチが効果的である。

成人

成人の中でも特に、これまで教育機会の得られなかった、もしくは教育を継続することができなかった成人が紛争後の厳しい生活の中で可能な限り自活していくために、協力目標としては識字能力や生計維持のために必要な技

⁶² 政府が認可し資格を認める学校であるが、教師はNGOが研修し雇用するなど、フォーマル教育とノンフォーマル教育を明確に区別できない場合もある。

能の習得が挙げられる。

紛争終了後は多くの家庭で男の稼ぎ手（夫や男親）を失い、女性が家族の生活を担うことになるため、男女の新たな社会的役割に配慮した経済的・法的小および社会的支援が特に必要となる。また、近年の紛争では女性を標的とした性的暴力や、夫が家庭に戻った後で妻に対して暴力を振るうケースが多く報告されており、これを原因とした精神的外傷（トラウマ）を負っている場合もあるため、弱者保護のための特別な配慮が必要である。さらに、家庭生活を守り自らと子どもの健康管理をするために、保健・栄養・衛生などの基礎知識も必要となる。

しかし、成人は就学できる年齢ではなく、また必要とされる学習内容もより実践的な、日常生活に即必要な技術や知識である。成人は子どもの世話、仕事などで忙しい場合もあるが、そのような状況においても、ノンフォーマル教育はより柔軟に学習ニーズや学習時間などに対応することが可能である。

障がい者

紛争を原因とする障がいは、身体的なもの⁶³と精神的なものに大別される。前者には、戦闘や地雷の被害による負傷に加え、紛争に直接起因しない障がいも含まれる。後者は、紛争の影響による精神的なダメージを対象とし、軽度のものから重度のものまで、アプローチはさまざまである。紛争が長期化した国や、市民が紛争の被害者でありかつ加害者であったような国では、紛争後も長期にわたって精神的外傷（トラウマ）に悩まされる市民が多い。また、幼少期に紛争によってトラウマを持ち、その後治療されずに成長した場合には、兵士などになるケースが多いとの報告もある⁶⁴。

障がい者へのノンフォーマル教育を通じた支援としては、職業・教育・社会生活の各リハビリテーション⁶⁵の実施が考えられる。これらの支援は、障がい者の経済・社会活動への復帰を目的として実施されるものである。教育は、さまざまな障がいを負った人々に、自立する手段とともに生きる希望を

⁶³ 身体的な障がいの中には、視覚や聴覚に関するものも含まれる。

⁶⁴ 喜多（2001）

⁶⁵ 詳細はJICA（2003a）を参照。

Box 2 - 3 地雷で腕を失った元少年兵の声

“ The best gun is a pen ” (最良の武器は教育である)

19歳男性元兵士、アフガニスタン パルワン州チャリカ地区にて (2002年 8月29日)。タリバン政権中の戦争において4、5年間少年兵として戦う。その前は小学5年生の普通の少年だった。材木を集めに行くように命じられ、その時に地雷の被害に遭い左腕を失う。その後銃を捨て、パキスタンに一時逃れたが帰還。家は破壊され、生活を一から立て直すために市場で物を売るなどして働いていたが、自分の将来のため教育の必要性を強く感じ、仕事と勉強との両立を長い間考えた末決意。将来は医者になって人々を助けたいと言う。

出所 : Koarai, R. (2002)

与えることとなり得る。

また、紛争後の社会においては障がい者への対応は後回しにされる場合があるため、コミュニティ・レベルでも障がい者への理解と協力を促進するための啓発教育を行うことが有効である。

平和構築分野特有の対象人口

ア) 難民・国内避難民

難民・国内避難民は原則として元の居住国・地域へ帰還することになるため、帰還先で生活を再構築できるような識字能力や技能の習得を支援することが協力目標となる。これらの能力は、当然避難場所での生活においても必要である。

また、紛争中に居住地を離れた生活を余儀なくされている学齢期の子どもに対しては、基礎教育の補完とともに、自己の文化やアイデンティティを存続させるための支援も重要である。難民は、状況によっては十数年間にわたり異国の地で生活しなければならないこともある。難民キャンプ内で育つ子どもたちは自国の (あるいは民族独自の) 言葉や文化を失ってしまうことが懸念されており、その点を視野に入れたアプローチも考慮すべきである。

イ) 帰還・再定住者

元の居住地に帰還したばかりの帰還民や、新たな土地で定住生活を始め

たばかりの人々に対する協力目標は、可能な限り早く安定した生活を構築できるようにすることである。ノンフォーマル教育の中でも特に生活基盤にかかわる緊急・短期的な支援が必要であり、上述の難民・国内避難民支援と同様に、引き続き識字教育や職業・技能訓練を行いつつ生計を立てていく手段を講じなければならない。また、人々が帰還する条件の一つには、子どものための「教育サービスがあること」が挙げられることも多い。従って、行政サービスがまだ行き届かない帰還・再定住先においては、学校制度が機能するまでの期間における補完的な基礎教育支援が必要である。一方、元の居住地とは別の場所で定住生活を始める子どもに対しては、その地域の正規教育に編入するための支援が必要となる。いずれの場合も、しっかりとした教育関連の支援を提供することは、帰還と再定住を促進するためにも有効である。

帰還・再定住者は、定住する先の土地にもともと居住している住民（ホスト・コミュニティ）とともに新しいコミュニティを築いていく場合が多いため、帰還・再定住者のみを対象とした支援は不平等感を生み、逆効果となる。開発支援が新たな対立構造を生み出すことのないよう、最大限の配慮が必要である。

ウ) 除隊兵士

紛争では、多くの市民が兵士として招集され、戦闘に駆り出されている。紛争の終結とともに多くは軍部を除隊され、一般市民として社会生活を営むことになるが、その社会復帰が円滑に行われない場合は、失業者の増加から社会の不安定化を招くことにもつながる。よって除隊兵士に対する協力目標は、故郷の村や新しい定住地などのコミュニティに溶け込み、安定した生活ができるよう支援することである。そのためには、職業訓練や日常生活をよりよく営むための技能訓練など、社会復帰のための訓練を短期・緊急的に実施する必要がある。さらに、ノンフォーマル教育によるこれらの訓練のみではなく、その後の受け皿として、経済基盤の整備やコミュニティ開発プロジェクトなどと連携して実施されることが望ましい。特に、除隊兵士のみにも偏重した支援は居住地内での不平等感を生むことが懸念されるため、コミュニティ開発の一環としてそのほかの市民も対象とし

Box 2 - 4 児童兵の問題とは？

国連の推定によると、18歳以下の児童兵は世界に約30万人いるといわれ、アフリカおよびアジア諸国をはじめ、30数カ国が児童兵問題を抱えている。児童兵増加の背景には、小型で扱いやすい武器の拡散や貧困、社会からの疎外、差別などの社会的な問題も指摘されている。教育を受けた年数が短く、社会において最も疎外されているグループに属する貧困家庭の児童が兵士として動員されることが多いのも特徴である。児童兵は前線に配置されるほか、スパイやメッセンジャー、ポーターなどの役割を担わされる。

出所：国際協力機構（2003b）

た支援が実施されるべきである。

エ) 元児童兵

元児童兵に対する支援の方向性としては、一般社会への復帰を目指すことが主となる。さらに開発援助全体の取り組みとしていえば、児童が兵士とならざるを得ない社会的問題（貧困や差別）への対応も重要である。

元児童兵への支援は、その児童の年齢や、過去にどのような状況に置かれていたかを考慮して実施される必要がある。徴兵前に就学していたのか、徴兵前から全く就学経験がないのか、親や親類など受け入れてくれる家族はいるのか、就学よりも就労支援をするべき年齢であるのか、など考慮すべき項目は複数にわたる。最も重要な支援目標は彼らが一般社会やフォーマル教育課程に復帰することであるが、元兵士であったという理由で故郷に戻れなくなる例もあるため、受け入れ先コミュニティおよび学校における啓発教育活動などが必要になる場合もある。元児童兵を直接の支援ターゲットとするだけでなく、教育環境の整備やコミュニティ開発、法整備支援、行政支援などにおいても包括的な対応をすることが有効となる。さらに元児童兵は、幼いころから戦闘と向き合わされたことにより精神的な傷に対しては、特に精神的なケアを含めた支援方法について熟慮する必要がある。

2) 支援アプローチ・活動・留意点

支援アプローチ

平和構築分野におけるノンフォーマル教育には、大別して2種類ある。一つは紛争中の国とその周辺地域、あるいは紛争経験国・地域において、主に紛争の被害を受けた人々に対して提供するノンフォーマル教育である。もう一方は紛争の有無に関係なく、平和な社会を創造するために世界中どこでも実施し得る「平和教育」である。

このうち前者には主に、正規学校への復学支援、成人対象識字教育・基礎教育・技能訓練、除隊兵士の社会復帰支援、元児童兵の社会復帰支援（基礎教育や技能訓練）、難民・国内避難民に対する補完的教育支援、

紛争の被害による（紛争以外の原因による場合も含む）障がい者の社会復帰支援、紛争被害者に対する心のケア、(地雷・不発弾など危険回避のための啓発教育、がある。それぞれの支援内容については、1)「対象人口の抱える問題と協力目標」で既述している。

後者の「平和教育」は、紛争を経験したか否かにかかわらず、また先進国・途上国の別にかかわらず、あらゆる国・地域で行われるべきものである。ユニセフによると、平和教育とは「紛争や暴力を防ぎ、紛争を平和的に解決し、平和を創出するような行動の変革をもたらす知識、技術、態度、価値観の促進プロセス」と定義されている⁶⁶。JICAとしてはまだ協力経験の少ない分野である。特に紛争経験国・地域においては、停戦・和平合意が成立した後も民族・グループ間に対立や憎悪感情が残り、社会における人間関係の崩壊や社会の暴力化などをもたらしていることが多いため、平和を定着させるために極めて重要な要素と考えられる。

ただし「平和教育」と一口に言っても、その内容や考え方は「民主化教育」「人権教育」「反戦教育」など実に多種多様であるため、「平和教育」という言葉を使用する際には、関係者間において概念やアプローチ方法などをあらかじめ確認しておく必要がある。「平和教育」はノンフォーマル教育に限らず、正規の教育課程に取り入れられている場合もあるが、学校内のみにとどまらず周辺地域の住民も巻き込む形で実施されることが望ましく、正規の教

⁶⁶ Fountain, S. (1999)

育とノンフォーマル教育とを連携して行う方法も有効である。

活動にあたっての留意点

ここでは、1)に挙げたような支援を紛争経験国・地域などで実施する場合の留意点を述べる。なお以下に挙げたものは、ノンフォーマル教育支援のみに関係するものではなく、JICAが平和構築支援を行う際に配慮すべき一般的な事項も含まれている。

支援のバランス

- 一部のグループのみに便益が集中しないようバランスのとれた支援を実施し、各グループの間に不公平感を抱かせないような工夫が必要（実施場所や対象者の選定時に最大限配慮する）。
- 民族や宗教などの理由により疎外されているグループにも配慮した活動を行う。
- 一部地域のみで紛争が行われている場合、紛争地以外の地域への配慮も不可欠。

現地リソースの活用

- 国連機関、NGOなどと緊密な情報交換を行う（特に紛争経験国ではJICAの行動範囲に制約があり、情報を得にくい場合もあるため）。
- 情報収集、案件形成、案件実施などの各段階において、現地の事情をよく知るNGOなどを活用する。
- 政府のキャパシティが低い場合でも、中央・州・県・村落などあらゆるレベルにおいて対話をきちんと行い、フォーマル教育制度との連携を図り、政府のキャパシティを補いつつ支援する。

現地状況の把握

- 一部地域で紛争継続中の国や紛争後の復興過程にある国はあらゆる面で脆弱な状態であり、公共サービスが破綻している状況も想定して支援内容を考える。
- 職業・技能訓練を実施する場合、その国の経済活動が破壊されている（就

職先がない)場合も考慮して訓練内容を考える。

治安

- 治安状況についてあらゆる情報源から把握し、支援スタッフの安全を確保することが前提(文化・社会・政治・経済等の要因でそもそも教育活動自体が難しい場合もある。このような場所で教育という比較的センシティブな支援を行うことは、現地の人々および支援スタッフの安全にも関わるということに留意する)。
- 国内情勢や政治的動向を見極める。特に紛争当事者以外のグループ(和平反対派など)の動きを十分に把握する。
- 周辺国が和平交渉に関与している場合は政治的・軍事的理由から日本も含めた他国の支援を好まない場合もあるため、日本および周辺国の外交方針を把握することも重要。
- 和平の進捗と治安状況に応じ、事業の延期・中断・中止の可能性を考慮に入れた柔軟な事業運営ができる組織体制が不可欠。

その他

- 長期的な教育支援を視野に入れ準備をしつつ、緊急的にできることから徐々に、かつ迅速に行う(ただし、和平合意以前は案件の持続性や安全が十分に保障されておらず、長期的な案件を実施することは難しいケースが多い)。
- 和解促進のための平和教育および心のケアは、紛争経験国・地域のあらゆる人々に対する教育活動において必要である。また、これらの支援が成果をあげるためには時間が必要であり、長期的なプロセスとなることに留意する必要がある。
- 国や社会に対する信頼感を取り戻すような教育内容を検討することが必要となる場合もある。

(3) JICAの協力事例

JICAとして実績の多い支援分野の一つに、従来から取り組んできた職業・技能訓練を活用した除隊兵士の社会復帰支援がある。ここでは、社会復

帰を目的としたノンフォーマル教育のプロジェクトのうち、アフガニスタンとエリトリアの事例を紹介する。

事例1) アフガニスタン国除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト(計画中)

JICAはアフガニスタンにおいて除隊兵士の技術教育支援を2004年8月より実施しており、まだ経験・知見も積み重ねられていないが、今後の展望とともに紹介したい。アフガニスタンにおける武装解除、動員解除、社会復帰(Disarmament, Demobilization and Reintegration: DDR)を取り巻く全体的な特徴としては、軍閥が割拠しており武装解除自体が進めにくいこと、これまで政府や他ドナーの実施基盤がないため新たに構築していく必要があること、外務省とJICAが一体となって支援を行っていることなどが挙げられる。現地NGO出身のインストラクターを日本人専門家が研修し、インストラクターが除隊兵士を研修するというカスケード方式をとる。どの国においても除隊兵士が実際に職を得るようになることは難しいが、NGOのプロジェクトにより除隊兵士が雇用されることを想定しており、日本人と現地リソースの融合が期待される。また、教育省が必要としている1,400校の学校建設事業は、今後訓練を受けた除隊兵士の受け皿となりうるともいわれる。これまで外務省、JICAは学校修復・建設を行ってきたが、これらの協力と除隊兵士の技術教育支援を組み合わせることにより、技術訓練後の社会復帰を促すこともできる可能性があるのではないだろうか。

なお、次頁Box2 - 5はNGOの経験であるが、JICAが協力を考えており、モデルとなりうると思われるため紹介する。

事例2) エリトリア除隊兵士に対する社会復帰基礎技術訓練プロジェクト

エリトリアでは多くの女性が兵士として従軍したため、まず女性の除隊と社会復帰を促進することが急務の課題である。JICAは試行的に10週間の基礎裁縫コースを実施した。参加者のうち1人は兵役時代にミシンを使っていたが、ほかの参加者は、裁縫は初めてであった。参加者の除隊時期は1976年から1990年までさまざまで、年齢は20代から40代で、30代が大多数であった。既婚者は2人だけで、戦争未亡人(15人)や離婚者(13人)が28人と大半を

Box 2-5 日本紛争予防センターの除隊兵士社会復帰事業

日本紛争予防センター（The Japan Center for Conflict Prevention: JCCP）はカプールの北カラコン郡で30人の除隊兵士に対し、金属加工、板金技術、溶接技術と木工技術を教えている⁶⁷。特筆すべきはコミュニティにあるシューラ（伝統的指導者会議）を巻き込んで行っていることで、シューラがコミュニティにいる除隊兵士を探し出し訓練コースに参加させている。また、除隊兵士は教育機会がないか継続できず、文字の読み書き、計算能力がないことが多い。従ってJCCPのコースでは朝は読み書き、計算を村の長老が教えている。学校の机・椅子も作っており、納入を管理するためにも識字・計算能力が必要なのである。また、戦争に従事した元兵士たちが真の平和を考え社会に合流できるように、現地NGOの協力の下に平和教育も実施している。受け入れる側のコミュニティの人々の除隊兵士に対する感情は複雑であるが、週1回除隊兵士が地域住民の壊れたものを修理する機会を設け、相互の理解、交流を促しているという。

占め、一家の稼ぎ手としての役割が大きいが、最低限の読み書きができることが参加条件の一つであったが、コースが進むにつれて実際には読み書きが難しい参加者もいることが分かった。参加者の教育経験は、8学年修了が1人、7学年：3人、6学年：9人、5学年：11人、4学年：4人、3学年：2人、非就学者が1人であり、教育を受けても継続ができなかったためか、基礎的な能力の維持、発展が難しかったと思われる。一方、兵役時代に看護師であった者が2人いたという。また、目の欠陥や精神的に問題を持つ参加者もいた。当初6週間は、一日2部制にし、4時間の研修時間にしたことは、次の点を含め多くの利点があった。1) 初心者にとっては一日4時間が集中力の限界、2) 指導者の人数が少数でも余裕がある。3) 家庭、子どもを持つ参加者が、研修と家庭活動の両立ができる。

今後については、テストにより識字能力を判定し、一定レベル以下の者に識字教育を行うことも考慮している。例えばワークショップを開き参加者の身近な言葉で教本を作成したり、ブック・キーピング能力習得のために小遣い帳をつけさせたりすることも可能である。郡でも教育省が識字教育を行っているので、「サバイバル」レベルの識字能力を身につけた後、政府識字プログラムに参加することで、獲得した技術の維持と更なる発展が望まれる。

⁶⁷ 5カ月の第1フェーズを経て、現在、第2フェーズ実施中。

以上の2事例から見いだせるJICAの協力の教訓や課題は以下のとおり。

ノンフォーマル教育の利点・教訓

- 対象者の生活状況によって学習時間を柔軟に設定できる。
- 精神的、身体的に障害のある学習者にもよりきめ細かな対応が可能になる。
- ニーズによって、技術教育、識字教育、平和教育など、さまざまな教育活動を組み合わせることが可能になる。識字教育のみを実施するよりも、何のために識字が必要かという動機付けがしやすいことがある。

留意点・課題

- 技術教育と識字教育を組み合わせる場合、専門分野が異なるため、それぞれの指導者が必要である。
- 独自の専門性を保ちつつも、プロジェクト全体として、技術教育、識字教育、平和教育など異なる技術・知識を効率よく習得できるかというバランスをもった教育的視点が必要である。
- プロジェクト終了後の継続は、政府プログラムなどとの連携が必要な場合がある。
- 技術を学んだからといって、必ずしも自営あるいは雇用の機会があるとは限らない。むしろ、支出を減らすことで生活向上が期待されることが重要であるという専門家もいる。

(4) ドナー、NGOの取り組み事例

ここでは、復興支援時の文化的な生活や心のケアを含む図書館事業および緊急復興時の心のケア活動を紹介する。

事例3) ミャンマー難民支援図書館事業(実施機関: 社団法人シャンティ国際ボランティア会(SVA))⁶⁸

概要

難民キャンプにおける図書館活動を促進することにより、難民の子どもや成人の知識・態度・技能が向上・発達することを目標に実施されたプロジェ

⁶⁸ シャンティ国際ボランティア会(2003)〔2004〕および聞き取り調査(2004年10月)に基づく。

クトである。1) キャンプ図書館のサービスの改善、2) 図書館員の能力強化、3) カレン語・ビルマ語の本の出版・配布、といった活動が行われたが、図書館の建物の建設・補修や、図書の作成・配布、民話の収集・記録といった活動以外の、ノンフォーマル教育アプローチと考えられる活動について以下に述べる。

まずは、図書館における「おはなし」および子どもたちの文化活動の実施である。図書館員が絵本の読み聞かせを行ったり、紙芝居、人形劇、歌、ゲーム、工作、折り紙、お絵かきなどの文化活動が図書館で行われた。

また、図書館員の養成および現職研修や、開館後最低月1回のモニタリングをもとにした運営指導（図書館は毎日「図書館日記」と利用者数のデータを記録しており、それらをもとに問題点や活動状況、資材の不足などが確認され、SVAから図書館員にアドバイスが与えられる）もノンフォーマル教育活動の一環として捉えられるだろう。そのほか、移動図書館活動によって、タイの小学校教員を対象に読み聞かせの理論・技術についての研修なども行われた。

これらの活動によって、さまざまな成果が得られている。第一は、図書館事業実施後、子どもの知識・態度・技能の面での肯定的な変化が見られたことである。知識に関しては、外の世界についての情報、キャンプに役立つ知識、カレン人の歴史についての知識などの向上が報告されている。態度については、読書習慣の確立、親子の会話の増加、年上に対する尊敬の念の醸成、子ども同士のつながりの強化、協調性の発達、開放的な性格への変化、親の教育の重要性への認識向上、思考力や想像力の向上、異文化への関心、正規学校の授業での集中力の向上、衛生に関する意識の向上などの成果が挙げられている。図書館はさまざまな年齢の人々が自由に集まることのできる公共施設になっており、また図書館員が図書館活動のほかに館内での児童の生活改善にもあたっていることから、子どもの礼儀を含むさまざまな態度形成に影響していると思われる。技能については、質問能力の発達や、語彙力や読み書き能力の発達が挙げられている。強制ではなく、自分で楽しみながら読書をするにより、読む・聞く・話すという能力が刺激され発達していることを表しているといえよう。これらのほか、読み聞かせやゲーム、お絵かき、折り紙など、子ども中心型の学習機会の提供という意味でも、図書館は

学校以外の教育機会を提供する機関となっていると認識されている。

そのほか、図書館のサービス改善、図書館員の能力強化、カレン語・ビルマ語本の出版配布という点で成果があった。特に、活動当初はSVAスタッフに頼りがちであった図書館員は、児童への接し方にも慣れ、各館が工夫を凝らした活動を行えるようになってきている。

また、難民キャンプの保育園委員会や保育園を支援しているNGOから、文化活動の研修や移動図書館活動は高く評価されており、保育活動に読み聞かせを取り入れるケースも報告されている。また、布絵本がほかのNGOが支援している障がい児教育事業で利用されたり、図書館の書架のデザインがほかのNGOが支援する教育センターの書架に応用されるなど、ほかの住民組織や援助機関にも影響を与えていることが報告されている。

プロジェクトの特徴と教訓

本件は、文化や余暇の機会の提供、子どもの精神的な成長を目的としたノンフォーマル教育アプローチであり、フォーマル教育の補完というよりも、本の読み聞かせや文化活動などあくまでそれ自身が独立した教育的活動である。上述した知識獲得に関しても、難民キャンプという特異な環境で役に立つ、正規学校教育では必ずしもカバーされていない分野の知識が教えられている。また、図書館というさまざまな年齢の人々が集まることのできる場において人々の関係性が強化されたり、子どもが家族に学習内容を話すことによりコミュニケーションの機会が広がるなど、キャンプの子どもが抱えるトラウマの解消を含め、さまざまな態度形成が促進される。技能については、この活動自体が識字を教えるものではないが、既に参加者が持つ読み書き能力が向上したり、質問能力が発達するなど、正規学校教育の効果を高めるものであった。

難民キャンプという特殊な環境では、もともと、正規学校教育システムが施設的にも制度的にも整っていない場合が多い。また特殊な地域であればこそ、その環境に合った内容の教育活動が求められており、その点ではノンフォーマル教育アプローチは極めて有効である。特に、文化や余暇の重要性が強く感じられ、精神的トラウマを抱える子どもたちが多い難民キャンプでは、本件のような図書館活動によるアプローチが大きな効果をあげることができ

る。

事例4) 旧ユーゴ 心のケアと教育 (実施機関: 特定非営利活動法人ジェン (JEN))⁶⁹

概要

クロアチア、セルビア・モンテネグロ各地において、UNHCRと共同で難民支援事業が開始された。ある難民キャンプでは、近隣のレストランと提携した食糧提供事業や下水道の復興などインフラ整備が主な活動であり、教育支援は特に緊急支援計画には含まれていなかった。そこで、教員経験のある難民の女性を先生とし、ボスニア語(難民の母語)と算数が週2回、2時間ずつ教えられることとなった。教科書はザグレブの古本屋から調達された。また、子どもへのアンケート結果を基に、集会室での課外活動(音楽、劇、文学、絵を描く、料理を作る、など)も週2回ほど実施され、インストラクターや心理学者が指導にあたった。1クール3カ月のコースで、1クラスは最大25人(コソボ地域は約40人程度)と、なるべく少人数で管理者の目が行き届きやすいよう工夫がされていた。トラウマの状況を判断するためのバウムテスト(木を描くテスト)や、ユニセフと連携しながら人々の違いを認め合う平和教育が行われた。教材「コンフリクト」には、多様性の意義や、心の中にある怒りに対する対処法などが含まれていた。

上記プログラムにより、子どもは、学力の低下を少しでも食い止めることができ、故郷の言語を学ぶことができた。また、紛争で受けた心の傷から、さまざまな活動に集中できない子どもも多かったが、各種文化的な課外活動に参加することで集中力を取り戻し、飛躍的に勉強ができるようになった子どももいた。また平和教育の結果、人々の違いを尊重する精神も取り戻すようになった。本コースを1~2クールこなすと、子どもたちの心の状態にも改善が見られる。状態がよくなった子どもは卒業することもあるが、活動が気に入に残る子どもも多い。子どもの勉強の遅れを気にしていた親も上記プログラムの実施により精神的な安定を取り戻すようになった。

また、子どもを対象にした活動以外にも、女性のための編み物コースなど、

⁶⁹ 教育協力NGOネットワーク(JNNE)研究会(2003)、ジェン(JEN)Webサイト参照。

親を対象にした収入向上のためのプログラムが実施された。このプログラムでは、他人と交流することで、人々の中の結びつきの感覚が強められ、精神的な明るさや強さを取り戻していったことが報告されている。

プロジェクトの特徴と教訓

本件は、紛争地における人々の心のケアに関して、ノンフォーマル教育アプローチがとられた例である。特に紛争地の緊急支援の場合は、基礎インフラ整備を重視する援助が多いため、教育、特に心のケアといった細かな配慮が必要な事項に関しては、ノンフォーマル教育アプローチが効果的であるといえよう。上述のとおり、心のケアなどの場合、心理学者との連携や、バウムテストなどの専門的な知識・技術が用いられることも特徴である。さらに、人との違いや多様性に関する理解を深めるために平和教育が用いられ、また、子どもだけではなく、子どもを取り巻く親や大人に対する心のケアも考慮されている点が重要である。

紛争地における人々の心のケアというきめの細かい対応を必要とする問題について、ノンフォーマル教育アプローチは効果的である。しかし、心の変化（見た目や表情）を数値化することは難しく、また状況によっては息の長い活動を続ける必要もあるため、その成果をどのように表すかが問題となる。本プロジェクトでは苦肉の策として、心理テストを採用したことが報告されているが、このような成果を測る指標を考慮することが必要である。また、心理学者など専門家との連携が行われていたが、そのような人材確保も問題となる。同じような境遇にある人材の登用（例：教員経験のある難民女性の雇用）も重要であるが、専門性については考慮が必要である。また、そこに存在する公立学校からの依頼に応えたことも紹介されているが、難民など特定のグループのみに支援が行かないよう、周りとのバランスを考えることも重要である。

(5) まとめ

- * すべての活動時期・対象人口において、平和教育の視点やノンフォーマル教育手法を通じた心のケアについても留意しつつ活動を展開する。
- * 地雷・不発弾の問題が深刻な場所では、地雷回避教育もすべての人々に対して必要。
- * なお、各支援の留意点については本文(2.2)を参照のこと。

時期	対象人口 （地雷・不発弾被害者の対象人口）	問題点	協力目標	主な活動・アプローチ	備考
紛争中（欄外の注参照）	子ども	基礎教育が受けられない（フォーマル教育のシステムが破壊されている）	基礎教育でカバーされるべき内容を勉強することができる	基礎教育の補填	紛争後はフォーマル教育へ戻ることを前提とする
	難民・国内避難民	・長年にわたる居住地を離れた生活により、自国の文化やアイデンティティが失われていく		・自己の文化やアイデンティティを失わないための教育活動 ・避難中のストレスを軽減させるためのレクリエーション活動	
	成人	・経済活動が破壊され失業する ・家長である男性が兵士になり、女性世帯主が家庭を守らねばならない ・教育機会の喪失・継続不可能な場合が多い	生計を維持し、安定した生活を営むことができる	・識字教育 ・技能訓練 ・保健衛生関連プログラム	特に女性世帯主に対する支援が必要となる場合が多い
	難民・国内避難民	避難先および帰還後の生活手段（職）の喪失	原則として将来帰還することを念頭に、帰還場所での生活を再構築するために必要な能力を身につける（この能力は避難場所での生活のためにも必要）	・避難中のストレスを軽減させるためのレクリエーション活動	
停戦後／紛争終結後	子ども	基礎教育が受けられない（フォーマル教育のシステムが破壊されている）	基礎教育でカバーされるべき内容を勉強することができる	・基礎教育の補填 ・フォーマル教育への復帰・編入促進支援	フォーマル教育と連携した支援を行う（基本的にはフォーマル教育への復帰を目指す）
	難民・国内避難民	長年にわたる居住地を離れた生活により、自国の文化やアイデンティティが失われていく		・自己の文化やアイデンティティを失わないための教育活動 ・避難中のストレスを軽減させるためのレクリエーション活動	
	難民・国内避難民 *がたは、重傷を負った人々の居住地などへの帰還するため、注意が必要。	・教育年数が短く、基礎的な学力や能力が低い ・元兵士という理由で社会から除外されやすい ・精神的外傷（トラウマ）を抱えている場合が多い	・一般社会に復帰するための能力を身につける ・フォーマル教育に戻ることができる（対象者の年齢など状況により）もしくは生計を立てながら必要な教育を受けられることができる	・識字教育 ・技能訓練 ・受け入れ先コミュニケーションや学校の啓発教育 ・心のケア（元児童兵には特に必要）	年齢その他の状況により、就学が就職の判断を要する

時期	対象人口 うち、平和構築分野 の対象人口	問題点	協力目標	主な活動・アプローチ	備考
	成人	生活手段（職）の喪失	生計を維持し、安定した生活を営むことができ 原則として将来帰還することを念頭に、帰還場所での生活を再構築するため必要な能力を身につける（この能力は避難場所での生活のためにも必要）	<ul style="list-style-type: none"> 識字教育 技能訓練 生活向上プログラム 保健衛生関連プログラム ・避難中のストレスを軽減させるためのレクリエーション活動	特に女性世帯主に対する支援が必要となる場合が多い
停戦後／紛争終結後	難民・国内避難民 帰還民 ＊ただし紛争中または紛争直後には帰還する人々が多いため、注意が必要。	帰還先での生活手段（職）の喪失 ・元兵士という理由で社会から疎外されやすい ・紛争後の社会は経済基盤が破壊されており、失業状態に陥りやすい	帰還場所での生活を再構築するために必要な能力を身につける 一般社会に復帰し、生活していくための能力を身につける	<ul style="list-style-type: none"> 社会復帰支援 受け入れ先コミュニティへの統合 	基本的には帰還を促進するような支援を行う
全時期	障がい者	紛争中や紛争終結後など緊急時においては、特に支援を後回しにされやすい	生計を維持できる能力を身につける	<ul style="list-style-type: none"> 識字教育 技能訓練 障がい者の社会参加に関するコミュニケーション啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 身体的障がいおよび心的障がいの両方を含むため、対象者の症状により活動内容が変わる障がい者が生じることがあるため、平等な支援を実施する

注) JICAは技術協力を目的とした支援を実施する機関であり、安全面での制約があることなどから、紛争が継続している際に紛争地域で支援を行うことは難しいが、国内の一部が紛争中である場合は、同じ国内でも紛争がない地域に避難した人々やそれらの人々を受け入れたコミュニティに対する支援は実施することができる。また、難民を受け入れた周辺国に対し、受け入れ能力強化などの側面支援を行うことは可能である。

第3章 JICAのノンフォーマル教育協力への提言

3-1 ノンフォーマル教育協力にかかる方針

3-1-1 JICAの教育協力の方針におけるノンフォーマル教育の位置付け

JICAが近年提示した教育協力の方針におけるノンフォーマル教育の記述の概要は、表3-1のとおり整理される。

この表からも分かるように、JICAにおいては、国際社会がEFAを目標として掲げた1990年代に入ってから、これに呼応する形で教育協力における「基礎教育」重視の方針が確立され、この過程において、少しずつ「ノンフ

表3-1 JICAの教育協力量針におけるノンフォーマル教育に関する記述

年	研究会	ノンフォーマル教育に関する記述概要
1994	「開発と教育分野別援助研究会」	基礎教育を重視するという基本方針のもと、理数科教育、女子教育、社会的弱者に対する教育とともにノンフォーマル教育を重点分野の一つとして記載。特に識字教育は喫緊の課題であり、具体的活動としては、林業や農業などの他セクターにおける識字教育、識字教材の開発、指導者の養成などを挙げている。
1998	「DAC開発援助委員会新開発戦略援助研究会」	教育援助の課題として社会的弱者に対する教育があり、すべての国民に対する教育機会の提供は、一般的な教育機会の平等にとどまらず、これまで教育機会に恵まれなかった人々、つまり社会的弱者（貧困層、女性、障害者、先住民など）の教育ニーズを掘り起こして、それに応えることでなくてはならない。
2003	「JICA基礎教育課題別指針」	以下の、基礎教育支援の5つの重点課題の一つ。 初中等教育の就学率向上、 初中等教育の質の向上、 ジェンダー・ギャップの改善、 ノンフォーマル教育、 教育マネジメントの改善

出所：JICA（2004）p. 20

「フォーマル教育」の概念とその重要性が認識されるようになってきた。しかしながら、JICAはその協力が政府ベースの二国間援助であることや援助モダリティの制約などの理由から、主にフォーマル教育（特に理数科教育強化や学校校舎建設など）を中心に基礎教育分野の支援を拡大してきた。

その後、2000年の世界教育フォーラムにおいて、EFAの目標である「基礎的な学習ニーズの充足」のためには、フォーマル教育だけではなく、ノンフォーマル教育への支援も不可欠であることが再認識された。このため、JICAでは、2002年作成した『課題別指針 基礎教育』において、あらためて、ノンフォーマル教育支援を基礎教育協力の5つの重点課題の一つとして明確に位置付け、同分野へのより積極的な取り組み方針を掲げるに至った。

このような方針を受け、実際のノンフォーマル教育に対する協力も、着実に拡大させている。ノンフォーマル教育協力は、従来は青年海外協力隊員によるものがほとんどであったが、開発福祉支援（現在の草の根技術協力）のスキームの活用により、NGOを通じたさまざまな協力が行われるようになった。これに加え、最近では技術協力プロジェクトとして、一定の規模で、かつ相手国政府教育省などの関係機関を巻き込んだ形での協力も増加している。また、協力の内容も、従来の識字教育にとどまらず、代替教育としてのノンフォーマル教育への支援（ネパール）、住民参加によるノンフォーマル学校の建設支援（エチオピア）、識字にかかる教育統計・マッピングの作成支援（パキスタン）など、メニューの拡充が進められている。

このような背景のもと、2004年9月に策定されたJICA『課題別指針 ノンフォーマル教育』では、基礎教育協力におけるノンフォーマル教育の位置付けについて、「JICAの基礎教育協力の中心がフォーマル教育であることは、今後とも変わらない」としつつも、EFA達成のための支援対象が貧困層や少数民族、女子などの社会的弱者およびスラム街、へき地、難民キャンプ、ポスト・コンフリクト地域などにしぼられるに従い、柔軟性と即効性を備えたノンフォーマル教育への支援は、これまで以上に重要になってきていることを指摘している。特に「人間の安全保障」を協力の基本的視点として前面に打ち出した独立行政法人化後のJICAにとって、これらの社会的弱者への支援策としてもノンフォーマル教育は重要である。従って、JICAとしては、今後ともノンフォーマル教育支援を基礎教育分野での重要な支援の一つと位

置付け、さらなる多様なニーズへの対応を図るなど、積極的な支援を行っていくことが必要である。

3-1-2 他セクター支援の中でのノンフォーマル教育の位置付け

JICA (2004)『課題別指針 ノンフォーマル教育』では、他セクター支援の中でのノンフォーマル教育の位置付けを次のように述べている。

ノンフォーマル教育を通じた識字能力・計算能力の獲得や、実生活に根ざした実践的かつ有益なライフ・スキルの習得は、生計向上、環境保全、保健・衛生環境の改善などのさまざまな開発課題の解決につながるものである。この意味で、これらの他セクターへの支援の中に、成人や子どもを対象にした、いわゆるノンフォーマル教育と整理される活動をコンポーネントとして積極的に組み込んでいくことも重要である。

第2章でみてきたように、他セクターでの協力におけるノンフォーマル教育活動は、これまでも多数行われてきている。しかしながら、その意義や重要性、メリット、留意点などについて、十分に認識されたうえで、活動が実施されてきたとは必ずしもいえないのが実情である。今後は各開発課題における協力において、ノンフォーマル教育を活用することの重要性やメリットなどが十分に理解、認識され、意識的にコンポーネントとして組み込まれていくことが重要である。

なお、他セクター支援においてノンフォーマル教育を活用する場合、ノンフォーマル教育はあくまでも特定の課題解決のための一つのコンポーネントにすぎないことは理解しておく必要がある。特定課題の解決に向け、ほかの協力内容と関連付ける形でノンフォーマル教育の活動を適切に取り込むことが求められる。

3-2 課題ごとの取り組みにかかる提言

ここでは、第2章での各課題へのアプローチの分析、事例分析を踏まえ、

同章2 - 3で扱った各課題に対する、ノンフォーマル教育を活用したJICAの今後の取り組みに対する提言を述べる。

3 - 2 - 1 基礎教育の拡充と質の向上

ノンフォーマル教育支援はフォーマル教育への支援とともにJICAの基礎教育協力の重要な柱の一つと位置付けられていることから、今後も支援を拡充していくことが期待される。

ノンフォーマル教育の対象として、成人と子どものどちらに優先順位を置くかについては（協力目標1と2の間の優先順位）、支援対象国政府の政策を最優先に勘案し決定することが適当であり、ドナーであるJICAがあらかじめ選択することは難しい。ただし、国によっては、成人の基礎的教育ニーズの充足の程度が極めて低いにもかかわらず、子どもを対象にした基礎教育のみに重きが置かれ、成人教育に対する国としての重点が十分に置かれていない場合がある。JICAとしては、対象国の政策に沿うことを原則としながらも、対象国の成人、子どもそれぞれの基礎的教育ニーズがどの程度充足されているのかを事前に調査・確認し、必要に応じて相手国政府に成人教育の必要性についても政策提言することも考えるべきであろう。また、一定の識字率を達成した国においては、獲得した基礎的能力の自立発展性を確保するためにコミュニティの教育環境の整備に資する協力が重要となる。

まず、就学年齢の子どもを対象にした支援については、就学率が特に低い国において、非就学児童のフォーマル教育への就学を促進することを目的に補完的に行う支援を中心に考えるのが適当であろう。ただし、対象国自身が、基礎教育の拡充の手段としてノンフォーマル教育を重視する政策を明確に打ち出している場合には、これを積極的に支援することも考えるべきである。

JICAはその基礎教育協力の方針⁷⁰において、重点課題として、アクセスの拡充、質の向上、マネジメントの強化、の3分野を挙げているが、ノンフォーマル教育においてもこれら3つの柱を重点とする協力が必要である。中でもノンフォーマル教育支援においては、のマネジメントの強化の必要性が見落とされがちであるところ、この点に注意していくことが大切で

⁷⁰ JICA国際協力総合研修所（2002a）

ある。特にノンフォーマル教育の分野では草の根レベルでの教育活動の支援を中心に行うドナー・NGOが多い中、中央政府あるいは地方政府のキャパシティの強化を通じて活動が面的に広がりをもつように働きかけを行うことは、政府間協力を行う二国間ドナーであるJICAが優位性をもって支援を行うという分野と考えられる。

他方、成人を対象にしたノンフォーマル教育支援については、成人の識字率が低いことが特に深刻な問題となっている国において積極的に行うことが適当であろう。また、その際には、実生活に必要な技能や知識の習得を目指した学習活動として実施し、さまざまな開発課題の解決に貢献することを目指すのが望ましい。

今後の協力姿勢として、まずはこれまでのJICAの協力経験や他ドナーの経験をベースに、各地のニーズに応じた支援が展開されることが望まれる。そのうえで、今後強化すべき分野としては、JICAにとってこれまで支援実績のない分野ではあるが、子どもを取り巻く教育環境の改善に資する直接的な支援や、成人識字教育にかかる国レベルでのキャンペーンの支援などが挙げられる。前者については、家計負担を軽減するための補助金供与や教育プログラムの無償化実現など、JICAとして直接支援が難しい課題も存在するが、家庭の教育への理解促進のための啓発活動などについて取り組みを強化していくことが望まれる。後者の識字キャンペーンについては、何よりも当該国政府のコミットメントが重要な前提となる。JICAとしては、当該国政府のコミットメントを事前に十分に確認したうえで、政府との対話を通じて、その推進・発展のために必要な支援を実施していくことになる。

3-2-2 生計の向上

協力目標間の優先順位については、目標「収入の向上・安定・保護」および目標「支出の適正な管理」は相互補完的な関係にあるため、案件を実施する際にはこれら2つの目標を同時に掲げた活動を実施するなど、セットコンポーネントとして捉えることが重要である。また、目標「相互扶助メカニズムの構築・強化」については、前述の目標をより効率的に実施するための、つまりNFEアプローチを盛り込むための基盤整備として実施することが望ましい。従って、生計向上を直接的に達成するための目標を

組み合わせた活動を実施すると同時に、目標 にかかる活動を実施することで、NFEアプローチがインパクトを持ちうる。

ターゲット間での優先順位については、これまでJICAが実施してきた多くの案件が農村部（地方）を対象としているため、既存の案件の中でノンフォーマル教育アプローチを取り入れていくという観点からは農村部にプライオリティが置かれるが、近年は、都市貧困層のソーシャル・ギャップ是正を目的とした案件も増えていることから、これらにおいても、ノンフォーマル教育関連の活動を積極的に組み込んでいくことが重要である。

ノンフォーマル教育活動は、生計向上を目指す活動の効果的な実施に大きな役割を果たすことができる。生計向上をより効率的に実施し持続性を保つためには、まずは住民自らの自主性と責任意識を醸成しなければならない。生計向上活動に従事する住民組織の構築・強化のためには、それぞれの活動に関する技術的なインプットのみを行うのではなく、自主性・責任感の「意識付け」を行うための啓発活動も盛り込む必要があり、これらを「総体的・体系的・持続的に」実施することにより住民組織自体の活動が活性化するとともに、中長期的な生計向上アプローチが可能となる。

生計向上が案件のコンポーネントとして存在する場合には、ノンフォーマル教育の観点からの活動をより重視し、そのために必要な教材の作成、ワークショップの開催、ファシリテーターの育成と選定を取り入れ、対象住民が主体的にこれらの活動を実施していけるような支援を行っていくことが望ましい。

3-2-3 保健・衛生環境の改善

保健・衛生分野におけるノンフォーマル教育活動は、最も知識を必要とする人々に、効果的に知識を伝達し、個々人の学びと実践を促進することにおいて、最大の威力を発揮する。

現実の医療技術の改善が目に見える形で住民に届き、さらに住民自身の意識が変化することによって保健・衛生環境の状況改善に相乗的な効果が現れるが、活動を成果に確実につなげるためには、保健医療サービス提供者および住民の双方への働きかけが重要である。そのため、JICAの協力においては、一方で保健衛生サービス提供者向けに住民がサービスを利用しやすくな

るためのノンフォーマル教育アプローチを活用した情報提供・教育活動、能力強化を支援し、他方で住民一人ひとりの能力強化につながる支援を行うべきである。いずれの場合も、住民のニーズを的確に把握し、適切な教材やツール、アプローチを選定し、地域の人的ネットワークを活用した活動を実施する必要がある。また、活動の主体となるネットワークの形成を通じ、保健・生活環境改善のための住民主体の活動に発展することが望まれる。

ノンフォーマル教育の対象として、下痢症や感染症などの健康問題、栄養改善、リプロダクティブ・ヘルス、予防接種、安全な水と環境衛生といった協力目標のいずれに優先順位を置くかについては、支援対象国の保健衛生状況や政府の保健政策を最優先に勘案し決定することが適当であり、JICAとしてあらかじめ優先順位を付すことは難しい。ただし、国・地域により、次のような優先課題が概観される。すなわち、アフリカにおいては急性呼吸器感染や下痢性疾患、マラリアなどの感染症が大きな問題であり、インドシナ・南西アジアでは感染症と母子保健への取り組みの強化が図られている。一方、東・東南アジアでは、感染症・母子保健の問題から慢性疾患対策へと比重が移行しつつある。いずれにおいても、JICAとしては相手国政府の優先課題につき、住民への知識の浸透と能力強化のためにノンフォーマル教育を活用した協力を展開することが重要である。

3-2-4 自然環境の保全

各協力目標へのアプローチは、自然環境へのインパクトのレベルに応じ、その主因となっている層を優先に行うべきであるが、生産者層（零細、大規模）による負のインパクトが主因となっている場合が多いと考えられる。

生産者層は、自然環境を利用した生産活動と、自然環境の保全は、相反するものとして認識していることも少なくないため、自然環境に関する教育・意識啓発においては、それらが相反するものではなく、長期的視点に立てば、環境を保全しながら自然環境を持続的に利用することができるという優位性を示すことが重要である。

すなわち、生産者層に対するアプローチでは、啓発活動と並行して、生産活動の種類や慣行などの具体的な変革を誘導すべく活動を行うことが必要であり、その意味からすると、JICAが今まで実施してきたように、自然環境

保全協力の一つのコンポーネントとしてノンフォーマル教育を組み込むことが必要であろう。

一方、非生産者層や都市住民に対するアプローチでは、長期的視点からの教育・啓発活動を行うことが適当と考えられる。上述のような自然環境保全協力活動のコンポーネントの一つとしてノンフォーマル教育を位置付ける以外にも、例えば識字教育の教材として自然環境を取り上げることにより、住民の環境意識を高めるといったアプローチも考えられる。環境に対する意識を高めるためには、息の長い活動を実施する必要がある。短期的に成果が得られるものではないので、NGOとの連携事業や、政府関係者への研修などにより、持続的に教育・意識啓発活動が続けられるような能力開発を行うことが必要であろう。

3-2-5 平和構築

平和構築支援分野においては、人々の生命・生活・尊厳が脅かされている状態を克服したうえで、事情により就学を断念したり中退を余儀なくされたりした人々（子ども・成人）に対して基礎教育の機会を提供するためにノンフォーマル教育を積極的に活用する。また、人それぞれが持つ可能性を生かし、人々のより良い生活、より良い地域社会や国づくりに向け、持続可能な開発を実現することを目的とする。基本方針としては以下の4点を提案する。

紛争によって発生した緊急性の高いニーズに迅速に対応するとともに、現地の人材育成といった中長期的ニーズに対する支援にも取り組む必要がある。ノンフォーマル教育を通じ、意思決定能力、問題解決能力、コミュニケーション能力といった、人間として主体的に生きる力を高めるための人材育成を推進する。

紛争終結国において住民の生活向上や保健・衛生改善などさまざまな開発課題の解決につながるよう、ノンフォーマル教育を通じた協力を展開する。平和構築支援の対象となる国はあらゆる面で極めて脆弱な状態であり、紛争が勃発（再発）する可能性が高い。ノンフォーマル教育支援の実施にあたり、紛争要因を助長せずその縮小に貢献できるよう、紛争予防配慮の視点を導入した支援を行っていく。

ノンフォーマル教育において学習者の主体性や学びを支援するためには、

当該国・地域が持つ価値観や文化、土地在来の知恵などを重視し適切に活用することが重要である。在来の知恵に着目することにより、当該国・地域の価値観や文化を踏まえた和解および社会の再建などを進め、ひいては平和の構築に貢献していく。

JICAによる支援の優先分野については、紛争（終結）国・地域においては、対象国・地域の状況に応じた支援を臨機応変に実施する必要がある。また、現地の治安状況に影響され、活動の範囲を制限せざるを得ない場合もある。従って、どの分野の支援を優先的に行うべきかについて、一概に示すことはできない。

JICAでは、『課題別指針 平和構築支援』の策定とともに、「平和構築アセスメント（Peace Building Needs and Impact Assessment: PNA）」という分析手法を開発した。PNAは、支援対象国・地域の紛争の背景や再発の要因を詳細に分析したうえで、支援が必要な分野を明らかにする。開発支援が紛争を再発または対立を助長することのないように配慮して、効果的なプログラムを策定するための手法である。PNAでは、当該国政府の方針や他ドナーの活動、我が国の支援方針などの側面からスクリーニングを行い、支援が重複しないよう、またさまざまなアクターの動きを念頭に入れ、連携についても考慮できるような仕組みとなっている。このように、紛争（終結）国・地域における支援では、特定の分野の優先度を考えるのではなく、状況に応じた包括的かつ多角的・分野横断的なアプローチが重要である。

平和構築支援分野におけるノンフォーマル教育には、さまざまな段階や状況に応じたアプローチがあるが、今後それらのすべてに採り入れるべき活動内容（配慮）として、心のケアと平和教育が挙げられる。紛争後の社会では、紛争中に受けた心の傷や隣人への不信感が、生活基盤を確立させるためのコミュニティ開発にも悪影響を及ぼす可能性がある。紛争に起因するトラウマなどに対する支援の実績はJICAでは少ないが、ニーズは高い。実施の際には、同分野での支援実績の豊富な国際NGOなどと連携した活動や個別専門家の派遣によって、まずは小規模に始めていくことも考えられる。識字教育や職業訓練など個人のキャパシティ・ビルディングに加えて、ノンフォーマル教育を通じた心のケアや平和教育による和解促進など、地域全体の問題にかかる支援分野を強化していくことは、中・長期的な開発支援の効果を上げ

るためにも重要と考えられる。

3-3 横断的提言

ここでは、前節で述べたJICAのノンフォーマル教育協力にかかる方針に基づき、途上国援助に携わるすべてのJICA関係者が、ノンフォーマル教育案件の発掘、形成、実施において検討すべき事項を9つの提言としてまとめている。

ノンフォーマル教育は、これまでフォーマル教育分野での協力を中心に実績を積んできたJICAにとって、事業の実績を包括的に整理してきていない、また実施経験に基づいた方法論がまだ確立していない、という意味で、新たな協力分野であるといえる。JICAが本分野の協力を進めるにあたっては、着実に協力の実績を積み、そこから学んだ教訓を蓄積する必要がある。また、ノンフォーマル教育活動は、対象者ごとの独特なニーズや要求を基に計画、展開されることから、対象者の数だけ支援アプローチや活動例がある。そのため、ノンフォーマル教育活動を展開する際には、JICAがもつ従来の協力枠組みにとらわれない協力方法を模索していく姿勢が求められる。

3-3-1 多様なアクターとの連携と協力の強化を

ノンフォーマル教育実施の担い手は、政府機関からNGOを含む市民社会（Civil Society Organization: CSO）まで多岐にわたる。そのため、案件形成の際には、課題の解決に貢献しうる多様なアクターに関する情報収集と、関連省庁における教育活動の現状を把握する必要がある。

例えば、政府機関においては、ノンフォーマル教育は教育省内の関連部局（基礎教育局、識字局、成人教育局など）のほか、政府直轄の国家識字委員会、女性、農業、村落開発、保健衛生、社会福祉や環境などに関する省庁が担当する場合もある。そのため、カウンターパートについての事前の現状調査は欠かせない。政府を巻き込むことで持続性の確保が期待されるほか、特にソーシャル・ギャップの是正促進に関係する、特定の社会的弱者グループを対象とする政策的・法的な支援は、政府機関の役割として必要不可欠と考えられる。

また、NGOを含む市民社会（NGO/CSO）においては、事業のパートナーとして十分な経験と実績を有しているかだけでなく、きめ細かい柔軟な対応ができ、当該分野に関する地元リソースと人々からの信頼を有しているかどうかなど、事前に調査する必要がある。NGO/CSOは、案件形成段階での情報収集をはじめ、ノンフォーマル教育を推進するための有力なパートナーとなりうる。その際、本邦NGOが持っている国際的なNGOネットワークを活用することも有効である。ただし、市民社会と政府が緊張関係にある場合も想定されるため、NGO/CSOを協力のパートナーにする際には、政府との関係についても慎重に把握しておく必要がある⁷¹。

JICAが事業を実施する際には、政府機関やNGO/CSOのみならず、ノンフォーマル教育に関する専門性を有し、その活動に実績をもつユネスコ、ユニセフなどの国際機関や、ほかの二国間援助機関の知見も活用すべきである。さらに、JICAが協力を実施する際には、日本人専門家はもとより、当該国や近隣国の専門家の協力を積極的に得ることによって、ノンフォーマル教育の発展とパートナーシップの強化を促すことができる。

多様なアクターと協調・協力しながら、JICAが国際社会におけるノンフォーマル教育促進のためのパートナーとして事業を拡大していくには、市民社会、国際機関、二国間援助機関などのノンフォーマル教育関連のネットワークや関連国際会議などに積極的に参加していくことも必要である。このようなネットワークや国際会議を通じ、情報の収集を行う一方で、JICAのノンフォーマル教育についての方針や実績に関する情報を発信していくことも欠かせない。特に、国際会議においては、国際機関や二国間援助機関のみならず、豊富な事業経験を有する国内外のNGOなども積極的に参加している場合が多く、そうした場での情報交換の内容をJICA内で共有することは、案件形成におけるヒントとなりうる。

なお、こうした国際会議レベルで合意された事項が実現するためには、各

⁷¹ なお、これまでNGOとの連携によるノンフォーマル教育の協力は、既存のJICAスキームでは対応が困難であったが、近年、新しいスキームである「草の根技術協力事業」において、小規模ながら、識字教育やノンフォーマル教育分野の実績が積まれる。例えば、ベトナムでは日本ユネスコ協会連盟による寺子屋での成人の識字・継続教育支援、カンボジアではシャント国際ボランティア会による学校施設改善や衛生施設、図書館の設置などの基礎教育支援が挙げられる。

Box 3-1 支援のヒント①

- ノンフォーマル教育の推進にあたっては、ノンフォーマル教育を推進する各々のアクターを活性化させる支援（政治的意思（Political Will）、行政の意思（Administrative Will）、市民の意思（Popular Will）の強化）のすべてが重要な鍵となる⁷²。
- ノンフォーマル教育の担当者や現場レベルのファシリテーターを対象にしたワークショップ開催、国際会議や地域会議の開催への支援。案件の共同形成の機会にもなりうる。

【例】政府とNGOを含む市民社会の円滑な関係づくりを目的とした意見交換や情報交換の場の設定（政府が市民社会の活動を把握し、必要なノンフォーマル教育支援を行えるようにする）、システム構築への支援（市民社会の活動経験や提案を政策に反映できるようにする）など。

国の現場レベルにおいてその意義・目的が正確に認識されている必要があることから、JICA本部の取り組みのほか、各在外事務所や駐在員事務所が、現地レベルのドナー間協調を積極的に推進する必要がある。

3-3-2 対話を通じた案件の形成・実施を

ノンフォーマル教育では、知識の獲得のみを目指すのではなく、自助努力（Self-help）を尊重しつつ、意思決定能力、問題解決能力、批判的思考、コミュニケーション能力といった、人間として主体的に生きる力を高めることを併せて目指すものである。これらの能力は、周りの人々との関わりや、日々の生活における問題に対する実際の取り組みを通して高められていくものでもあり、計画から評価に至るすべての過程において、学習者の主体性を導き出し、支援する姿勢が重要である。

このためにも、案件形成の際には、相手国政府機関と当分野支援に関する協議をするだけでなく、ノンフォーマル教育活動の対象となる学習者や地域の人々をも含む、政策から草の根までのあらゆるレベルの人々と十分な対話を繰り返し行うことが重要である。

本調査研究で取り上げた事例においても、計画から実施、評価に、地域住民代表、関係者、そして裨益者自身が参加している場合が多々見られたが、

⁷² Chiba, A. (1996) pp.275-292

Box 3-2 支援のヒント②

JICAが教育ドナーグループの中で率先してノンフォーマル教育の重要性を唱え、その開発戦略の策定を支援することで、ノンフォーマル教育が教育政策の中に適切に位置付けられることを促進する。政策面の支援によって、協力効果の面的な広がりも期待できる。

人々はこのような参加経験の中で、問題解決のために協力する力をもったつながりを得て、ある目標に向かって共に活動する集団へと変わることが指摘されている。自らの状況や能力を認識することで、心理的なエンパワメントが人々の間で達成されており、これにより活動の持続性や効果がより向上すると考えられる。

同時に、相手国におけるノンフォーマル教育の政策と位置付け、現状に留意したうえで積極的に情報を収集し、十分な対話を行うための基盤を築き、JICAの本分野への取り組みについての情報を発信していく必要もある。

3-3-3 対象地域のニーズ・特性の十分な把握と活用を

ノンフォーマル教育の対象者の学びを支援するためには、対象地域のニーズや特性、人々が何を必要としているのか、さらには対象地域が育んできた土地在来の知恵などについて、綿密に調査・把握しなくてはならない。これらの調査はプロジェクトの計画段階の初期に行うことが重要であり、適切かつ柔軟に活動に反映させることが重要である。

例えば、在来の知恵（Local Wisdom）に着目することにより、現地の実情に即した実用性の高い支援を行うことが可能となる。こうした現地のリソースを積極的に活用することは、支援を行ううえでの費用対効果の観点からも重要である。

また、人的リソースとしては、地域住民の活用が考えられる。特に、ソーシャル・ギャップの是正の観点から女子・女性や少数民族、ストリート・チルドレン、障がい者を対象にしたノンフォーマル教育協力を行う場合、裨益者の状況をよく知る地元住民や同じ境遇にあった人材が活動に関係することにより効果をあげている例が数多く報告されている。

さらに、教材や教授法においても、その効果や持続性を考慮し、地元で手

に入るものを利用している場合が多い。指導言語についても、将来を考えて生計向上に結びつくような公的言語を教える場合もあるものの、地元の言語、学習者の母語を重視する例が多い。

また、同時に多くの開発課題を抱える地域（スラムや農漁村、遠隔地など）の場合、基本的人権としての教育の機会を保障するだけでなく、職業技術、民主化手法、ジェンダー、人権・権利などに関する知識の習得の機会としての活動の場を提供する必要性が生まれてくる。このような活動は、社会的不安の要因となる貧富の格差や開発の遅れによる諸問題の軽減に役立ち、民主的で平和な社会の構築に寄与するものである。ただし、ニーズを把握したうえで特定の地域や人々に対して協力を行う場合には、その選定理由を明確にし、周辺地域や人々との間で無用の混乱・衝突が生じることのないよう、十分な検討が必要となる。

3-3-4 面的な広がりをもつ協力を

相手国の持続可能性を高めるためにも、ノンフォーマル教育協力が局地的な「点」の活動で終わることなく⁷³、地域や国内外において普及・定着し、さらには政策レベルに反映され、その結果としての制度化につながるような、面的な広がりをもつことができるように工夫していかなくてはならない。そのため、カウンターパート個人や組織の能力開発（Capacity Development）や制度構築（Institution Building）についての視点を、協力内容や協力方法に反映させていくことが必要である。ただし、ノンフォーマル教育の特性を考慮すると、制度化されることが常に最良の成果とはならないため、その有効性を十分に検討する必要がある。

この点について、現地政府が一義的なカウンターパートとなるJICA事業においては、NGOと比較して現地政府機関との距離がより近く、政策レベルでのさまざまな協議が可能である。従って、JICAを含む二国間援助機関に対しては、草の根から政策レベルまでの幅広い支援を行うことが期待されている。他方、一援助機関であるJICAのみの働きかけでは効果が十分でな

⁷³ 本調査研究のNGOを対象にしたアンケート調査においても、草の根で活動しているNGOにとっての問題点の一つとして、局地的には効果的な活動を行っていても、それが全国展開できないことが指摘されている。

い場合もあるため、国連機関やほかのドナーとも協議を行い、連携したうえで、現地政府に対してノンフォーマル教育事業に対する政策的・法律的なサポートの充実を求めることが有効と考えられる。

また、これに関連して、ほかの社会的要因への配慮も重要となる。ノンフォーマル教育アプローチはそれ自身が目的ではなく、ある目標を達成するための手段である。例えば識字能力の向上も、識字能力を身につけることで、雇用の機会や生計を向上させたり、人々がエンパワメントされることに結びつく。その点では、対象者の周りの社会・経済・自然状況を考慮する必要があるが、ノンフォーマル教育活動の実施だけで完結しているため、効果が半減する場合がある。例えば、識字教育や技能訓練を受けても、その能力を求める労働市場や雇用環境が十分に発達していなければ、満足な利益をもたらすことができず、学習者の意欲がそがれるケースがある。このような場合は、労働市場など周りの環境を改善する活動も同時に必要となる。単なる教育活動に終わらせるのではなく、地域開発や貧困対策プロジェクトの一つのコンポーネントとしてノンフォーマル教育アプローチを利用するなど、包括的な活動が求められる。

3-3-5 日本の経験の応用を

日本では、17世紀ごろから庶民が自発的に作った教育機関である「寺子屋」の発達（その数は5万ともいわれる）が近代学校教育制度の導入・普及の基盤となった経験や、1945年以降、公民館などにおける農村教育や成人労働者グループによる自発的学習が、住民の生活改善の原動力となった経験があり、歴史的にみてもノンフォーマル教育が果たしてきた役割は大きい。

また現在でも、公民館やコミュニティ・センターなどを拠点とする行政主導の地域社会教育から、カルチャーセンターなどを拠点とする民間主導の教育事業まで、幅広い形でノンフォーマル教育が展開されている。

協力実施にあたっては、NGOや各種援助機関の知見のみならず、こうした日本国内における経験を、相手国の現状を踏まえつつ必要に応じて応用していくことが望まれる。

3-3-6 ICT (Information and Communication Technology) の活用を

ICTは、対面型で実施していた識字教育を広く展開する手段（遠隔教育など）として、生活上必要な知識を獲得し課題を解決していく手段として、あるいは住民の起業のための道具として、ノンフォーマル教育のさまざまな場面で活用が可能であり、ICTの活用を積極的に検討するべきである。

支援にあたっては、草の根レベルを舞台とするノンフォーマル教育の特性に鑑み、通信衛星からラジオ、無線、インターネットに至るさまざまなツールの中から、利用者にとって裨益効果が大きく、かつ継続的に利用可能なツールを選択する必要がある。なお、協力の実施にあたっては、JICAのフォーマル教育（大学、ポリテクニクなど）におけるICT活用の経験や、途上国において既に存在する人材や、そのほかのリソース（ICTシステムなど）についても、必要に応じ活用していくことが望まれる。

現在のところ、JICAの教育協力におけるICTの活用は、高等教育機関における衛星通信などの利用が中心となっている。これは、インフラ整備状況や利用者の識字能力の有無といった面で、ほかの教育機関と比して優位性が認められるためであるが、一方で高等教育に偏重したICTの活用は、デジタル・デバイドの拡大を助長する危険性も否定できない。ノンフォーマル教育において、ICTの利用能力（例えばコンピュータ・リテラシー）自体を高めていく取り組みも必要である。

3-3-7 モニタリング・評価体制の構築を

ノンフォーマル教育に限らず、社会開発セクターでエンパワメントを目指すプロジェクトにおいては、その成果を測る指標の設定が難しく、また効果発現までに時間がかかることから、モニタリング・評価の実施とそのための適切な体制構築は常に大きな課題となっている⁷⁴。現在、定量的指標と定性的指標を設定し、プロジェクトの成果を測定しようとする試みがさまざまなプロジェクトで行われているが、特に定性的な成果をどのように評価するか

⁷⁴ 本調査研究のNGOを対象にしたアンケート調査においても、モニタリング・評価体制が十分でないことを指摘した団体は多い。

が問題となる。「数値なんかでは表せない、伝えきれない。無理にしようとすると、実際の姿から離れてしまう⁷⁵」という現場の声を踏まえたうえで、どのように評価すべきかが求められている。特に、活動の多様性と柔軟性、また関係者の多様性が大きな特徴でもあるノンフォーマル教育は、そもそも制度化されていないことが利点であるため、モニタリングや評価は非常に困難である。

成功プロジェクトを客観的に把握し、全国展開するためにも、今後はノンフォーマル教育の特徴に対応したモニタリングや評価システムの構築が必要とされている。例えば、JICAのいくつかのプロジェクトでも採用されているが⁷⁶、プロジェクトの実施プロセスを詳細に記述しこれをレビューすることにより、相手側の「機能強化の推移」「組織・体制のエンパワメントの恒常化」「活動のプロセス」「各個人の問題対処能力の変化」などをモニタリング・評価する手法も一つの選択肢となろう。

さらに、活動の実施をモニタリングし、その成果を評価するためには、その指標となるさまざまなデータが必要である。しかし、ノンフォーマル教育事業は、一般的に小規模なものが多いため、モニタリング・評価経費がない場合が多く、データが収集できずに終わってしまうことは珍しくない。また活動が大規模な場合には、対象人口や地域が広がり、データ収集・整理が困難になることがある。一方で、中央政府が保持している各種データはその信憑性や保管体制に不備がある場合も多く、単純にそのデータを使用することはできない。従って、大規模かつ正確な関連データの収集と整備が重要であり、調査やデータ管理システムのデザインおよび実施のための技術支援、そしてこれらに必要な資金の十分な計上を、プロジェクトの計画・形成段階から考慮していく必要がある。

3-3-8 JICAの支援能力向上および実施体制の強化を

ノンフォーマル教育支援は、特定地域の住民ニーズに応じた協力が基本であることから、こういったニーズに的確に対応する草の根レベルの活動が不

⁷⁵ 教育協力NGOネットワーク（JNNE）研究会（2003）p.7

⁷⁶ 例えば、「タンザニア国ソコイネ農業大学地域開発センター」プロジェクトにおいて実施されている。

可欠となる。そのためには、既に実績のある青年海外協力隊やシニアボランティアの派遣による草の根活動の拡充に加え、草の根技術協力などによるNGOとの連携案件の実施を一層推進していくことが重要である。

同時に、対象国政府との対話チャンネルを持つ二国間援助機関としては、面的な広がりを持つ協力を展開すべく、政府担当部局のキャパシティ・ディベロップメントや、制度構築のための支援を展開していくことも求められており、こうした協力においては、アドバイザー専門家の派遣や、技術協力プロジェクトなども活用し、草の根レベルから政策レベルまで、幅広いレベルでの支援を包括的に実施していく必要がある。

また、特にフォーマル教育と比較した場合のノンフォーマル教育の強みはその柔軟性にあり、対象地域、対象人口のニーズに即した教育プログラムを迅速性をもって形成・実施できる点にある。裏を返せば、現場のニーズを正確に把握したうえで、これに応える協力を迅速に実施できる体制を整えることが必要とされる、ということである。こういった協力の実現のためには、これまで以上に、現場で継続的な活動を行うNGOとの連携の促進に加え、現場事務所への権限委譲の中で体制を構築することが必要となる。現在、現地業務費のより柔軟な運用により、現地事務所の権限でNGOに案件実施を委託できるようにすることなどが検討されており、短期的にはこうした検討をさらに進めていくことが望まれる。中長期的には、現地リソースの活用を本格的に実施することのできるような協力方法やそのための実施体制を構築していくために、協力方法の抜本的な改革が必要であろう。

また、JICAがノンフォーマル教育協力への取り組みを実現していくためには、当分野に関する認識を深め、組織としての知見の蓄積を行う必要がある。具体的には、JICA事業の方針や戦略におけるノンフォーマル教育の推進に向けた有識者懇談会を設置し、定期的に開催することや、人間開発部基礎教育チームが中心となり、他セクターの案件におけるノンフォーマル教育に関する実施状況や青年海外協力隊事業におけるノンフォーマル教育の実施状況を確認することが考えられる。さらに、専門家養成研修や、JICA職員、専門家、青年海外協力隊などの関係者を対象にした各種研修⁷⁷においてノン

⁷⁷ 青年海外協力隊技術補完研修・選択講座、専門家派遣前研修など。

フォーマル教育に関する講座を開設するなど、JICA内外における人材の育成を進めていく必要がある。

付録1 ノンフォーマル教育の歴史概要

教育はそもそも未開社会では家族や部族社会の一社会機能であった。その後、教育機能が社会機能から独立していき、教会やモスクなど宗教的学校、寺子屋、私塾などのノンフォーマル教育が誕生する。その後、これらの教育が制度化されることにより、フォーマル教育（学校教育）制度が整備されることになる。初等教育が世界的発展をみるのは、主に20世紀に入ってからのことである。

1. 第二次世界大戦後の学校外教育の展開

学校外の教育（ノンフォーマル教育）について、世界的用語の統一や標準化は行われておらず、いろいろな用語が錯綜している。

（1）Fundamental Education（ユネスコ：1946-1958）

現在の村落開発や村おこしの教育に類似する。ユネスコは、地域社会において、フォーマル・ノンフォーマルの両面で初等教育、識字、職業技術、生活改善全般にわたる教育プロジェクトを展開した。しかし用語のもたらす混乱により、1958年にこの用語の使用は禁止された。

（2）識字教育

Fundamental Educationの後、ユネスコは識字教育に重点を置くようになる。識字の概念と用語は一貫してユネスコやEFA戦略の中に登場する。機能的識字（Functional Literacy）、ポスト識字（Post-literacy）、継続教育（Continuing Education）などの関連用語がノンフォーマル教育の中にも頻繁に登場する。

(3) 成人教育

成人教育の概念や用語は西欧社会を中心に発達し、世界的に定着した。日本や東アジアでは社会教育の用語が一般に使用されている。成人教育の歴史をたどることは、ノンフォーマル教育の解明に効果的である。

1947年：第1回国際成人教育会議 (Elsinore)

西欧中心、教会などの慈善団体の活動が中心で、識字や科学技術にも関心は示されず、政府の関与もなかった。社会正義や大衆の技術革新による疎外化対策、公民教育、一般教養が主流。成人教育国際諮問委員会が設置される。

1960年：第2回会議 (Montreal)

成人教育の概念が拡大され、社会変化や人々の生活改善に対応する国家政策への統合が求められた。識字問題、世代間格差、女性の権利と社会参加、職業としての成人教育、政府の関与の必要性などが論じられた。その後、1965年、第3回国際諮問委員会のワーキングペーパーに、ポール・ラングランの生涯教育の概念が発表された。特に、1970年の国際教育年や1972年刊行の「Learning to be」により、生涯学習は世界の教育の主流概念になる。

1972年：第3回会議 (東京)

世界的な動きの中に成人教育を統合し、社会変化の主導的役割を果たすことが求められ、成人教育を生涯教育の中に位置付け、教育政策と国家開発戦略の中心とすることが重視された (ノンフォーマル教育論争はこの時期に起きた)。

1976年：ユネスコ成人教育開発勧告採択

1985年：第4回会議 (Paris)

生涯教育と教育の民主化が重視され、識字やEFAとの関連が強調された。この会議の宣言文に盛られた「学習権」の概念は、多くの国で支持され、世界的に拡大している。ノンフォーマル教育にもこの論議が誕生する。

1997年：第5回会議 (Hamburg)

この会議の特徴は、ジェンダーの問題、環境、EFAの成人教育への拡大などが重点的に議論され、NGOが会議の主導権を握ったことであった。これらの一連の会議では、ユネスコの成人教育の関係者は「ノンフォーマ

ル教育」という用語を使用していない。

2003年：第5回会議フォローアップ（Bangkok）

（4）リカレント教育

主に北欧で実践された教育で、学校卒業後も定期的あるいは必要に応じて学校や研究所に戻り、勉強や研究を行って、時代の流れに遅れないようにする教育である。1974年前後にOECDの戦略政策となり、日本でも生涯学習の重要なコンポーネントとして取り入れられている。しかしOECDは最近、リカレント教育から生涯学習に転換しつつある。

（5）遠隔教育、オープン・ラーニング

アジアでは1980年代にオープン・ユニバーシティが盛んになり、高等教育の民主化が進行してきた。タイ、インドネシア、パキスタン、インド、スリランカ、日本や中国の放送大学などにも存在し、これらはフォーマル教育ではあるが、行政的にはノンフォーマル教育として扱われることが多い。高等教育だけでなく、学校教育段階にも見られる。

（6）産学協同、企業経営としての教育

企業の教育分野への進出も目立つ。これは、職業訓練と一般教育を組み合わせる方式をとっており、一部はノンフォーマル教育に分類される。また、日本で見られる現象としては、カルチャーセンターや駅前語学学校、特殊技能の教育のための専門学校などがノンフォーマル教育に分類される。

（7）Formal - Non-formal Mix

近年、国際社会は、サミットや国際会議を開催して国際勧告や宣言を採択したり、国際年や国連の10年を設定して世界や人類の重要課題の解決に向けた行動要綱を実施している（例：環境、ジェンダー、社会開発、先住民、人口、エイズなど）。そのいずれをとっても必ず教育の重要性が指摘され、問題解決に向けたフォーマル教育とノンフォーマル教育の連携によるアクションが要請される。

(8) 難民教育、移民教育

多くの紛争や自然災害は難民を生み出し、国際社会はその救済に協力することが要請される。カンボジア、アフガニスタン、イラク、アフリカなどにおいて、すべて緊急な介入が求められる。校舎の建設や教科書の配付、給食などフォーマル教育に類した支援が多いが、職業教育、幼児教育、識字教育などのノンフォーマル教育分野の支援も必要となる。

(9) 社会教育

戦後の公民館運動は日本の民主化と農村社会の発展に大きく寄与した。この流れを汲んで、日本では自然の家、婦人会館、社会教育、あるいは生涯学習センターのような市民の自主的活動を支えるノンフォーマル教育のインフラ整備が進んでいる。社会教育は下からの自主的学習活動を促進する重要な鍵を握っている。

2. 1970年代はじめの教育論争

1960年からの国際的教育援助や協力は、フォーマル教育の整備と拡充を中心に展開した(例:アジアのカラチプラン、アフリカのアディスアベバプラン、ラテンアメリカ初等教育拡充計画)。その特徴は、教育に対するアクセスの改善と教育の民主化、男女や都市・農村間の格差の是正、就学率の向上、学校の増設と教員養成の加速化、植民地的カリキュラムから新興国のニーズ(特に科学技術)と文化に即した教育内容の改善、教育計画の重視、などが挙げられる。

しかし、フォーマル教育に、非能率、開発ニーズに対する反応の欠如、都市中心で旧式低質な教育内容、格差の増大などに対する不満が噴出し、特に援助国の間には、フォーマル教育、特に初等教育への援助の効率の悪さが、「底のないバケツ」と非難されるようになった。援助は都市の裕福層のみを利し、援助を必要とする貧困層に到達しないという不満もあった。こうした中、フォーマル教育に代わる効果的教育の形態が模索された。その中で大きな波紋を引き起こしたのがノン・フォーマル教育論争であった。

同じような背景から、開発に関する概念も大きく変化し、1960年代の経済

開発偏重主義に代わって人間開発の重要性がとなえられるようになった。そしてBasic Needs Approach、またBasic Human Needs Approach¹が誕生した。しかし、これは援助国や機関側（特にアングロ・サクソン系）の考えが中心で、途上国には不評であった。一方、途上国側は新国際経済秩序（New International Economic Order: NIEO）²の理論で対抗した。

当時、国際労働機関（International Labor Organization: ILO）はBasic Needs Approachの中核であったが、途上国のプレッシャーに屈した。ユニセフはBasic services for childrenというアプローチを取り、ユネスコに対して、教育援助を一番必要としている子どもや母親に効果的に提供する方策について、アドバイスを求めた。その時ユニセフがユネスコに対して示した2つのオルタナティブが、Basic EducationとMinimum Educationであった。しかし、Basic Educationという用語もユネスコでは不評であった。結局、この用語は「基礎的な学習のニーズ（Basic Learning Needs）を充足すること」と定義され、初等教育（またはその一部）、識字と学校外教育をカバーする柔軟なアプローチが取られた。この考えは1990年のジョムティエン会議で採択されたEFA、すなわち、Minimum Essential Learning Needsの概念やフォーマル・ノンフォーマル教育・インフォーマル学習をカバーする新しいビジョンに直線的につながる。Basic Educationは当時世界的に注目され、ドナーの集まりであるベラジオ・グループでも熱心に取り上げられた。しかし、後にユネスコではBasic Educationの概念は否定された。

3. ノンフォーマル教育論争

上記の論争が展開されている最中に、Philip Coombsは世銀とユニセフとの契約のもと、下記の2つのペーパーを発表した。

¹ 従来への援助が必ずしも開発途上国の貧困層の生活向上に役立っていないという認識のもと、低所得層に直接役立つものを援助しようとする概念。1973年の米国国際開発庁（United State Agency for International Development: USAID）の「New Direction政策」に端を発し、その後国際労働機関（ILO）の世界雇用会議（1976）などを通じて、開発目標の一つとしてBasic Human Needsを充足させる必要があるという認識が定着した。

² 既存の世界経済秩序のもとでは、南北間の経済格差の是正は不可能だとして、開発途上国から既成秩序の変革を目的として打ち出された概念。1974年の第6回国連特別総会において、新国際経済秩序樹立のための宣言および行動計画が採択され、南北問題に対する途上国の姿勢の基調となっている。

“ New Paths to Learning for Rural Children and Youth ”(ユニセフ)
“ Attacking Rural Poverty: How Non-formal Education can Help ”
(世銀)

最近までユニセフ日本事務所長を務めたMonzoor Ahmedは両研究を補佐し、Roy Prosserは上記の研究を補佐した。

Coombsの最初の論調は初等教育無用論で、ノンフォーマル教育のみが求められる有効な教育援助であることを力説し、ユネスコ=学校主義と決めつけ、ユネスコ批判を展開した。一方、ユネスコの議論は初等教育を固定的に考えず、最低4年でも全員が教育を受けられるようにする必要があり、不就学者についてはノンフォーマル教育、識字、継続教育等、可能な手段で学習する必要を説いた。特にユネスコは、ノンフォーマル教育のみを重点的に支援することは初等教育の衰退を招くとともに、ノンフォーマル教育をセカンドクラスの教育制度として固定化する危険性があると警告した。この考えは多くの支持を得、Coombsも最終的には上記のペーパーに示されたような穏健な考えに落ち着いた。すなわち、フォーマル・ノンフォーマル・インフォーマルの考え方である。また、Minimum Essential Learning Needsを明確にすることによって、人権としての教育の内容が具体化されると主張する。

Coombsによると、この研究の目的のために使用されたノンフォーマル教育の定義は次のとおりである。

“ Any organized educational activity outside the established formal education system-whether operating separately or as an important feature of some broader activity – that is intended to serve identifiable learning clientele and objectives. ”

また、ノンフォーマル教育パッケージには、最低以下の6つの要素が求められるとしている³。

Positive attitude

Functional literacy and numeracy

A scientific outlook and an elementary understanding of the process

³ 千葉(2003)は、「ノン・フォーマル教育の厳密な定義を追い求めることはあまり意味がなく、一応上記6つの要素をworking toolとすることをすすめる」としている。

of nature (health, sanitation, crops and animals, nutrition, food storage, environment)

Functional knowledge and skills for raising family and operating a household

Functional knowledge and skills for earning a living

Functional knowledge and skills for civic participation

4. 「万人のための教育 (EFA)」概念の誕生

ユネスコは、第1次中期計画(1977~1982年)において、「開発の中心としての人間」という人間中心の開発戦略の口火を切った。さらに、第2次中期計画(1984~1989年)で初めてEducation for Allの概念を発表し、世界から多くの支持を得た。その戦略は下記のとおりである。

Promotion of general access to education: Development and renewal of primary education and intensification of the struggle against illiteracy

Democratization of education

Adult education

Equality of educational opportunity for girls and women

Extension and improvement of education in rural areas

Promotion of the right to education of particular groups (Refugees, National Liberation movements, the disabled, the elderly, the migrant workers and families)

その後、1990年にタイのジョムティエンで「万人のための教育世界会議(World Conference on Education for All)」が開かれ、「万人のための教育世界宣言」が採択された。このEFA宣言は、初等教育を中心に理解されていた基礎教育の概念を拡大し、早期幼児教育、成人識字教育、ノンフォーマル教育などを含めた、より包括的かつ柔軟な基礎教育のあり方を提案した。ノンフォーマル教育が初めてEFA戦略の中に位置付けられるようになったのである。

付録2 ノンフォーマル教育活動事例

ノンフォーマル教育の最大の特徴の一つとして、その学習内容・規模・対象者・実施方法の多様性が挙げられる。またノンフォーマル教育は、学校教育の枠組みを超え、対象地域や学習者の固有な環境に依拠する場合が多い。そのため、ノンフォーマル教育の理論だけに注目しても、普遍的にノンフォーマル教育のあり方を定義し、事業成功のための鍵となる要因をマニュアル化することは容易ではない。

ここでは、JICA関係者がより一層ノンフォーマル教育への理解を深め、よりよいプログラムを今後展開していくために、世界各地で実施されている二国間援助機関、国際機関、NGOによる具体的な事例を紹介・分析し、最終的にノンフォーマル教育事業の成功要因などを探るための土台となるものを築くことを目的とする。

1. 各国による取り組み（国家プログラムなど）

ここでは、国別の実践例として、基本的に**国家機関が中心**（主催者、Initiator）となり、全国レベルで実施・展開されたプログラムおよびノンフォーマル教育に関する国家政策・戦略および制度などの例を紹介する⁴。

以下では、世界各地域（アジア、アフリカ、中南米、アラブ地域）の特徴を概観したあと、数力国ずつ事例を紹介する。特に、EFA目標達成のために識字・ノンフォーマル教育の果たす役目が非常に大きいとされる、「九大人口国（E9）」諸国の例はできる限り紹介した⁵。E9諸国とは人口1億人

⁴ ここで留意すべき点として、「国家プログラム」といっても国（政府）が予算的・人的に100%自力で展開したプログラムは意外と少ないことから、二国間援助ドナー・国連・その他外部援助を受けた（受けている）ものも含んでいる。

⁵ UNESCO（2001）を参照した。

以上の9カ国（インド、インドネシア、中国、パキスタン、バングラデシュ、ナイジェリア、エジプト、ブラジル、メキシコ）を指す。

1-1 アジア・太平洋地域

アジア・太平洋地域は世界人口の半分を占めるだけでなく、世界の非識字総人口の60%を占める地域である。正規教育だけで全国民の基礎教育ニーズを満たすには限界があり、識字・ノンフォーマル教育の普及が国民の教育水準の向上、さらには国の社会・経済発展の鍵を握っている。実際、多くの国で、1990年のジョムティエン会議以前から、識字・成人教育という形でノンフォーマル（基礎）教育が盛んに展開されている。

例えば、ノンフォーマル教育が最も進んでいるタイではその歴史は古く、1937年の識字推進運動に始まり、1979年には教育省の中にノンフォーマル教育局を設置している⁶。そのほかの国々でも、1980年後半から1990年代にかけて、教育省内にノンフォーマル教育局・部を設置したり（例：バングラデシュ、フィリピン）、独立型の「ノンフォーマル教育（成人・識字教育）センター」（インド、ネパール、モンゴル、ラオス）や「識字・成人教育委員会」（ネパール、ベトナム、ミャンマー）などを立ち上げている。

また、ノンフォーマル教育全体もしくは成人教育・識字教育に特定した国家政策や戦略を、早い例では1980年代から、そのほかでは1990年代に打ち出している。例えば、バングラデシュ、中国、インド、ラオス、モンゴル、タイなどでは、ノンフォーマル教育特定の政策・戦略を持つ。インドネシア、カンボジア、パキスタン、フィリピンなどでは、国家教育（開発）政策の一部として、識字、成人教育などのノンフォーマル教育に対する政策、戦略を明記している。中国、ネパール、マレーシアのように、国家開発5カ年計画などでもノンフォーマル教育の重要性を説き、国を挙げて推進することを明記している国も多い。表A2-1はノンフォーマル教育に関する国家政策・戦略の例をまとめたものである。

⁶ 千葉（2003）p.9

表A2-1 ノンフォーマル教育に関する政府政策・戦略および
ノンフォーマル教育局のある国々の例（アジア・太平洋地域）

国名	政策・戦略・局名称	年	備考
バングラデシュ	Directorate of Non-formal Education ([DNFE] - 初等大衆教育省内)	1996	Total Literacy Movement (TLM) とノンフォーマル初等教育 (NFPE) を二大柱にノンフォーマル教育を展開。近年にはTLMの修了者対象にポスト識字・継続 (生涯) 教育 (PLCE) 機会を2001年より (5年プロジェクト) 提供。
カンボジア	Education Strategic Plan on Non-formal Education(ESP)	2001	ESPは本来教育セクターすべてをカバーし、2000-2005年の計画書。ノンフォーマル教育はその一部。
中国 (1)	Regulations on Eradicating Illiteracy	1988	1992年に改訂・再発布し、教育改革全体を指す政策となった。 1995年発布の教育法でも識字教育の重要性を強調している。
中国 (2)	Action Scheme for Invigorating Education Toward the 21st Century	1999	特に農村地域における成人教育、識字教育の継続・拡大を謳っている。
インド	National Literacy Mission (NLM)	1988	1986年に国家教育政策 (National Policy on Education: NPE) を策定、識字と成人教育の両方を強調。戦略的政策としてNLMを設置、識字キャンペーン (TLC) を開始した。現在も国内各地で活発に識字教育活動が続けている。NPEは女性の教育を優先課題としている。
ラオス	Department of Non-formal Education (NFE)	1991	正規教育を補佐するものとして教育省内に設置。
モンゴル	National Non-formal Education Development Programme	1997	1997年にノンフォーマル教育センターを設置。2002年には国家遠隔教育プログラムの開始を契機にノンフォーマル教育センターをNon-formal & Distance Education Centerに改名した。
ミャンマー	National Policy on Literacy and Non-formal Education	-	ノンフォーマル教育は教育研究局 (MERB) の管轄であり、ノンフォーマル教育委員会が設置されている。
ネパール	Basic and Primary Education Master Plan Phase II (BPEMP)		BPEMP () でノンフォーマル教育の組織形態の強化を強調、また第12期5カ年計画 (2012 - 2017) 終了時までには非識字を撲滅することを目指している。
パキスタン	National Education Policy	1998	ノンフォーマル教育を通じて未就学児童や青少年の教育を最優先課題としている。
フィリピン	Education for All: A Philippine Plan of Action	2001	生涯教育に重点。ノンフォーマル教育活動の実施・管理における住民参加の組織化を図る。
スリランカ	Adult Education Policy	-	農業技術訓練や農協開発も成人教育に含まれる。
タイ	Department of Non-Formal Education (DNFE)	1979	教育省内に設置。 1999年にNational Education Act 発布、生涯教育を推進。

出所 : Singh, M. ed. (2002)

アジア・太平洋地域ではノンフォーマル教育プログラムの数は多く、そのため失敗例も少なくないが、成功例も多く、規模の大きい事例が豊富である⁷。以下にインド、インドネシア、タイ、ネパール、バングラデシュの5カ国（うち3カ国がE9諸国）から事例を紹介する。

（1）インド（E9）

インドにおいて、ノンフォーマル教育は活発に展開されており対象人口も形態もさまざまである。しかし、最も有名で、一時多大な効果を上げていた代表的な活動モデルといえば、**全体識字キャンペーン**（Total Literacy Campaign: TLC）である。1988年に政策的戦略としてNational Literacy Missionが設置され、1990年代に入ると全国規模の識字キャンペーンを展開した。識字キャンペーンは8000万人に及び15～35歳の非識字人口を対象に、機能的（Functional）識字の教育機会を与える主要な戦略モデルであった。達成目標を2段階に分け、1990年までに3000万人、1995年までにはさらに5000万人が識字者となるよう目標設定した。TLCは住民参加を強調し、非識字者のモチベーション向上のためにマスメディアや青少年ボランティアを起用し、学習環境を整えることから始めた。識字教育の教授方法も地域的学習環境、適切な学習施設の有無、対象人口の性質を考慮し、教材も方法も多岐にわたった。基礎識字教育を修了した者のために、ポスト識字メカニズムも全国各地に設置した。

TLCは次の8段階の発展的実施体制をとる。キャンペーンの導入準備、キャンペーン運営・管理組織の立ち上げ、対象地域の現場調査、学習意欲の向上と学習環境づくり、教材開発、ファシリテーターの研修、授業実施、モニタリング・評価の8段階である。特に第4段階の環境づくりでは、キャンペーンの成功は最終的に非識字者個々人の関心と熱意、そして直接参加によるとし、積極的に路上・街頭劇、民謡や民話などを活用し、

⁷ 1980年代にアジア地域の各地で成人農民人口に対する農業技術訓練のベスト・プラクティスを紹介・普及する場として「農民学校（Farmers Schools）」設置運動が展開された。その後農村人口が日常直面するもっと根本的な生活技能（ライフ・スキル）および基礎教育的課題があることを受け、成人基礎教育機関として「農民生活（ライフ）学校（Farmers' Life School）」と名を改め、農業技術以外の生存に必要な基礎知識（保健・衛生、家族計画、HIV/AIDSなど）の普及活動を実施している。UNESCO（2002）p.54, Box 2.4参照。

非識字者のモチベーションを上げることを強調した。TLCの主な特徴として、地域特定、期間限定、ボランティア基盤、高い費用効果そして結果重視という点が挙げられる。学習者がすべての段階において中心人物であり、学習の成果は参加型方式で評価されている。TLCは現在もインド各州で実施されているが、1996年に完全識字達成宣言を発表したケレラ州などでは、TLCを修了（卒業）している。また、今も識字率の非常に低いインド南部および北西部では、TLCのほか、小規模のノンフォーマル教育活動を、特に女性や未就学・中退児童を対象に実施している。

1996年に新識字者（neo-literates）のさらなるニーズに応えるため、NLMは**継続教育センター**（Continuing Education Centres: CEC）を各地に設置した。これらCECでは、**同等性教育**（Equivalency Programme: EPs）、**収入向上プログラム**（Income-generating Programmes: IGP）、**生活の質向上プログラム**（Quality of Life Improvement Programme: QLIP）、**個人の関心改善プログラム**（Individual Interest Promotion Programme: IIPPs）の4分野を中心に活動をしている。

（2）インドネシア（E9）

インドネシアの代表的ノンフォーマル教育は、**ケジャール・パケット学習プログラム**（Learning Kejar Packet Programme）である。Kejarとはインドネシア語で「追いつく」という意味である。このプログラムは、初等教育に相当するPacket Aと中等教育に相当するPacket Bがあり、近年には、さらに高等教育レベルに相当するPacket Cも導入された⁸。Kejar Packetは9年間の義務基礎教育を補足するものとして開始され、このプログラムを通して13～15歳の子どもたちすべてが中等教育レベルに到達することを目的にしている。

ケジャールの大きな特徴は、基礎教育と生活知識・技能、態度などの総合的学習方法と学習者の生活リズムに配慮した柔軟なカリキュラムである。また、ケジャールに対する人々の支持は強く、その理由は正規教育との同等性が確立されているところである。

⁸ ジャカルタなどの都市部のみで実施。

初等教育に相当するPacket Aの対象者は成人非識字者と小学校中退者であり、読み書き算数のほか、職業技術、生活に必要な基礎知識や技能を習得できるようになっている。基本的に村レベルで実施され、教師やファシリテーターは皆同じ村から募ったボランティアたちである⁹。Packet A修了者は初等教育課程修了者と同等であるとされ、その後正規の中等教育に進級する道もあれば、家庭や仕事の都合で引き続きKejar Packet Programmeに参加し、Packet Bに進むことも可能である。また、Packet A修了者は収入向上技術習得を目的としたKeja Usahaという学習グループに参加することもできるなど、ほかにもいろいろな学習を継続するためのノンフォーマル教育プログラムがある。

1994年にPacket Aは9カ年基礎教育プログラムの一環として実施され、1997/1998年度にPacket Aの全国最終評価を実施したところ、受験者44,803人中40,164人が合格（合格率89.65%）した。

Kejar Packetプログラムの成功度は非常に高い。その主な理由として、総合的な学習を行えること、カリキュラムが柔軟性に富むこと、正規教育との同等性が確立していること、の3点が挙げられる。さらに、現在インドネシアではノンフォーマル教育は生涯教育体系に属するものとして認識されている。政府が、Kejar Packetのようなノンフォーマル教育を正規教育と同格であると定位し、社会的な認識獲得のため努力していることも特筆に値しよう¹⁰。

(3) タイ

冒頭でも述べたが、タイはノンフォーマル教育分野における世界の先駆者である。1937年には既に識字運動を全国レベルで展開し、1979年には教育省内にノンフォーマル教育局を設置している。このノンフォーマル教育局の管轄のもと、全国を5地域に分割した各地域にノンフォーマル教育センターを置き、76の県立ノンフォーマル教育センターを設置し、レベルの高いノンフ

⁹ 近年、教師や村のプログラム・マネジャーには少額の謝礼（月額）を支払うようになっている。

¹⁰ 国家教育法で正規教育とノンフォーマル教育の両方のシステムが保証されており、政府規定第73/1991号で学校外教育の目的を定めている。Ministry of Education（2000）参照。

フォーマル教育の全国ネットワークを築き上げている。2つの職業訓練開発センターとバンコクだけで4つのノンフォーマル教育センターを持ち、また5万に上る村レベル成人教育センターがある。各センターはそれぞれ多様なノンフォーマル教育活動を展開している。

タイの主なノンフォーマル教育活動は3種類ある。機能的識字と初等教育課程の学習機会の提供（特に、山岳民族や中退者などを対象に）、村落新聞閲覧センターや、村の公共図書館、博物館、移動学習教室などの開設によるニュースと情報サービスの提供、職業訓練の提供である。また重要な点として、1999年の教育法（Education Act）で、正規教育とノンフォーマル教育が対等な学習形態として認められるようになったことは、注目に値する。

また、タイのノンフォーマル教育開発における画期的な点は、同等性プログラムの導入と村落新聞閲覧センター（Village newspaper reading centers）の設置・活動である。この活動のおかげで村人の識字能力が維持されてきたといっても過言ではない。

成人教育に関しては、機能的識字能力形成が中心となっており、キットペン（Khitpen）というアプローチを採用している。キットペンとは「環境と調和する自己の状態」という、タイ独特の人間観を意味し、国の価値観に照らした教育概念を持ってきている。キットペンの精神に基づいた識字教育を実施することによって、成人学習者に識字教育が受け入れられやすくなった。

教育省のノンフォーマル教育局の管轄下には、さらにタイコム（Thaicom）遠隔教育センター（1993年10月設立）とシリンドーン継続教育研究所（Sirindhorn Institute for Continuing Education）の2機関があり、それぞれがノンフォーマル教育の拡大のために多様な活動を展開している。特にシリンドーン継続教育研究所は、政府とNGOの共同で設立された初めての試みで、成人の継続教育に従事している。

また、タイでは、自国のノンフォーマル教育システムを他セクターの教育的活動にも大いに活用しており、HIV/AIDSの予防やリプロダクティブ・ヘルス教育などはノンフォーマル教育が効果的に活用されている。

Box A 2 - 1 タイ 山岳地域教育プロジェクト

1980年に開始された「山岳地域教育プロジェクト (Hill Areas Education Project: HAE)」は、革新的な内容を備え、かつ成功を収めている政府プロジェクト事例の一つといえる。これは、タイ北部山岳地帯に住む6つの少数民族の子どもと成人、特に女性に、基礎教育機会の拡充を目指したものである。当初45村で始まったプロジェクトは住民参加が鍵となり、1990年はじめには15県600村にまで広がった。母語を学習言語の基本とし、山岳民族の生活や文化に配慮した学習内容を開発。タイ語を第2言語と認めながらも、タイ人としての国民意識と誇りを高め、タイ語習得により山岳地域における少数民族の経済活動能力を高め、彼らの生活の質向上も目指した。

(4) ネパール

ネパールも、ノンフォーマル教育について一定の発展を収めている国である。学校教育の就学機会の確保が非常に困難であり、正規教育による対応には限界があり、政府もこの限界を認め、既に1971年の教育法でノンフォーマル教育の重要性を謳っている。特に山岳辺境地の村落に住む成人非識字者や子どもに教育機会を保障するためには、ノンフォーマル教育アプローチに頼らざるを得ないという認識から、教育省はむしろノンフォーマル教育を教育政策における主要な一環として位置付け、近年は制度化する段階にある。最近完成した基礎および初等教育マスタープラン (Basic and Primary Education Master Plan) ではノンフォーマル教育組織の発展・強化が強調されている。

ネパールでは、識字教育を中心とするノンフォーマル教育推進の方策として、成人識字プログラム、成人ポスト識字プログラム、児童向け識字プログラム、女性教育プログラム、などを実施している。具体的な内容は表A 2 - 2のとおりである。

また、ユネスコの支援のもと、遠隔地の村落にはコミュニティ学習センター (Community Learning Centres: CLCs) を設立し、そこで成人識字教室を開催し、学校中退児童や未就学児童のためには基礎教育プログラムを提供している。これらはコミュニティ参画が基本とされ、住民がセンターの管理運営の責任を担っているところも多く、その経験により村民全体のエンパワ

表A2-2 ネパール ノンフォーマル教育プログラム具体的内容

プログラム	具体的内容
成人識字	対象人口は15～45歳の非識字者で、6カ月間の学習機会を提供する。内容としては、保健衛生、水の利用法、環境保護、農業、収入向上などがあり、基礎識字と計算能力の向上が目的となっている。
成人ポスト識字	対象人口は、基礎識字プログラムの修了者であり、期間は3カ月間である。学習内容は、収入向上、コミュニティ・サービス、組合づくり、保健衛生、家族計画などがあり、識字能力の深化と定着が目的である。
児童向け識字	対象人口は、8～14歳の学齢人口で、特に女子が中心であり、学習期間は9カ月である。学習内容は、学校教育へのレディネス強化、ならびにポスト識字教育への準備である。本プロジェクトの目標は、初等教育3年生程度の識字力をつけることである。
女性教育	18～35歳の女性を対象とし、9カ月にわたって学習活動を行う。内容としては、子どものケア、農業、保健、手工芸・縫製などがあり、基礎識字能力の形成が目的である。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

メントにつながっている。

直接には基礎教育拡充を目的とはしていないが、総合的村落社会開発を推進するために設置されてきた**村落開発センター**（Village Development Centres: VDCs）も、1990年以降は盛んに包括的な基礎教育や識字教室を提供する場となっている。これらのVDCsは、はじめ政府の主導で設置されてきたが、日々の運営やプログラムの実施には国際・地元NGOによる支援が多く入っている。

（5）バングラデシュ（E9）

バングラデシュでは、1980年代からNGOを中心にノンフォーマル教育活動が行われてきた。1990年代からは政府もノンフォーマル教育を推進するようになり、1996年にはノンフォーマル教育局が設立された。バングラデシュでは、NGO・民間問わず、ノンフォーマル教育について、子どもを対象とする寺子屋方式の初等教育（Nonformal Primary Education: NFPE）、青年・成人対象の基礎識字教育、青年・成人対象のポスト識字・職業訓練という3つのアプローチが中心的である。

NFPEについては多くのNGOが取り組んでいる。教育条件は団体により格差があるが、公立学校が狭い教室に60～70人もの児童を収容するのに対して、NFPEでは1教室当たりの児童数を30人程度におさえている。また、バングラデシュ公教育のシステムでは初等教育は5年制であるが、**バングラデシュ農村開発委員会** (Bangladesh Rural Advancement Committee: BRAC) などのシステムでは3年間で卒業が認定され、より上位の教育段階に進学が可能である。現在は、中等教育にNGOが参入できるか、という問題が議論的になっている。現在、NGOが参加できる教育段階は初等教育に限定されており、中等教育は未認可となっている。

青年・成人対象のノンフォーマル教育については、Friends in Village Development Bangladesh (FIVDB) や Dhaka Ahsania Mission (DAM) などのNGOを中心に1980年代から行われてきた¹¹。1990年のジョムティエンの会議を受け、政府側も1991年から成人に対するノンフォーマル教育のパイロットプロジェクトを立ち上げ、1996年のノンフォーマル教育局設立以降、取り組みを本格化させている。現在は、政府の取り組みとして、基礎識字教育とポスト識字職業訓練とを分け、基礎識字については政府のみで対応している。基礎識字教育のアプローチとしては2種類あり、一つはTotal Literacy Movement (TLM) という地方行政府主体のもの、もう一つはCentre Based Approach (CBA) というNGOに業務を委託するものがある。現在ではCBAは終了し、TLMに依拠するプロジェクトのみが実施されているが、成果や効果など、プロジェクトの質を巡り政府閣僚自身からの批判的な発言や、NGOからの批判もあり、今後、どのように基礎識字事業を推進していくかが大きな課題となっている。また、ポスト識字職業訓練に関する取り組みが活発化してきているが、この領域については、ドナーの協力を得つつ、NGOに業務を委託しながら事業を行っている。

1-2 アフリカ地域

アフリカ地域は、各国が一斉に独立を果たした1960年代に、国の経済・社会発展と、国民意識を高めるために、成人識字キャンペーンが各地で繰り広

¹¹ Dhaka Ahsania Missionに関しては、第2章2-3-2(4)および付録2、2-3(2)のNGO協力事例で詳細を紹介する。

げられた。しかし、その後1980年以降正規教育の拡大・発展が優先となり、1990年のEFA会議を契機に、より一層正規の初等教育普及・拡大を主要目標と位置付ける傾向が生じた。ドナーの援助も、基本的に学校建設、教材・学習機材の調達および教員の増員など、初等教育の拡大に関する支援が中心的となった。一方で、国家レベルの識字・成人教育などを中心としたノンフォーマル教育に関する財源措置は、縮減の方向へ追いやられた。

とはいえ、多くの国の教育省内には、ノンフォーマル教育局や識字局・部などが設置され（例：エチオピア、ナミビア、ニジェール、モザンビーク、マリほか、多数）、各国の教育開発政策にも、必ずといっていいほど成人・識字教育の重要性・必要性が明記されている（例：タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール）。それに伴う具体的戦略も、教育政策のほか、国家開発計画書や最近の「貧困削減戦略ペーパー（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）」などにも反映されている（例：ケニア、ナミビア、ニジェール、ザンビア）。また、アフリカ教育開発協会（ADEA）にノンフォーマル教育分科会が1999年に設置されてから、アフリカ地域におけるノンフォーマル教育の定義、活動範囲、戦略などの見直しが実施されており、ノンフォーマル教育と正規教育の同等性の確立を検討し始めるなど、ノンフォーマル教育分野で新しいアプローチや戦略の開拓努力がなされている。

しかし、2000年4月のダカール会議では、とりわけアフリカ地域では、EFAが“Schooling” for All（万人のための「学校」）になってしまったという批判の聲が上がった。ノンフォーマル教育開発が不十分で、かつノンフォーマル教育の優先順位が低いことが、未就学児童や中退児童、非識字成人の基礎教育ニーズを満たさない深刻な原因の一つであるとされた。これを受け、近年、特に住民参加によるコミュニティに立脚した教育などが推進され始め、NGOが中心に小規模に実施してきたノンフォーマル基礎教育が再び活発化している。さらには、ADEAにおけるノンフォーマル教育分科会の主導により、ノンフォーマル教育のあり方と価値が各国政府に再認識され、計画・実施を再開され始めている段階である。

以上のような理由から、政府主体の全国レベルのプログラム事例は若干古く、また、数も限定されている。以下にセネガル、ナイジェリア、ナミビアの事例を紹介する。

(1) セネガル

フランスの植民地であったセネガルは、人口の70%以上が現地語のウォロフ語を話すにもかかわらず、1960年の独立後も正規教育は「公用語」であるフランス語のみで実施されてきた。1971年に国内で使用されている現地語6言語が「国家語」として認められるまでは、成人識字教育なども政府の予算不足の理由からフランス語で実施されていた。そのため、農村地域では教育への関心は低く、また成果も低く、1987年まで住民の母語（現地語）を使用した基礎教育活動は皆無であった。1991年によりやく識字・国家語推進省（Ministère de l'Alphabétisation et de la Promotion des Langues Nationales）が設置された。

1988年にTOSTAN**基礎教育プログラム**（「トスタン」はウォロフ語で「開花」「誕生」の意味）がユニセフとカナダ開発庁（Canadian International Development Agency: CIDA）の援助で開始され、初めて住民の母語を使用した基礎教育機会が農村地域の女性・子どもたちに提供されることになった。TOSTANは、当時としては画期的であった住民参加を基本とし、10年かけて村人たちと一緒に活動内容、教材開発を行い、350村で15,000人がプログラムに参加した。TOSTANは成人女性を主に対象としたが、未就学児童にも基礎教育を提供し、母子が同じ教室で一緒に保健・衛生、環境保全、問題解決法などの生活に必要な基礎知識を学ぶ場となった。

その後、1990年の国際識字年を契機に、住民の母語を使用した「**識字キャラバン**」が全国展開で実施された。この識字キャラバンの傘下で、1990～1995年の間に、ユネスコと世界ユネスコ協会連盟の支援のもと、「**教育リソース・センター（CRE）**」が数多く設立された。現在この教育リソース・センターは国内10地域10カ所にある。CREでは教材開発のためのテーマ別モジュールを4種類開発・作成し、モジュールはそれぞれさらに25のテーマからなっている。CREではこのモジュールを使い、識字、ポスト識字のほか、職業技術、環境改善・管理問題、生活基礎技能（ライフ・スキル）をテーマに教材開発事業を展開してきた。現在は遠隔教育も開始している。

(2) ナイジェリア（E9）

ナイジェリアでは、ジョムティエン会議を受け、大衆識字・成人ノンフォ

Box A 2-2 セネガル TOSTAN基礎教育プログラム

TOSTANは一人のアメリカ人女性によって1988年に開始された。ユニセフとCIDAから資金援助を受け、また当地で活動していたNGOなどの協力も得た。対象は主に成人女性で、学習言語は女性たちの母語であるウォロフ語を使用し、学習内容も生活に密着した実用的なものを中心にカリキュラムが開発された。教授法も村の女性たちに受け入れやすいように、音楽、ダンス、演劇などを多く取り入れ、また伝統的な格言・伝説などに置き換えたりもした。このように授業自体も女性たちの「参加」を強調したものであった。プログラム開始から10年間に15,000人が参加し、350の村に拡大した。また、1992年に実施された外部評価では、TOSTANに参加していた女性の大半が参加当時に習得した知識・技術を実践していたことが報告されている。開始当初子どもは対象になっていなかったが、その後子どもの教育機会の不足および母子の共同学習の効果を期待し、母子基礎教育教室を開催するようになる。

ーマル教育国家委員会が設立され、また、国家政策に大衆識字・成人・ノンフォーマル教育に関する要綱を導入するなど、国民の教育水準向上のためにノンフォーマル教育を活発に活用してきた。目標を達成するために、中央政府レベルでは大衆識字・成人ノンフォーマル教育国家委員会を設け、州レベルでは大衆識字実施機関を設立し、非識字問題の解決のために活動を行っている。

表 A 2-3 ナイジェリア ノンフォーマル教育国家委員会の業務および国家目標

ノンフォーマル教育委員会の所掌業務	国家ノンフォーマル教育目標
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国大衆識字キャンペーンの監査・調整業務を実施し、迅速かつ着実な非識字問題の根絶を目指す。 ➢ アフリカ地域における非識字問題根絶のための活動を監理・調整し、識字教育活動に関する情報の把握・発信を行う。 ➢ カリキュラム開発、教授・学習活動、教育工学、学習者・教授者の動機、ニーズアセスメントなどの各種調査を実施する。 ➢ 特別調査プログラム、パイロットプロジェクトの実施を発注する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 機能的識字と継続教育の機会を成人・青年層に対して提供する。特に、フォーマル教育に就学できなかった、あるいは初等教育を終えることのできなかった人々が中心的な対象となる。 ➢ 機能的な補習教育を、中等教育を修了できなかった人々に対して提供する。 ➢ 教育の機会を、フォーマル教育を修了した人々に対しても提供し、基礎的な知識や技能を改善させる。 ➢ インサービス、あるいはオンザジョブの職業訓練を提供し、さまざまな階層の労働者が技能を向上できるようにする。 ➢ 成人の市民に対して、文化的で文明的な啓発の機会を提供する。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

政府だけではなく、民間レベルでもノンフォーマル教育活動が展開されてきた。その中でも画期的な活動例が、**大学村落協会**（University Village Association: UNIVA）の活動である。UNIVAは、1980年代に識字賞を受賞したイバダン大学成人教育学科の活動に由来する。イバダン大学成人教育学科では、「コミュニティに基盤を置く識字教育プログラム」という信念から、コミュニティ開発識字保健プロジェクトを実施し、成功した。その後、このプロジェクトがUNIVAに拡大し、現在では、都市部では市場の女性やストリート・チルドレンを対象に、また、農村部ではコミュニティ参加を基盤としながら、多目的センターを設立している。

（3）ナミビア

ナミビアは、ジョムティエンで「万人のための教育世界会議」が開催された1990年の3月に独立し、EFA世界宣言で提唱された目標や行動枠組みは、ナミビアの教育政策においても鍵となるコンポーネントとなった。**第一次国家開発計画**（NDPI、1995～1999年）では、1991年の段階で75.77%であった15歳以上の成人識字率を、2000年までに80%に引き上げるという目標を設定した。また、ナミビア政府は、基礎的学習ニーズを必要不可欠な学習方法（識字、口頭表現、計算能力、ならびに問題解決）と、基礎的な学習内容（知識、技能、価値、ならびに態度）に分類した。NDPIでは、失業者に生産活動に関する肯定的な姿勢を育むことを「鍵となる戦略の一つ」と位置付けていたが、具体的な目標は設定されていない。

その後関連省庁、NGO、国会議員からなる国立識字委員会を設置し、**国家識字プログラム**（National Literacy Programme for Namibia: NLPN）を開始し、国を挙げて、識字教育への参加を促進することを目指してきた。

また、政府は、識字プログラムのフォローアップとして、ポスト識字・労働技能プログラムを策定し、成人、学校を中退した青年層などに対して訓練を行った。青年・スポーツ省は、多目的型の青年センターを各地に設立して、有益な情報をヘルス・コーナーにて提供している。

具体的な所掌業務については、政策決定、カリキュラム開発、教材政策、NLPN実施監理については本省が行うこととし、地域識字担当官は、新しい識字グループ結成の推進、教材配布、識字推進員に対する訓練と支援、プロ

表A2-4 ナミビア 国家開発計画と識字推進方策

第一次国家開発計画（1995-1999）	成人識字教育推進のための方策
教育目標： ➤公正かつ拡大された教育機会 ➤内部効率の改善 ➤教育システムにおける質の改善 ➤教育システムにおける民主的な参加の推進 ➤生涯学習の機会供給	➤コミュニティ内部の識字推進員（Promoters）を任命 ➤識字推進員に対するサポートを、識字担当官が提供 ➤大衆劇場を通じて成人識字を宣伝 ➤学習教材を作成・配布 ➤成人識字ファシリテーターを訓練・育成 ➤識字活動を密に視察・監査

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

グラムの実施監理について責を負うこととした。

さらに、上位初等教育相当のカリキュラム・教材を策定し、新識字者に対して、能力をさらに伸ばす機会を提供した。このコースを修了することで、起業活動を支援するプロジェクトに参加できる仕組みにしている。コミュニティ技能開発センター（Community Skills Development Centres: COSDECs）では、新識字者と学校中退者に対する識字能力維持のための支援を提供しており、ナミビア公開学習大学による遠隔・スクーリング方式による前期中等教育に参加することも可能である。このような継続的な学習機会以外には、特段生活技能に関する学習機会は限定されているのが現状であるが、NGOや教会組織主導のプログラムが存在している。

1-3 アラブ諸国地域

アラブ諸国地域でのノンフォーマル教育推進状況は活発ではない。特に、正規教育と同等性を確立させ、子どもも対象にプロジェクトを実施することについて、各国政府の対応は消極的であった。よって、アラブ地域では、ほとんどの場合、ノンフォーマル教育は「成人に対する識字教育」と定義・理解されてきたといえる。

成人識字問題については、アラブ地域の努力は1950年代までさかのぼることができる。1964年のアレクサンドリア会議で、この先15年間で成人識字を撲滅する目標を掲げ、1973年には「アラブ成人識字教育パネル（Arlo）」が設置された。1976年に「アラブ諸国識字戦略」が採択され、1980年にはアラ

ブ識字基金が設立されるまでに至った。その後ユネスコの支援のもと“Regional Programme for the Universalization and Renewal of Primary Education and Eradication of Adult Illiteracy in the Arab States by the year 2000 (ARABUPEAL)”が1987年に開始され、現在もこの地域プログラムの傘下で、各地で小規模ながら、成人・識字教育活動が持続展開されている¹²。このような長年にわたる努力により、今日アラブ諸国地域全体の平均成人識字率は60.1%（男性70.7%、女性47.8%）までに達している。

しかし、地域の諸国家間の格差や男女の格差は変わらず大きく、識字率80%以上のバーレーンやヨルダン、シリア、クウェート、カタールなどがある一方、40%以下のイエメンや北アフリカ諸国（スーダン、モーリタニアなど）もある。男女格差はもっと深刻で、読み書き算数の識字教育のみならず、より総合的なノンフォーマル基礎教育が必要とされている。

さらに、アラブ諸国は過去30年間に正規基礎（初等・中等）教育の普及に力を入れてきたため、就学年齢児童に対するノンフォーマル教育の機会は少なく、そのため14歳以下で正規基礎教育から中退してしまうと復学手段がなく、後年成人識字教室に参加する程度しか生涯的な教育機会の保障がない国が少なくない。ただし、伝統的なイスラム学校（マクタブ）を活用した、未就学児童や中退児童のための基礎教育プログラムを実施している国はいくつかある。

一方で、1990年のEFA目標を背景に、アラブ地域諸国に近年見られる傾向として、成人識字教育と職業訓練プログラムの融合・連携を推進する動きが出てきている。また、識字教育や職業訓練プログラムでは、生活技能（ライフ・スキル）の習得が注目されており、成人識字教育カリキュラムの中にも、保健・衛生、環境、家族計画や栄養、母子健康など、生活に必要な基礎知識の積極的な導入が見られる。さらに、伝統や宗教的理由で正規教育における就学が困難な女子にはノンフォーマル教育アプローチが最も有効であることが認識されており、女兒に対するノンフォーマル基礎教育プログラムが

¹² 最近ではARABUPEALの傘下で、大学の成人識字教育への参加運動（“UNILIT”）が繰り広げられており、ヨルダン、レバノン、モロッコ、スーダンとシリア、イエメンの6カ国が参加している。これは正規高等教育機関である大学とNFEの成人識字事業を結びつけることによって、識字教育の質を高めようとするものであり、また識字教育を生涯教育の一環としてとらえ、その重要性を示したものである。

表A2-5 エジプト ノンフォーマル教育国家目標と具体的活動方法

ノンフォーマル教育国家目標	革新的方法
<p>非識字者に対して、読み・書き・計算能力を拡充する機会を提供し、さまざまな開発のプロセスに参入することを可能にする。</p> <p>職業において必要とされる技能と経験を蓄積する機会を提供する。</p> <p>伝統的なエジプトの社会風潮を復活させ、日々のさまざまな生活場面に再適応させる。</p> <p>学習を継続し、自ら学ぶことに対する積極的な姿勢を形成させる。</p> <p>非識字者については、初等教育程度の内容については到達させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学部学生や大学卒業生などとの自由契約に基づく識字自主講座の開設。 ➤ 農村・へき地住民のための移動教育キャラバンの結成。 ➤ 非識字問題撲滅を目的とする識字コンプレックス（教育、職業、文化、保健、スポーツ施設）設立のための投資招致事業。 ➤ 遠隔教育教材としてのテレビ放送活用。 ➤ 衛星放送（ナイルサット識字放送）受信の準備。 ➤ NGOのパイロット事業支援事業ならびに普遍化事業。 ➤ 識字授業録音と識字関連読本無料配布による自主学習の促進。 ➤ 視覚障がい者のための展示識字教材の印刷。 ➤ 識字、職業訓練、図書館、幼稚園、保健などの多目的センター設立。 ➤ 監獄、孤児院、保健所、女性クラブ、宿泊施設、礼拝施設、青年センター、公立クラブあるいは家庭などでの識字クラス開設。 ➤ 識字教室教員の増員と認証授与。 ➤ 「教育力のある村」あるいは「教育を受けた家族」などのキャッチフレーズ使用。 ➤ ロールモデルたりうる女性、あるいは教育を受けた女性による農村部女性の非識字問題の根絶。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

実施されている国もある。以下にエジプトとスーダンの例を紹介する。

(1) エジプト(E9)

エジプトでは、ジョムティエン会議を受け、識字と成人教育に関する法律が制定され、1992年に識字・成人教育総合機構を設立し、ノンフォーマル教育に対する国家制度も整備された。同機構では、さまざまな計画業務を行うと同時に、総括・訓練・調整業務も遂行し、国家識字成人教育計画を実施している。エジプトはノンフォーマル教育に関する国家目標を掲げ、識字・成人教育総合機構では、現代的な手法を駆使して識字教室に対する非就学や中退の問題の解決に取り組んでおり、通常の識字教室以外にも、さまざまな革新的な手法で取り組みを行っている。

(2) スーダン

スーダンでは、基礎教育の学齢期である8歳から14歳までの年齢層に、フォーマル教育への就学機会が得られなかった、あるいは中退した人々が多数存在し、その半数以上が女性である。これらの人々が継続的な学習を行い、基本的な技能を身につけるために、スーダンでは**青年教育プロジェクト**を実施している。同プロジェクトの目的は下記のとおり。

- 8歳から14歳までの年齢集団に対して、質の高い学習機会を提供する。
- 当該年齢集団のニーズや選好性、現状に合致する教育を行う。
- 学習を継続したい者はフォーマル教育に復帰できる機会を提供する。
- 社会的に不利な状況にある人々、特に女性が学習機会を享受できるよう柔軟に対処する。
- 地域社会に働きかけ、大衆の参加と自助努力によって運営させる。

また、スーダン北部の大都市近辺に、サハラ南部の諸国から多くの人々が移住している。これは内戦に由来するものであるが、南部から北部への移住者数が都市のキャパシティを超過している。このため、スーダン教育省は、移住民に対する教育サービス事業を開始した。

- 移住者の子どもに対する教育の機会提供
- 南部における教員訓練
- 移住者学校の施設整備、学校図書、安全な水の確保、環境教育の実施
- 教室建設ならびにメンテナンス
- 教室什器設備

などが実施されている。

さらに、スーダンには多数の遊牧民が存在しているが、彼らに対する教育機会の提供が遅れていた。そこで教育省は、遊牧民に対する特別な実験プロジェクトを立ち上げ、下記の活動を実施した。

- パイロット対象州内の各地域に100校の学校を開設
- 遊牧民教育対策の特別行政制度の発足
- 各学校に対する教員の任命
- 教材などの配布
- 遊牧民側からの教員に対する物的・財政的支援
- 遊牧地移動の際の、遊牧民による学校移転

1-4 ラテンアメリカおよびカリブ海地域

ラテンアメリカおよびカリブ海地域の国々は、1960年代から1970年代、活発に成人識字教育を実施した。主として、全国規模識字キャンペーンの形をとり、有名なものにはブラジルのMOBRAL（ブラジル識字運動）やキューバ、ニカラグアなど、革命運動の一環として実施された政治・思想色が濃いものもあった。子ども人口を対象にしたものとしては、例は少ないが、コロンビアの学齢児童に対する代替基礎教育事業Escuela Nueva（「新しい学校」）が挙げられる。これは1974年に開始し、まだ植民地時代の色を濃く残す正規教育システムから排除されてしまった児童に、基礎教育機会を提供したものである。

基礎識字の広がりにつき、1980年代になると、ポスト識字活動として、「民衆教育運動・生協」（Popular Education Movements・Collectives）を展開するようになる（ブラジル、エクアドル、アルゼンチンやメキシコなど）。しかし、1990年代に入りEFA推進の焦点は学校教育への就学機会拡大に置かれ、識字・成人教育に対する投資は大きく減少し、ノンフォーマル教育はあまり重視されなかった。しかし、原住民・少数民族、遠隔地に住む人口および都市のストリート・チルドレンなどの教育拡大には主にノンフォーマル教育が貢献しており、ActionAidなどのNGOが中心となって活動している。また、1990年代後半になって、コロンビアのEscuela Nuevaの成功例に習い、政府レベルでも未就学や中退児童の代替教育機会を提供する努力が見られるようになってきている。

（1）コロンビア

コロンビアの代表的なノンフォーマル教育例といえばEscuela Nueva（「新しい学校」）である。Escuela Nuevaは1974年に開始され、その後1985年に、政府により農村地域における初等教育機関として国家の教育政策に導入されるまでに至ったものである。Escuela Nuevaが普通の正規学校と違う点は、複式学級制度（Multigrade）を採用し、柔軟なカリキュラムを採用、自動進級はないが、児童のニーズを考慮して特別に開発された独自の教材を使っている。また、重要な点はコミュニティが学校運営に直接参加・携わっていることである。自習推進のために、小さな図書館や学習コーナーなども

至るところに設けた。Escuela Nuevaは児童の相互学習を推進し、グループ学習を主体とする一方、児童による個人学習も奨励、尊重している。この方法で教える教員たちも特別な研修を受け、生徒一人ひとりに個人指導ができるようになってきている。

1988年に、政府は168校を対象にEscuela Nuevaの全体評価を実施した。比較対象として60校の正規教育校も同時に評価された。その結果、科目テスト（算数・理科）における成績はEscuela Nuevaに通う児童の方が優秀で、また個人の自信、想像力、礼儀正しさの面においても優れているという結果が出た。また、Escuela Nuevaは住民参加を基本としているため、付加価値効果として、コミュニティ活動の活発化や親などの成人識字教室への参加率も向上したという。もちろん、独学教材や教員の研修に関する質や量の問題など課題はあるが、Escuela Nuevaは正規教育システムから取り残されてしまった子どもたちに多くの基礎教育機会を与え、希望を持たせた。コロンビアでの成功がきっかけで、ほかの南米諸国（グアテマラ、メキシコ）などでもEscuela Nuevaアプローチを導入する国が出てきている。

（２）ブラジル（E9）

ブラジルにおける識字活動はかなり古い。非識字問題について、ブラジルでは建国以来、青年・成人をターゲットとする教育（EJA）に関する多くのキャンペーンが実施されてきた。特に、1967年に開始した**ブラジル識字運動**（Brazilian Movement for Literacy: MOBRAL）は1985年まで続いた有名な活動である。にもかかわらず、今日に至るまで、EJAは教育政策においては第二義的な位置付けしか与えられてこなかった。

1980年代後半から1990年代前半にかけて実施された調査研究では、EJAを特定の政策に位置付けるべき、との結論が出ていた。しかし、1990年代前半まで、ブラジル政府は青年・成人教育を重要課題とは位置付けず、限定された財源しか配当していない¹³。

1994年の政権交代に伴い、ブラジルは、青年・成人教育問題の解決策を真剣に模索し始めた。深刻な教材不足を解決するために教材発行のプロジェクト

¹³ さらにブラジル青年・成人識字運動を継承したエデュカー基金を廃止するなどの措置に出た。

ト、また、教育の質に関する良好な実践を表彰する制度を開始した。さらに、1996年には教育実施基準体制法が制定された。同法にはEJAに関する新しい思想が打ち出され、個々人の抱えるニーズや関心に目を向けていく必要がある、と唱えられている。特に、生活面で一定の経験を有し、労働力の一員であり、それ故にさまざまな背景を有している人々が、子どもであれ青年であれ、通常の初等教育を受けられるべきである、ということが明記された。これにより、EJAは生涯・継続教育において一定の位置を占めるようになった。具体的には、学齢期に学校教育システムに参入できなかった人々を対象としている。

非識字問題撲滅のための対策の事例としては識字行動のための連帯プログラムが挙げられる。このプログラムは、一連の政策によって初等教育の機会を得る可能性を高めることを目的としている。ただし、職業教育を通して教育機会の拡大が図られる仕組みとなっているため、政府の各階層・機関、NGO、企業経営者、労働組合の協力・協働が求められている。

1997年にSolidarity Council¹⁴の実施する5つのプログラムの一つとして、Solidarity and Literacy Programme (PSA) が開始された。これは、連邦政府、民間、市民層が共同で開始したプロジェクトである。現在は、NGOであるPSA支援協会 (Association for the Support of PSA) が実施運営機関となっている。PSAは国家識字運動の一端から発したもので、成人・青少年を対象とし、2002年時点で360万人が参加している。このうち17万人が識字者となり、全国2,010村で展開されている。

(3) メキシコ (E9)

メキシコでは、成人・ノンフォーマル教育を特別なプログラムとして位置付けており、非識字者と基礎教育を修了していない成人のためのものとしている。焦点は初期段階の教育活動に当てられ、特に少数民族がターゲットとなっている。

国立生活労働訓練協議会は、代替的な教育システムを用いて、効果的にイ

¹⁴ 国の政策対話やプログラム開発への市民参加を奨励、強化することを目的に、1995年に結成されたフォーラムである。

ンサービス訓練のニーズに対応するために設立され、異なる社会経済セクターの集団が対象となっている。協議会は、異なるセクター代表からなる委員会をまとめ、フォーマル教育の機会を奪われた青年ならびに成人に対して適切な教育指導を施すことを目的としている。

1981年には、成人教育に関わっていたさまざまな実施機関が統合し、国立成人教育研究所が設立された。この研究所は成人のための識字・基礎教育プログラムを組織し、調整する役割を負っている。活動の枠組みは、青年が非識字者に対して読み書きを教授し、また、経営者側と労働組合側とで取り交わされた協定に基づいている。同研究所は成人教育の教材開発や画期的な教授法なども開発し、農村コミュニティからビジネス界まで協力を求め、その活動を発展させたが、1990年代前半以降は、その後の政権の変容とともに少し弱体化している。

現在もメキシコの識字教育ならびにノンフォーマル教育プロジェクトは、非識字者を減少させ、初等・中等教育を修了する代替機会を成人に対して提供することを目的としている。また、これらの成人層に対して職業訓練を実施することも目的の一部である。

メキシコでは、NGOの参入も促進され、雇用に関連する団体も携わり、教育内容が労働市場での要件を満たすように工夫されている。さらには、地方の実情に合わせ、各州において内容を取捨選択・洗練することも可能になっている。また、遠隔教育が成人に対して1997年から実施されるようになり、義務中等教育の実施促進が行われている。経営者側も、社会団体側も、必要な資源を提供して労働者たちが中等教育を修了することができるように支援している。

こうした成人教育に加えて、保護者やコミュニティ、先住民族に対する教育訓練機会もある（Cursos Comunitarios: “Community Courses”）。初期段階の教育は、保健や社会保障機関によって提供されるが、特定の活動をさまざまな先住民族に対して行う場合は、国立先住民族研究所が実施する。実践例としては、表A 2 - 6 に示すものがある。

(4) ジャマイカ

政府の代表的なノンフォーマル教育実施機関としては、ジャマイカ成人識

表A2-6 メキシコ Cursos Comunitarios プロジェクト例

プロジェクト	具体的内容
スペイン語識字プロジェクト	青年・成人層を対象として、基礎的な読み書き計算能力の形成を目指し、コミュニケーション能力の改善を図る。8カ月間のプログラムで、6カ月を基礎識字、2カ月間を初等教育における導入教材を用いて読み書き能力を収得する。
先住民族のための識字プロジェクト	先住民族における青年・成人層を対象として、先住民族の母語、ならびにスペイン語での読み書き能力形成を目的とする。期間は教室によるが、平均14~16カ月である。
成人のための初等教育プロジェクト	成人を対象とし、初等教育に相当する知識を継続的・自律的に獲得できるよう援助することを目的とする。平均すると18カ月の期間である。
青少年(10~14歳)のための初等教育プロジェクト	このプロジェクトでは、初等教育内容を、10~14歳の青少年が獲得する機会を提供する。ここでの対象者は、フォーマル教育に就学できなかった、あるいは途中で中退した者たちである。平均的には、36カ月程度のコースである。
成人のための中等教育	初等教育を修了した成人に対して、中等教育の内容について学習する機会を提供する。24カ月のプログラムである。
生活のための教育モデル事業(国立成人教育研究所)	対象は青年および成人であり、特に基礎教育プログラムを修了していない人々を想定している。ここでは識字と基礎教育(1~9年程度)が網羅される。現在はパイロット段階であり、評価が進められている。
成人のための遠隔教育(公教育省教材・教育方法総局)	青年ならびに成人で、6年間の基礎教育を修了し、7~9年の部分を学習したいという人々を対象としている。このプロジェクトでは遠隔教育システムを採用し、印刷教材とテレビ番組、ならびに土曜日のチュートリアルを利用している。
農村コミュニティにおけるポスト初等教育プロジェクト	このプロジェクトは、農村人口で、初等教育を修了した人々を対象である。学業に関する能力を発達させるとともに、その地域で求められる、日々の生活に根ざした技能を進展させることを目的としている。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

字推進運動(Jamaica Movement for the Advancement of Adult Literacy: JAMAL)がある¹⁵。同運動の目的とは、15歳以上の成人層における識字能力改善のための機会提供を、ノンフォーマル成人教育を通して実施すること

¹⁵ 1989年にユネスコ国際識字賞を受賞した。

である。具体的な活動としては、下記のとおりである。

- 基礎的な読み書き計算能力を習得する機会を提供する
- 識字教育と職業技能訓練を統合し、学習者が有する労働市場での付加価値を高める
- 補償的な教育機会を青年層に提供する
- 職場識字訓練プログラムを実施する
- コンピュータによる訓練プログラムを実施する

政府の目標は、基礎教育と職業訓練の機会を、フォーマル教育以外に青年ならびに成人に対して提供することであった。このために、多くの案件が実施され、教育機会を奪われてきた青年・成人層が、雇用面で自活でき（Self-employment）経済的に自立し、健康や就職、生産性について行動変容できることを目指した。非識字問題根絶のための具体的なJAMALの活動として、

- 職場識字訓練学級数を増加させる
- 対象領域として計算も含める
- 個人の発展を推進する方策として技能訓練を含める

が挙げられる。職場識字プログラムは、学習者に対して、基礎識字ならびに計算能力の習得にとどめずに、セクター固有の、現場での訓練プログラムを実施して、雇用者・被雇用者両方のニーズを充足することを目的とする。

また、人間雇用資源訓練基金・国家訓練事業団は、すべての公共セクターにまつわる職業訓練を管理運営している。ここでの訓練は、熟練ならびに中堅労働者を養成し、セクターの需要を満たすことで国家の開発優先事項を達成することを目的としている。具体的には、単元（モジュール）を採用して、訓練プログラムの実施に柔軟性を持たせている。

- 国家青年サービスの再導入（17～24歳を対象）
- 特別訓練強化プログラムの導入（貧困対策プログラムの一環であるSTEP : 17～24歳を対象、STEP : 18～35歳を対象）
- 技能2000プロジェクト
- 実現可能な起業を通じた都市内部再活性化戦略の実施（STRIVE）

全国青年サービス、STEP、とSTRIVEは、青年層に対して雇用が可能な技能を提供し、「サービス」の観念と規律を育むことを目的としている。

1-5 まとめ

以上、1-1から1-4までの節で、各地域多様な国の例を紹介してきたが、これらの具体例を総合してみると、いくつかの共通点や特徴が見えてくる。JICAの今後の活動の参考として、以下にいくつかの重要項目をまとめた。

まず、国家事例から読み取れるノンフォーマル教育活動の成功要因として以下のような点が共通している。

- 政府のコミットメント（法令・法律、政策、開発計画、予算配分など）
- 草の根主導または参加型手法採用
- 住民のニーズと環境への配慮がある
- ジェンダー主流化配慮 - 女子に焦点
- 他セクターの開発事業の一部としてノンフォーマル教育が含まれている（包括的（Integrated））
- 教材・教授法が学習者中心的である
- 教育言語には母語、ニーズに応えた言語、経済用語を使用
- 学習内容が実用的、読み書き算数に制限されない
- 正規教育との同等性、または整合性を強調している
- たくさんのパートナーを持つ、ネットワークづくりも重視
- 国民のモチベーション、啓発活動も兼ねる、Momentumが重要、など

また、結局のところ、教育は国家開発の課題に寄与するための戦略として利用されることが多いため、ノンフォーマル教育もその開発課題への対応手段・策として選ばれていることが少なくない。上述の国家事例を基に、代表的な国家課題の観点からノンフォーマル教育活動の特徴をまとめたものが、第2章の表2-1である。

2. 外部援助機関（ドナー）による取り組み

次に、ドナーの取り組みとして、二国間援助機関と多国間・国連援助機関による、ノンフォーマル教育に対する政策、戦略および協力事例を紹介する。

2-1 二国間援助機関の協力事例

二国間ドナーでノンフォーマル教育分野を長く支援してきている、もしくはノンフォーマル教育を優先課題としている国として、英国（DFID）、カナダ（CIDA）、スウェーデン（Sida）、ノルウェー（NORAD）、デンマーク（DANIDA）などが挙げられる。表A2-7は代表的なドナーのノンフォーマル教育協力をまとめたものである。

2-2 多国間・国連機関の協力事例

2003年は「国連識字の10年」の開始年であり、意を新たに国連機関・国際金融機関が識字・ノンフォーマル教育全般への支援を強調し始めている。また、ダカールのすべての目標を達成するためにも、ノンフォーマル教育の重要性を無視することはできない。一方で、世界銀行が（まだ規模は小さいが）成人・ノンフォーマル教育に関する独自の政策の策定作業を2002年に開始したことにより、その影響でノンフォーマル教育に注目が集まることが期待されている。表A2-8は、代表的な機関の協力方針・戦略・具体例をまとめたものである。

2-3 NGOの協力事例

一般的にNGOはノンフォーマル基礎教育に力を入れているが、全国規模になることは多くなく、地域・対象人口を絞り、草の根レベルでじっくりと成果を上げる例が多い。ただし、全国レベルで大変な成果・インパクトを挙げている団体もあり、バングラデシュのBRACなどが好例である。

NGOの活動が一番盛んなところはアフリカやラテンアメリカ地域で、アジア・太平洋諸国ではバングラデシュやインド、フィリピンなどではNGOの活動が目立つ。以下に代表的な国際NGOを3つ紹介する。

Save the Childrenは先進各国に本部を持ち、世界各地で恵まれない子どもたちの教育機会提供活動を行っている。最初に設立されたSave the Children UKだけでも現在69カ国以上で活動しており、特にアジア、アフリカ地域でEFAの推進パートナーとして、ノンフォーマル基礎教育の機会拡大・保障に従事している。例えば、ベトナムでは学校に行けない少数民族の

表A2-7 二国間援助機関によるノンフォーマル教育協力の代表事例

ドナー国	特徴、政策、戦略	支援事例・国
英国 (DFID)	<p>包括的な貧困削減プロジェクトにノンフォーマル教育手法を取り入れる。また、HIV/AIDS予防教育などをノンフォーマル教育プロジェクトとして支援を展開している。ここ数年はジェンダー主流化に重きを置いており、女性のエンパワメントを目的としたノンフォーマル教育プロジェクトを支援する傾向がある。ユニセフやNGOへの基礎教育案件への資金援助も多い。</p> <p>2003年度より英国連邦諸国の中でも最貧17カ国を対象に、英国連邦教育基金(Commonwealth Education Fund: CEF)という基金を設置し、1千万ポンド相当の基金を基礎教育の拡大のために提供することになった。この基金の管理運営は、英国に本拠を置く国際的NGOであるSave the Children, OxfamとAction Aidの3団体に託し、対象17カ国においてフォーマル・ノンフォーマルを問わず基礎教育機会の拡大を推進する活動を展開するものである。</p>	<p>ウガンダでの女子教育支援プロジェクト内でHIV/AIDS予防教育をノンフォーマル教育手法で実施。</p> <p>ネパールの農村地域女子教育・成人女性識字教育支援など。</p>
カナダ (CIDA)	<p>1990年初頭より成人基礎教育や学校中退児童や青少年に対する基礎教育の機会を与える場として、コミュニティ学校プロジェクトなどを支援してきた。</p>	<p>セネガルでは1996年以来コミュニティが運営する学校の設立を支援、そこで成人基礎教育プログラムも開催する活動を支援してきた。そのプロジェクトの第2フェーズが2002年より開始されている。エジプトでは、女子の基礎教育推進・保障を目的にコミュニティ学校の建設を支援、1992年に4校の設置からはじめ、2000年には200校にまで増えた。</p> <p>エチオピアでは、英国のNGO(Oxfam)と共同実施している総合的な農村開発プロジェクトの中で15カ所のコミュニティ運営による成人識字教室を開設した。</p>

<p>デンマーク (DANIDA)</p>	<p>2003年はじめに新しい政府の開発援助政策を発表したばかりだが、その中で今後数年間は「貧困削減」を中心目標とし、その戦略として女性の社会的地位向上につながる活動を支援することを強調しており、それにノンフォーマル教育活動も考慮されている。また、15のプログラム優先国を選定し、それらは主にアフリカ地域に集中している。1990年代はノンフォーマル教育の強い支持者でもあった。</p>	<p>モンゴルの遠隔基礎教育プロジェクト、フィリピンのミンダナオ女性基礎教育プロジェクトなど。</p>
<p>ノルウェー (NORAD)</p>	<p>アジア・太平洋の識字専門家育成や教材開発に貢献¹⁶。</p>	<p>ユネスコのアジア・太平洋地域識字プログラムに1990年より信託基金を拠出</p>
<p>スウェーデン (Sida)</p>	<p>スウェーデンによる基礎教育支援は、学校建設から始まり、教員訓練、教科書開発につながり、今日では直接発展途上国政府に対する財政支援という形態をとるに至っている。成人教育の発展にも長年貢献してきた。「途上国における成人基礎学習・教育(Adult Basic Learning and Education in Developing Countries: ABLE)」というプログラムをアフリカ中心に推進してきた¹⁷。援助対象国は主に東部・南部アフリカ諸国とアジア。基礎教育の普遍化という問題については、生涯学習社会の到来が前提条件となるが、識字・成人教育の推進は数年来高い優先順位を占めている。</p>	<p>識字・成人教育プログラムをバングラデシュ、エリトリア、ナミビアで実施している。また、アジアではバングラデシュ、ラオス、カンボジア、スリランカ、南米ではボリビアに支援。</p>

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

子どものためのノンフォーマル教育プロジェクト、ネパールでは代替教育プロジェクト (Alternative Education Project) を実施、山岳地帯の村に代替教室 (alternative classes) を開設し、そこで教えるための教員研修を支援している。アフリカ地域 (例：エチオピア、マリ、コンゴ民主共和国) ではコミュニティ学校の開設を推進し、住民参加による基礎教育プログラムを立ち上げている。コミュニティ学校は南米グアテマラでもマヤ民族の基礎教育

¹⁶ バンコク地域事務所において実施。

¹⁷ 2003年にユネスコ教育研究所 (UNESCO Institute of Education) と共同で、インターネット上でABLEに関するオンライン・フォーラムも立ち上げている。

表 A 2 - 8 国際機関によるノンフォーマル教育協力

機関	協力内容
国連教育科学文化機関 (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)	<p>成人教育を伝統的に推進してきた立場から¹⁸、ノンフォーマル教育への支援を多種多様な形態で国家または地域レベルで支援してきた。成人教育の活動では総合的な農村開発と深く結び付けてきた(例: 中国、エチオピア、インド)。1980年代に各地域に識字および基礎教育推進プログラとして、アジア地域では APPEAL (Asia-Pacific Programme for Education for All)、アフリカでは AFRICAPEAL、中東地域では ARABUPEAL という地域プログラムを設立、その傘下でノンフォーマル教育活動を拡大・支援してきた。アジア地域を例にとると、APPEAL は1980年代半ばから識字・ポスト識字、生涯教育の3分野で教材開発し、ノンフォーマル教育担当官や識字教員の研修事業を実施してきた。1996年以降コミュニティ学習センター (Community Learning Center: CLC) の設置・普及を活発に実施している¹⁹。また、専門機関として、政策などの上流部分にかかる活動を任務の一つとしているため、途上国の教育省などにノンフォーマル教育に関する政策アドバイスを提供してきた。ユネスコは2003年の国連識字10年の事務局を担当している。</p>
国連児童基金 (UN Children's Fund: UNICEF)	<p>ノンフォーマル教育の対象人口は未就学・学校中退児童を中心に、基礎教育の機会提供および保障するためのものとして、世界中で実施・支援してきた。その過程で親の識字教育の重要性も認識し、成人、特に女性(母親)の識字・基礎教育活動を支援してきた。また、純粋な教育活動より貧困削減、生活の質向上につながるような総合的な農村地域の衛生・保健開発・改善努力の一環としてノンフォーマル教育を取り入れている場合が多い。最近では児童保護の活動として、ストリート・チルドレンや難民キャンプの子ども、そして就労児童らのためのノンフォーマル教育活動をエチオピアやバングラデシュで実施している。ノンフォーマル教育の教材開発や、特に情報メディアを使った教材などが盛んであり、「ミーナ笑顔 (Mina's Smile)」という総合識字学習ビデオは有名である。HIV/AIDS 予防教育もノンフォーマル教育活動を通して実施している。</p>

¹⁸ ユネスコは1947年以来10年ごとに成人教育世界会議を開催しており、1976年にはユネスコ成人教育開発勧告が採択されている。

¹⁹ 日本政府(文部科学省)のユネスコに対する「EFA信託基金」によるプロジェクトである。

<p>国連人口基金 (UN Population Fund: UNFPA)</p>	<p>ノンフォーマル教育活動は主流ではないが、独自のリプロダクティブ・ヘルス事業や家族計画プロジェクトなどの効率的な実施のために、長年、プロジェクトの対象人口にノンフォーマル教育機会を提供している。これは、UNFPAのプロジェクトの対象人口の大多数が非識字者である場合が多く、また識字者であっても、十分な基礎教育を受けていないために基本的な理解力や応用能力に欠けるため、ノンフォーマル教育活動を導入している。これらのノンフォーマル教育事業では、ユネスコやユニセフと教材開発や研修事業などで協力している。</p>
<p>世界食糧計画 (World Food Programme: WFP)</p>	<p>UNFPAと同じく、ノンフォーマル教育自体をそれだけのために提供するというよりは、食糧配給のプロジェクトとの一環としてノンフォーマル教育活動を導入している。特に成人女性の識字教育など活発に実施しており、WFPがそもそも配給する食糧は識字教室に行くためのインセンティブになっていることが多い。</p>
<p>世界銀行 (World Bank)</p>	<p>過去30年間にわたり、おおよそ100以上のノンフォーマル教育・成人教育案件を実施してきた。支援内容としては、へき地のドロップアウト児童対策、女性非識字者のための基礎教育ならびに生涯学習、貧困削減に対する識字教育の包摂、技能訓練などがある。近年での実践事例として、REFLECT手法の活用、国家識字キャンペーン、収入向上訓練、学齢期児童に対するノンフォーマル教育などがある。</p>
<p>アジア開発銀行 (Asian Development Bank: ADB)</p>	<p>開発の主目的を「貧困の削減」であるとし、関連指標として経済成長の促進、人的資源開発に対する支援、女性の地位向上、環境保全を挙げている。ノンフォーマル教育という意味では、教育と貧困削減の計画の中で、初等教育以降の教育段階に対する、公正な就学機会を確保するための方策を探る必要があるとしている。特に、成人の貧困者は学齢期に就学機会がなかったため、基礎的な識字や計算能力、保健や栄養に関する知識を伝え、経営技術や所得向上のための職業技能を獲得する成人教育プロジェクトや、コミュニティ教育プロジェクトに対する投資は必要である、と述べている。また、ADBはタイやフィリピンのノンフォーマル教育開発に大きな貢献をしてきた。特に、フィリピンでは教育省の一部であるノンフォーマル教育局 (Department of NFE) の設立当時から援助しており、現在も全国ノンフォーマル教育プログラムの更なる拡大・確立に向けて、ノンフォーマル教育の正規教育との同等性を持たせるための事業を支援している。</p>

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

機会拡大のために導入され、プロジェクト実施から2年間でマヤ民族の女兒の就学率が15~40%も上昇するなど大きな成果を上げている。またSave the Childrenは、就労児童への基礎教育機会の提供・保障を優先課題の一つとしており、就労児童の日課に合わせた柔軟なカリキュラムとプログラムを導入したノンフォーマル教育を、特にアジア地域で展開している。

また、Save the Children UKならびに同USAは、先進国でも子どもたちが開発教育の推進活動を広げており、これらの活動は学校外のノンフォーマル教育として実施されてきている。

ActionAidも、英国に本拠を置き世界各地に事務所を持つ国際規模のNGOである。ActionAidと言えば、成人識字教育の画期的なアプローチREFLECTを開発したことで有名である。REFLECTは単に識字学習にとどまらず、参加型学習を通してエンパワメントを図り、草の根レベル主導となった社会全体の開発を促進させる方法である。1993~1995年にエルサルバドル、バングラデシュそしてウガンダの3カ国でパイロット的に初めて実施してから、現在では350余りの団体が、60カ国以上で、REFLECT手法を活用してノンフォーマル・成人教育活動および貧困削減事業の一環として実施している。

REFLECT手法は、住民がグループになって、お互いに話し合っ村の開発の諸問題・課題を探り、それらの問題・課題を図式化・視覚化し、または、演劇、民話、歌などを活用して、解決策を自分たちの手で探していくことが特徴である。この手法は、すべて住民たちの手で実施され、その過程で参加者の識字能力やそのほかのコミュニケーション能力が向上することが狙いとされている。

一方、子どもの基礎教育機会の拡大と保障のために、Accessというノンフォーマル教育手法も考案された。これは、学校に行く機会に恵まれなかった未就学児童、特に貧困家庭の子どもや女兒を対象に基礎教育機会を与えるものであり、Accessセンターを再貧困地や遠隔地にある村に設置した。これらのAccessセンターは地元住民によって運営管理され、子どもたちの学習科目も地元のニーズを反映したものを採用している。センターでの学習時間も農作業の時期に合わせ、子どもたちの家庭内での仕事時間も考慮するこ

とによって、子どもたちがセンターでの学習を無理なく継続できるように工夫されている。また、Accessセンターは地元の教育行政機関にも認知されているため、センターで学んだ子どもたちは、その後正規の学校に進むことができ、正規教育との同等性を持たせるようにしている。

World Education は米国に本拠を置くNGOで、アジア・アフリカ地域を中心に住民参加型の基礎教育開発を推進しており、特にネパールとフィリピンでのノンフォーマル教育活動を幅広く行っている。WEが特に得意とする分野は、ノンフォーマル教育を通じた基礎教育機会の拡大と、成人、特に女性のための総合識字教育（Integrated Literacy）である。

WEが1994年から2001年まで手がけていた大きな活動の一つに、フィリピンにおける国家ノンフォーマル教育プロジェクトへの技術支援がある。このプロジェクトで、World Educationはフィリピンの国家ノンフォーマル教育資格・同等性プログラム（National Non-formal Education Accreditation and Equivalency Program: NFE A&E）のモデルを開発、未就学の青少年および成人のためのコミュニティ・ベースの識字プログラムと代替学習システム（Alternative Learning System）の確立に貢献した（NFE A&Eは1999年1月に実験的に導入された）。

就労児童に対する基礎教育機会の拡大もWEの教育分野における優先活動の一つである。例えば、ネパールでは、就労児童に対して、コミュニティ学校の初等教育カリキュラムに実用的スキル訓練を取り入れたものを開発した。識字教育分野では、必ずライフ・スキルや生活に必要な保健・衛生やHIV/AIDSなどの基礎知識を取り入れたものを開発・起用している。ネパールでは、さらに、農村地域の女子教育普及のプロジェクトGATE（Girls Access to Education）を1998年より4年間実施した。このプロジェクトは、未就学の女児用に9カ月間で修了する総合的識字カリキュラムを開発し、識字教育と同時に保健・衛生や栄養、リプロダクティブ・ヘルスなどの実用的知識も提供し、また、子どもの売買や子どもの権利などについての教材も開発した。女児に教育機会を提供する過程で、父母会の協力の必要性も協調されたことが成功の要因の一つとなっている。

続いて、以下にローカルNGOの例を、バングラデシュとフィリピンから

紹介する。

(1) Bangladesh Rural Advancement Committee (BRAC)

BRACはバングラデシュで最大NGOとしてあまりにも有名である。近年では途上国のローカルNGOの成功例の一つとして無視することのできない存在になった。そもそもは教育開発を専門としたNGOではなく、農村地域の女性のエンパワメントを通じて農村地域の総合開発を目指した活動から始まった。しかし、対象となった女性の大多数が非識字者または学校中退者であった現実から、活動発展過程で教育の重要性が認められ、ノンフォーマル教育という形で教育活動を繰り広げていった。BRACが現在実施しているノンフォーマル教育には、寺子屋学校、継続教育プログラム、青年層ネットワーク、児童労働者のための学校、などが主要なプロジェクトとして挙げられる。表A 2 - 9 にプログラム内容をまとめた。

表A 2 - 9 から分かるように、BRACは中央教育省庁とも密接に協力し、一部の教育省発起の活動を受託し、実施するという形もとってきている。政府とNGOが対立する傾向が強い途上国が多くある中、バングラデシュ政府のBRACとの連携・協力は政府 - NGO間の効率的な協力関係の成功例としても頻繁に取り上げられている。

(2) Dhaka Ahsania Mission (DAM)

ダッカ・アーサニア・ミッション(DAM)も、バングラデシュにおける草の根NGOとして1990年に設立され、農村地域、貧困人口への基礎教育機会提供を活発に実施してきている。設立以来380万人以上の最貧困人口が活動に参加し、現在ではユネスコや日本のNGOであるユネスコ・アジア文化センター(ACCU)との協力で、バングラデシュ国内でノンフォーマル教育活動の最も活発なNGOとなっている。1995年にはACCUの支援のもと、「バングラデシュ識字リソースセンター(BLRC)」を設立、識字教育と開発に関するIEC活動および識字指導員の研修事業、識字教材開発など、幅広く国内外で活動を展開している。DAMには4つのノンフォーマル教育基本方針がある。

表 A 2 - 9 BRACの活動内容

ノンフォーマル教育活動	内 容
寺子屋学校	BRACが実施する寺子屋学校には2種類あり、修学期間が4年間であるノンフォーマル教育初等教育（Non-formal Primary Education: NFPE）と、11～14歳までの青少年を対象として3年間の教育を行う年長児童のための基礎教育（Basic Education for Older Children）とを実施している。
継続教育プログラム	このプロジェクトは、1995年より実施しており、読書習慣を地方・都市部の人々に培ってもらうことが目的となっている。具体的には、地域図書館を設立し、読み物を設置している。また、BEOCに出席している女子に対して、ネットワークを構築し社会化を促す狙いもある。
青年層ネットワーク	上述した、女子の社会化を促進し生活の質を向上することを目的としたプロジェクトである。内容としては、リプロダクティブ・ヘルスや、社会問題、環境問題などを取り上げて議論することが挙げられる。
児童労働者のための学校	初等大衆教育省ノンフォーマル教育局（Directorate of Nonformal Education）が実施する、8～14歳の「コンタクト困難な児童」に対する教育プロジェクトの一部業務を受託し、実施している。ダッカ、ラッシャヒ、チッタゴン、クルナ、シレット、ポリシャルなどの大都市が対象地域である。また、縫製産業に従事する児童のために、バングラデシュ縫製産業輸出協会、UNICEF、ILOからの発注を受け、教育事業を行っている。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

- 学習者中心の教授 - 学習プロセスを推進
- ニーズに基づくカリキュラム内容とモニタリング
- ノンフォーマル教育関連人材の養成
- フォーマル教育・ノンフォーマル教育の同等性設置を促進

上記の基本方針に基づき、多数あるDAMのノンフォーマル教育活動に関して、代表的な活動内容を表A 2 - 10にまとめた。さらに、DAMは下部機関として識字成人教育研究所（Institute for Literacy and Adult Education）も持っている。また、2003年5月にはDAMの長年の識字教育活動の実績が認められ、ユネスコ国際識字賞（International Reading Association Prize）を受賞した。

表A2-10 DAMの活動内容

活動	内 容
早期幼児ケア・教育 (Early Childhood Care and Education)	社会的弱者層の5歳以下の幼児を対象に、全人格的な発達を目標としている。学習期間は6カ月であり、カリキュラム内容として、精神運動発達 (psychomotor)、学習へのレディネス向上、道徳教育、衛生・環境意識改善などがあり、ダンスや描画などの合科目活動も取り入れられている。
非就学児童のための 初等教育	バングラデシュにて頻発する初等義務教育からの中退者問題に対処するべく、4年間の学習期間において、初等教育内容を教授する。対象は、都市部インフォーマルセクターに従事する児童労働者であり、フォーマル教育との同等性も確立している。
都市部児童労働者のためのノンフォーマル教育中等教育	現段階でこの案件はパイロットベースで実施されており、初等教育を修了するも中等教育に進学する機会をもてなかった児童労働者が対象となっている。このコースでは、中期中等教育修了程度までの学習機会と、雇用確保のための職業訓練が提供されている。
青少年教育	11～15歳までの男性・女性両方の非識字者を対象として、識字教育、技術訓練、社会経済的な面での意識改善を行っている。学習期間は9カ月である。
成人識字教育	6カ月間の基礎識字、ならびに3カ月のフォローアップからなる9カ月のプロジェクトである。家族生活、基礎的な経済概念、組織化の方法や市民意識向上がカリキュラム内容である。
継続教育	識字教育プロジェクトを修了した学習者のために、コミュニティによる支援を得ながら、ゴノケンドロ (「大衆センター」の意、コミュニティ学習センター) を各地に設置し、生涯学習とコミュニティ開発の機会を提供している。

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

DAMの活動の成功要因は、草の根活動を中心に、ノンフォーマル教育活動においても総合的な開発問題への取り組みを推進し、実用的な教育内容を豊富に組み込んだ教材やカリキュラム開発、および指導員の研修を重視しているところにある。また、国内外でのネットワークづくりに余念がないことも、自らの活動を支えるリソースベースを豊かにしている点にあるといえる。

(3) Notre Dame Foundation for Charitable Activities, Inc. – Women in Development (NDFCAI-WED)

フィリピンのNGOとしてミンダナオ島を中心に活動を展開しているNDFCAI-WEDは、1984年にノートルダム大学商学部の下部組織として立ち上げられた。ミンダナオ島のムスリム女性や子ども、および学校中退青少年などに対し、ノンフォーマル教育活動を通じて彼らの社会的地位向上、生活の質向上、経済力強化などを目標にしてきた。1995年にはACCUの支援でフィリピンにおける女性のための識字リソースセンター（LRC）を開設、識字教育に関するIEC活動、教材開発、研修事業などを実施してきた。その功績が認められ、1997年にはユネスコの国際識字賞（King Sejong Prize）を受賞した。援助ドナー機関との連携や協力も活発に行い、ユネスコのほか、CIDA、USAID、アジア開発銀行などの協力・支援でノンフォーマル教育プロジェクトを実施してきた。また、地元政府とも協力・連携してきた。また、WEDは住民参加を強調し、特に活動対象のイスラム女性たちの自立を助けるために、彼女たち自身の手で活動を進めていけるよう活動してきたことが成功の要因といえる。現在では、フィリピン国内有数のモデル識字教育NGOとして注目されている。

2-4 まとめ

すでに述べたように、ノンフォーマル教育は決して多くのドナー機関が関与している分野ではない。ノンフォーマル教育事業に対して援助するときでも、それはより総合的な開発援助事業の一つ、もしくは「手段」の一つとしてノンフォーマル教育が有効であると思われることが少なくない。確かに、ノンフォーマル教育プロジェクトに援助しても、国家の開発課題全体への直接的影響は決して大きいとはいえず、ノンフォーマル教育は貧困削減などを目標にした総合的な開発プロジェクトの一つの手段として組み込まれるほうが効率はよい。また、先進国の援助する側の人の中で、実際に自国のノンフォーマル教育システムで自ら教育を受けた者がどれだけいるかと考えた時、そのようなケースは皆無に近いといってもよいであろう。そのような時、援助する側においても、教育開発援助分野では最終的には正規教育の発展を念頭に、ノンフォーマル教育をその補助的・代替的システムと見られている

ことがある。

さらに、ノンフォーマル教育活動を活発に手がけている団体の多くは、規模が小さかったり、多額な援助額に対し債務責任が負えないなどの不安要因もあるため、今後もその重要性が理解されながらも、ノンフォーマル教育が教育開発の援助動向の主流として位置付けられる可能性は低い。しかしながら、細々ではあっても、ドナーや国際機関のノンフォーマル教育活動支援は続いており、援助側に共通に見られる決定要因として、以下の点が挙げられる。

- 政府のノンフォーマル教育推進に対する強いコミットメントがあること
- 開発計画、教育政策などにノンフォーマル教育の重要性と国家の支持が明記されていること
- ノンフォーマル教育と正規教育の同等性が推進されている、またはそのためのシステムを導入する過程にあること
- 正規教育システム開発が遅れており、ノンフォーマル教育拡大による教育援助に重要な役割があること
- 草の根活動が活発で信頼できる地元NGOなどが活躍していること（パートナーがいること）

このような点に注目しつつ、最終的には国家の優先課題に照らし合わせ、ノンフォーマル教育を主流とするか、もしくは包括的開発援助の「手段」として活用するか、援助・協力する側も見極める必要があるであろう。

3. JICAによる取り組み

表 A 2-11 JICAノンフォーマル教育主要案件リスト
(2004年3月現在、実施中・終了案件含む)

アジア・大洋州地域

国名	事業形態	分野分類	案件名/指導科目
ベトナム	開発パートナー事業	基礎教育	北部山岳地域成人識字教育振興計画
ベトナム	技術協力プロジェクト	保健・衛生	リプロダクティブヘルスプロジェクト フェーズ
カンボジア	開発パートナー事業	基礎教育	住民参加型農村地域基礎教育改善計画
カンボジア	現地国内研修	基礎教育	初等教育およびジェンダーに関するワークショップ
ラオス	開発福祉支援事業	基礎教育	少数民族地域における教育開発プロジェクト
ラオス	草の根技術協力事業	基礎教育	読書推進運動支援プロジェクト
ハンガラデシュ	個別専門家	基礎教育	ノンフォーマル教育支援
ハンガラデシュ	開発パートナー事業	保健・衛生	リプロダクティブ・ヘルス地域展開
ハンガラデシュ	開発パートナー事業	生計向上	貧困層のエンワパメントを通じた住民参加型計画
ネパール	提案型技術協力	基礎教育	コミュニティ主体型教育推進プロジェクト
ネパール	技術協力プロジェクト	保健・衛生	学校・地域保健プロジェクト
ネパール	技術協力プロジェクト	自然環境	村落振興・森林保全計画フェーズ
パキスタン	個別専門家	基礎教育	識字率向上
パキスタン	個別専門家	基礎教育	女子教育
パキスタン	技術協力プロジェクト	基礎教育	基礎教育支援
バブニューギニア	個別専門家	基礎教育	教育番組制作
バブニューギニア	開発福祉支援事業	生計向上	シックスマイル・ダンブ・セトルメント社会開発
スリランカ	青年海外協力隊	生計向上	都市衛生環境改善プログラム
インドネシア	技術協力プロジェクト	生計向上	スラウェシ貧困対策支援村落開発計画
インドネシア	技術協力プロジェクト	自然環境	生物多様性保全計画フェーズ
マレーシア	技術協力プロジェクト	自然環境	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム

タイ	技術協力プロジェクト	保健・衛生	エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト
タイ	技術協力プロジェクト	保健・衛生	外傷センタープロジェクト
フィリピン	技術協力プロジェクト	保健・衛生	家族計画・母子保健プロジェクトフェーズ、

アフリカ地域

国名	事業形態	分野分類	案件名 / 指導科目
エチオピア	技術協力プロジェクト	基礎教育	住民参加型基礎教育改善プロジェクト
セネガル	個別専門家	基礎教育	教育アドバイザー
セネガル	開発調査	基礎教育	子どもの生活環境改善計画調査
タンザニア	企画調査員	基礎教育	Non-formal Education Status Report 作成
マリ	開発調査	生計向上	セグー地方南部砂漠化防止計画調査
チュニジア	技術協力プロジェクト	保健・衛生	リプロダクティブ・ヘルス教育強化
エリトリア	技術協力プロジェクト	平和構築	除隊兵士に対する社会復帰基礎技術訓練プロジェクト

中南米地域

国名	事業形態	分野分類	案件名 / 指導科目
グアテマラ	技術協力プロジェクト	基礎教育	住民参加型小学校改善プロジェクト
ホンジュラス	開発パートナー事業	保健・衛生	自閉症児者自立を目指した療育法の技術移転
ニカラグア	企画調査員	基礎教育	貧困層の人的資本への投資と教育への普及
ボリビア	開発福祉支援	基礎教育	教育分野における住民参加促進支援
ブラジル	開発福祉支援	基礎教育	保育園教員の人材育成を通じたコミュニティ開発
ペルー	開発福祉支援	生計向上	貧困女性のための生計向上
アルゼンチン	技術協力プロジェクト	自然環境	イグアス地域自然環境保全

中近東地域

国名	事業形態	分野分類	案件名/指導科目
アフガニスタン	個別専門家	基礎教育	教育協力アドバイザー
アフガニスタン	提案型技術協力	基礎教育	ノンフォーマル教育強化
アフガニスタン	技術協力プロジェクト	平和構築	除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト
イラン	開発調査	自然環境	アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査

青年海外協力隊

国名	形態	職種
バングラデシュ	青年海外協力隊	村落開発普及員
バングラデシュ	青年海外協力隊	家政
パキスタン	青年海外協力隊	識字教育
カンボジア	青年海外協力隊	識字教育
ニジェール	青年海外協力隊	識字教育
グアテマラ	青年海外協力隊	村落開発普及員
グアテマラ	青年海外協力隊	社会学
セネガル	青年海外協力隊	村落開発普及員
バブニューギニア	青年海外協力隊	システムエンジニア
ケニア	青年海外協力隊	環境教育

出所：ノンフォーマル教育課題別指針タスク作成。

4. 主要事例の概要

ここでは、5つの課題のそれぞれに関連する主要な案件事例について、その概要をまとめる。

表A 2-12 協力事例主要案件リスト

	団体・機関名	プロジェクト名	対象地域・国	ページ番号
基礎教育の拡充と質の向上				
1-A	JICA	エチオピア国住民参加型基礎教育改善プロジェクト	エチオピア	p.193
1-B	JICA、日本ユネスコ協会連盟	ベトナム国北部山岳地域成人識字教育振興計画	ベトナム	p.195
1-C	アジア開発銀行（ADB）	フィリピンにおけるノンフォーマル教育プロジェクト (Nonformal Education Project in the Philippines)	フィリピン	p.197
1-D	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）	公立小学校教育向上事業 (Getting Children Out of Work and Into School)	ネパール	p.199
1-E	(財)ケア ジャパン、ケア カンボジア	女子教育事業「サマキ・クマール・プロジェクト」	カンボジア	p.201
1-F	Rural Litigation & Entitlement Kendra(RLEK)	パンガジャール社会におけるノンフォーマル教育を通じた子どもの識字能力向上プログラム	インド	p.203
1-G	Fe y Alegria (FYA) in Bolivia	両親と子どものためのプロジェクトおよび寄宿制学校 (The Yachay Wasis(知の家))	ボリビア	p.204
1-H	(特活) アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)	ナイロビ都市スラムに暮らす高校生の補習授業	ケニア	p.206
1-I	世界銀行	ガーナ 国家機能的識字プログラム (The National Functional Literacy Program: NFLP)	ガーナ	p.208
1-J	ユネスコ・アジア文化センター (ACCU) 18共催団体	アジア太平洋地域女性のための識字教育プログラム (Literacy Resource Centres for Girls and Women (LRC))	アジア太平洋地域 17カ国	p.210

生計の向上				
2-A	JICA	マリ国セグー地方南部砂漠化防止計画調査	マリ	p.212
2-B	JICA	スリランカ国都市衛生環境改善プログラム	スリランカ	p.214
2-C	JICA	インドネシア国スラウェシ貧困対策支援村落開発計画	インドネシア	p.215
2-D	Dhaka Ahsania Mission (DAM)	バングラデシュ女性に対する教育および金融サービス (Education and Financial Services to Neo-Literate Women: EFSN)	バングラデシュ	p.216
2-E	(特活) 難民を助ける会 (AAR JAPAN)	障がい者のための職業訓練校	ミャンマー	p.218
2-F	(財) 国際開発救援財団 (FIDR)	ナムザン郡総合地域開発事業	ベトナム	p.220
2-G	(財) オイスカ	研修訓練事業	アジア10カ国	p.222
保健・衛生環境改善				
3-A	JICA	タイ国エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト	タイ	p.224
3-B	JICA	タイ国外傷センタープロジェクト	タイ	p.225
3-C	JICA	チュニジア リプロダクティブ・ヘルス教育強化	チュニジア	p.226
3-D	JICA	フィリピン家族計画・母子保健プロジェクトフェーズ、	フィリピン	p.227
3-E	JICA	ベトナム国リプロダクティブ・ヘルス・プロジェクトフェーズ、	ベトナム	p.228
3-F	ユネスコ SEAMIO (Southeast Asian Ministers of Education Organization)	大メコン圏 (GMS) の国境地域における、情報通信技術 (Information and Communication Technology: ICT) および HIV/AIDS 予防教育のための技術支援	大メコン圏	p.229

3-G	CARE USA	農業プログラム開発のためのイニシアティブ (Viable Initiatives for the Development of Agriculture Program: VIDA)	モザンビーク	p.231
自然環境保全				
4-A	JICA	インドネシア生物多様性保全計画フェーズ	インドネシア	p.232
4-B	JICA	ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム	マレーシア	p.234
4-C	JICA	環境教育 (青年海外協力隊)	ケニア	p.236
4-D	JICA	ネパール村落開発・森林保全計画フェーズ	ネパール	p.237
4-E	JICA	イグアス地域自然環境保全	アルゼンチン	p.239
4-F	JICA	アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査	イラン	p.241
4-G	(特活) 国際芸術技術協力機構 (アーテック (ArTech))	キッズISOプログラム	日本、その他	p.243
4-H	ユネスコ	MAB (Man and the Biosphere) プログラム ERAIFT 学校 (Regional School on Integrated Management of Tropical Forests) 若者へのエコジョブ訓練 (Eco-job Training for Young People)	アフリカ諸国 ブラジル、カメルーン	p.245
4-I	The Hill Area and Community Development Foundation (HADF)	マエチャン分水地点の自然資源管理のためのコミュニティ強化プロジェクト	タイ	p.247
4-J	環境省、文部科学省、社団法人日本環境教育フォーラム	子どもパークレンジャー	日本	p.248

平和構築				
5-A	JICA	アフガニスタン国除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト	アフガニスタン	p.249
5-B	JICA	エリトリア国除隊兵士に対する社会復帰基礎技術訓練プロジェクト	エリトリア	p.251
5-C	JICA、日本ユネスコ協会連盟	ノンフォーマル教育強化プロジェクト	アフガニスタン	p.253
5-D	(社) シャンティ国際ボランティア会 (SVA)	ミャンマー 難民支援図書館事業	ミャンマー、タイ	p.255
5-E	(特活) ジェン (JEN)	心のケアと教育	旧ユーゴスラビア (クロアチア)	p.257
5-F	(特活) 難民を助ける会 (AAR JAPAN)	アフガニスタンにおける地雷回避教育の教材開発	アフガニスタン	p.258

事例番号1-A (基礎教育の拡充と質の向上)

案件名：エチオピア国住民参加型基礎教育改善プロジェクト

実施期間：2003年11月～2004年5月

実施機関：JICA

活動対象：対象地域の子ども

関係者：地方行政府行政官

背景：エチオピアの教育分野は多くの課題を抱えている。青年層の識字率は55%で、アフリカ地域平均(76.6%)と途上国平均(85.2%)を大きく下回っている。初等教育就学率も63.9%と途上国の中でもかなり低く、アフリカ諸国の平均(84.9%)を下回る。さらに男女格差も大きく、男子74.8%、女子53.0%と大きな開きがある²⁰。このような状況のもと、ミレニアム開発目標の一つである、2015年までの基礎教育完全普及および男女格差是正のためには、エチオピア政府の財源だけでは不十分であることから、基礎教育を必要としている住民が内発的な動機に基づいて基礎教育の整備に参加することが不可欠となっている。

目標・活動：上記のような背景のもと、エチオピアにおいては、住民参加による基礎教育改善の取り組みが多くの開発援助機関やNGOにより進められてきた。しかしながら、住民参加を重視するあまり、本来基礎教育の提供に責任を負うべき行政との連携および能力向上、ならびに行政の住民の協働については必ずしも十分な配慮がなされてこなかった。そこで、これらの点に配慮しながら住民参加型の基礎教育を提供するノンフォーマル小学校(CBBEC)のモデルの開発を目標として、4年間のプロジェクトが開始された。本プロジェクトは行政官と住民の両方を巻き込み、前者の能力向上を図りつつ、同時に後者の教育に対する意識改革を進めて主体者意識を高めながら、ノンフォーマル校を建設・運営するモデルを策定・提供しようとするものである。

地方教育局の行政官の住民参加型学校建設・運営にかかる計画策定・実施能力の向上。

選定された地区においてCBBECが建設され、教育環境が整備される。

CBBECが住民組織と地方教育局との協力で運営・維持される。

CBBECの教員およびファシリテーター(非資格教員)の教授能力が向上する。

特徴・教訓：本プロジェクトの特徴としては、就学年齢の子どもに対する基礎教育の提供は国が持つべき役割の一つであり、従って、政府のキャパシティ不足などの理由により基礎教育の提供をノンフォーマル教育の手段に頼らないといけないような状況にあって、将来的に政府が基礎教育を提供できるようになることを念頭に置きつつノンフォーマル教育を支援しようとしている点が指摘できる。具体的には、本支援においては、コミュニティ・スクール(ノンフォーマル教育校)の拡充を目的としながら、ス

²⁰ UNESCO(2004)p.269、p.292による。若年識字率は2002年、小学校就学率は2001年統計。

クール・マッピングを踏まえた学校建設支援（アクセスの拡充）、各学校における教育の質向上の支援（質の向上）といった学校への直接的な支援を行うことに加えて、上の観点からこれらの活動に地方自治体を巻き込み、実務および研修を通じて地方自治体の行政官のキャパシティを拡充すること（マネジメント強化）にも注力している。こういった行政への働きかけを含んだ総合的な協力を行っていくことが重要であると考えられる。特にノンフォーマル教育の分野では草の根レベルでの教育活動の支援を中心に行うドナー・NGOが多い中、活動が点で終わらず面的に広がりをもつように、中央政府あるいは地方政府のキャパシティの強化の働きかけを行うことは、政府間協力を行う二国間ドナーであるJICAが優位性をもって支援を行いうる分野であると考えられる。また、プロジェクトではエチオピアにおけるノンフォーマル教育の展開について次のような認識を持っている。

ノンフォーマル教育は、行政が基礎教育へのすべてのニーズに対応できるだけの財政的・技術的能力を十分に備えていない現状に対応するための、あくまでも暫定的な措置であり、本来行政が提供すべきフォーマル教育との関係を見捨てずに独自に提供されるものではない。将来的にフォーマル教育とノンフォーマル教育は一本化され、その運営は行政が行うべきである。

従って、ノンフォーマル教育プログラムの対象者をフォーマル教育プログラムの対象者と差別化して、以下のように焦点を定めるよう行政府に対して提案している。

- ア) 主に距離、地形などの要因から教育サービスが届かないへき地の子どもたちに教育機会を提供する。
- イ) 家事労働や農作業などの理由で、柔軟性の少ないフォーマル教育プログラムには参加できない子どもたちに、より柔軟なカリキュラムやスケジュールを提供する。
- ウ) 主に社会文化的背景から、地域の小学校のプログラムに参加しにくい女子に教育機会を提供する。

投 入：日本側／専門家、研修員、機材
エチオピア側／教員配置、CBBEC用地

事例番号1-B（基礎教育の拡充と質の向上）

案件名：ベトナム国北部山岳地域における持続可能な村落開発のための成人識字教育振興計画

実施期間：2002年4月～2005年3月

実施機関：JICA、日本ユネスコ協会連盟

活動対象：対象地域の子ども、成人

関係者：教育訓練省、郡教育局など。

背景：ベトナム政府は、1990年にタイのジョムティエンで開催された「万人のための教育」世界会議を受け、2000年までに国内のすべての省が「識字と初等教育の普及に関する国家基準」を満たすことを政策として掲げた。こうした努力により、公式発表によると成人識字率は93%に達していた（1998年時点）。しかしベトナムの成人識字率統計には注意が必要で、統計上山岳地域などにおいては対象が15～25歳の成人に限定されており、また、対象地域の住民の90%が識字者になると国家基準を達成したと認定されることから、目標が達成されたとする明るい統計発表の陰で、実に多くの非識字者が存在する。政府は、特に北部山岳地域を含むべき地帯の省を目標達成が困難な地域として認識し、国際社会からの支援を求めている。

目標・活動：このような背景のもと、本プロジェクトは、ベトナム北部に位置するライチャウ省の2つの郡（プロジェクト終了時には行政区画の改編により3郡）で、コミュニティ学習センター（通称「寺子屋」）という村レベルでのノンフォーマル教育施設の設立を通じて、持続可能な地域開発につながる識字および継続教育を振興することを目的に、2002年4月から3年間実施された。プロジェクトでは、40の寺子屋（コミュニティ学習センター）と3つの継続教育センターの設立を通じて、地域の中に成人教育のメカニズムを作り出し、それにより、成人非識字者、特に15～25歳の女性への識字教育および継続教育を行い、学校に行けなかった人に教育機会を提供すると同時に、人々の生活の向上と地域社会の貧困の緩和を目指した。

プロジェクト運営のための組織が中央から村レベルまで体系的に設立された。

延べ734人のコミュニティのリーダーや住民、298人の教育行政官が寺子屋の機能・運営方法に関する訓練を受け、対象地域の40カ村に各1軒の寺子屋、省郡レベルで3つの継続教育センターが設置された。

対象地域の258人の識字教員が成人教育の教授法について訓練を受け、440人の小学校代用教員が現職研修を受けた。識字教育、教授法についての基本的な知識を習得する。

教育の機会に恵まれなかった住民2094人が識字・識字後・中等レベルの補足教育を受け、9,964人が収入向上プログラムを、9,971人が保健指導・家族計画プログラムを受講した。

生産性向上のための技能特に識字教育と養蜂技術の習得を組み合わせ

たプログラムを開発し、教材開発と講師養成、講習会開催支援を行った。

投 入：日本側／専門家派遣、寺子屋の建設など

資 金：JICAおよびユネスコ協会連盟

成 果：寺子屋は村人自身の手によって維持管理が行われ、村人の現状やニーズにふさわしい活動が行われる場でなければならぬと考えられたが、一方で、寺子屋の概念そのものがベトナム、特に協力対象地域では新しいものであったため、この新しい概念を定着させるために寺子屋の設立、運営、発展にかかわる関係者への研修に特に力が注がれた。寺子屋で学習活動の機会を得ることができた人々の数は2万人を超え、また学習活動のほかにも、さまざまな文化活動に参加した人や、寺子屋に設けられた図書館での読書によって、新しい知識や技術を学んだ人の数を加えると、利用者の数は優に10万人を超えている。

また同プロジェクトの結果として、寺子屋というノンフォーマル教育施設の有効性が広く知られるようになり、同様の施設が急速に国内に広まりつつあり、2004年末時点で、ベトナム全土に4,328の寺子屋が設立されている。これは、プロジェクトを計画・実施する段階から、地域住民のみならず中央・地方の教育行政関係者と常に対話を持ちながらプロジェクト活動を行うことにより、プロジェクト活動が対象地域のみで局地的に終わるのではなく、終了後そのインパクトが面的な広がりをもつよう意図されたことによるといえる。

事例番号1-C (基礎教育の拡充と質の向上)

- 案件名：フィリピンにおけるノンフォーマル教育プロジェクト
(Nonformal Education (NFE) Project in the Philippines)
- 実施期間：1994年7月～2001年6月
- 実施機関：アジア開発銀行 (ADB)
- 活動対象：9地区24州における非識字者、15歳以上の非就学児童や中途退学者
- 関係者：ノルウェー政府、コンサルタント、NGOや大学機関、地方団体、コミュニティグループ、教会関係者など
- 背景：フィリピンでは、10歳以上の人口のうち27%は機能的な非識字者で、7～17歳までのグループのうち290万人は学校に通っていない。識字率と貧困の間には関連があることから、EFA運動に並行して、フィリピン政府は教育機会の拡大によって貧困を削減する努力をしており、そのための手段としてノンフォーマル教育の重要性が認識されていた。そこでノンフォーマル教育局 (Bureau of Nonformal Education: BNFE) では、非識字率や貧困指標が高く、就学率が低いフィリピンの9地区から24州が活動対象地域として選ばれ、プロジェクトが実施された。
- 目標：非識字者の読み書き・計算能力、自発的な学習・行動能力や意欲の向上
ノンフォーマル教育システムの確立、非就学児童や成人の基礎教育へのアクセス改善
政府機関やNGO、コミュニティがノンフォーマル教育を計画、管理、施行するための能力向上
- 特徴：参加型。地方分権。政府機関と非政府関係者 (NGO、地方団体など) の連携。
- 活動内容：成人の非識字者を主な対象とし、基礎的ならびに機能的識字力を向上させる機能的教育・識字プログラム (Functional Education and Literacy Program: FELP)
主に4年生レベルの初等学校の中途退学者、中等学校レベルの中途退学者、機能的教育・識字プログラムの卒業生などを対象とする、正規学校の代替教育としての継続教育プログラム (Continuing Education Program: CEP)
関係者の各種能力強化を目的とした能力強化プログラム (Capacity-building Program: CBP) から成り立つ。
- 成果：FELPでは、目標の104%にあたる約40万人の学習者がプログラムに参加した。NGOや大学機関、地方団体、コミュニティ・グループ、教会関係者を中心とした、ノンフォーマル教育の提供が地方を中心に行われるシステムが確立した。プログラムの実施手引書1冊、29の識字教育モジュールと各ファシリテーター用の手引書、エクササイズブック1冊が作成された。本プログラムへのアドボカシー活動の実施により、市民の意識が高まった。
CEPでは、約7万人がプログラムに参加し、約5万人が本プログラム

の学力テストを受験した。正規学校教育の代替教育としてのシステムづくりのため、政策、カリキュラム、教材、実施体制、資格制度などが検討された。地方団体とその関係団体、機能的教育・識字プログラムの関係者が雇用され、地方分権化が進んだ。プログラムの実施手引書1冊、535の教育モジュール、50の視聴覚教材が作成された。本プログラムに対する理解を深めるためのアドボカシー活動が行われた。CBPでは、ノンフォーマル教育局のマネジメント能力が向上した。関係スタッフを対象に定常的な指導・訓練とワークショップが実施され能力が強化された。情報整備を含んだモニタリング・評価システムが導入された。

成果の指標：就学率・修了率、学力テストの合格者、各種経済状況、各種活動への参加数・率、参加者の意識の変化、コミュニティの関係組織の活動状況、ワークショップへの参加数・率など。

問題や障害：・FELPにおいては、フレームワークや実施マニュアルが確定しないまま事業を実施したため、成果にばらつきが見られた。また選考基準などNGOへの十分な説明がなされず、十分な参加数が得られなかった。

・CEPにおいては、不明確な概念や提供システム、プログラム実施機関や政府関係者、雇用コンサルの能力不足もあり、実施が遅れた。

・CBPでは、情報整備を含むモニタリング・評価システムがこれを使うノンフォーマル教育局の管理能力を超えたレベルのものであったため、十分なシステム構築ができなかった。

特徴・教訓：・プログラムの持続性には、遠隔地への教材の更なる配布を行うこと、プログラムに生計に役立つ要素をより多く詰め込むこと、マイクロファイナンスやマーケティングなどと結び付けたアプローチをとること、政府機関の継続的な関与と資金的な援助、等が必要である。

・ノンフォーマル教育プログラムは、量的および質的なベースラインデータを基に、その概念や戦略が明確にされている必要あり。また雇用機会との関係など、学習者の周りの社会や経済状況のニーズを総合的に判断して計画されるべき。しかし、プロジェクトの初期段階ではさまざまな問題が発生するので、プログラムの戦略や実施方法の変更も踏まえて柔軟に対応することが重要。

・関係および提携機関・団体の能力をよく見極めてから活動を行う必要あり。例えば、各種重要となるデータの整備やプログラムの実施ガイドラインは重要であるが、使用者が使えるレベルのものでなくてはならない。

・無用な衝突を避けるため、関係者の役割分担や責任を明確にする必要あり。

・政府機関は関係者の移動をできるだけ避けるように努力すべき。

関係資料：ADB（2003）

事例番号1-D (基礎教育の拡充と質の向上)

- 案件名:** ネパール公立小学校教育向上事業²¹
(Getting Children Out of Work and Into School)
- 実施期間:** 2003年11月～2006年10月(予定)
- 実施機関:** セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)
- 活動対象:** ネパール王国ダヌシャ郡・マホタリ郡の計30の村落開発委員会(VDC)地域内にある79の公立小学校
- 関係者:** 支援対象となる79の小学校の学校運営委員会・生徒・教師・保護者、同学区内の就学年齢(5～14歳)の子どもおよびその家族・地域住民、同地域のVDC、郡教育事務所、ローカルNGO(アスマン・ネパール)、JICA、ネパール政府教育省
- 背景:** SCJは1992年よりネパールで事業を開始し、2000年度までの教育分野での主な活動は、子どものための識字教育、女性のための識字教育、および学校建設であった。しかし、個々の活動での成果は上がったものの、事業の最終目標である「地域の教育に関する状況を向上させる」については明らかな成果を確認できなかった。例えば、識字教室を修了した子どもが公立小学校に編入しても、劣悪な学習環境やカースト・ジェンダー差別などによって途中退学してしまう例が後を絶たず、公立小学校教育の質を向上させる必要性が認識された。そのため、コミュニティのリソースを利用した住民参加型による、正規学校の運営改善プロジェクトが行われることとなった。
- 目標:** 児童労働の廃止を通じて、子どもが初等教育を受ける権利を保障すること。具体的な目標としては、事業終了時(2006年)までに対象地域の就学率をベースライン・サーベイ実施時(2003年)の64%から90%まで向上させる。また学年開始当初に在籍した生徒の少なくとも70%が学年終了時まで在籍するようにする。
- 特徴:** 子どもの権利に基づくプログラミング(Child Rights Programming: CRP)(これは子どもの基本的な権利が満たされない状況にある場合、そのことに誰がどのような責任を負っているのかを明らかにし、地域社会の行動を促し、その責任を果たすように働きかけることを意味)、住民参加型、現地リソースの活用、地域ロールモデルの利用。
- 活動内容:** 学校教育向上委員会(親、教師、村落開発委員会職員などからなる)の設立と活性化を目指した活動が行われた。
- ・地域実態調査の実施(ローカル・リソース把握のためのマッピングなど)
 - ・村役場、教師、青年団、地域住民らとの会議や、他地域への視察
 - ・学校向上計画の作成(教材配布の遅延防止、教師数の増加要求など)
 - ・地域住民啓発会議開催(子どもの権利、ジェンダー、反カーストなど)

²¹ 本調査研究で実施したアンケート調査(2004年10月)に基づく。

- ・学校入学キャンペーン（路上劇、デモ行進、壁絵など）
- ・教師不足に対応するためのボランティア教師（正規学校用）やチューター（識字教室用）の派遣・コミュニティによる給料の半額負担
- ・Each Child Monitoring、家庭訪問
- ・子ども委員会（学校、出席、学習、保健衛生などを話し合う）の設立
- ・教材開発支援
- ・インフラ向上支援（補修&教室の増改築、水ポンプやトイレの設置など）
- ・未就学の子ども（8～14歳）の編入学を促進する識字教育開催フォーラムや集会、ワークショップによる関係者の能力・意識強化
- ・初等教育に関わる政策提言活動（アドボカシー）

成果：・地域の人々が児童労働や学校教育の問題にかかわるようになった。
・地域の小学校就学率が向上した。
・地域で児童労働者の数が減少し、学校の出席率が向上した。
・児童労働の定義変更のためのアドボカシー活動は2005年度以降開始の予定。

成果の指標：地域の人々が関連した教育関係のミーティング・イベントの数や参加人数、就学年齢の児童数とそのうち小学校に入学した子どもの数、村レベルで計測した児童労働の件数や学校で計測した出席率のデータ、など。

問題や障害：・学校教育向上委員会のレベルに各地域によって差がある。委員会メンバーと正規学校教師との関係がよくない地域がある。委員会メンバーの選び方（選挙の実施）に政治的意図が入っている場合がある。関係者の教育の質向上への意識がインフラの充実で終わっている場合がある。

- ・コミュニティからの資金を維持することが難しい。
- ・全体としての就学率を向上させるのは比較的容易だが、女子や特に不可触カーストなど最貧層の就学率を向上させるのはやはり困難である。
- ・1年生のドロップアウトが依然として顕著である。
- ・関係していた政府関係者が突然異動してしまう。

教訓・提言：・女子やダリットの就学率向上に特化したプログラムが別途必要である。
・学校運営委員会の計画・モニタリング力をさらに向上させ、生徒のドロップアウト状況やボランティア教師の質を改善する必要がある。またドロップアウトを防ぐには学校だけでなく、集落レベルで一人ひとりの子どもをモニターし、学習到達度や児童労働の有無などをきめ細かくフォローする必要がある。

関係資料：SCJおよびJICAのWebサイト、プロジェクト・プロポーザル、プロジェクト報告書など

事例番号1-E (基礎教育の拡充と質の向上)

案件名：カンボジア女子教育事業「サマキ・クマール・プロジェクト」²²

実施期間：2002年11月～2003年10月

実施機関：財団法人 ケア ジャパン、ケア カンボジア

活動対象：学校を中退する危険性の高い学年・年齢（6～14歳）の女子200人。

関係者：コミュニティ住民、学校教育関係者および地方自治体メンバーからなるワーキング・グループ

背景：本事業が実施されるプレイヴェング州ピームチョアー地区は特に女子の就学率（純就学率52.5%）および低学年の進学率が非常に低い。第1クラスターでは男女差が大きく、学年が高いほど全就学生における女子の割合が下がり、6年生になると37.3%にしか満たない。これは学校内要因（留年生徒に対する学校側の対応不備、教育資材や適切な施設不足、先生の研修やサポートの不十分）および学校外要因（女子の家事手伝いや収入獲得活動などの重視、女子が教育を受けるメリットの軽視などによる両親やコミュニティの理解不足）の両方が原因と考えられる。

目標：女子が教育機会にアクセスできる家庭・社会的環境が整う（女子の学習意欲、親の意識）
 学校教育関係者（クラスター委員会メンバー、地区教育職員）やコミュニティ住民からなるワーキング・グループの能力・意識を向上させる
 女子教育支援を促進する学校・コミュニティ協力体制の制度的枠組みが整う

特徴：プロジェクト関係者の問題への気づきを促す。
 ワーキング・グループのメンバー（コミュニティ住民）を中心に活動を運営し、メンバーのエンパワメントを図る。
 事業の成果が持続するよう関係者間のネットワークを構築する。

活動内容：意識向上ワークショップ
 ワーキング・グループの設立（既存組織編成）能力開発
 学校・コミュニティの連携を促進するための会議やPLAワークショップの実施、アクション・プランの共同運営・管理

成果：・プロジェクトは住民の参加を第一に運営されてきた。その結果、住民の中にプロジェクトが自分たちのものという自覚が芽生え、参加意欲が高まった。
 ・意識向上ワークショップ（コミュニティ地図の作成など）において住民は女子教育の現状と深刻さに気づき、ジェンダーに対する関心を抱き始めた。
 ・PLAワークショップでは、女子学生たちは大人たちの前で意見を述べる機会が与えられ、それによって自信をつけた。また住民はこうした女子の参加を励まし、お互いの意見を尊重する文化が芽生えた。

²² 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年10月）に基づく。

- ・PLAワークショップで話し合われた内容を実際に運営していく中で、住民は課題への取り組み方、そして現状を変えることができるということを知った。
- ・アクション・プラン実施の過程では、住民が資金の管理を担った。この結果、住民のマネジメント能力が向上し、またアカウンタビリティ（責任説明）の重要性を認識するようになった。
- ・コミュニケーション評議会の中で特に教育問題を担当している委員がプロジェクトの活動に積極的に参加した。これによって女子教育の向上に向けて制度的枠組みが強化された。
- ・プロジェクト・スタッフは参加型アプローチの意義、可能性、また方法論などについて訓練や実際の活動を通じて知識、技術を習得してきた。

成果の指標：基礎的情報収集結果、教育省統計、対象地域学校統計、学校外教育報告、モニタリング報告、生徒および学校に通わない双方の女子やその親とのインタビュー/ケース・スタディ、アクション・プランの運営・モニタリング報告、事業活動報告書

問題や障害：1年という限られた期間であったため、コミュニティの生活様式（カレンダー）に対する配慮に欠けており、活動の中には実施時期の問題などからコミュニティ住民の参加が困難なものもあった。また、参加者が活動計画を話し合う段階において、学校施設の問題に終始し、より大きな学校外の諸問題（貧困問題）にまで話が及ばなかった。

- 教訓・提言：
- ・態度や意識の変化には長期的な取り組みが不可欠であり、態度や意識の変化を確認するモニタリングの方法をコミュニティ住民とともに開発すべき。
 - ・教育レベルが高くなく、公的な場で発言する機会がなかった女性にとっては、ワークショップで自分の意見を自主的に述べるのが困難であるため、女性が積極的に参加できるような環境および戦略が必要である。
 - ・アクション・プランに女子教育の根本的な問題である貧困に対する取り組みが含まれていないため、貧困の問題、特にその因果関係についてより綿密に分析を行うべき。
 - ・活動の計画段階からコミュニティ住民の参加が重要であり、参加を確実にするために、コミュニティのカレンダーを作成・利用することが重要である。
 - ・コミュニティ住民の教育への理解や支援を促すために、計画の段階、特に意識向上やPLAワークショップにおいて僧侶からの協力を得ることも効果的である。
 - ・プロジェクトの開始時からコミュニケーション評議会と教育担当委員の役割を明確にし、定期的に会合をもつべき。

関係資料：ケア ジャパンWebサイト、各年次報告書、事業報告書

事例番号1-F (基礎教育の拡充と質の向上)

- 案件名：インド・バンガジャール社会におけるノンフォーマル教育を通じた子どもの識字能力向上プログラム²³
- 実施期間：1998年1月～2002年3月
- 実施機関：Rural Litigation & Entitlement Kendra (RLEK)
- 活動対象：バンガジャール社会における6～14歳の遊牧民の子ども
- 関係者：人材開発省 (Ministry of Human Resource Development)、メディア関係者
- 背景：RLEKは、バンガジャール社会において、子どもの教育状況改善のためには大人の意識改革が必要であるとの認識のもと、既に成人識字教育ならびに識字キャンペーン (Total Literacy Campaign: TLC) を行っていた。その成果もあり、子どもの教育状況改善のためのニーズが高まっていた。
- 目標：毎日の生活に役立つ知識やスキルを持った識字化された子どもを増やす。
- 特徴：ボランティア教師が遊牧民に合わせた生活を送る、制服や厳密な時間割は存在しない、多言語指導 (ヒンディ語、英語、ガジャール語)、シンプルな教材使用 (黒板やチョーク以外、石や葉っぱなど)、生活文化に配慮した教育内容。親が学校に来て自由に子どもの様子を観察できる。
- 活動内容：バンガジャール族の子どもが毎日の必要な作業をこなしたあと興味を持って学習できるような識字クラスを運営。子どもの参加を重視し、ゲームや、算数などの難しい教科を教えるのに身の回りの物を取り入れるなどの工夫をしている。6カ月ごとに試験を行い、パスした者は次の学年に進める。成績表が各親に配られる。また、ノンフォーマル教育フェアを開催し、政府役人によるプロジェクトの効果測定 (子どもの能力測定) が行われた。ノンフォーマル教育クラスで、第5学年を修了できたものは、正規学校の第6学年に編入が可能となる。
- 成果：数字や文字に関わる事件 (買い物での誤り、政府の名をかたった詐欺など) に巻き込まれなくなった。
- 問題や障害：
 - ・ほかの政府関係者からの協力が得られない
 - ・ボランティア教師への負担 (遊牧民の生活に合わせるため)
- 教訓・提言：ノンフォーマル教育は、論理的思考および問題解決型の能力を向上させることができる有効な手段である。ノンフォーマル教育のテクニックを正規教育にも取り入れる必要があるのではないかと。
- 関係資料：RLEK Webサイト

²³ 本調査研究で実施したアンケート調査 (2004年9月) に基づく。

事例番号 1-G (基礎教育の拡充と質の向上)

案件名：両親と子どもためのプロジェクトおよび寄宿制学校
(知の家 = The Yachay Wasis (Houses of Knowledge))

実施期間：1984年～現在

実施機関：Fe y Alegria (FYA) in Bolivia

活動対象：ボリビアの教育の機会が限られている子どもたちと周りのコミュニティ

関係者：地元コミュニティ、現地政府、現地NGOs、宗教団体など

背景：ボリビアはほかのラテンアメリカ諸国と同様に、教育普及率や教育の質が低い。人口の半分以上が機能的には非識字者で、人口の44%しか初等教育を修了していない。状況は特に女子が深刻で、初等教育に入学した女子の1%しか中等教育修了を達成できない。そのほか、母語がスペイン語ではない先住民族の人々の教育の状況も深刻である。一般正規教育は中央集権的で非効率である。教師の指導は十分ではなく給料も低い。また子どもたちの人数に対して指導教材が不十分であり、学校の70%は施設改修が必要である。世界銀行やほかのドナーが正規教育の支援をしているが不十分であり、NGOsやほかの機関の支援を必要とするほど問題は深刻である。

特徴：コミュニティ参加型、現地の需要に合った教育オプションやコミュニティプログラムの提供、スタッフの意欲開発、生徒中心の指導、活動ベースの指導、個人のペースに合った指導、年上の生徒が年下の生徒に手を差し伸べる指導。

目標・活動：FYAが教師の選考基準や、組織に対するコミットメントの仕方などの基準を決め、教師のトレーニングや管理プログラムを独自に開発した。しかし、コミュニティが学校施設の建設・補修のために資金を提供するなど、コミュニティの参加・協力を尊重した活動を行っている。国内官庁ならびに国際機関との連携体制も構築されている（国際機関が運営費用や実験的プログラムの追加費用を支援）。

1) カリキュラム開発について

FYAは教育の質を高めるために、コミュニティの日常や歴史を利用した、コミュニティと学校のつながりをより強化するカリキュラムを開発した。そのため教科書もボリビアの文化・言語的多様性、地域的な遺産、子どもたちの日常の現実が反映されたものとなっている。また、授業の中で、子どもたちは日常の経験をもとに、地域の問題や出来事についてディスカッションを行う。

2) 教師のトレーニングについて

教師のトレーニング・プログラムでは、コミュニティの生活を重要視している。そのため、教師は日常生活の中から事例を取り上げ、子どもたちが自分たちの経験を語ったり自由な表現ができるような指導を行うようになった。これは子どもたち、または影響のある両親たちに、学校はコミュニティに関わりのあるところで教育を行っているということを感じてもらうことが目的であった。

- 成 果：・FYAプログラムの卒業生は読み書き、計算能力が従来の学校の生徒より高く、社会的・情緒的成長の機会が増加した。また生徒のドロップアウトや留年率も低下している。FYA学校では、従来の教育内容以外に自尊心や価値トレーニング、誠実、団結などの意識強化が図られていることが影響していると分析されている。
- ・コミュニティの参加が生徒の学習持続性を維持する重要な戦略とされたため、両親の精神的カウンセリング、学校スタッフやソーシャルワーカーによる生徒宅への家庭訪問などの重要性が関係者に認識された。また、生徒の参加を促すための、メディカルケア、朝食・昼食配給、登録費や学用品の価格の値下げなどの経済的インセンティブ戦略が立てられたり、遠隔地の生徒用に寄宿施設も建設された。
 - ・教師トレーニングの見直しも適宜行われ、新しいプログラムの開発のために月1回教師たちが集められた。開発された新しいプログラムには、「8段階別プレスクール」、貧しい両親のために子どもの教育をサポートする方法を教える米国の「ヘッドスタート」プログラムに似た「親子プログラム」、シングルマザーが安定した収入を得られる能力をつけるための「女性組織のトレーニング」、キリスト教の価値観をカリキュラムやトレーニングに組み込む「信仰と光」などがあつた。

成果の指標：従来の学校とFYA学校の比較研究に基づく。

- 教訓・提言：・プロジェクトスタッフやコミュニティの意欲と自発的な参加が重要であり、それを促進する工夫が必要である（より柔軟な広報戦略など）。
- ・さまざまな成功を他地域に適用するための効果的なコミュニケーションネットワークの存在が必要である。また国際援助機関、政府機関、教師、コミュニティの間の有効な関係性の構築も重要。
 - ・プログラムやプロジェクトの質に影響を与える重大な要素は、有能なスタッフの選出と、彼らの能力を高めるイン・サービス・トレーニングの管理である。
 - ・コミュニティの参加が伴ったプロジェクトが軌道に乗るには、効果的なリーダーシップと、公共ならびに私的資源の有効な活用が必要である。

関係資料：Fe y Alegria (1998)

事例番号 1-H (基礎教育の拡充と質の向上)

案件名：ケニア・ナイロビ都市スラムに暮らす高校生の補習授業²⁴

実施期間：4月、8月、12月の学校休業中、高校生が寮から自宅へ帰る2週間ないし3週間

実施機関：特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会 (CanDo)

活動対象：ナイロビ市ムクル・スラムに居住する高校生

関係者：保護者を含むスラム住民、ムクル郡事務所、同スラムで活動するNGO・教会など、ケニア人教師、CanDo現地および日本人調整員、同国滞在中の青年海外協力隊理数科教員有志、スラムのコミュニティ小学校、CanDo奨学金事業卒業生有志
青年海外協力隊の理数科隊員有志の協力も得ていたが、同国JICA事務所の正式認定による参加ではない。

背景：従来よりナイロビのスラム地域の高校生を対象に奨学金支援を行っており、1999年4月にはケニア国家中等教育統一試験 (KCSE) を控えた11人に対して、学校休業中にスラム地域の小学校教室を借りて補習授業を実施した。それが大変好評であったため、2000年4月より事業化することとなった。

目標：理科・数学・英語など苦手科目の予習・復習をする
住居が狭く暗く、勉強できる環境にない生徒に学習する空間を提供する
全国各地の高校生との交流・協力や教科以外の知的刺激の場を提供する
誘惑の多いスラムの中の問題行動を予防する場を提供する
理科の実験、社会科見学、進路相談、ビジネス講座など、学校では不足しがちな分野を補うと同時に、試験対策にとらわれず広く卒業後に役立つプログラムと、社会に対する興味・関心を高める機会を提供する。

特徴：ローカル人材の活用、高校生自身の主体的な参加と保護者の理解・支援の促進、事業を通じた地域社会とのつながりの構築、スラムでの事業展開の布石

活動内容：奨学金支援をしていた高校生の試験準備授業から、学校休業中の4月、8月、12月にナイロビ市ムクル・スラムに帰省する高校生に広く開放した補習授業である。1、2年生対象の低学年クラスと、3、4年生対象の高学年クラスに分かれ、若い教員や教員を目指す学生を講師とし、理数科など多くの学生が苦手とする科目を中心に、学校ではなじみの少ない実験の授業を取り入れた。社会科見学・カウンセリング・時事問題の講義などのほか、最近では、Science CongressやVariety Showなど、高校生が主体的に計画・準備・発表を行うプログラムも行っている。

成果：・生徒が楽しみながら学習できている。

²⁴ 本調査研究で実施したアンケート調査 (2004年10月) に基づく。

- ・卒業時の国家統一試験の対策および卒業後の就職・進学を考えるヒントを提供できた。
- ・住居が狭く暗く、勉強できる環境にない生徒に学習する空間を提供した。
- ・教科書や参考書が不足している高校生に貸し出しを行い、個別学習のニーズにも対応した。
- ・全国各地の高校に通う学校の交流・協力や教科以外の知的刺激の場を提供した。
- ・誘惑の多いスラムの中の問題行動（麻薬の使用や望まれない妊娠につながるもの）を予防する場を提供した。
- ・比較的経験の浅い教員や教員を目指す学生に、スラム学生への理解と教員経験の場を提供した。

成果の指標：住民および高校生からの補習授業継続要請、補習授業開始時の奨学生の卒業・進路、国家統一試験の点数、授業記録および参加者・教員アンケート

問題や障害：

- ・講師として教科を担当するケニア人教員・学生らに、教科外プログラムの企画や事業運営を将来的に担ってもらうことを期待したが、教員・学生にとっては学校休業中のアルバイトや、自らのキャリア形成の域を出ていない。
- ・ケニアにおけるHIV/AIDSの蔓延を危惧して保護者が特に女子生徒を参加させない（共学の高校はほとんどなく、この補習授業が男子生徒との出会いの場となる可能性がある）ことがある。
- ・ケニア人教員では実施がやや難しい理科実験において、青年海外協力隊理数科教員の参加を期待したが、任務外の業務で、治安の問題もあり、あまり参加が得られていない。

教訓・提言：この事業開始後、隣接するスラムからも口コミで高校生が集まり、このような事業が他になく、予想以上に必要とされていることが明らかになった。参加費は、中級家庭の高校生が利用する塾や家庭教師の10分の1以下（週に300円程度）であるが、授業内容への評価は高い。学生の境遇や学習に理解のある教員らと協力し合い、低い事業費で持続可能性を確保し、ローカル組織や地域への移譲の可能性も考慮したシステムとなっている。しかし、現状で学生の参加費だけでは運営できず、外部支援がなければ維持できない。

関係資料：CanDo（1999）Webサイト、年次報告、会報

事例番号 1-1 (基礎教育の拡充と質の向上)

案件名：ガーナ 国家機能的識字プログラム

(The National Functional Literacy Program: NFLP)

実施期間：1999年6月～2004年12月

実施機関：世界銀行

活動対象：北部農村地域に住む100万人の学習者（うち60%が女性）

背景：ガーナでは、非識字率は貧困者、特に女性の間でいまだに高く、若い人たちの間でも、特に貧困家庭の子どもたちや少女の識字能力の欠如が続いている。また初等教育課程に入ったすべての子どもたちが教育を修了するわけではない。1993年では、教育課程を修了する率は女子で79%、男子で88%であった。それに加え、学習達成度の低さ（1996年に実施された基準参照テストの結果は、5.5%の生徒が英語習得レベルに達し、数学では1.8%のレベルであった）も問題となっていた。

目標：15～45歳の成人、特に女性と農村地域の貧困者の機能的な識字率が向上する。

特徴：住民参加型

活動内容：15の現地語と英語（公用語）による、質が高く費用効率のよい、基礎的な機能的識字能力を提供するものであった。プログラムでは以下のことに重点を置いた。ノンフォーマル教育局（NFED）の運営能力を高める、調査と追跡研究を基にしたモニタリング・評価を実施する、現地語での読み物へのアクセスを拡大する、識字クラスへのラジオの導入を支援する、収入創出活動のため、識字グループの商業融資の獲得と運用を支援する、プログラムの供給を向上し、持続可能にするための、識字提供者、NGOs、コミュニティ、地方議会などのほかのステークホルダーとのパートナーシップを育成する。

同時に、新識字者が得た知識を失わないように、15言語での読み物の作成が支援された。NFEDは出版物、コミュニティ新聞の配布への資金提供、選ばれたタイトルや選ばれた言語の本の出版のため、ガーナ出版協会（GBPA）へ製作費の資金助成、地元コミュニティが低価格のシルクスクリーン技術を使った読み物作成の推奨をした。しかしながら、実際のところは集権的な手続きによって、新聞の制作と配布に遅れが生じ、予想していたよりもGBPAとの共同制作がうまくいかなかった。ただ、シルクスクリーンを使用した地元新聞の制作はいくつかの地域では機能した。

成果：フェーズの主な成果は読み書き、計算能力を学習者が身につけたことである。就学した約70%がコースを修了し、1997年に修了者に対して学習アセスメント（筆記、読解力、計算、認知、考え方、機能的な能力）が実施されたが、修了生80%のうち平均点は100点中70点であった。そのほか、自発性の向上、家族計画や個人の健康や衛生、農業の実施、環境保全、市民の問題についての人々の関心が高まった。

成果の指標：BIA、1991/92ガーナ生活水準調査、など

問題や障害：プロジェクト遂行上のリスク評価が行われたが、高リスクまたはやや高いリスクを持つと判断された要素ならびにそれらのリスクを最小限にする方法は以下のとおり。

- ・NFEDによるリーダーシップの維持。質の高いスタッフの雇用や保持。
- ・NFEDの組織の完成・発展。ノンフォーマル教育政策枠組みの開発。
- ・他機関からの支援の有無。定期的なコンサルテーションと情報交換。
- ・ガーナ政府の予算。プログラムの予算手続き・年間計画・資金供給のモニタリング。

教訓・提言：・識字活動が効果的であることを確かめるため、継続的なモニタリングが必要。

基礎データや、明確な学習達成度およびそのほかの利益の指標など、モニタリングや評価の制度がプロジェクトの開始時から設定される必要がある。

- ・プログラムは同意された条件や質の評価指標の枠組みの中で実施されなければならない（実施期間、クラス出席率、学習結果など）。主にMIS（Management and Information System）、学習者アセスメント、追跡調査を拡充することで、学習者のモニタリングをし、プログラムの成功を明らかにすることに重点を置くべきである。
- ・ファシリテーターのパフォーマンスを評価し称えることは効果的である。
ファシリテーターのインセンティブを現物支給で、長期にわたってモチベーションを維持できるようにさまざまな方法で用意していくことが重要である。ファシリテーターの選考や報酬には、適切な基準が適用されるべきである。
- ・NFEDの機動的役割や能力強化が依然として必要である。
NFLPを実施するためのNFEDの役割と指令、識字イニシアティブの促進と調整、ノンフォーマル教育の優先順位を立てる能力を強化する必要がある。NFEDの安定が、有能なスタッフの雇用や保持を促進する。
- ・識字プログラムを提供する人々と機関の間の協力が必要である。
成人識字に関わるNGOsの活動の中身と焦点は宗教に関するものから、農村開発のジェンダー平等に関するものまでさまざまである。識字提供者は、NFEDとは独立した、独自のクラスを組織している個人の提供者、個人的にクラスを運営しているが、NFEDにある種の支援（例：手引書、トレーニング、管理など）を頼っている個人の提供者、識字サービスを提供はしないが、NFEDの普及に貢献している（例、学習者の動員、開発活動に対するインプットなど）組織が含まれる。このような状況のもと、ステークホルダーの間では、識字活動の協力や調整が必要であるという認識が広まっている。

関係資料：World Bank（1999）Report No.18997-GH

事例番号1ーJ（基礎教育の拡充と質の向上）

案件名：アジア太平洋地域女性のための識字教育センタープログラム²⁵
(Literacy Resource Centres for Girls and Women (LRC))

実施期間：1994年～現在

実施機関：ユネスコ・アジア文化センター（ACCU）およびアジア17カ国（バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、イラン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム）の18共催団体（政府機関、NGO）

活動対象：各対象地域におけるノンフォーマル教育関係機関、活動者、NGOや大学機関、地方団体、コミュニティ・グループ
非識字者、15歳以上の非就学児童や中途退学者

関係機関：ユネスコおよび各国政府機関

背景：女性と識字 成人女性の3分の1が非識字者であるアジア太平洋地域では、女性の識字能力を伸ばすことにより、彼女たちが抱える、過剰労働、貧困、差別などの社会状況を変えていく原動力になり、彼女たち自身の自立が促進される。またそれと同時に、女性は、妻、母親、労働者など、家庭や社会での多くの重要な役割を担っており、彼女たちが識字能力を持つことができれば、家庭はもとより、社会全体に大きな影響を与えることが期待できる。

NGOの識字・ノンフォーマル活動 アジア太平洋地域には、草の根レベルで識字・ノンフォーマル活動を展開している多くのNGOがある。彼らのこれまでの活動から得た経験やノウハウを効果的に活かし、ノンフォーマル教育の推進を図るため、これらの情報を交換し合い、共有することが必要とされている。

目標：識字・学校外教育に携わる人々や団体の活動をサポートするため、各国内の識字推進NGO、専門家のネットワークの拠点として、情報教材、資料、技術、専門家の収集、保管、提供を行う。

教材制作、人材養成、IT活用などの技術提供などを通して、識字・ノンフォーマル教育を推進する。

アジア太平洋地域の識字・ノンフォーマル教育推進のため、情報の交換、人的交流を行う。また、そのためのネットワークを、自治体、国、アジア太平洋地域レベルで強化する。

特徴：アジア太平洋地域レベル、国レベル、地方レベルにおけるネットワークによる、情報および人材リソースの効果的な運用。政府機関と非政府関係者（NGO、地方団体など）、ユネスコなどの国際機関との連携。

活動内容：情報や参考資料の収集と提供、専門家の情報提供、派遣
識字・学校外教育のカリキュラム作成とそれに沿った教材の開発
識字・学校外教育に従事する人材の育成やトレーニング

²⁵ 本事例概要はACCU大橋知穂氏に執筆いただいた。

- そのほか、各地域のニーズに合わせたさまざまな活動
 アジア太平洋地域における識字・ノンフォーマル教育ネットワーク
 成果： アジア地域におけるリソースセンターネットワークの構築。
 女性のエンパワメント、コミュニティ主導型開発など草の根の経験を
 活かした活動の実施。
 ノンフォーマル分野（女性のエンパワメント、収入向上、環境、保健
 衛生など）での先駆的な教材の開発。
- 成果の指標：各LRCの活動報告、モニタリングの実施、制作教材など。
- 問題や障害：
 - ・18カ所のLRCは設置地域、活動内容などが多岐にわたっているため、LRCネットワークとしての成果が出にくい。
 - ・それぞれの母団体としての草の根での活動をACCU - LRCネットワークの活動として結び付けていくメカニズムが確立されていない。また母団体がNGOの場合、各国の政府機関の認知度が弱かったり、有機的な活動の交換がされていない。
 - ・アジア太平洋地域ネットワークとしてのイニシアティブはACCUがとっており、各LRCのネットワークへのオーナーシップが根付きにくい。
- 教訓・提言：2005年2月に開催されたLRC戦略会議で提言された、同ネットワークのビジョン、ミッション、活動目的と内容についてのストラテジックペーパーを、EFA関連機関（国際機関、各国政府、NGO、ドナー団体、ほかのネットワークなど）とシェアすることにより、アジア太平洋地域および各国レベルでのパートナー活動を強化する必要がある。また、データベースの構築、活用などを通じた有機的な情報、人的交流の拠点となるリソースセンターとしての機能を強化するとともに、活動の中にアドボカシーの要素を強化していくことが望まれている。
- ACCU - LRCネットワークは「国連識字の10年」のアジア太平洋地域リソースチームのメンバーでもあり、草の根の活動と、国際的なアジェンダをつなぐ機構としての役割も期待されている。
- 関係資料：ユネスコ・アジア文化センターWebサイト
 「アジア太平洋識字データベース」Webサイト
 ACCU（2004）

事例番号 2-A (生計の向上)

案件名：マリ国「セゲー地方南部砂漠化防止計画調査」(開発調査)

実施期間：2000年3月～2003年7月

実施機関：JICA

活動対象・関係者：テロワール管理委員会(住民組織)

農業・牧畜・漁業省農村支援支局

背景：マリ国の2000年の産業構成は、第一次産業43.3%、第二次産業17.8%、第三次産業38.8%であり、農業への経済依存度は高い。1人当たりGDPは15万人FCFA(約220米ドル)で世界際貧困グループに属する。成人識字率は31%と推定されているが、都市部と農村部の教育格差は大きい。これらを反映した人間開発指数(UNDP作成のHDI)は世界174カ国中166位である。

サヘル地域の他国と同様、マリにおいても砂漠化が加速化している。砂漠化防止への国際的な取り組みの高まりを受け、1996年12月に国連砂漠化防止条約(CCD)が発効した。CCDは、過去多額の資金を投じてダウン方式の大規模プロジェクトが期待された効果を上げ得なかったという反省の上に立ち、住民参加の促進を重視するボトムアップ・アプローチを基本戦略とした条約である。マリは、1998年にCCD締約国として国家環境行動計画(PNAE)を策定している。

本開発調査の対象地域であるセゲー地方南部は、マリ国における主要な農耕地帯である。地域内では、人口増加を背景に、穀物の単位面積当たり生産性や薪炭材資源の減少、牧畜資源の不足、それに伴う砂漠化が進んでいる。しかし、調査地域の年間雨量が600～800mmあることを勘案すれば、農村開発を軸とした総合対策によって、農業生産基盤となる地域自然資源の保全を通じて砂漠化を防止することができる十分な潜在力を有した地域である。このような背景のもと、マリ政府は日本政府に対し、該当地域における砂漠化防止を目的としたマスタープラン策定調査の実施を要請した。1999年12月、日本政府はJICAを通じて、事前調査団を派遣した。マリ国政府と事前調査団は、砂漠化防止マスタープランの調査の実施細目に合意し、S/W(実施細則)を締結した。

目標：持続的な農牧林業の展開を通じた、砂漠化防止を目指す農村総合開発計画(マスタープラン)を策定する。

調査実施過程において、各調査項目に関する調査手法および計画立案の手順・考え方について、マリのカウンターパートに対する技術・指導を行う。

特徴：テロワール管理手法(住民参加型モデル)を採用。

投入：日本側負担/実証プロジェクト運営管理費(コンサルタント直接人件費)、一部実証プロジェクト実施経費

相手国側/一部実証プロジェクト実施経費

実証プロジェクト実施経費に関しては、原則としてすべての事業に関

し、一定の住民負担を求める。

- 活動内容：
- ・ M/P策定支援
 - ・ 実証プロジェクト実施運営管理
実証プロジェクトでは、住民の事業運営能力の向上（識字率の向上、事業運営手法研修、住民組織化）、BHNの充足（安全飲料水源の確保、雨期への市場アクセス向上）、農家所得の増大（農業生産性の向上と食糧の安定確保、牧畜生産性の向上）、自然資源の保全管理（森林面積増大と生産性向上、土地利用の適正化、土壌保全活動）、女性負担の軽減（マイクロ・ファイナンス、手工業製造普及）などを実施。
 - ・ 識字教育、住民組織化ワークショップ、マイクロ・ファイナンスにかかるワークショップ、手工芸など

事例番号 2-B (生計の向上)

案件名：スリランカ「都市衛生環境改善プログラム」(青年海外協力隊グループ派遣)

実施期間：1986年～現在

実施機関：JICA

活動対象：都市部低所得者居住地域住民、住宅プランテーション基盤省、地方自治省

背景：スリランカでは、ほかのアジアの途上国と同じく確実な都市化とともに都市部の貧困層居住地区では劣悪な生活環境のところが多く見られてきた。経済面では不安定な職と貧困、施設面では各戸給水・トイレ・排水施設の整備、社会面では貧困に伴う差別や就学困難・麻薬・犯罪・就職などの問題が挙げられる。これらの不法住民の増加や公共サービスの欠如に対し、スリランカ政府は1979年より低所得者居住地域に対する生活改善政策を打ち出し、公共住宅の公共・各種インフラ整備や住民の組織化促進などを実施してきた。

このような背景のもと、上記政策をサポートすることを目的に、1986年に国家住宅開発公社への青年海外協力隊員の派遣が開始され、都市部低所得者居住地域住民を対象とした生活改善活動が展開されることとなった。

目標：都市部低所得者居住地域住民の生活環境改善

活動はあくまでも個々の自主的な隊員活動に委ねられているため、中期的目標は存在しない。

事例番号2-C (生計の向上)

案件名：インドネシア「スラウェシ貧困対策支援村落開発計画」(プロジェクト方式技術協力)

実施期間：1997年3月～2002年2月

実施機関：JICA

活動対象・関係者：内務省村落開発総局および南スラウェシ州村落開発庁、タカラール県住民

背景：インドネシアは、経済成長と政治的安定を主軸にこれまで発展を成し得てきたが、開発と経済成長が順調に進むにつれ、都市部と農村部、ジャワ島と外領(特に東部インドネシア)など国民の間に貧富の差ならびに地域格差の拡大が明らかになり始めた。同国政府は、1994年に発表した第6次国家開発5カ年計画において「人的資源の質的向上」、「経済発展と経済構造調整」とともに「平等と貧困軽減」を国家開発の中心目標に掲げ、国家的事業として本格的に貧困対策に取り組むことを明らかにした。同計画では、1993年の時点で全人口のおよそ13.7%を占めると推定される絶対的貧困層(2590万人)を計画終了時に6%(1200万人)まで減少させることを最重要課題の一つに挙げている。

このような背景から、東部インドネシアに位置する南スラウェシ州における貧困対策事業を含む参加型村落開発事業の立案運営力量の向上・強化を趣旨とした本プロジェクトに対し、我が国にプロジェクト方式技術協力を要請した。

目標：上位目標：参加型社会開発モデル(タカラールモデル)が適用され普及される。

プロジェクト目標：南スラウェシ州(スラウェシ)において適用可能な参加型社会開発モデル(タカラールモデル)が開発される。

特徴：参加型社会開発モデル

投入：日本側投入/長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整員、村落開発、開発と女性、参加型開発 計5人)、短期専門家(研修企画、村落開発7人/年程度)、研修員受入(5人/年程度)、機材供与(研修用資機材、広報記録用機材ほか)

相手国側投入/要員(Project Director, Project Manager, Project Coordinator各1人、対象4村落各1人、これらとは別に、活動の進捗に応じて必要なカウンターパートを追加配置する)

施設など整備：州と県それぞれプロジェクト事務所(帰属建屋を改装)

事例番号 2-D (生計の向上)

案件名：バングラデシュ 女性に対する教育および金融サービス (Education and Financial Services to Neo-Literate Women (EFSN))²⁶

実施期間：2001年1月～2003年12月

実施機関：Dhaka Ahsania Mission (DAM)

活動対象：バングラデシュの2州5地域の、主に土地なし住民、日雇い労働者、辺境地の農民、極貧女性など。

関係者：250のコミュニティ学習センター (CLC、またはゴノケンドラ (Ganokendra) と呼ばれる)、ローカルNGO Association of Social Advancement (ASA)、日本のNGO (日本ユネスコ協会連盟、財団法人ユネスコ・アジア文化センターなど) と連携。

背景：バングラデシュでは、人口の45%以上が貧困状況、25%が極貧状態にある。特に、貧困者の主となるニーズとして、教育と技能発達、医療、水と衛生、雇用と収入、人権と社会的正義、土地と家、食糧と栄養、の重要性を認識しているDAMは、このような貧困状況を改善するためには、貧困状況にある人々への教育、技能訓練、啓発活動が必要不可欠であると考え、特に女性を対象とした教育および金融サービスを提供することとなった。

目標：持続的な生計ならびに経済的エンパワメントを目指すための、基礎・継続・生涯教育を促進し、金融サービスを提供する。
コミュニティ学習センターの機能を強化する。
関係職員的能力を強化する。

特徴：女性メンバー約1,250人を対象にした継続教育 (DAMが実施)、マイクロクレジット・システムの構築 (ASAが実施)、職業訓練 (DAMが実施)。

活動内容：・機能的識字 (生活や社会に直結する知識 (健康・栄養、保健衛生、環境、公害、人権、出生・死亡登録、婚姻 (持参金や重婚、早婚など) に関する法律など)) の提供
・主に女性を対象としたニーズに基づく職業訓練の実施 (家禽・家畜飼育、バナナチップス製造、きのこ栽培、蠟燭作り、人形&おもちゃ製作、裁縫)。
・生計向上活動のためのマイクロクレジット・システムの構築・実施。
・継続教育に対する人々の関心を引き出すためのコミュニティ啓発。
・ジェンダー間の公正性、環境保全、児童または女性売買に関するコミュニティの関心やそれらに関する活動を促すための会議を開催する。
・プロジェクト関係者やプロジェクト管理委員会への訓練・指導。
・コミュニティ学習センターへの教材の供給 (約280あまりの教材の開発)。

成果：・基礎的識字以外の機能的識字の向上
約71%の参加者が、小学2・3年と同等レベルの基礎教育を受けるこ

²⁶ DAM Webサイトおよび聞き取り調査 (2004年10月) に基づく。

とができた。また大部分の参加者が本や雑誌、新聞、ポスターを読めるようになり、手紙を書いたり読んだりできるようになった。また基礎識字以外に、健康、社会、環境、人権問題に関する知識や技能といった機能的識字が提供され、生計や生活の質向上に役立った。例えば、インパクト調査の回答者の約90%が家計簿をつけるようになったと報告した。ビン、薬、殺虫剤などのラベルを読めるようになったり、各種書類や医者の方箋を理解できるようになった。

- ・極貧女性の識字能力の強化・保持ならびに家族への影響
識字化された母親は、子どもの学校の教育内容により関心を持つようになり、宿題も手伝うようになった。また母親が自らが学んだ知識や気づきを配偶者や子どもに伝えるようになったり、ほかの家族の学習意欲が高まるなどの効果があった。また、識字化された人々は他人が識字化するのを手助けするようになった。
- ・市場に関連した各種職能技術の発達
ほとんどの参加者がマイクロクレジットを利用した。そして結果として月収または家庭の資産が増加した。食糧への出費が減少した一方で、教育や衣服、家具、家の修理などへの出費が増加した。医療に関する出費が増加した一方、疾病率は減少するという効果が見られた。
- ・女性の意識の改善
各種能力の向上とそれによる生計向上によって、参加者、特に女性の自信、自尊心、意思決定能力が強化された。
- ・持続的な教育を提供する場としてのコミュニティ学習センターの機能強化

成果の指標：2州5地域39人の女性を対象にしたベンチマーク調査とインパクト調査によって得られたプロジェクト前と後の各種データ（参加者数、マイクロクレジット利用者数、参加者の知識・態度・技能の変化、月収、出費など）

問題や障害：機会費用との兼ね合いから、女性のプロジェクトへの参加率や、プロジェクトへの持続的参加の割合が必ずしも高くない。

教訓・提言：マイクロクレジットの利用に関しては、その利用システムの普及と実施が主活動であり、どのようにその資金を利用するかということまでは深く指導をしていなかった。マーケティングの考えも踏まえて、包括的にマイクロクレジット利用の指導を行う必要がある。

関係資料：DAM Webサイト、Annual Reports

事例番号 2-E (生計の向上)

- 案件名：ミャンマー障がい者のための職業訓練校²⁷
実施期間：2000年3月～（継続中）
実施機関：特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR JAPAN）
活動対象：職業訓練を受けることが可能な障がい者
関係者：ミャンマー社会福祉省、Eden Handicap Service Center（ローカルNPO）、アジア太平洋障害者センターなど。ミャンマー社会福祉省と連携。
- 背景：福祉政策の基本法制定が進んでいないミャンマーにおいては、全人口の6%以上を占めるといわれる障がい者への支援は依然として立ち遅れており、多くの障がい者が社会的差別に苦しめられている状況が続いている。身体障がい者のための施設もほとんどなく、またあったとしても医療支援に限られており、生きていくための技術、教育、雇用の面での支援が絶対的に不足している。またミャンマーにおいて障がい者支援分野で活動を行っている国際機関は赤十字国際委員会のみで、その内容も義足や松葉杖などの支援に限られている。ローカルNGOが小規模ながら短期の職業訓練などを実施しているが、その質や効果はそれほど高くない状況である。以上の点から、障がい者の社会復帰プログラムを実施する必要性があると判断した。
- 目標：職業訓練による障害者のキャパシティ・ビルディングを通して経済的、精神的自立を図り、社会的地位の向上を目指すとともに卒業生を中心とした自助組織の育成により地域のエンパワメントにつなげていく。
- 特徴：当事者（障がい者）のスタッフへの登用を積極的に推進している（ローカルスタッフを14人雇用、うち障がい者が9人（2005年4月現在））。日本人駐在員はあくまでも調整員としての立場をとり、事業の方針などはローカルスタッフや生徒との話し合いによって決定される。
- 活動内容：2000年にミャンマーの首都ヤンゴンに障がい者自立支援のための職業訓練校を開校。自宅でも簡単に営業できる、電気機器修理などに比べ女性を含む一般市民が取り組みやすい、地方でもニーズがある、という条件を検討した結果、美容・理容ならびに洋裁の2コースを設け、毎年90人前後がスキルを学び卒業している。訓練生は全国各地から募り、経済的自立への意欲や卒業後の将来計画などを書いた応募書類を提出し、その後面接を経て決定される。意欲のある希望者は、身体障がい以外に重い疾患がある、経済的に恵まれている、などの特別な場合を除き、ほぼ入学が許可される。訓練生は皆、AARの寮で生活する。技術のみならず、開店のためのビジネス手法を身につけるためのモデル・ショップの運営、また課外授業やミーティングを通して人前で話す訓練などを行い、障がい者の精神的な自立を促している。卒業後のフォローアップとして、はさみ、洋裁用具など器材の供与、また希望者にはローンによるミシンの貸与、訪問アドバイスによる卒業生へのケアを行っている。また、障

²⁷ 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年10月）に基づく。

がい者による自助組織の成立を目指してリーダーシップ・トレーニングを行い、地域リーダーの育成にも力を入れている。

成果：洋裁コースの約7割、理容・美容コースの約6割が技術を活かして自営、または就職により収入を得ている。平均月収は洋裁10,000チャット（11～12米ドル）、理容・美容11,000チャット（13米ドル）で公務員の一般的給与より高い。特に地方においては稼ぎ手となって家族を支えているケースも少なくなく、社会的に認められる存在となっている。訓練校卒業生を核とした障がい者の自助組織（Self Help Organization: SHO）も2003年秋から活動を開始。ヤンゴン市内の動物園に車椅子を寄贈、表示を取り付けるなどの活動を行った。

成果の指標：卒業生の数、訓練生のアンケートを通しての評価、就職率、月収（または年収）

問題や障害：より重度な障がい者の支援ができない。

関係資料：難民を助ける会（AAR JAPAN）Webサイト、活動報告

事例番号 2-F (生計の向上)

- 案件名：ベトナム・ナムザン郡総合地域開発事業²⁸
実施期間：2001年11月～2008年3月
実施機関：財団法人 国際開発救援財団（FIDR）
活動対象：ベトナム国クアンナム省ナムザン郡カジー社およびタピン社内（計17村）の村民、村事業管理委員会、社事業管理委員会および郡事業管理委員会
関係者：ベトナム国クアンナム省関連部局、ナムザン郡関連部局、カジー社およびタピン社事業管理委員会、フエ大学、ハノイNGOなど
背景：ベトナム政府にとって少数民族の生活安定は政治的および経済的に重要な課題であることから、少数民族に対して、保健、教育などの分野で優遇措置を取り、インフラ整備を中心とした公共事業を実施している。しかしながら、都市部における経済活動に携わる低地民と比べ、生活水準格差は年々広がっているのが現状である。1998年、政府は全国から1,715社（行政村）を最貧社として選定し、この地域への支援を内外に呼びかけた。国際開発救援財団は、2001年よりベトナム中部に位置するクアンナム省14郡の一つであるナムザン郡9社（1町を除いてすべて再貧社）のうち2社、計17村を対象として、初期段階の援助ニーズの把握・調査を開始し、住民の生活水準向上および地域の自立発展を担う組織・人材の育成を目的とした地域総合開発事業を展開するに至った。
- 目標：郡・社・村の政府機関、地域の生産者組合や事業活動の管理委員会および住民が、外部支援に依存せず、自ら主体となり同地域の問題に取り組み、持続的かつ内発的発展ができるようになること
- 特徴：住民参加型、地域の発展を担うローカル人材の育成・活用、地域内組織の確立および政府機関だけでなく草の根活動ネットワークの強化
- 活動内容：事業対象2社、計17村を対象とし、農業・教育・保健を中心とした草の根レベルでのインフラ整備（村小学校建設・郡病院医療器材供与）や住民ネットワークの強化以外に各種教育活動を行った。
- 1) 農村開発支援事業
村人へのトウモロコシ・陸稲・水稲の栽培技術普及トレーニングなどの活動を実施した。収入向上を目的として、牛銀行・豚銀行（住民が貸与された家畜を増やし、次の受益者に渡していく方法）・鶏供与を行うとともに、家畜飼育のトレーニングを行った。また、伝統手工芸の生産者グループに対してトレーニングおよび視察研修を実施した。社・村レベルでの人材育成・能力向上に重点を置いて地域リーダーへの事業運営管理のためのトレーニング・他地域への視察研修・事前調査・事業活動レビューなどの活動も実施した。
 - 2) 貧困地区学習支援事業
教育施設および教材整備以外に、主に20～40代の女性を中心として、ベトナム語の読み書き計算および、農業・畜産・保健衛生などに関する知

²⁸ 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年9月）に基づく。

識を学ぶ成人識字教室（3カ月）を開催した。

3) 保健衛生改善事業

保健施設および機材整備以外に、保健所職員および村落保健員を対象として、保健衛生知識・運営/報告・住民への啓発普及に関するトレーニングを行った。その後、各村落保健員が各村でHIV/AIDSや保健衛生に関する啓発活動を実施した。

成 果：ナムザン郡にとって初めての海外NGOによる中長期の開発協力事業である。また同郡はラオス国境に近い山岳少数民族が居住する地域であり、外部者に対する警戒が強い。そのため、事前調査や開始直後の段階では、郡・社・村の各レベルで当事業の受け入れに混乱が見られた。しかし、実質的な初年度に当たる2002年度で予定どおりの活動を実施し、当事業の意図が伝わったことにより、現時点では郡・省行政側も各活動（傾斜地農業、伝統手工芸振興、コメ銀行、伝統助産婦（TBA）研修、各種トレーニングなど）を成功事例として認識してきている。

また、当初、主なカウンターパートとして予定していた郡関係部局の人員不足が深刻になったことや、より地域住民に密着した活動を行っていくために、各社・村の代表者からなる社事業管理委員会に主な活動の実施運営を移譲することとした。その結果、活動準備・実施、モニタリング、報告、問題点の解決に至る一連の流れが社・村レベルで行われるようになった。各村の村人はトレーニングやスタディツアーの結果、傾斜地農法や家畜飼育などの活動に参加し、着実に成果を上げている。特に女性は識字教育や栄養改善のみならず、農業・畜産活動についても積極的に加わっている。従来救貧施策としてコメや家畜、果樹などの無料供与に慣れていた住民たちも、コメ銀行や家畜銀行を通じて持続的な活動の意味を理解するようになってきている。

成果の指標：事業の月間・年度報告書など

問題や障害：ベトナム行政における一般的な手法とは異なる住民参加型の地域開発事業の考え方が一部の住民や事業管理委員会のメンバーに少しずつ浸透しているものの、全体的に十分に理解されているとはいいがたい（同地域の住民は無償の援助に慣れており、当事業も同様に見られることが多かった）。

また、郡政府は本事業の成果を認めてはいるが、それらを自らの施策に反映し、ほかの社の村々にまで拡大していくには至っていない。

教訓・提言：特に傾斜地農業や草の根獣医など、事業終了後の行政による維持・拡大が必要な活動について、事業期間の間に有効性を証明していく必要がある。

関係資料：FIDR Webサイト、計画書、月次・年度報告書

事例番号 2-G (生計の向上)

案件名：研修訓練事業²⁹

実施期間：1967年～現在

実施機関：財団法人 オイスカ

活動対象：アジア10カ国（インドネシア、タイ、ミャンマー、東ティモール、フィジー、バングラデシュ、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ）の農村地域に住む青年

関係者：委託研修生の受け入れ農家および事業所および企業の社会貢献部門との連携（例：中部研修センターとトヨタボランティアセンターなど）

背景：1960年代、オイスカは、インドを皮切りに各国に農業の専門家を派遣し、農業の改良普及プロジェクトを行ってきた。その試みが一定の成果を上げ、次に求められたのは、その地域に住む人々が、いかに自らの力で自分たちの暮らしをプロデュースするか、ということであった。そこで注目されたのが、食糧増産などの農村生活向上や地域開発に資する人材育成であり、1970年代に入ってから現在までに、国内外のオイスカ研修センターにおいて、農業実習を中心とした人材育成が行われ、既に1万人以上の青年が巣立っている。

目標：開発途上国地域のリーダーの育成。特に地球大自然に対する恩恵に感謝し、地域開発に貢献しうる人材の育成を目的とし、日本の歴史・文化・社会・習慣・日本語・日本人に対する理解と農業・工業に関する技能の移転を目標としている。

特徴：「日本理解と技術習得」のため、現地プロジェクトにおいて研修生を受け入れ、6カ月～1年間の研修を現地で実施し、現地が推薦する青年を日本に招へいし国内のセンターにおいて研修訓練を行う。

活動内容：入国してから3カ月間の基礎研修（日本の歴史・文化・社会・生活習慣・日本語など）を4カ所の研修センターで行い、各研修コースによって実務研修期間は異なるが、農業一般（9カ月間）、農業指導・農業委託（12カ月間）、国際ボランティア・家政・工業（21カ月間）の実務研修を行う。特に、研修生には時間を守ることを中心に規律を教える。

成果：ある程度日本語が理解できるようになり、日本人および社会に対する理解も深まり、農業・工業の技能が習得できるようになった。また、帰国後、研修生はオイスカが推進する海外でのプロジェクトに参画し、事業を実施するうえで大きな力となっている。

成果の指標：研修生研修終了時の各研修センター指導員の総体的評価や現地活動状況報告

問題や障害：・財源の確保が難しい。

- ・日本はすべてが揃いすぎているため、海外から日本につれてきて研修させるのはマイナス面もある。
- ・研修生は機械が使える日本の農業のほうが簡単と考えがちであるが、

²⁹ 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年10月）に基づく。

農家の経営面での現状などが研修生にはみえにくい。

- 教訓・提言：
- ・研修指導員、農業指導員などの後継者の育成が必要である。
 - ・これまでは技術の移転を主眼に置いての研修を行ってきたが、今後は帰国後の活動を踏まえた研修内容を計画していく必要がある。

関係資料：オイスカWebサイト年次事業報告書

事例番号 3-A (保健・衛生環境改善)

案件名：タイ国エイズ予防地域ケアネットワークプロジェクト

実施期間：1998年2月～2003年1月

実施機関：JICA

関係者：保健省、パヤオ県衛生局

背景：タイ政府は1991年、エイズ対策を政府が取り組む最優先課題に位置付け、首相府を中心とする14省庁からなる「国家エイズ委員会」を設立した。それ以降、本委員会においてエイズ予防対策にかかる国家プログラムとして「エイズ予防対策国家5カ年計画（1997～2001年）などを策定し、国民自らが感染予防を含むエイズ対策に取り組む能力向上とそのために必要な環境づくりを積極的に推進している。タイにおけるエイズ感染率は既に1%を超え、感染予防を中心に据えたこれまでの対策だけでなく、エイズ患者との社会的共存が可能なケアシステムの構築まで包括した対策・体制はある程度確立されてきたものの、郡レベルにおける活動はまだ散発的であり、地域における継続的・包括的対策を可能とする各種ネットワークづくりが急務となっている。このような状況下、我が国は1993年から3年間、「エイズ予防対策プロジェクト」を実施してきたが、タイ政府より同プロジェクトの成果を発展させた「エイズ予防・地域ケアネットワークプロジェクト」の実施要請があった。なお、UNAIDSが実施しているHealth Care Reform + HIV（ヘルスケアの再構築とエイズ対策）プロジェクトは、国家の保健医療行政のあり方をエイズ対策を切り口に見直そうというもので、対象地域6県の中に本プロジェクトサイトであるパヤオ県が含まれており、本プロジェクトとの関連が強い。

目標：Learning and Action Network on AIDS (LANA) をキーワードに、HIV/AIDSの予防とケア対策のモデルがパヤオ県を中心に開発され、その過程がプロセス・モデルとして他県に普及される。

特徴：PHA (People living with HIV/AIDS) グループへの支援として、感染者グループ自らが教育活動の担い手となる

投入：長期専門家（保健政策、地域保健、ヘルスマネジメント、業務調整）
短期専門家（保健医療情報管理、地域保健システム、HIV/AIDS臨床、結核対策、エイズ看護）
研修員（保健政策、病院管理、地域保健、保健医療情報管理）
機材供与（基礎的医療機材、視聴覚機材）

活動内容：感染者への支援として、感染者グループが仲間同士のサポートや情報交換、一般住民に対するエイズ知識の普及と差別の克服のための活動を行った。これにより、感染者が地域に貢献する場を見いだすとともに、住民側も感染者に対する理解を深めることができた。

成果：期待された成果
HIV/AIDSを取り巻く問題に対応できる保健人材が育成される
特に母子感染予防に配慮したHIV/AIDS予防およびケアシステムが構築される
コミュニティにおけるHIV/AIDS対策活動が推進される

事例番号3-B (保健・衛生環境改善)

案件名：タイ国外傷センタープロジェクト

実施期間：2000年7月～2005年6月

実施機関：JICA

活動対象・関係者：保健省コンケン病院

背景：タイでは、都市化に伴い交通事故による死傷者数が急激に増加しており、現在では主要な死亡原因となっている。また若年層の死亡者数が急増するとともに、交通事故による障害者数も増加の一途をたどっており、大きな社会問題となっている。

我が国は、1991年から1996年までタイ コンケン県において、公衆衛生プロジェクトを実施した。これは、バンコク以外の地域に対し実施されてきた従来からの保健医療サービス・システムの問題点を分析し、対策の検討を行い、さらに計画立案と解決策の実施という一連の活動を通し、地方都市の現実に即した保健医療システムを作ることを目指すものであった。

同プロジェクトの成果の一つとして外傷予防のためのモデル的なシステムが開発され高い評価を得たが、この分野での更なる強化を図るため、タイ国政府は国立コンケン病院での「外傷センタープロジェクト」の実施を承認し、2001年には施設が完工。同センターは、24時間の救急外傷対応、プレホスピタル・ケアサービス、情報管理および利用、救急スタッフトレーニング、外傷研究の各部局を持つ予定であり、同センターにおいて外傷予防に焦点を定めたプロジェクトを実施すべく我が国に協力を要請してきた。

目標：コンケン県における交通事故外傷による死亡率の低下。

特徴：コンケン病院における交通事故外傷に関するデータを交通安全教室やキャンペーンに活用し、効果的な教育を行う。

投入：長期専門家（チーフアドバイザー、業務調整）

短期専門家（救急医療、看護管理、コミュニケーション、交通安全教育）

研修員（救急医療、救急看護、救急搬送）

機材供与（救急医療機材、救急通報システム関連機材）

活動内容：交通事故データから交通事故発生現場マップや外傷多発データなどを作成し、説得力のある資料として住民への教育に活用している。

成果：期待された成果

病院内外傷患者ケア改善

プレホスピタルケア改善

交通事故予防・軽症化

研修・研究センター設置

タイ国内の他県へのモデル化

事例番号 3-C (保健・衛生環境改善)

案件名：チュニジア リプロダクティブ・ヘルス教育強化

実施期間：1999年9月～2004年9月

実施機関：JICA

活動対象・関係者：国家家族人口公団（ONFP）

背景：チュニジア国政府は第8次5カ年計画（1992～1996年）の中で家族計画推進事業を最重要課題の一つとして位置付けている。我が国は家族計画事業に寄与することを目的として、国家家族人口公団を実施機関とし、IEC（Information, Education and Communication）に主眼を置き、家族計画に関する啓発教材（ビデオ番組、印刷媒体）の制作を主な内容とした「人口教育促進プロジェクト」を1993年から1999年まで実施した。

チュニジア政府は、1994年のカイロ国際人口開発会議で採択された行動計画に基づき、人口増加への対応の視点のみならず、より広く「リプロダクティブ・ヘルス」ととらえ直し、女性の健康や思春期・青年期の性に関する活動を強化している。また、上記プロジェクトにおいては、地方におけるIEC活動を実施したが、チュニジアにおいては、地方における家族計画の遅れがある一方、人口が集中する都市部において青年層を中心とした性感染症が大きな課題となっている。

このような背景のもと、チュニジア政府は、前プロジェクトの成果を発展させ、特に青年層を対象としたリプロダクティブ・ヘルス政策を推進することを目的として、新たに技術協力を要請してきた。

目標：青少年のリプロダクティブ・ヘルスの状態が改善され、ONFPのIEC戦略がより効果的なものとなる。

特徴：若者を対象とした教材作成と教育普及活動、カウンセリング活動の実施

投入：長期専門家（リプロダクティブ・ヘルス、業務調整）

短期専門家（社会ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス、視聴覚教材、印刷技術）

研修員（青少年のリプロダクティブ・ヘルス、プレス、DTP）

機材供与（コンピュータ、印刷機材、スキャナーなど）

成果・活動：視聴覚教材は若者向けにエンターエデュケート性の高い教育ビデオやビジュアル性の高い印刷物を作成し、若者が集まりやすい場を利用したキャンペーン活動を行って普及に努めた。期待される成果は次のとおり。

IEC戦略が作成され、実行される。

能力のある人材が確保される。

適切な教材が開発、作成、効果を上げる。

既存サービスが強化され、効果を上げる。

青少年のRHメッセージに対するアクセスが増加する。

複数の関係機関の調整が強化される。

事例番号 3-D (保健・衛生環境改善)

案件名：フィリピン家族計画・母子保健プロジェクト、フェーズ、

実施期間：フェーズ 1992年4月～1997年3月

フェーズ 1997年4月～2002年3月

実施機関：JICA

活動対象・関係者：保健省、人口委員会、フィリピン大学人口問題研究所、ターラック州を含む第3リージョン6州

背景：1981年から7年間にわたり我が国が協力を行った家族計画プロジェクトによって、同国モデル地区（当初2地区、後に11地区に拡大）において、母乳利用率の増加、避妊具利用率の増加、妊婦死亡率の減少などの具体的な成果が得られた。その結果を踏まえ、さらに地域保健活動の活性化を図り、母子保健サービスを強化し、家族単位での住民の福祉の向上を達成することにより、同国の人口政策の実施に寄与すべく、我が国への協力要請がなされた。フェーズ1ではルソン島中部のターラック州、フェーズ2ではターラックを含む第3リージョン6州を対象に実施された。

目標：モデル地区を設定し、地域保健活動の推進と母子保健サービス・デリバリーシステムの強化を図ることを目的とする。

特徴：地域住民活動・啓発活動への支援に関し、住民の特性に合わせた情報の伝達方法やコンテンツを工夫し、作成したビデオ上映や人形劇を巡回上演することにより、広く知識の伝達を行った。

投入：長期専門家（地域保健、母子保健、ジェンダー、IEC）、短期専門家

活動内容：ビデオ製作・上映は「TV99」と題し、ドラマ仕立ての内容としたり娯楽映画と組み合わせるなど工夫して、村落を巡回して上映した。人形劇は「テアト99」と題され、自発的なシナリオ作成や人形製作が行われるようになった。

成果：期待された成果

家族計画・母子保健サービス推進に携わるスタッフに対する広報教育宣伝（IEC）

人口情報管理・母子保健にかかる人材育成

家族計画・母子保健にかかる地域住民活動・啓発活動への支援

事例番号 3-E (保健・衛生環境改善)

案件名：ベトナム国リプロダクティブ・ヘルスプロジェクト フェーズ Ⅰ

実施期間：フェーズ Ⅰ 1997年 6月～2000年 5月

フェーズ Ⅱ 2000年 9月～2005年 8月

実施機関：JICA

活動対象：ゲアン省

関係者：UNFPAとの連携による人口家族特別機材供与

背景：ベトナムは低所得国であるにもかかわらず、少ない予算で国民民をカバーする効率的な保健医療政策が行われてきたため、乳児死亡率は32.6%（1995年）、妊産婦死亡率は100前後（出生10万件当たり）と保健指標は開発途上国の中では中位に位置している。医療従事者数は周辺国より多いものの、ベトナム戦争当時の暫定的な人材育成であったことから、十分な訓練を受けていない状況にある。このため特に妊産婦のケアが不十分な状況にあり、公的医療施設においては周産期障害が第一の死亡原因となっている。また、妊産婦死亡率は1980年代から今日まで減少をみしていない。

このような背景のもと、ベトナムの中でも特に貧困で、助産婦数が少ない北中部のゲアン省をモデル地域として妊産婦ケアに関わる保健行政の強化および村でのサービスの向上を図ることを目的とする内容のプロジェクト方式技術協力を我が国に要請してきた。

目標：ゲアン省のプロジェクト・モデル地域の女性のリプロダクティブ・ヘルスの向上

特徴：組織づくりを基本的活動の一つとして住民の参加を促進し、地元住民のニーズの吸い上げや人づくりを行う。

投入：長期専門家：3人（チームリーダー、助産婦、業務調整）

短期専門家：5～8人/年（助産婦教育、保健行政管理、保健情報管理、保健サービスおよび管理）

研修員受入：3人/年（保健行政管理、保健サービスおよび管理、助産婦教育）

機材供与：コミュニケーション保健所およびMCH/FPセンター用医療機材、研修用機材、視聴覚機材

活動内容：対象地域の状況に基づき住民のニーズに応じる工夫をしながら、地区組織である女性連合を中心とした住民に対する保健教育活動や、日本の愛育班を参考にしたベトナム版愛育班活動を行った。

成果：期待された成果

省全体のリプロダクティブ・ヘルス促進機関として、ゲアン省母子保健/家族計画センターの機能が強化される。

村の保健所でのリプロダクティブ・ヘルス・サービス（清潔で安全な分娩を含む）の質が改善される。

住民に対し、リプロダクティブ・ヘルスの情報と教育が提供される。

郡病院の母子保健移動チームの機能（村の保健所のスタッフの再訓練のフォローアップ、監督、モニタリング）が強化される。

事例番号3-F (保健・衛生環境改善)

案件名：大メコン圏（GMS）の国境地域における情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）およびHIV/AIDS予防教育のための技術支援

実施期間：2001～2011年

実施機関：ユネスコ、SEAMEO（Southeast Asian Ministers of Education Organization）

活動対象：8,000人の就学青年（13～24歳） 国境横断地域のHIV/AIDS高度流行地帯の学校、未就学青年やその他の特別グループ（例：トラック運転手、性労働者、外部者など）とコミュニティ

関係者：各国政府

背景：HIV/AIDSが蔓延しているアジアの上位10カ国のうちの2カ国はGMSにあり（カンボジアとタイ）、またほかの国においても薬物使用者や性労働者などの特定グループに高いHIV感染が見られている。GMSの人口約2億4000万人のうち、少数民族の人口は約2000万人であり、これら多くの民族は都市から遠く離れた山間地域に住み、貧しい社会的・物理的インフラ状況にある。特に女性は、教育や健康管理へのアクセスの欠如、母語を含む文化的情報の欠如、ほかのコミュニティとの文化的・社会的決裂、非伝統的な薬の使用、人身売買、性産業への関与、などの危険にさらされている。そのような状況の中HIV/AIDSの防止を目的とした情報通信技術（ICT）の教育や医療への利用は、インフラ、ハード・ソフトウェア、人材の欠如などにより、今まで十分に行われていなかった。

目標： 現地語によるHIV/AIDS予防教育のためのICT学習教材の開発。
HIV/AIDS予防教育のためのICT利用に関する教師、保健従事者、マルチメディア普及者、そのほかのステークホルダーの能力構築。
HIV/AIDS予防教育におけるICTの活用拡大および孤立した周辺地域の弱者へのICTの供給。

特徴：住民（特に弱者、少数民族）の参加型プロジェクト

活動内容： 学習教材開発

学習教材は州の資源開発センターや学校で開発される。その後、プロジェクトサイト周辺の200の学校の教師や、コミュニティのリーダーはICTベースの学習教材使用と開発の訓練を受ける。ラジオが視聴可能な地域では、教育ラジオ番組やオーディオ・テープが開発され、テスト後に配布される。アクセスが限られた場所では、ほかのシンプルな教材が配布される。すべての開発教材は、3つの問題（HIV/AIDS危機に対する行動、少女、女性の違法売買、ハイランド地域マイノリティの薬物乱用）に対応するようになっている。プログラムは現地語に単純に翻訳されるのではなく、少数民族の人々たちの意見が取り入れられたものとなっている。

能力の構築

ラジオ番組や学校が主体となったプログラムを支援する少数民族村のコ

コミュニティ・グループの能力強化が行われる。また、教師、学校運営者、脚本家、マルチメディア・プロデューサー、コミュニティ管理者への参加型トレーニングでの能力強化も行われる。さらにICT能力の強化は、国家レベルで実施され、地域別情報システム（GIS）の使用能力などが強化される。

HIV/AIDS予防教育プログラムの供給

HIV/AIDS予防教育プログラムは学校のカリキュラムや行事に従って提供される。また生徒自身が教師やカウンセラーの指導のもとインシアティブを取り、ピア・エデュケーション（仲間教育）が実施される。ラジオでは、安全なリプロダクティブ・ヘルスを推進するアクターとして考えられる家族全般を対象に、ハイランドの少女と家族に関する連続ドラマが放送され、HIV/AIDSを中心としたさまざまな問題に焦点が当てられている。ドラマと音楽には現地語が使用される。

データベース、情報支援

プロジェクトの活動は以下のデータベース構築や情報支援に関する事項が含まれる。 関連情報の収集および処理、少数派グループや最も援助の効果が届きにくい人々に焦点を当てたHIV/AIDS資料の共有、 孤立した人々に合わせた情報や資料の再調査・再整理、 既存情報やHIV/AIDS関連情報のデータベースの拡張と、プロジェクトのWebサイトの作成、 大メコン圏のHIV/AIDSプロジェクトの情報支援と技術的な参考資料の提供、 他プロジェクトにおける資料の活用促進と推奨。

- 成 果 :
- ・ 各国境横断地域における、HIV/AIDS予防教育の状況と需要調査の実施。
 - ・ フォーマル教育、ノンフォーマル教育のプロジェクトの実行計画の策定。
 - ・ HIV/AIDSのマルチメディア教育とICT学習教材の開発。
 - ・ マルチメディアやICT使用に関する教師などの訓練プログラムの実施。
 - ・ 経営情報システム（Management Information System: MIS）とインパクト・モニタリングの確立。
 - ・ 省庁、NGOなど各種ステークホルダー評価やフィードバックのシステム改善。

関係資料 : PDM、プロジェクト計画書、UNESCO Bangkok Webサイト、SEAMEO Webサイト

事例番号3-G (保健・衛生環境改善)

- 案件名：モザンビーク農業プログラム開発のためのイニシアティブ
(Viable Initiatives for the Development of Agriculture Program: VIDA)
- 実施期間：1997～2001年度（フェーズ は2001年2月～2005年6月）
- 実施機関：CARE USA
- 活動対象：VIDA対象地域に住む5歳以下の子どもを持つ母親。
- 背景：VIDAは、北部モザンビークNampulaの貧困家庭において植物油の生産能力を向上するためのプログラムから始まった。この地域はNacala港と鉄道路線につながっており、貿易に強い地域である。また、土地は肥沃で人口密度の低い地域である。それにもかかわらず、モザンビークの貧困地域のうちの一つに挙げられている。3年間のプロジェクト実施後、受益者の家庭内収入は向上した。しかし、それが実際に家庭内の食料消費に反映されているかどうか、また特に弱者である女性や子どもに良い影響を与えているかどうか分からないため、5歳以下の子どもを持つ母親に対する栄養教育戦略が実施された。
- 目標：栄養教育戦略として、昔からの離乳食（煮たとうもろこしや、キャッサバ）を改善する。また、それに伴い家庭内の食料消費を向上する。
- 特徴：人権尊重のアプローチ（Rights-Based Approach: RBA）
- 活動内容：母親の栄養グループが結成され、母親たちが6～24カ月までの子どもの食事回数に合わせた指導を受けた。また栄養のバランスのとれた食事やより多様な食物消費を促すため、偏らない食事を与えることが指導された。このプログラムは2期目に入ると、ターゲット数を増やしてより指導の幅を広げた。またさらに妊婦も対象とし、妊娠期間中のカロリー、ビタミン、鉄分などの微量栄養素の十分な摂取の重要性を指導した。さらに母親栄養グループの自足可能な活動を実施するため、グループに種を配り、食物生産による収入を教育活動にあてさせた。また母親栄養グループは農民組織とつながりを持ち、定期的に行われる会合に参加してVIDAの情報共有を図った。
- 成果：1997年のベースライン調査と2002年の評価結果を比較すると、24～59カ月の子どもの慢性的栄養失調の割合は、60%から59.2%と変化しなかった。しかし、発育障害レベルの減少は見られた。また24～35カ月の幼児の発育障害は65.2%から57.7%に減少した。そのほかの24～59カ月の子どもの発育障害もある程度改善した。
- 成果の指標：プロジェクト参加家庭と不参加家庭の子どもたちの比較調査
- 関係資料：Jennings, J.M. and Peri, A. (2002)

事例番号 4 - A (自然環境保全)

案件名：インドネシア生物多様性保全計画フェーズ

実施期間：1998～2003年

実施機関：JICA

活動対象・関係者：国立公園周辺の住民、インドネシア科学院(LIPI)、林業省自然保護総局(PHKA)、グヌンハリムン国立公園事務所、NGO(Wetland Internationalインドネシア支部)など

背景：インドネシアは高温多湿の熱帯性気候地帯にあり、世界有数の生物多様性の高い国として知られている。しかし、急速な人口増加や産業発展による土地需要の増加や熱帯林の伐採などにより森林面積が減少し、自然環境の破壊と生物種の減少が懸念された。このため、インドネシア政府は2001年にインドネシア生物多様性行動計画(BAPI)を制定し、生物多様性の保全を推進することとした。

こうした状況下、2002年に日米政府は「日米グローバル・パートナーシップ・アクションプラン」を発表し、日米環境共同協力事業として途上国における自然資源の管理と保全のための事業を行うこととなり、インドネシアが対象国に選ばれた。これを受けてインドネシア政府は同国に適した生物多様性保全を図るために、日本政府にプロジェクト方式技術協力(現在、「技術協力プロジェクト」と改称)と無償資金協力を要請した。

この要請に基づき、「インドネシア生物多様性保全計画」(BCP)(フェーズ：1995～1998年、フェーズ：1998～2003年、合計8年間)と1997年に生物多様性保全に有用な施設整備などの無償資金協力が実施された。

目標：LIPIおよびPHKAの組織強化と連携を通じて、インドネシアにおける生物多様性に関する研究の推進および生息地管理モデルの基盤整備を目的とした。プロジェクトは次の5つのサブプロジェクトからなる。

生物科学センター動物部施設およびインドネシア科学院(LIPI)における研究活動の生物多様性保全に対する貢献度が増加する。

生物多様性情報センターおよびLIPIにおけるデータ管理(データの収集、提供、利用など)が改良される。

林業省自然保護総局自然環境保全情報センターにおけるデータ管理が改善される。

グヌンハリムン国立公園が、管理計画に基づいて適切に管理される。

プロジェクト活動の成果の効果的な普及が図られる。

特徴：インドネシアにおける生物多様性の科学研究機関(LIPI)と政策実施機関(PHKA)が連携し、人材交流などを行いつつプロジェクトを実施することにより、包括的な生物多様性保全へ向けた組織強化がなされた。また、環境教育の活動については、当該分野に実績のある国際NGOの支部との協力により効果的に実施された。

投入：日本側/長期専門家派遣 11人、機材供与 2.50億円、短期専門家派遣 37人、ローカルコスト負担 1.05億円、研修員受入 29人

相手国側/カウンターパート配置 55人、機材購入 土地・施設提供、

ローカルコスト負担 26.19億ルピア（約0.35億円）

活動内容： 自然環境調査研究：グヌンハリム国立公園の野生動植物について、生物学/生態学的調査、研究を実施する。
 情報ネットワーク：生物多様性情報センターおよび自然保護情報センターのプロトタイプデータベースを確立し、インターネットなどを通じて標本データなどを発信する。
 国立公園・管理：管理計画に基づいた適正な公園管理を実施するとともに、周辺住民への環境教育を実施する。
 環境教育（対象：小学生、小学校教師、青年、成人一般）エコツーリズム

各ターゲットに対する具体的な取り組みは以下のとおりである。

ターゲット	教育ツール・方法	備 考
小学生	紙芝居、動植物カードなど	フォーマル教育の一環（学校における半日程度の授業）として実施された。
小学校教師	教材開発、研修会（4泊5日）	研修修了者向けのフォローアップ（県ごとのワークショップ）を実施し、地元教師と青年のネットワークを強化して地域に根ざした自主的・継続的な環境教育の促進を図った。
青年	同上	教材作成・研修会はNGOの協力のもと、効果的な実施ができた。
成人一般	環境教育の各種啓発ツール（カレンダー、チラシ、VCDなど）の作成・配布	イスラム教教義に基づくチラシをモスクで配布、VCDを収穫祭で上映するなど、効果的な周知のため、さまざまに工夫がなされた。
	地域共同体のためのパイロットプロジェクト（有用植物植栽）	近郊村落において、持続的資源利用のため、住民による野生植物（ラタン）の栽培を試行的に実施した。

事例番号 4-B (自然環境保全)

案件名：ボルネオ生物多様性・生態系保全プログラム（技プロ）

実施期間：2002～2007年

実施機関：JICA

活動対象・関係者：サバ州住民、サバ大学熱帯生物保全研究所、科学技術局、州公園局、州野生生物局、州森林局、州環境保全局、州土地調査局、クロッカー山脈公園郡行政機関、タピン野生生物保護区郡行政機関、州環境活動委員会環境教育部会、サバ財団

背景：マレーシア サバ州には、東南アジア最高峰のキナバル山やアジアゾウの生息する低地熱帯林、マングローブ林など、特に多様な生態系と生物相が見られるが、ボルネオ島の熱帯林も伐採やプランテーション開発により急速に減少している。サバ州では年間に州面積の1.2%、9万ha程度がアブラヤシのプランテーションに転換されている。マレーシア全体の残存森林面積率は63%であるのに対して、サバ州のそれは51%と低い。サバ州経済は森林資源に依存しており、森林資源を保全し有効に利用していくことは、州の経済・社会にとっても重要な課題である。加えて、州面積に対するサバ州の保護区面積率（国立公園と野生生物保護区の合計）は5.2%と、日本の自然公園面積率（14.1%）や陸地面積に対する世界の保護区面積率（8.8%）と比べ低く、マレーシアで絶滅危惧種が多い原因ともなっている。このように、サバ州の生物多様性と生態系保全は国際的にも州の経済上からも緊急の課題である。保護区管理も既存の方式が行き詰まっており、複数の利用規制定義によるゾーニングのある我が国の方式が効果のある自然保護と利用の調和を提示する可能性があることから、サバ州保全活動の体制・手法整備と人材育成に対する技術協力が要請された。

目標：研究・行政・環境啓発を統合化した、自然保全のための包括的な手法・体制が、持続可能な形で出来上がる。

特徴：上記の3側面（研究・行政・啓発）からの包括的アプローチで持続的な自然環境保全を目指している。
また自然環境調査や啓発については青年海外協力隊員とも連携して活動を展開している。

投入：長期専門家派遣（8分野） 短期専門家派遣、研修員受入、機材供与、施設整備（ビジターセンター） 国際セミナー開催など。

活動内容：研究教育、州立公園管理、野生動物生息地管理、環境啓発の4コンポーネントから構成される活動を実施している。

研究教育

研究計画にかかる実施機関間の協議実施、情報交換のためのセミナー開催・研究ジャーナル発行、標本管理の標準化など

州立公園管理

公園周辺地域コミュニティの社会経済分析、データベース・GISシステムの構築、ゾーニング・施設整備・エコツーリズム計画策定、公園管理研

修実施、公園管理計画策定・実施など

野生動物生息地管理

生物種既存データの分析、選定方法の決定、主要種の選定、モニタリング手法の実施およびモニタリング手法マニュアル作成、モニタリング要員の訓練実施、植生図作成、主要種管理計画作成など

環境啓発

現地調査の実施、キャンペーン計画作成・実施、ベースライン調査実施・効果測定、他コンポーネントの情報の分析、環境啓発手法の改善・標準化、ガイドライン・教材の改訂、住民意識変化の確認など

ノンフォーマル教育関連活動内容

上記4コンポーネントのうち、「州立公園管理」のエコツーリズム計画、「環境啓発」のターゲット別キャンペーンおよび住民意識変化のベースライン/事後調査など。

各ターゲットに対する具体的な取り組みは以下のとおりである。

ターゲット	教育ツール・方法	備考
教員	ワークショップ、保護区での研修・展示会、教材配布、日本との交流支援など	ベースライン調査を実施し現状を詳細に把握したうえで活動を実施。
ジャーナリスト	ワークショップ、プレスリリースなど	同上。
開発事業者	キャンペーン	参加型ワークショップにより計画を策定。
政策決定者	説明会、展示会	実際に政策決定時の判断につながるよう、より専門的な助言が必要。
非環境系NGO	キャンペーン	参加型ワークショップにより計画を策定。

事例番号 4-C (自然環境保全)

案件名：ケニア 環境教育（青年海外協力隊員派遣）

実施期間：2001～2003年

実施機関：JICA

活動対象・関係者：ワタム海洋公園周辺住民、ケニア野生生物公社（KWS）、ローカルNGO（Local Ocean Trust（LOT）、Watamu Turtle Watch（WTW））

背景：ケニアでは、近年、自然資源の乱用（マングローブの伐採など）やゴミ投棄、スベアガンや毒を使った近代漁法などにより、海洋環境汚染が進行し、漁獲量の減少など深刻な問題が発生している。インド洋沿岸に位置するワタム海洋公園とその周辺地域では、ウミガメやマングローブなどの保護活動を上記KWSやローカルNGOが実施しているが、持続的な環境保全のためには環境教育・啓発活動を通じた地域住民の意識向上が不可欠であるため、環境教育隊員の派遣が要請された。

目標：ワタム海洋公園の保護

具体的な活動は隊員の自主的な発案に委ねられている。

特徴：地元の自然資源の貴重さについて地域住民が実感できる機会を提供し、環境保全と生活安定との関係などに関する意識を高める。

投入：青年海外協力隊員1人、TV・ビデオ・マングローブに関する教材（スライド・ビデオ・本）など

活動内容： 隊員活動内容

ウミガメやマングローブの保護・調査、巡回教育（漁村、学校）、啓発教材作成、イベント開催（ビーチクリーンアップ、マングローブ植林デーなど） Seasonal Calenderの作成など

ノンフォーマル教育関連活動内容

猟師グループへの巡回環境教育活動（例：漁獲量の減少の理由と対策について）、ビーチクリーンアップ（海洋公園の無料ツアーと組み合わせて実施）など

事例番号4-D (自然環境保全)

案件名：ネパール村落振興・森林保全計画フェーズ（技プロ）
 実施期間：1999～2005年（フェーズ 1994～1999年、フェーズ 1999～2004年）
 実施機関：JICA

活動対象・関係者：プロジェクト対象地域の村落住民
 林土壌保全省 土壌保全流域管理局

背景：ネパール中山間部では、人口増加圧力による林地から農地への転用などの人為的、また豪雨による土壌流出などの自然的要因により、森林面積の減少と森林資源の劣化が進んでいる。これらの状況を改善すべく、ネパール政府は1988年に林業部門マスタープランを策定したが、同プランは12のプログラムから構成されている。このうち日本は、研究普及プログラムについて、プロジェクト方式技術協力「林業普及計画」（1991～1994年）として協力してきた。

この計画の一環として実施された調査結果から、各国が実施してきた協力はトップダウン方式で必ずしも大きな成果を上げておらず、住民のニーズに基づいた住民主体の協力が有効であり、住民の生活向上を図ることが環境保全につながるということが提言された。ネパール政府は、本調査結果を重視し、同国実行プログラムの一つである土壌保全・流域管理プログラムを村落環境・森林資源開発計画として位置付け、我が国に対し協力を要請した。これを受けて我が国はプロジェクト方式技術協力「村落振興・森林保全計画」（1994～1999年）、青年海外協力隊チーム派遣「緑の推進協力プロジェクト」（1994～1999年）、および開発調査「西部山間部総合流域管理計画調査」（1995～1998年）の3事業をパッケージ協力として実施してきた。

上記パッケージ協力のうち、「村落振興・森林保全計画」においては、住民参加型による村落振興活動が実施され、概ねその成果が達成された。この協力成果に基づいて、住民自らが村落資源管理計画を作成し、同計画に基づいた立案・実施・評価による公正で持続的な村落資源管理モデルの確立を目的として、ネパール政府は同計画のフェーズ 協力を我が国に要請した。

目標：ネパールの山間地域に適用可能な、住民による企画、実行、モニタリングおよび評価への積極的な参加を伴う、公正で持続的な住民参加型村落資源管理モデルを開発する。

特徴：山間部の村落住民の貧困度を考慮し、住民側デメリットの多い短絡的な緑化ではなく住民に目に見えるメリットを示しつつ村落振興から森林・流域保全へ関心を高めるという長期的な方針をとった。具体的には、村の下に位置付けられる「集落」を単位に、集落保全委員会³⁰を結成。同委員会を核に住民主体の村落開発計画を立案・実施した。

³⁰ 公式の既存自治組織である集落委員会（公選・5人）に、社会的公正（男女、カーストなど）への配慮などに基づきメンバーを追加した。

投入：専門家（リーダー、業務調整、流域管理、社会・ジェンダー、村落振興など）、研修員受入機材供与（研修用パス、コンピュータ、ファックスなど）

活動内容：1 - 1 ワード保全委員会の組織化、強化およびモニタリングを実施する。
1 - 2 村落資源管理計画および年間活動計画のデザイン、実施、モニタリングおよび評価を促進する。
1 - 3 プロジェクトの開発過程にジェンダーおよび社会的公正の配慮を導入する。
2 - 1 住民参加による流域管理見通しを作成する。
2 - 2 住民参加型村落資源管理事業実施に必要な能力を土壤保全流域管理局職員が身につける。

ノンフォーマル教育関連活動内容

女性向け識字教室の開催・運営、生活改善のための家畜飼育や野菜栽培など。

事例番号 4-E (自然環境保全)

案件名：アルゼンチン イグアス地域自然環境保全（技プロPROTECO タイプB）

実施期間：2004～2007年

実施機関：JICA

背景：アルゼンチンは生物多様性に富んでおり、その保全に積極的な取り組みを行っている国である。アルゼンチンの環境政策は、環境一般法に基づいて行われており、この法律において2002年11月に基本方針が示された。そこには、生物多様性、天然資源の保全と、それらの合理的・持続的利用による将来および現世代の生活の質の向上の両立が謳われている。

この目的達成のため、アルゼンチンの中央および州政府は、数多くの「保護区」を設定するとともに生物多様性保全、自然環境保全のための活動を行っている。国立公園を含む「国立保護区」は、全国に33カ所設定され、中央政府の国立公園局が管轄している。また、このほか州政府が管理する「州立保護区」も現在約220カ所存在しており、中央政府と互いに連携、調整をしながら管理を行っている。数多く存在する保護区の中でも国立、州立公園保護区は特に厳正な保護を図ることを目的としており、居住はもちろん、入場者数の制限や経済活動の禁止（国認可の民間による活動を除く）など、さまざまな制約を課して保護に努めている。

本案件の対象地域であるイグアス国立公園は、ミシオネス州の北側に位置し、世界3大瀑布の一つであるイグアスの滝を中心に、多様な動植物が息息・生育しているパラナ密林の一部であり、年間来訪者は50万～70万人に達する。また同国立公園外の東側にはアンドレシート市、西側にはプエルト・イグアス市、南側には林業会社/ウルグアイ州立公園が位置し、バッファー・ゾーン（緩衝地帯）として、同じく貴重な自然環境が広がっている（北側はブラジル国境）。

イグアス国立公園内では、公園内の移入植や、違法狩猟、盗伐などの問題を抱えてはいるが、ほかの開発途上国に見られるような国立公園内への無秩序で大規模な住民の流入や住民による焼き畑・火入れなどは見られず比較的良好な状況といえる。また、国立公園外のバッファー・ゾーンは公園当局の権限がほとんどなく不安定な状況にあるが、州政府が国立公園、ほかの州立公園および州立保護区をつなぐグリーン・コリドー（緑の回廊）計画を打ち出すなどバッファー・ゾーン管理のための諸施策を模索している。

これら状況の中、中央・州政府は地域住民との連携・強調による生活水準の向上と自然環境・生物多様性保全の両立を目指した保護区管理計画の策定に対する協力を要請してきた。

目標：プロジェクト地域における国立公園局、州政府およびアンドレシート市の職員の自然環境管理能力が向上する。

特徴：住民参加型の環境保全パイロット事業（アグロエコツーリズム）により住民への経済的還元を図り、収入向上を経験させることにより、自然保全の重要性・必要性に対する住民の意識を高める。

投入：専門家派遣、研修員受入、プロジェクトの実施に必要な機材や施設の整備など

- 活動内容：
- 1 - 1 関係機関の協力体制を形成し、プロジェクト地域の自然環境情報およびデータを共有する計画を共同で作成する。
 - 1 - 2 インターネット、パンフレット、セミナーなどを通じて、衛星画像、動物相、植物相、アグロエコツーリズムおよび社会・経済状況の情報を整理・共有する。
 - 1 - 3 セミナーおよびワークショップ形式の研修を行い、自然環境管理に必要な情報を共有する。
 - 2 - 1 地域コミュニティおよび観光客を対象に、普及材料を作成するための研修を行う。
 - 2 - 2 普及プログラムを計画・実施する。
 - 2 - 3 環境教育プログラムを計画するための研修を行う。
 - 2 - 4 環境教育の教材を作成するための研修を行う。
 - 2 - 5 環境教育プログラムを実施する。
 - 3 - 1 パイロット事業の計画を作成する。
 - 3 - 2 パイロット事業の実施のための研修を行う。
 - 3 - 3 アグロエコツーリズムのパイロット事業を実施する。
 - 3 - 4 パイロット事業の実施を通じて知識および経験を蓄積し、民間の活動に利用する。

ノンフォーマル教育関連活動内容

地域住民向け環境教育、パイロット事業（住民参加型アグロエコツーリズム）

事例番号4-F (自然環境保全)

案件名：イラン アンザリ湿原生態系保全総合管理計画調査（開発調査）

実施期間：2003～2005年

実施機関：JICA

活動対象・関係者：湿原流域住民、環境庁自然環境・生物多様性局、農業開発推進省森林・牧野・流域管理機構流域管理局

背景：ギラン州カスピ海沿岸のアンザリ湿原（面積150km²）は、多様な動植物が生息する貴重な生態系を有し、1975年にラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）に登録されている。渡り鳥の飛来地として国際的に知られ、年間250万人が訪れる州の観光拠点である。

しかし近年、流域（面積3,740km²）の山岳地帯から発生する大量の土砂の流入・堆積によりラグーンが浅くなっており、湿原の陸地化および乾燥化が見られる。また州都ラシュト市（人口60万人）の人口増加に伴う生活廃水や尿尿の流入量の増加、家庭ゴミの不法投棄などにより、水質は著しく悪化しており、あおこやへドロの堆積も発生している。さらに、絶滅危惧種である鳥類の密猟なども報告されている。その結果、アンザリ湿原の生態系は徐々に破壊されつつあることから、優先的な保全措置が必要な登録湿地として、1993年にモントルーレコードに記載されるに至った。

イランは条約ホスト国でもあるため、湿原保全促進と適正利用（ワイズユース）に率先して取り組む必要に迫られているが湿原の汚染メカニズムを十分把握できていない。このためイラン政府は2000年、アンザリ湿原の保全を目的とする開発調査の実施を日本政府に要請した。これに対し日本側は2002年JICAプロジェクト形成調査により詳細協力内容を協議・検討のうえ、同年S/Wを署名・交換した。

目標：・アンザリ湿原保全のための総合的なマスタープランを策定する。
・イラン側の国・州レベルの関係機関が実施主体となり、パイロット活動を行う。
・マスタープランを十分実行できるよう関係機関およびスタッフのキャパシティ・ディベロップメントを行う。

特徴：水質モニタリング体制の構築や住民の環境啓発活動など、環境管理を中心とする調査。地元の多様な機関が総力を挙げて環境管理を強化するためのキャパシティ・ディベロップメントを重視している。

投入：調査団派遣、研修員受入、機材調達（GPS）など

活動内容：本調査は以下の2フェーズにより実施されている。

フェーズ

既存の調査、データおよび環境マネジメント・システムにかかる収集・レビュー・評価

追加的な調査の実施（例えば、植生・水深・開水面などの地図作製、水質調査、排水調査、構造物のインベントリー調査など）

湿原劣化の原因特定と生態系への影響予測
 ワークショップの開催
 湿原環境保全にかかるパイロット事業の計画および一部実施
 フェーズ
 パイロット事業の全面实施
 湿原保全のために追加的に必要な活動の検討
 法制度、組織、各機関のマネット、湿原保全プログラム、財源など
 に関する改善の検討
 総合的なマスタープランの策定
 調査終了後のフォローアップに関する検討
ノンフォーマル教育関連活動内容
 エコツーリズム活動、牧畜従事者を対象とした土壌流出対策の啓発活動、
 リサイクルに関する意識啓発活動など。

各ターゲットに対する具体的な取り組みは以下のとおりである。

ターゲット	教育ツール・方法	備 考
小中高校生、 政策決定者、 地元住民	エコツーリズム活動	エコツアー教材開発と試行的エコツアーの実施
地元住民（特 に 牧 畜 従 事 者）	環境教育、植樹祭、パンフレ ット配布	住民の意識向上と土壌浸食対策を並行して実施、成功 例として他地域へも波及
地域住民 / 学 校生徒	リサイクルに関する意識啓発 活動	地域におけるリサイクル活動の展開とともに実施する ことによる廃棄物低減
一般大衆	Webサイト運営	Webサイトはエコツーリズム活動など湿原関連情報の 幅広い提供に効果を発揮

事例番号 4-G (自然環境保全)

案件名：キッズISOプログラム

実施期間：2000年～

実施機関：特定非営利活動法人 国際芸術技術協力機構（アーテック（ArTech））

活動対象：約10歳からの小学校高学年から高等学校生レベルの子ども

関係者：自治体、財団法人、企業、青年会議所、ライオンズクラブ、国際ソロプチミスト、子どもエコクラブ、婦人更生保護委員会、国連機関（国連大学、国連環境計画など）、国際標準化機構（ISO）など。

背景：環境問題解決のためには、環境意識の向上、技術の革新、法律の整備、産業構造の改革の4つの切り口が考えられる。これらの中で、最も有効で、しかも最も難しいのがである。環境意識が向上すれば、
、
、
も加速する。そこで、大人に直接働きかけるのと並行して、子どもの環境意識を変える方法が検討された。そこで、環境マネジメントの国際規格である「ISO 14001」の骨子を活かした環境教育プログラム「キッズISOプログラム」が開発された。

目標：子どもの「気づき」と活動のリーダーシップおよび自覚を引き出す。
「気づき」に基づく自分の行動と周囲や地球環境との関係を考慮した環境マネジメント法を子どもに体得させる。
特にITを利用して形成したネットワークで、家庭、地域、地球の環境をよくする活動を子どもが行い成果を上げることができるようになる。

特徴：子どもの参加。気づき。家庭から全世界までのネットワーク化。

活動内容：入門編は、ワークブックを使いながら家庭環境の現状（家庭内の電力消費・ガス消費・水道使用量・ゴミ処理など）を認識し、そのもとで環境保護につながる活動を行う2週間のプログラムである。標準版、バイオ版、エネルギー版がある。

初級編は、入門編で環境意識が向上し、環境マネジメント法を体験した子どもたちが、家庭の環境マネジメントを2カ月間本格的に行うものである。代表的な活動としては、省エネ（家庭でのガスと電気消費量削減によるもの）、水の無駄遣いを止めること、家庭ゴミの減量が挙げられる。

中級編では、地域や学校の環境マネジメントを1年間グループで行う。ここでの取り組みは、「エネルギー」「水」「ゴミ」「空気・大気」「その他」の5つの分野に分かれる。学校や自分が住んでいる地域など、自分の身近なエリアをほかの子どもとも協力しながら環境マネジメントができるようになることが求められる。スーパーでのレジ袋の使用削減およびマイバッグの普及事業などが、代表的な事例として挙げられる。

上級編は、国規模、地球規模の環境マネジメントである。子どもたちがほかの国のグループとタイアップし、お互いにデータの交換などをしながら世界の環境の分析を行う。そのデータから環境改善の方策を提案する。1年以上、2年程度の作業となる。

子どもたちの実施した結果に対して、評価がなされ、初級編以上から、国際認定証が発行される。また、学校へのプログラムの導入の説明や、ワークブックや実施結果の評価のために、エコキッズ・インストラクターが養成されている。マニュアルとしては、教師用マニュアル、実施母体用導入マニュアル、採点・評価マニュアル、温暖化ガス排出削減量評価マニュアルなどが準備されている。そのほか、さまざまな情報を掲載しているホームページの運営、キッズISOプログラムに関する情報の配布、会員相互の情報交換に利用できるWeb会議室の運営、子どもがキッズISOプログラムのワークデータを取り、それを本部に送る際に、ゲーム機や携帯電話で返送できるような仕組みの構築、なども行われている。ITによる子ども国際会議も開催される。

成 果：環境のみならず、自分の行動に対する自信や物事へ自発な取り組みなど子どもの意識に変化が見られる。また、さまざまな関係者とのやり取りの中でコミュニケーション能力や交渉力がつき、国際理解力の向上にもつながる。さらに、家庭や社会で大人も巻き込むため、彼らの環境への意識向上にもつながっている。既に日本国内では、自治体、財団法人、企業、そのほかの団体にプログラムが導入され、約7万人もの子どもたちが実施し成果を上げている。さらに、本プログラムは国連機関や国際標準化機構（ISO）などの国際機関にも広まっている。現在では、Kids' ISO14000 for School（仮称、スクールISO）の試行版も完成している。

成果の指標：各レベルのプログラム参加者数、子どもおよび家庭、関係者の環境意識向上人数、環境負担の削減状況、プログラムを導入した自治体や企業など関係者の数、エコキッズインストラクターの数、など。

問題や障害：十分な時間がとれない、保護者自身が環境問題に関心がない、あるいは、家庭内の状況がデータ収集によって明らかになってしまうことへの懸念などもあり、保護者が非協力的な場合がある。また、本プログラムは、自治体の予算を中心に運営されているが、予算不足の自治体もあり、その場合は各協賛企業からの協力金等で運営せざるを得ない。

関係資料：ArTech「キッズISOプログラム」Webサイト

事例番号 4-H (自然環境保全)

- 案件名：MAB (Man and the Biosphere) プログラム
 ERAIFT学校 (Regional School on Integrated Management of Tropical Forests)
 若者へのエコジョブ訓練 (Eco-job Training for Young People)
- 実施期間：ERAFIT学校 / 1999年～、エコジョブ訓練 / 1996年～
- 実施機関：ユネスコ
- 活動対象・関係者：ERAIFT学校 / コンゴ民主共和国を中心とするアフリカ諸国 (カメルーン、コートジボワール、ギニア、モーリタニア、マダガスカルなど) の大学卒業生
 エコジョブ訓練 / ブラジル・サンパウロ州グリーンベルト生物圏の若者・児童
- 背景：自然資源の持続的な利用と生物多様性の保護、そして人と自然のよりよい関係の構築を目指して、さまざまな活動からなるMAB (Man and the Biosphere) プログラムがユネスコにより開始された。MABプログラムは、各種学問分野をカバーする総合的な研究と活動・訓練、伝統的知識の利用などを主な特徴とし、環境理解だけでなく、政策にそれらが反映されることを目的とする。その活動の一つとして、途上国における将来の環境政策を担うリーダーを養成するためのERAIFT学校、ならびに、環境問題への意識や知識を持った若者・児童を養成するエコジョブ訓練が開始された。
- 目標：ERAIFT学校 / アフリカ諸国の熱帯森林管理に精通した専門家を養成し、将来の環境政策向上に資する人材を養成する。
 エコジョブ訓練 / 環境問題への意識や知識を持った若者・児童を養成し、地域の環境関連の仕事に従事できるようにすると同時に、環境保護への取り組みを促進する。
- 活動内容：1) ERAIFT学校
 ユネスコにより国際ステアリングコミッティが結成され、コンゴのキンシャサにERAIFT学校が建設された。フィールド調査や実際の授業・実験を主とした修士と博士用のコースがあり、さまざまな大学と連携しながら、各種学問分野を含む総合的かつシステムティックな方法による熱帯林管理の知識が教えられた。
- 2) エコジョブ訓練
 単なる環境保護関連の知識だけでなく、学び方、行動の仕方、決定の仕方、計画および評価の仕方なども教え、人間教育としての意味を持つ。理論に関しては、自然 (地形図、土壌と水、気候、微生物、野生生物、食物連鎖、エコシステムなど)、人間 (生理学、人格、自己認識など)、社会 (地球資源の利用、環境へ影響とその統制など)、ワークショップでは、アグロフォレストリー (温室でのもやしや苗木栽培)、廃棄物処理、農業生態学、エコツーリズムに関する指導が行われる。そのほか、保健衛生や表現の仕方 (絵、読み書き、口語表現、身体表現など) も教えら

れる。各学期の終わりには、家族や環境関連の事業者（将来の雇用者になる可能性がある）を招いての発表会が開かれて、活動の成果が披露される。

成 果：1) ERAIFT学校

- ・約40人（修士課程40人、博士課程4人）の卒業生を輩出した。
- ・コンピュータやそのほかに機材の充実によって、特にGIS地図の作成に対応できる実験室が誕生した。特に、コンゴのBandundu州初の植生地図が作成された。

2) エコジョブ訓練

- ・パイロット活動期（1996～1997年）には、20人の高校生、40人の小学生が訓練を受けた。
- ・アフリカのカメルーンでも同様の訓練が行われることとなった。

成果の指標：卒業生数、各種成果品（植生地図、栽培物）

関係資料：UNESCO MAB Programme Webサイト

事例番号4-1 (自然環境保全)

案件名：タイ・マエチャン分水地の自然資源管理のためのコミュニティ強化プロジェクト³¹

実施期間：2003年度末～2006年度末

実施機関：The Hill Area and Community Development Foundation (HADF)

活動対象：マエチャン分水地点に住む村民

関係者：県政府役人、教師、生徒、村民（山岳地域および平地の人々）

自然資源・環境省(自然資源および環境政策・計画課)

背景：従来HADFが活動対象とするのは山岳地域の人々であるが、平地の人々の協力もプロジェクトを遂行するうえで非常に重要である。そのため、平地の人々と山岳地域の人々の連携体制を構築するためのコミュニティによる自然資源管理プロジェクトが開始された。

目標：コミュニティを強化する。

地域の人々が、いかに自然資源管理（森林、土壌、水）が重要か気づくことを支援する。

マエチャン分水地点の始点と終点に住む村民が協力し、理解し合う体制を構築する。

活動内容：すべての活動は分水地点の始点と終点に住む村民同士の協力を重視しており、自然保護活動に関するミーティングやフィールドトリップ、各種訓練が両者を対象にして実施されている。また、文化活動として、環境管理における山岳と平地の人々の協力を促すための、森林や分水地点での祭りが活性化されている。こうして山岳と平地のコミュニティの協力による環境管理モデルの構築が目指されている。

成果の指標：村民による自己評価、自然資源および環境政策・計画課による評価

問題や障害：・一部の村民と教師の無関心

・環境保全よりもコミュニティのインフラストラクチャー建築に注目が集まること

関係資料：HADF Webサイト、パンフレット、ニュースレター

³¹ 本調査研究で実施したアンケート調査および聞き取り調査（2004年10月）に基づく。

事例番号 4-J (自然環境保全)

案件名：子どもパークレンジャー

実施期間：1999年より開始。実施時期は土・日曜日ならびに春・夏・冬の休暇期間。

実施機関：環境省、文部科学省、社団法人日本環境教育フォーラム

活動対象：小・中学生。全国の国立公園などの利用拠点11地区、各100人程度。

関係者：推進委員会、県教育委員会、国立公園自然保護事務所、全国事務局、現地事務局。事業は、日本環境教育フォーラムが全国事務局として、各地区自然保護事務所と調整した活動計画に基づき運営。現場での活動は、日本環境教育フォーラム正会員などが地区事務局として、全国11カ所にある各地区自然保護事務所（東北北海道、西北海道、東北、北関東、南関東、中部、近畿、山陰、山陽四国、九州、沖縄）の管内で行われている。

目標：全国各地の国立公園などにおいて、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力のもと、子どもたちを対象に国立公園などのパトロールやマナーの普及、自然環境の復元維持活動などを行うプログラムを展開し、環境の大切さなどを学ぶ機会を提供する。

活動内容：パトロール、利用者の指導啓発、自然探勝路、登山道などの清掃、維持補修（標識、柵など）、動植物の生息・生態調査、植生保全（植栽、帰化植物除去など）、自然観察活動、など。

2004年度の主な活動内容

東北北海道地区（釧路湿原、阿寒湖周辺）：釧路湿原とイトウ物語（カナディアンカヌー、イトウの調査ほか）、屈斜路湖とマダラスズ探検（地熱温泉の調査、マダラスズについて）。

東北地区（白神山地）：青森県岩崎村十二湖周辺の自然体験活動、白神山地遺産センター周辺雪洞宿泊体験

南関東地区（田貫湖、富士山麓、箱根）：「富士山の洞窟や夜の自然を体験しよう！」（洞窟原生林探検、自然調査、キャンプなど）

九州地区（阿蘇くじゅう国立公園）：「水の旅へ出かけよう！」（草原の維持管理、草泊まり（草の家）作りなど）

関係資料：環境省、日本環境教育フォーラムWebサイト

事例番号5-A (平和構築)

案件名：アフガニスタン国除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト

実施期間：2004年11月～2007年11月

実施機関：JICA

活動対象：在アフガニスタン日本大使館が建設支援する9つの職業訓練センター（カブール、カンダハル、マザリシャリフ、パーミヤン、ガルデズ、ジャラバード、ヘラート、バルク、ジョーズアン）のうち、カブール、カンダハル、マザリシャリフ、パーミヤンの4センター／除隊兵士1,000～3,000人

関係者：労働社会課題省、日本大使館、NGO、コミュニティ

背景：対ソ戦争とその後の内紛が20年以上続いたアフガニスタンでは、2001年12月のタリバン政権崩壊後に暫定・移行政権が樹立されたが、国の再建のためにはなおも各地に割拠する軍閥兵士約10万人の除隊・動員解除・社会復帰（DDR）が急務の課題とされる。日本政府はリード・エージェンシーとしてこの課題に取り組んでおり、DDR日本政府特別顧問を派遣している。また、関係省庁などの連携を図り、DDRを円滑に進めるため、アフガニスタン新生計画（Afghanistan's New Beginnings Programme: ANBP）³²が日本、英国、カナダの資金援助により開始された。国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）によると除隊兵士10万人のうち約4万人³³が職業訓練を必要としており、JICAの技術協力が求められた。

目標：アフガニスタン（モデル地域）において、除隊兵士が職業訓練を通じ、社会復帰のための技能を習得する。

特徴：現地NGOとの協力、カスケード方式

投入：日本人専門家4人（板金、溶接、施盤、指導技法）
（2004年7月26日～9月2日派遣済み）

活動内容：カブールで43人の金属加工、板金技術、溶接技術のインストラクター（現地NGO所属）に対する研修（Training of Trainers）を実施（3カ月）。その後、インストラクターが4地域で除隊兵士に5カ月の研修を行う。1インストラクターが10～20人を教える。

成果の指標：カブール市訓練施設が整備され、指導員訓練（ToT）の実施体制が確立する。

指標

- ・訓練施設が整備され、稼働している。
- ・ToT受講者が選定される。
- ・事務局が計画どおり運営される。

³² UNAMAとUNDPが支援している。

³³ 2万～2万5000人をANBPで支援予定。

除隊兵士の訓練指導員が要請される。

指標

- ・2005年3月までに指導員が訓練コースを修了し、訓練実施能力を習得する。

除隊兵士に対する訓練指導のマニュアル・教材が整備される。

指標

- ・x年までにx分野のマニュアルがx語で整備される。

各地方のMoLSAセンターにおいて、除隊兵士に対する訓練体制が確立される。

指標

- ・職業モデル地域が選定され、訓練施設（場所）が指定される。
- ・職業訓練を実施するNGOが選定され、契約が取り交わされる。
- ・除隊兵士が受講生として登録される。

モデル地域のMoLSAセンターにおいて、除隊兵士に対する訓練が実施される。

指標

- ・x地域において、x年x月までにx人の除隊兵士がxの分野で修了する。

事例番号5-B (平和構築)

案件名：エリトリア国除隊兵士に対する社会復帰基礎技術訓練プロジェクト³⁴

実施期間：2004～2007年

実施機関：JICA

背景：エリトリアでは、1962年にエチオピアに併合されて以来30年間独立闘争が続いたが、1993年に独立を勝ち得た。しかし1998年よりエチオピアとの国境紛争が勃発し、経済発展に資すべき多くの若者（女性含む）が兵士として動員され、独立後順調に成長していた国内経済は急激に停滞する事態となった。エチオピアとは2000年に休戦合意され、2001年5月、エリトリア政府は30万人の兵士のうち20万人（人口の約5%）の除隊・社会復帰を進めるべく、Demobilization and Reintegration Program: DRPを計画（予算額1億9700万ドル）。世銀などがコモンバスケット方式で支援し、2001年にNCDRP（National Commission for Demobilization and Reintegration Program）が設置され、2003年度からプログラムが開始された。

目標：対象地域の除隊兵士の生活を向上させるための技術を得る。

特徴：カスケード方式、既存のプログラム（マイクロクレジットなど）との連携

投入：職業訓練計画アドバイザー1人（2003年3月～2003年5月）

職業訓練アドバイザー1人（2003年3月～2003年4月）

職業訓練アドバイザー1人（2003年10月～2003年12月）

職業教育訓練アドバイザー1人（縫製技術）（2003年11月～2004年5月）

活動内容：JICAは2002年9月に除隊兵士の社会復帰にかかるプロジェクト形成調査を実施し、2004年3月から5月にかけての10週間、30人の女性除隊兵士に対する基礎洋裁コースが実施された。そのうち12人がビジネスをしようと数百ドルをマイクロクレジット³⁵として借りた。洋裁技能訓練を実施した。事業実施前には、既に同国で活動を展開している日本のNGO、JENの協力を得て、洋裁訓練の試行および評価を行った。2004年8月に事前評価調査を行い、本格的にプロジェクトを年内に開始したいとしている。

基礎洋裁コース（パイロット・プロジェクト）

期間：10週間（最初の6週間は2部制で1日4時間、続く4週間は1日8時間）

研修生：NCDRPからの参加者名簿に基づく。参加条件はSteering Committeeで以下のように定められた。除隊者である（できるだけ若い人）、最低の読み書きができる、興味がある。

指導員：4人（男性3人、女性1人）指導員のための研修コースを経て、National Human Development Centreで教えている。

成果：・研修生の中から就職した者が出て研修生に希望を与えた。

³⁴ 主にJICA企画・調整部（2004）、高橋（2004）を参照した。

³⁵ 世銀がもともと行っていた。

- ・アスマラ以外からもコース内容が認められ、コース開催の依頼がきた。
- ・カリキュラムを教育省から評価された。など。

問題や障害： ・研修後の個人用ミシンの不足など。

事例番号5-C (平和構築)

案件名：ノンフォーマル教育強化プロジェクト

実施期間：2004年3月20日～3年間

実施機関：JICA、日本ユネスコ協会連盟

活動対象：アフガニスタン カブールの識字教師、学習者

関係者：教育省識字局、コミュニティ、ユネスコ

背景：2002年よりJICAはアフガニスタンで長年の紛争などの影響により教育を受けられなかった人々への教育機会の拡充をフォーマル教育を通して行ってきたが、フォーマル教育制度から除外された成人のためにノンフォーマル教育のアプローチも採用することとした。アジアで世界寺子屋運動を促進してきた^(社)日本ユネスコ協会連盟と協力し、カブール市内3カ所にコミュニティ学習センター（Community Learning Centre: CLC）を建設、識字やライフ・スキルを教える。日本ユネスコ協会連盟は、カブール郊外で既に独自に同様のプロジェクトを行ってきた。

目標：ノンフォーマル教育のモデル（寺子屋CLC）を構築

特徴：コミュニティの参加

投入：日本人専門家 3人

成果・活動：A．期待される成果

ノンフォーマル教育（識字教育、生活技術、技能訓練）に関する教材が開発される。

指標：識字局職員用研修用マニュアル、教材6種作成（ダリ語およびパシュトー語）

識字教員、生活技術教員に研修が実施され、教員が養成される。

指標：識字局職員、識字教育実施者260人、および教員、有資格者440人が研修を受ける。

CLCが地域住民による運営委員会により運営され、住民がノンフォーマル教育を受ける。

指標：プロジェクト終了時までモデルCLCで1,500人が識字教育を受け、学習者の35%が卒業認定試験に合格する。2,500人の住民がCLCを利用する。事業実施のためのCLC運営委員会が定期的に開催される。

B．第1年次目標に対する成果³⁶

目標1：教育省をはじめ、ノンフォーマル教育に関わる各省庁、団体に本事業の目的、概要を周知する。

成果：ノンフォーマル教育の関係する諸省庁をメンバーとする合同調整委員会（JCC）を結成、第1回合同調整委員会を開催。プロジェクトの概要、CLCについて発表され、省庁間でのプロジェクトへの協力を確認した。

目標2：カウンターパートである教育省識字局員が、CLCの基本的な

³⁶ 日本ユネスコ協会連盟（2004）からの抜粋。

概念を理解する。

成果：イラン、インド、パキスタン、ネパール、タイ、バングラデシュなどでCLC実施に関わってきた専門家たち、UNESCO職員を招聘し、3日間の国際ワークショップをカブールで行った。分科会ではアフガニスタンに適応したCLCモデルを構築するための提案が検討された。

目標3：識字局において本事業を担当する局員が、積極的に事業を展開するための体制を築く。

成果：識字局内にカリク副大臣をリーダーとするプロジェクトチーム(22人)を発足した。情報交換を行うと同時にプロジェクトチームのためのセミナーを2回開催し、プロジェクトの目的、識字局の役割と責任を確認した。プロジェクトのコアメンバー(9人)は、CLC用地の取得、CLC設計の聞き取り調査、ワークショップ運営などにも参加した。

目標4：パイロット・コミュニティ学習センターが設立される各地域において、将来地域が自立運営していくための体制を築く。

成果：各CLC建設地において、地区識字局分局長をはじめ、地域のさまざまなセクターの指導者たち10人で構成されるCLC運営委員会を設置した。ワークショップを行い、プロジェクトの目的、CLCの基本概念を理解するとともに、各地区でいかに効果的に、活発なCLCを運営していくかについて討議された。また2年次に実施されるベースラインサーベイの方法について検討された。

目標5：第2年次より開始されるCLC建設と、プログラム開始のための準備を行う。

成果：土地の登記をカブール市から教育省へと移行する作業が進められ、測量も含めた手続きが完了した。建築家が教育省および地域の人々に対して聞き取り調査を行い、設計イメージを作成した。

教訓・提言³⁷：ワークショップの企画、運営に関して識字局側からの積極的な参加と主導が十分ではなかった。CLCという新しいコンセプトをどのようにアフガニスタンに導入するかという難しさが当初見られた。

³⁷ 前掲書および、プロジェクト形成時期に間接的に関わった経験から考察する。必ずしもすべてが日本ユネスコ協会連盟の見解を表すものではない。

事例番号5-D (平和構築)

案件名：ミャンマー難民支援図書館事業³⁸

実施期間：2000年9月～2003年8月

実施機関：社団法人 シャンティ国際ボランティア会 (SVA)

活動対象：キャンプ内の子どもや大人および学校の教員、図書館員

関係者：キャンプ委員会、教育委員会、カレン難民委員会、UNHCR、ほかに教育関係NGOなど

背景：タイに逃れているミャンマー難民、ミャンマー国内の避難民を対象にした難民キャンプにおいて保健、食糧、居住、教育といった協力は援助団体によってなされてきた。しかし、文化・余暇の機会の提供や、子ども・青年の心理的な傷（トラウマ）の解消は不十分である。SVAは、子どもの想像力を高め、協力する態度や価値を高めるだけでなく、心理的な傷を癒すのに、読書や読み聞かせも必要であると考え、図書館活動を推進している。

目標：難民キャンプでの図書館活動を促進することにより、子どもや成人の知識・態度・技能が発達する。

活動内容：図書館の建設・補修、カレン語やビルマ語で書かれた子どもおよび大人向けの本の供与および自主制作、各図書館のモニタリング・フォローアップ、民話の収集・記録、といった活動のほか、以下のようなノンフォーマル教育活動が行われている。

「おはなし」および子どもたちの文化活動：図書館員が絵本の読み聞かせを行ったり、紙芝居、人形劇、歌、ゲーム、工作、折り紙、お絵かきなどの文化活動が行われる。

図書館員の養成および現職研修

移動図書館活動における各小学校教員を対象とした研修

成果：図書館事業実施後、子どもの知識・態度・技能の面での肯定的な変化が見られたことが報告されている。知識に関しては、外の世界についての情報、キャンプに役立つ知識、カレン人の歴史についての知識などの発達が報告されている。態度については、読書習慣の確立、親子の会話の増加、年上に対する尊敬の念の醸成、子ども同士のつながりの強化、協調性の発達、開放的な性格への変化、親の教育の重要性への認識向上、思考力や想像力の向上、異文化への関心、正規学校の授業での集中力の向上、衛生に関する意識の向上などが挙げられている。技能については、質問能力の発達、語彙力や読み書き能力の発達が挙げられている。そのほか、図書館のサービス改善、図書館員の能力強化、カレン語・ビルマ語本の出版配布という点では成果があり、特に、活動当初はSVAスタッフに頼りがちであった図書館員は、児童への接し方にも慣れ、各館が工夫を凝らした活動を行えるようになってきている。

³⁸ シャンティ国際ボランティア会（2003）、（2004）および聞き取り調査（2004年10月）に基づく。

さらに、難民キャンプの保育園委員会や保育園を支援しているNGOから、文化活動の研修や移動図書館活動は高く評価されており、保育活動にお読み聞かせを取り入れるケースもある。また、布絵本がほかのNGOが支援している障害児教育事業で利用されたり、図書館の書架のデザインがほかのNGOが支援する教育センターの書架に応用されるなど、ほかの住民組織や援助機関にもよい影響を与えていることが報告されている。

成果の指標：児童の利用者数、利用者の年齢層、来館頻度、来館する時間帯、図書館で読んだ本のタイトル数、図書館で行われる文化活動の中で好きな活動、使用者の満足度や意見、成人の登録者数、来館頻度、図書館で書籍を借りた経験の有無、本のニーズ（分野と使用言語）、自分の子どもが図書館へ行く頻度、子どもが図書館や本について親に話すかどうか、子どもたちの変化、など

問題や障害：依然として図書館に行かない人々が存在する（図書館の立地などアクセス条件は考慮されているが、特に小さい子どもは父母または兄姉の影響を受ける）。そのほか、図書の紛失や図書館員の退職なども問題点として挙げられる。

教訓・提言：
・蔵書数の改善および図書の配布の継続性が必要
・運営や利用方法の改善が必要（利用時間の延長、図書の配架法の検討、図書館間の交流促進、無関心層に関心を持ってもらうための対策、新入荷本の告知方法（広報活動の強化）図書や靴の紛失防止対策、など）
・大人向けの活動の充実（素話ができるお年寄りを招いたり、民謡収集への協力や民族楽器の演奏依頼などによるコネクション強化ならびに、スピーチコンテストや舞踏教室など大人を対象とした活動それ自体の充実）
・子ども向けの活動の充実
・持続可能性の保障（カレン教育局、小学校教員などほかの関係者との連携体制の構築が重要。休暇や休職・産休など、図書館員の労働規約の作成による、図書館員が安心して継続した仕事を続けられるような体制の整備、それらを指導するローカルスタッフの養成および質の向上も重要）
・ワークショップのあり方とモニタリング（ワークショップではどれだけ対象者が習ったことを実施できているかが重要であり、そのためのワークショップ後のモニタリングが必要）

関係資料：シャンティ国際ボランティア会（2003）

事例番号5-E (平和構築)

案件名：旧ユーゴスラビアにおける心のケアと教育

実施期間：N/A

実施機関：特定非営利活動法人 ジェン (JEN)

活動対象：旧ユーゴスラビア各地における難民子どもとその親たち

関係者：UNHCR、ユニセフなど

背景：クロアチアの首都ザグレブ近郊のイバニッチグラード難民キャンプにおいて、UNHCRと共同で難民支援事業が開始された。しかし、近隣のレストランと提携した食糧提供事業や、下水道の復興などインフラ整備が主な活動であり、教育支援は特に緊急支援計画には含まれていなかった。そこで、教員経験のある難民の女性を先生とし、ボスニア語（難民の母語）と算数が週2回、2時間ずつ教えられることとなった。

目標・活動：教科書はザグレブの古本屋から調達された。また、子どもへのアンケート結果を基に、集会室での課外活動（音楽、劇、文学、絵を描く、料理を作る、など）も週2回ほど実施され、インストラクターや心理学者が指導にあたった。1クラスは最大25人（コソボ地域は約40人程度）で、なるべく少人数で管理者の目が行き届きやすいよう工夫がされていた。トラウマの状況を判断するためのバウムテスト（木を描くテスト）や、ユニセフとの連携により人々の違いを認め合う平和教育も行われた。教材「コンフリクト」には、多様性の意義や、心の中にある怒りに対する対処法などが含まれていた。1クール3カ月のコースである。

成果：読み書きの練習を再開できたこと自体が大きな成果であったといえるが、活動はさまざまな関係者に影響を与えた。子どもは、学力の低下を少しでも食い止めることができ、故郷の言語を学ぶことができた。また、紛争で受けた心の傷から、さまざまな活動に集中できない子どもも多かったが、各種文化的な課外活動に参加することで、集中力を取り戻し、飛躍的に勉強ができるようになった子どももいた。余りに効果が顕著であったため、難民の子どもを対象としていない公立学校からも活動の依頼があったほどである。バウムテストでは、コース前と後で描く絵が変わっていくのが見て取れる。また平和教育の結果、人々の違いを尊重する精神も身につくようになった。本コースを1～2クールこなすと、子どもたちの心の状態にも改善が見られた。

子どもの勉強の遅れを気にしていた親も、上記プログラムの実施により精神的な安定を取り戻すようになった。また、収入向上のためのプログラムでは、他人と交流することで、人々の間の結び付きの感覚が強められ、精神的な明るさや強さを取り戻していったことが報告されている。

成果の指標：心理テスト（バウムテスト）など。

関係資料：教育協力NGOネットワーク研究会（2003）、ジェン（JEN）Webサイト

事例番号 5-F (平和構築)

- 案件名：アフガニスタンにおける地雷回避教育の教材開発³⁹
実施期間：2003年10月～現在
実施機関：特定非営利活動法人 難民を助ける会（AAR JAPAN）
活動対象：地雷原周辺地域（カブール周辺（カブール州、パルワン州）および北部地域（バクラン州、タカール州、クンドゥズ州など）の住人・子ども
関係者：地雷対策を行っている国際NGOやローカルNGO、コミュニティ、ユニセフ、国連アフガニスタン地雷対策センター（UNMACA）など。
背景：アフガニスタンでは20年以上も内戦が続き、その結果として多くの一般市民が地雷や不発弾により死傷している。そのため1990年代からNGOによる地雷対策活動が行われてきたが、除去活動には時間がかかるため、人々が負傷・死傷しないためには地雷回避教育が不可欠と考えられている。
目標：より良い教材を使用した地雷回避教育により、人々が地雷や不発弾の被害に遭わなくなり、その被害者数が減少すること
特徴：楽しく学べることを重視した教材の制作。コミュニティ・ボランティアが使用する教材から、マスメディアを利用しての地雷回避教育メッセージまで、幅広いチャネルの活用
活動内容：「地雷を見たら触ってはいけない」、「地雷原のマークがある所には入ってはいけない」などのメッセージを伝えるための地雷回避教育の教材開発を行う。作成する教材は、学校やコミュニティで使用するものだけでなく、ポスターやマスメディアを通じて訴えていくなど、多種多様である。
成果：アフガニスタンにおいては地雷被害が減少傾向にあるが、それは紛争が終結したことや地雷除去作業が進んだことなど、さまざまな要因が重なった成果だと考えられる。現時点では、地雷回避教材がどの程度役に立ったか測定はしておらず、2004年度内に評価が行われる予定。
成果の指標：国際赤十字委員会の地雷被害報告
問題や障害：
 - ・教材作成の際、アフガニスタン文化の微妙な部分（例えば、映画を作る際の言葉遣いや、タリバン政権時代に禁止されていた写真の使用など）が外部者である日本人には理解できないこと。
 - ・人々の識字率が低いため、文字の使用に制限があった。
 - ・教材作成を行ううえで印刷屋などの施設が不十分で、教材の質の確保が難しい。
 - ・さまざまなステークホルダーが関与しており、その調整に時間がかかる（国連と現地NGO間での調整が難航し、その余波を被った）。
関係資料：難民を助ける会（AAR JAPAN）Webサイト

³⁹ 本調査研究で実施したアンケート調査（2004年10月）に基づく。

付録3 代表的なNGOの概要と連携の可能性

ここでは、将来の各種連携の可能性も考慮しながら、各開発課題別のノンフォーマル教育活動に従事している代表的な国際NGO、ローカルNGO、日本のNGOを紹介する。

表A3-1は代表的なNGOの一覧である。ここでは、各NGOの活動形態によって、以下の3パターンに分類している。

現場型：現場での個々のプロジェクトおよびプログラム活動を主とする団体

ネットワーク型：各関係者との連携促進を活動の主としている団体

アドボカシー型：政府関係者、市民への関心を高める活動ならびに制度改革を活動の主としている団体

これらの活動形態分類を基にJICAがNGOとの連携可能性を検討する場合、「現場型」のNGOは現場レベルでのプロジェクトの実施部隊として協力することが考えられ、「ネットワーク型」のNGOであれば、JICAの活動に必要とされる特定分野の人材情報や参考資料またはローカルNGO・市民団体の活動情報ソースとして、さらにはJICA自身の活動情報を広く共有してもらう場として協力関係を構築していくことが可能であろう。「アドボカシー型」のNGOであれば、JICAがプロジェクトの中で啓発活動などを導入する際、啓発教材の共有やアドボカシー・啓発手法などの研修を実施するパートナーとしての連携が考えられる。

また、ここでは、各NGOがどの開発課題に沿ったノンフォーマル教育活動を行っているかということも示している。しかしながら、明確に自らのノンフォーマル教育活動の分類を行っているNGOは多くなく、複数の開発課題に資する活動を行っている団体も多いため、各開発課題による分類は、あくまでも本調査研究による目安である。

なお、国際NGOならびにローカルNGOについては、各国政府機関や国際機関との連携を踏まえたノンフォーマル教育活動の実績があり、文献調査や

アンケート調査である程度の詳細なデータを集めることができた団体を中心に取り上げた。また、日本のNGO⁴⁰に関しては、JICAとの連携実績⁴¹、文献調査やアンケート調査による詳細データの有無、財政規模などにより選択した。ノンフォーマル教育が多様な開発課題ごとに分類できるように、それらに関連する活動を行っている団体も数多くあるため、ここではすべての団体を取り上げることはできないことに留意されたい。

表A3-1 代表的なNGO（アルファベット、50音順）

機関・団体名	対象地域/国	活動形態				開発課題				
		現場型	ネットワーク型	アドボカシー型	基礎教育の拡充と質の向上	生計の向上	保健・衛生 環境の改善	自然環境 の保全	平和構築	掲載ページ
国際NGO										
1	Action Aid									p.262
2	Asian South Pacific Bureau for Adult Education (ASPBAE)	アジア大 洋州地域								p.263
3	CARE International									p.264
4	Creative Associates International									p.264
5	International Council for Adult Education (ICAE)									p.266
6	International Literacy Institute (ILI)									p.267
7	IUCN – The World Conservation Union									p.268
8	Movement International ATD Quart Monde (International Movement ATD Fourth World)									p.269
9	Oxfam International									p.270
10	Plan International									p.270
11	Save the Children									p.271
12	The Nature Conservancy (TNC)									p.272
13	World Education									p.273
14	WWF (World Wide Fund) International									p.274
ローカルNGO										
15	Adult Basic Education Society (ABES)	パキスタン								p.276
16	Bangladesh Rural Advancement Committee(BRAC)	バングラデシュ								p.277
17	Bunяд Literacy Community Council (BLCC)	パキスタン								p.279
18	Consortium of Humanitarian Agencies (CHA)	スリランカ								p.280
19	Development and Education Programme for Daughters and Communities Centre (DEPCDC)	タイ								p.282
20	Dhaka Ahsania Mission (DAM)	バングラデシュ								p.283

⁴⁰ データは主に国際協力NGOセンター（2004）および各団体のWebサイトから引用している（巻末の「参考文献・Webサイト一覧」参照）。

⁴¹ NGOとJICAの連携については、JICA国際協力総合研修所（2005）に詳しい。

機関・団体名	対象地域/国	活動形態			開発課題					
		現場型	ネットワ ーク型	アドボカ シー型	基礎教育の 拡充 と質の向上	生計の 向上	保健・衛生 環境の改善	自然環境 の保全	平和 構築	掲載 ページ
ローカルNGO										
21	Fe y Alegria	ベネズエラ								p.285
22	Hill Area and Community Development Foundation (HADF)	タイ								p.286
23	Lanka Jatika Sarvodaya Shramadana Sangamaya (Sarvodaya Movement)	スリランカ								p.287
24	Multiple Action Research Group (MARG)	インド								p.289
25	Notre Dame Foundation for Charitable Activities/WED	フィリピン								p.290
26	Rural Litigation and Entitlement Kendra (RLEK)	インド								p.291
日本のNGO										
27	アムダ (AMDA)									p.293
28	オイスカ(OISCA)									p.293
29	ガールスカウト日本連盟									p.294
30	教育協力NGOネットワーク(JNNE)									p.295
31	ケア ジャパン (CJ)									p.296
32	国際開発救援財団 (FIDR)									p.297
33	ジェン (JEN)									p.297
34	シャプラニール=市民による海外協力の会									p.299
35	シャンティ国際ボランティア会 (SVA)									p.300
36	ジョイセフ (JOICFP)									p.301
37	セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (SCJ)									p.301
38	難民を助ける会 (AAR JAPN)									p.302
39	日本国際ボランティアセンター (JVC)									p.302
40	日本ユネスコ協会連盟									p.304
41	パレスチナ子どものキャンペーン									p.306
42	ピース ウィンズ・ジャパン									p.307
43	ブリッジ エーシア ジャパン(BAJ)									p.307
44	ボーイスカウト日本連盟									p.308
45	ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)									p.309
46	ワールド・ビジョン・ジャパン(WVJ)									p.310

国際NGO

1. Action Aid

英国に本拠を置き、世界各地に事務所を持つ国際規模のNGOである。ブラジルの教育学者パウロ・フレイレの理論を基に組み立てられた、識字の習得と同時にコミュニティ開発を狙った参加型成人識字教育アプローチREFLECT (Regenerated Freirean Literacy through Empowering Community Techniques) を1993年に開発したことで有名。子どもの基礎教育機会の拡大と保障のためのACCESS手法も開発された。

ノンフォーマル教育事例：

1. REFLECT手法を使った参加型成人識字教育（文化アイデンティティ支援教育、身体障がい者教育、身体障がい者の子どもを持つ親に対する教育、親子に対する近隣へのスタディツアー形式の教育を含む）。

REFLECT手法では、教科書の代わりに住民参加型の農村開発アプローチPRA手法 (Participatory Rural Appraisal：主体的参加型農村調査手法) が用いられる。ファシリテーターの促しのもと、住民たちが自ら所有する情報を視覚化し共有することで、地域社会や日常生活における問題点を発見し、その解決方法を話し合う機会を設けるといふものであり、学習者が学習を構成するすべての段階（企画、準備、実施、評価の各段階）に参加する権利を保障する。従来の学習知識よりも、学習者自身の生活や関心、日常的に抱えている学習問題を重視する。そのため、従来のような教科書は一切使用せず、「読み書き能力の向上と社会的弱者のエンパワメント」、または「識字と地域開発」の両方の意味合いを持つ。

問題点としては、識字よりも視覚化の作業に時間が費やされる、識字能力に関しては、簡単なレベルの効果しか見えない場合が多い、効率的なカリキュラム作成が難しい、REFLECT手法に精通するスタッフが少ないこととそのトレーニングを短期間で行うことが難しい、などが挙げられる。

2. Access手法を使用しているNFE支援事業

未就学児童、貧困家庭の子ども、女兒など子どもを対象として行われているNFE事業。Accessセンターが遠隔地や最貧困地に設置され、地元のニーズに反映した教育活動が実施されている。教育行政機関に認知されているため、センターで学んだ子どもたちが正規の学校に進むことが可能となっており、正規教育との同等性を有する。

3. 地球規模教育キャンペーン (GCE) を通じた、ジェンダー平等の推進
4. HIV/AIDS予防に対する教育活動 (現地NGOの支援)
5. 教育向上のためのコミュニティ形成
6. 就学前教育の推進
7. 少数民族、下層カースト、アンタッチャブル(不可触民)への教育活動の推進

財政：2002年収入 約142億円
地域：アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ地域など
対象：ジェンダー、教育、緊急支援、食を得る権利（food right）、HIV/AIDS、国際援助、紛争と平和

2. Asian South Pacific Bureau for Adult Education (ASPBAE)

<p>ASPBAEは、1964年にオーストラリアのシドニーで、リベラルな成人教育の推進に鼓舞された教育者たちによって設立された、成人学習の促進に携わるあらゆる組織や個人から構成されるNGOである。政府機関、大学、NGO、地域グループ、労働組合、先住民族、女性支援機関、メディア、ほかの市民社会組織など他グループと連携しつつ、フォーマルおよびノンフォーマル教育の両方の活動に携わる。</p> <p>ASPBAEが重点課題としているものは、成人識字能力・万人のための教育、女性のエンパワメントのための教育、先住民族の教育、HIV/AIDS教育、情報技術と成人学習、市民権と良いガバナンスのための教育、移民の教育、職業訓練と教育などである。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>変革をもたらす成人学習に関する政策提言（Policy Advocacy on Transformative Adult Learning）</u> 2. <u>変革をもたらす成人学習に関する提言のための戦略的パートナーシップの強化（Strengthening the Strategic Partnerships for Advocacy on Transformative Adult Learning）</u> 3. <u>成人学習のためのリーダーシップと制度上のキャパシティ・ビルディング（Leadership and Institutional Capacity-Building for Transformative Adult Learning）</u>
財政：N/A
地域：アジア太平洋地域
対象：成人教育、識字教育、弱者（女性・先住民・移民など）のエンパワメント/教育、ネットワークング、職業訓練など
組織：高政策決定機関は、4年ごとに招集される総会である。この総会で総務局の代表と準地域代表が選出される。準地域は主に4つに分けられ、南アジア、東アジア、東南アジア、南太平洋である。

3. CARE International

12カ国のケアが参加して構成する連盟組織であり事務局はベルギーにある。これまで世界100カ国以上の国々に支援を行っており、現在はアジア、アフリカ、中南米、東欧、中近東など、70カ国以上の開発途上国や紛争地域で、約500人の国際専門スタッフと約1万2000人の現地スタッフを抱え、年間800億円に上る支援を行っている。事業分野は、農林水産業開発、所得向上のための小規模事業、環境保護、人口問題、保健衛生などであるが、特に 女性教育、生計向上支援、環境教育の分野での各種ノンフォーマル教育活動を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 学校外女子教育 (Out of school girl's project) [アフガニスタン]
2. 部族を対象とした持続可能なエンパワメントプロジェクト (Sustainable Tribal Empowerment Project: STEP) [インド]
3. 女性へのマイクロファイナンス支援プロジェクト (Credit and Savings for Household Enterprise: CASHE) [インド]
4. 農業・養殖支援 [バングラデシュ] : Participatory Action Learning (PAL) を使用した教育方法の実践を行っているプロジェクト
5. ストーム被災地での保健教育と医療キットの配布 [ホンジュラス]
6. 女子 (8 ~ 24歳) への識字および生活スキル訓練 [トーゴ]
7. 「すべての子どもに教育を」キャンペーン

財政：N/A

地域：主にインド、スーダン、ザンビア、アフガニスタンを支援 (CARE International UK)、世界48カ国の支援 (CARE International)

対象：紛争と開発、都市ガバナンス、民間パートナーシップ、市民社会、人権アプローチ (Rights-Based Approach)、生計向上、ビジネス構築、基礎教育、農業、水と衛生、健康管理、都市の貧困、緊急支援、ネットワーク構築

4. Creative Associates International⁴²

1977年に創立された国際コンサルティング企業。教育分野は、Education, Mobilization and Communication Services 部門に含まれている。その中でノンフォーマル教育に分類される活動には、BEPS (Basic Education Policy Support) - Combating Human Trafficking、Faith-Based Adult Literacy Program、Providing Education to Honduran Child Laborers and Their Familiesがある。BEPSはUSAIDより資金を受けている5年間の活動であり、2000年に始まった。

ノンフォーマル教育事例：

1. Basic Education Policy Support (BEPS) - Combating Human Trafficking
このプログラムは、フォーマルまたはNFEプログラムを通して虐待的な年少者

⁴² この団体はNGOではなく民間企業であるが、NFE活動に関するコンサルティング業務経験が多数あるため、掲載した。

労働や人身売買を減らすことを目的としている。

[ブルガリア]

地元ブルガリアのNGOと連携して、児童買春や売買に取り組むためのパイロットプロジェクトが2003年1月より実施されている。若者、親、教師などを対象に、売春や人身売買の危険性に対する認識を高めることが目的である。また、教師訓練、サマープログラム、職業訓練、就職カウンセリング、リスクを伴う青少年に対する生活技術向上教室など、経済的に不利な立場にある学生（特に少数民族）が学校にとどまることも目指している。児童買春に関するデータ収集のモデルを作成することも検討されている。

[ルーマニア]

ルーマニア北東部において、児童買春・売買の撲滅に取り組むことを目的とし、一般市民、親、教育者や青少年に買春・売買の危険性を伝えている。また、このプロジェクトでは、ターゲットとする地域に住む青少年（特に高校生、施設に入っている子どもや人身売買の犠牲者）が収入機会を得るために必要な技能訓練も行う。Creative Associatesは、これらのサービスを提供する団体が将来継続して活動するための資金を調達する機会を増やせるよう組織強化を行う。またプロジェクトではリスクを伴う青少年を発見・モニターするシステムが作られ、郡ごとのセクター間（intersectoral）チームが活躍している。このシステムによって得られたデータは、リスクを伴う子どもや、既に犠牲者となった子どものためのサービス改善につながっている。

2. BEPS - Faith-Based Adult Literacy Program

USAIDの資金により、2002年より、信仰に基づいた活動を行う非営利団体 Alfalit International が、ボリビアとアンゴラで成人識字教育を実施している。Creative Associatesは、2003年5月から6月にボリビアでの中間評価を行った。その評価によると、識字教育を受けた生徒は9～10カ月で読み書き・基礎算数を行うことができることが分かった。さらに、Alfalitは、「識字はそれ自身が目的ではなく、それを使ってさらに技術を習得するための手段である」という概念をうまく生徒たちに植え付けることに成功した。Creative Associatesは、識字センターを増やすよりも現存するセンターでのサービスの質を維持することに集中すべきであること、また、NGO・自治体やそのほかのボランティア活動を行っているグループ間の戦略的なネットワーク構築が重要であることを指摘した。

3. BEPS - Providing Education to Honduran Child Laborers and Their Families

2002年、Creative Associatesは、ホンジュラスにおいて以下4つの目的のためのプランニング分析を行った。年少者労働の程度を検証すること、子どもの教育プログラムへの参加を促す要素を定めること、労働に従事する子どものニーズに合ったプログラムや活動を見つけること、労働（特に虐待的な児童労働）に従事する子どもへの教育機会の提供を目的とした戦略を策定すること。その後出稼ぎ労働者の子どもたちを対象とした1年間のパイロットプログラムが開始された。このプログラムでは、教育仲介者が出稼ぎ家族とともに移動し、EDUCA TODOSプログラムの枠組みを利用して午後と遠隔教育授業を行うもので

<p>あった。果物・野菜生産、塩生産、水産物・エビ収穫に従事する子どもに対して、児童労働、仕事上の安全、健康教育などに関する補助的な活動ブックレットが作成された。このブックレットによって、殺虫剤の影響、熱によるストレス、そのほか健康や安全に害を与える可能性のある要素に対する年少労働の知識が増加した。本プログラムの最後には、学んだレッスンや上記のような労働に携わる子どものために成功を収めた活動例を集めた評価が実施され、ターゲットとなった子どもたちの間での知識増加や学習効果が比較されることになっている。</p>
<p>財政：総収入（2003年会計年度）約75億円</p>
<p>地域：全世界</p>
<p>対象：初等教育、基礎教育、人身売買、年少者労働、女性の教育、教師訓練、健康（HIV予防）、栄養、教育政策、地域開発、民主化促進、政治安定、市民参加、犯罪防止、紛争後の社会安定</p>

5. International Council for Adult Education (ICAE)

<p>1973年に設立。ICAEは、成人教育に関連する人や組織のネットワークハブとして機能する（アフリカ、アラブ、アジア、南太平洋、カリブ、ヨーロッパ、中南米など）。成人識字教育、平和と人権、プライマリ・ヘルスケア、グローバリゼーション、ジェンダー公正、刑務所における成人教育などの分野において社会運動をしている組織、また生涯教育関連の国際的機関と連携関係にあり、そのネットワークは、全世界の700以上の生涯教育関連組織に及ぶ。ICAEは、人々が独創的に地域に貢献し、独立した民主主義社会に住むために必要な要素として、生涯教育を促進する。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例：</p> <p>1．生涯学習の権利のためのキャンペーン活動 ICAEは世界教育フォーラムにおいて、生涯にわたって学習する権利を主張。</p> <p>2．第6回成人教育世界会議 CIDA、Sida、ノルウェー政府外務省、ジャマイカ政府教育省などの財政支援を得ながら、ジャマイカにおいて、成人教育における世界会議を実施。テーマは、創造性と民主的ガバナンス、成人教育：戦略的選択である。52カ国からおよそ300人が参加し、オチョ・リオス宣言で「成人教育は、民主的市民権と地球的規模の活動へのカギである」ことを結論としてまとめた。</p>
<p>財政：N/A</p>
<p>対象：成人・生涯教育、ネットワーキング</p>
<p>組織：9人で構成された執行委員会により運営。執行委員は、4年ごとに総会で選出される。</p>

6. International Literacy Institute (ILI)

1994年に、UNESCOとペンシルバニア大学教育学部によって設立された国際NGO。途上国における識字と開発分野の研究・開発・トレーニングでリーダーシップをとることを使命に活動している。地域会議、国際会議の運営、ニュースレターの配布、識字改革や、世界中のネットワーキング、トレーニング、開発、数多くの研究活動などに従事している。

ノンフォーマル教育事例：

1. 未来への橋プロジェクト (Bridge to the Future Initiative: BFI) [南アフリカ]

情報通信技術 (ICT) を使用して貧困層の生活能力や識字能力を向上させるため、政府と協力して実施しているプロジェクト。

●コミュニティ学習・技術センター (CLTCs) の開設

コミュニティ学習・技術センター (CLTCs) は主に識字能力の低い若者向けのICT学習設備を有するが、一般的には、中学校にIT設備を備え、放課後にはそれらIT設備を一般に開放して教育活動を推進する。

●基本的な識字の向上および情報へのアクセスのためのマルチメディアソフトウェアの開発

学習者のニーズに合わせ、アニメーションなどを使用しながら学習者の興味を引くソフトウェアの開発を進めている。内容は、社会に関連している識字、清潔な水、農業、HIV/AIDSなどの需要のあるトピックをカバーしている。

●教師トレーニング向上のためのICTベースツールの作成

教師トレーニングは主にスクール・ネット・南アフリカ (SNSA) を通じて実施され、CLTCsファシリテーターの質を高め、ICT能力を教師の間に広めることを支援する。

2. 大学と識字技術/途上国地域における基礎教育パートナーシップ (UTLP) の開催

3. ILI夏季識字教育トレーニングプログラム

途上国で識字教育を専門に行っている専門家に対して、定期的にトレーニングを実施。

4. 識字教育、ノンフォーマル教育プログラム

ノルウェー政府の支援を受け、アジアを中心に識字教育やノンフォーマル教育を教育の機会のない若者や成人に対して実施。

財政：N/A

地域：インド、南アフリカ、ガーナ、メキシコ、ナミビア、中国、など

対象：途上国地域の非識字者、指導員、途上国政府、など

7. IUCN - The World Conservation Union

1948年に設立された団体で、本部はスイスのグラン。「自然が持つ本来の姿とその多様性を保護しつつ、自然資源の公平かつ持続可能な利用を確保するため、世界のあらゆる社会に働きかけ、支援していく」ことを使命に活動している。IUCNは、これまで世界的な自然環境保全に関する条約の枠組みの中で、75カ国における生物多様性国家戦略の作成と実施を支援してきた。IUCNの目標は、生物多様性損失の危機の克服、生態系の保全、である。また、ネットワーク上にGreen Webをつくり、今までの事例、評価、ガイドライン、データベースを共有する取り組みも行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 非木材産物（NTFP）の持続可能な使用 - 生物多様性保全と経済開発プロジェクト [ベトナム]

このプロジェクトでは、経済的に実行可能で、生態学的に持続可能性のある方法によりNTFPの使用を促進し、生物多様性を保全することを目的とする。実施期間は3年間であり、IUCNと農業開発省、ベトナム森林科学研究所の非木材産物リサーチセンター（NFPRC）が共同で実施している。活動は、国家的なものとして2つのパイロットプロジェクトからなる。国家的なものとしては、カウンターパートであるNFPRCがNTFP管理とマーケティングに卓越したセンターになるための能力向上支援が主となる。パイロットプロジェクトでは、NTFP保全、開発、管理、マーケティングの実践的な解決に焦点が当てられている。

2. 持続可能な開発と貧困削減プロセスにおける環境プラン実施のための主要ステークホルダーの能力向上プロジェクト [エリトリア]

IUCNは、国家およびフィールドレベルでの介入メカニズムが、生計の向上に伴う持続可能な自然資源管理と貧困削減にどのように関係するかを実証するために、エリトリアのステークホルダーに働きかけた。このプロジェクトの目標は、生物多様性と貧困削減指標の関連性がコミュニティや政策レベルで実証されているか、そのメカニズムと活動を特定することにある。

財政：2003年度収入 91,121スイスフラン[政府機関71%、多国間援助機関18%、NGO・財団11%]

地域：中南米、北米、アジア、アフリカ、西ヨーロッパ

対象：N/A

組織：IUCNは理事会が統括しており、理事はIUCNに加盟する会員団体によって総会の場で定期的（3～4年ごと）に選出される。事務総長は理事会の意を受けてIUCN事務局を運営し、事務局スタッフを指揮する。IUCNは79の国、112の政府機関、760のNGO、37の団体、そして181カ国の約1万人の科学者と専門家がユニークなグローバル・パートナーシップによって構成されている。次の6つの専門委員会がある。種の保存委員会、保護地区委員会、環境法委員会、教育とコミュニケーション委員会、環境、経済および社会政策委員会、生態系管理委員会。各委員会は当該分野の専門家を有する最大のボランティアネットワ

ークであり、環境保全に関する知識の収集・統合・管理・普及をはじめとするIUCNの核となる活動に貢献している。500のプロジェクトに、約1,000人のスタッフが従事している。

8. Movement International ATD Quart Monde (International Movement ATD Fourth World)

1967年にJoseph Wresinskiと、パリ近郊Noisy Le Grandの緊急キャンプに住む貧しい家族たちが設立した国際NGO。現在では世界26カ国に事務所を持ち、世界の貧困地域の人々と協力して活動を行っている。活動の目的： 貧困は人権侵害であることを人々に気づかせる、 貧しい人々のニーズや意見を聞き、それに応える、 援助できる人ではなく、本当に貧しい人々を支援する、 貧しい人々の声は社会のあらゆる所から聞こえることを明らかにしていく、 コミュニティに貢献できるよう、永続的に貧しい人たちに機会を与える、 政策や決定に貧しい人々の意見が取り込まれることを確実にする。

ノンフォーマル教育事例：

1. 子どもたちとの芸術と文化活動 [タイ]

Saphan PhutとBangkok Noiに住む、2～15歳の100人の子どもたちを対象にした芸術・文化活動。Saphan Phutでは毎週土・日曜日に、Bangkok Noiでは毎週水曜日の午後に実施されている。活動の内容は子どもたちを中心に決められ、活動は人形劇、砂絵、父の日のカードづくりなどさまざまである。この活動を通じて、子どもたちとその両親の状況を理解し、コミュニティにとってもATD Fourth Worldの活動や理念を理解してもらえる機会となっている。日々の活動のほかにも、夏期休暇にはワークショップを行ったり、運動会を開いたり子どもたち向けの活動を行っている。

2. 秘められた可能性を解き放つプロジェクト [米国]

貧困家庭の子どもたちを対象に学習機会を提供する。子どもたちの両親と、ATD Fourth World、教師たちとの意見交換の場をつくる目的で3日間のフォーラムを開催した。集まった参加者は50人で、ワークショップやケーススタディに対する意見交換などを通じて互いの理解を深め合った。

財政：ATD Fourth World UK (2002年度収入) 約3000万円 [収入74%、一般寄付21%、その他5%]

地域：世界26カ国。ブルキナファソ、コートジボワール、マダガスカル、モーリシャス、セネガル、タンザニア、ボリビア、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ペルー、カナダ、米国、フィリピン、タイ、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スイス、英国

対象：貧しい地域の子どもたち、コミュニティなど

9. Oxfam International

オックスファムは、1942年に「オックスフォード飢餓救済委員会」として英国で設立され、現在では、ヨーロッパ、北米、アジア、オセアニアなど世界各地に支部を持つ国際NGOである。世界100カ国以上において、緊急救援や長期の開発プロジェクトを行っており、紛争や自然災害発生時の緊急人道支援、農村開発、保健衛生（HIV/AIDS、リプロダクティブ・ヘルス、栄養、水などを含む）、基礎教育、ジェンダー支援、貧困の原因と現象について調査・研究、政府や国際機関への政策提言、市民に対する啓発活動、などに従事している。

ノンフォーマル教育事例：

1. 「すべての子どもに教育を」キャンペーン

世界のNGOや教育組合とともに国際キャンペーン団体を立ち上げ、すべての子どもたちが学校に通えるようになるために必要な政策を各国政府に訴えるキャンペーンやロビー活動を行っている。

2. 女子教育支援

ジェンダー間の不平等をなくすためのプログラム・キャンペーンの実施と政策提言。

財政：年間予算（2000年度実績）約450億円

地域：世界60カ国

対象：社会的弱者支援（女性、少数民族、労働者、非識字者）、貿易、教育、生計向上、文化保護、保健衛生（HIV/AIDS、水など）、紛争と自然災害、民主主義と人権

10. Plan International

1937年に設立された国際NGOで英国に本部を置く。フォスターペアレントを募集（里親制度）し、その資金で子どもたちへの支援、彼らの両親への支援、また子どもたちが生活するコミュニティへの支援を行う。“すべての子どもたちが人間の権利と尊厳を尊重される社会の中で、彼らの可能性を気づくこと”をビジョンとし、以下の、3つの方針に基づいて活動を実施している。

子どもとその家族、地域の人々の生活環境を整え、彼らが能力を発揮し、村づくりを維持できるよう支援する。

世界中の異なる文化を持つ人々が互いを尊重し、理解を深められるような関係づくりを行う。一方通行ではない、心の通った協力関係を目指す。

子どもたちが安全で健康な生活を送ることができるよう、彼らの権利を尊重し、受けるべき利益を確立できるよう努力する。

ノンフォーマル教育事例：

1. 幼児教育 [バングラデシュ]：22のペアレント・センターでの子どもの権利や子どもの保護と発育、健康と栄養についての教育の実施。

2. ドロップアウト児童（主に女子児童）への教育 [中国]
3. 地方の学校へ行けない子どもたちへの補足学校（Supplementary School）の運営 [インド]
4. コミュニティや学校の児童に対する、売春や仲買人の危険性を教える寸劇の実施 [インド/ネパール]
5. HIV/AIDS教育 [ブラジル]：若者カウンセラーによるピア・エデュケーションの実施や、ラジオやイベントによる情報の普及。
6. 子どもの人権理解プロジェクト [アルバニア]：7つの学校の子どもたちが手芸作品の展示、歌や詩などの発表とともに、人権に関してディスカッションを行うプロジェクト。
7. 保健・衛生教育 [ペルー]：学校における子どもたちへの保健衛生指導（トイレ使用後の手洗い、など）。
8. コミュニティ・スクールの運営 [ニジェール]：コミュニティが学校の運営のみならず、授業の構成や教師の選出、育成までも行うもの。

財政：Plan UK 2003年収入 約55億円 [チャイルド・スポンサーシップ75.5%、寄付14.4%、公的機関からの援助8.8%、その他1.3%（ギフトカタログの売上含む）]

地域：アジア、中央アメリカ、南アメリカ、アフリカ、ヨーロッパ

対象：教育、保健、居住、生計向上、コミュニティの関係構築

11. Save the Children

先進各国に本部を持つ国際的NGO。世界各地で子どもたちへの教育機会の提供活動を行っている。特にアジア・アフリカ地域では基礎教育の機会拡大事業を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 代替教育プロジェクト（Alternative Schooling Project） [ネパール]
2. コミュニティ学校の開設 [エチオピア、マリ、コンゴ民主共和国、グアテマラ]
3. 就労児童への基礎教育機会の提供・保障 [特にインドなどアジア地域]
4. 総合幼児教育 [ベトナム]
5. 女子児童に対する教育 [アフガニスタン]
6. 女性に対する識字、計算能力向上教育 [バングラデシュなど]
7. 少数民族の子どもたちへのNFEプロジェクト [ベトナム]
8. 聴覚障がい児に対する教育支援 [中国]
9. 子どもの栄養改善事業/母親に対する栄養改善指導、家庭菜園の普及など [ベトナム]
10. AIDS感染の子ども、両親に対する保健教育 [マラウイ]
11. 地雷回避教育 [アフガニスタン]

<p>財政：2003年収入 約248億円 [政府資金など62%、寄付25%、チャイルド・スポンサーシップ11%、その他2%]</p>
<p>地域：世界各国</p>
<p>対象：人権全般、市民社会、子ども、農村開発、教育、職業訓練、保健医療、人口・家族計画、給水・水資源、小規模融資、平和活動、難民・国内避難民、女性、少数民族など</p>

12. The Nature Conservancy (TNC)

1951年に設立された国際環境NGO。地球の生命の多様性を象徴する植物、動物および、自然の共同体を守り、これらが存続するために必要な土地や水域を保護することを理念として活動している。科学をベースにした戦略的な計画手法を開発し、それをもとに企業・行政・協力団体・人々と協力することで自然の保護を行っている。これまでの活動には、私有地の保全、土地の購入、自然保護に貢献する公共政策の追求、自然保護のための資金調達などがある。

ノンフォーマル教育事例：

1．環境保全トレーニング・リソースセンター設立 [インドネシア]

インドネシアでは生物多様性の保全に関する能力が低いいため、TNCは9つのインドネシア政府機関、国際機関と共同で環境保全トレーニング・リソースセンター（CTRC）をボゴールに設立した。センターの目的は保全カリキュラムを開発し、自然資源管理のトレーニングを実施することで、生物多様性保全の能力を構築することである。

2．環境教育 [プエルトリコ]

TNCは医療品会社のBristol-Myers Squibbと連携し、環境教育プログラムを実施している。プログラムの一環として、5～12歳の学習者向けの海洋保全に関する教材を作成し、プエルトリコ教育省に配布する予定である。環境問題専門家や地元の権威者とも協力し、環境教育をプエルトリコに推進することが目的である。Bristol-Myers Squibbは地元では有名であり、従業員も積極的に地元のコミュニティと関わりを持っている。

3．Podocarpus国立公園保護に関する啓発活動 [エクアドル]

このプログラムでは、TNCのエクアドルのパートナーであるArcoirisがPodocarpus国立公園の科学的調査を拡大し、公園施設の向上や環境教育が推進され、コミュニティが公園の保護に従事するようになることを目的とする。期間は5年間であり、Arcoirisは国立公園を保護し、地元の学校の子どもたちや、大学の生徒たちに生物多様地域の環境や安全防護対策の必要性を教える。スタッフは環境に関する出版物を刊行したり、放課後にチュートリアルを実施し、毎週国立公園でのフィールドトリップを実施する。

財政：2003年度収入 約8600万円 [個人55%、財団25%、その他12%、協力8%]

地域：太平洋地域、カリブ地域、中米地域、北米地域、南米地域

対象：N/A

13. World Education

米国に本拠を置く国際NGO。アジア・アフリカ地域を対象に住民参加型の基礎教育開発を推進している。特に、基礎教育機会の拡大や、成人、特に女性のための総合識字教育、などを中心とした幅広いノンフォーマル教育活動を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 基礎教育拡大のためのプロジェクト
 - 国家NFEプロジェクトへの技術支援 [フィリピン] : NFE資格・同等性プログラムのモデル開発、識字プログラムと代替学習システムの確立に貢献した。
 - 初等教育カリキュラム開発 [ネパール]
 - 教育再生プロジェクト [エジプト]
2. 女性のための教育
 - 農村地域の女子教育普及プロジェクトGATE (Girls Access to Education) [ネパール]
 - 女性の暴力に対する教育プロジェクト [インド]
 - 女性への識字教育、生計開発支援 [インド]
3. 市民社会開発のための能力養成
 - 人道支援に関する、地元・国際NGO能力養成サービス [カンボジア]
 - 児童の不法取引に対するコミュニティ啓発活動支援 [ベナン]
 - 教育を通じた児童労働防止プログラム [ネパール]
4. 生計向上ならびに生活改善事業
 - 農民に対する地下水マネジメント支援 [インド]
 - 融資対象女性に対する識字教育、計算能力教育支援 [ネパール]
5. 中小企業、小規模融資の能力養成プログラム
 - シルク織物産業に対する技術指導および技術支援 [ラオス]
 - 中小企業ビジネス支援 [南アフリカ]
6. 保健衛生分野教育
 - 保健向上、識字拡大プログラム [エジプト]
7. HIV/AIDS分野支援
 - HIV基礎トレーニングと継続的教育 [米国]
 - HIV/AIDS教育プロジェクト [カンボジア]
8. 自然環境保全
 - 国立公園と生息オラウータン保護、農民に対するトレーニング支援 [インドネシア、ボルネオ島]
9. 難民、避難民への支援
 - ミャンマー難民に対する教育支援 [ミャンマー]
 - 保健/医療支援活動従事者に対する教育支援 [米国]
10. 紛争後地域に対する、社会・経済支援
 - 政府関係者、NGOに対する技術者支援 [カンボジア]
 - 就学児童に対する生産向上とマネジメント教育プログラム [フィリピン]
 - 子どもに対する地雷回避教育 [カンボジア]

財政：N/A
地域：アジア・アフリカ地域
対象：中小企業・小規模融資の能力構築、難民・避難民の支援、紛争後の社会/経済支援、市民社会開発のための能力構築、開発分野のノンフォーマル教育支援、ノンフォーマル教育からフォーマル教育への橋渡し、識字と健康、識字システムの能力構築、女子教育、HIV/AIDS予防、職業スキルと若者の雇用、持続可能な農業

14. WWF (World Wide Fund) International

170を超える国で活動する世界最大級のNGO。スイスのWWFインターナショナルを中心に、50カ国以上の国々に拠点を置く。1961年に絶滅の危機にある野生生物の保護を目的として設立され、現在は地球全体の自然環境保全に幅広く取り組んでいる。

ノンフォーマル教育事例：

1. WWF・日興グリーンインベスターズ基金 [WWFジャパン]

この基金は2000年10月、日本の自然保護活動促進と環境配慮型社会の実現に向けた活動への助成を行う基金として、日興コーディアルグループとWWFが設立した。この基金は助成金のほか、WWFからの情報提供や技術支援を通して活動を展開し、持続的な社会の促進と自然環境に対する意識を高め、人々の行動を促す成果を目指している。3つの活動テーマのうちの一つに、環境教育・普及啓発が挙げられ、100万～500万円の範囲で助成金額が決められる。

2002年度の環境教育事業は、以下の4つ。

レッドリスト野生動物保護キャンペーン事業（団体名：トラ保護活動ネットワーク）

カヌーイストによる川環境保護連絡会活動への助成（団体名：カヌーイストによる川環境保護連絡会）

「持続可能な社会のための環境教育・学習」を促進するための活動（団体名：環境文明21）

四万十の森のヤイロチョウを軸にした環境教育と普及啓発のためのビデオ・CD・パネル作成事業（団体名：社団法人高知県生態系保護協会）

2. 農場労働者と鶴 [WWF南アフリカ]

南アフリカの農場では、巢作りの場所の妨害、卵の略取、虐待、小鳥や卵の除去、生息場所の破壊などにより、鶴の生存が脅かされている。この責任は特に農場労働者にある。このプロジェクトは、農場主や労働者と対立しないような方法で人々への教育や啓発活動を行うことにより、このような鶴への脅威を減らすことを目的としている。

3. 保護地域のコミュニティプログラム [WWFインドシナ]

このプログラムは、保護地域や周辺に住む現地コミュニティの自然に対する知識を向上し、理解を深め、環境保全活動を進めることを目的としている。現在ま

でWWFはBach Ma国立公園、Vu Quang国立公園、Song Thanh自然保護区、ベトナム森林大学でプログラムを実施してきた。

4. ツーリズムプログラム [WWFインドシナ]

このプログラムは、エコツーリズムを推進し、旅行者の自然に関する知識や理解を深め、環境保全を推進することを目的としている。WWFは「生物多様性の解釈 - 熱帯地域の環境教育マニュアル - 」を翻訳するにあたり、資金的、技術的支援を行っている。

5. カリフォルニア湾プログラム [WWFメキシコ]

このプログラムは人類のより豊かな生活と環境の保護を促進しながら、メキシコ・カリフォルニア湾の水産ならびに陸生資源の保護に寄与することを目指している。その活動の一環として、環境教育の推進および支援が含まれており、2004年の世界環境の日には、メキシコ北部のサン・カルロス村において、子どもたちへの環境保護に関する野外授業を行った。

財政：（2003年度収入）WWFインターナショナル 約91億円、WWFネットワーク 約469億円 [個人サポーター58%、政府機関20%、信託・基金10%、企業・団体からの支援6%、収益事業収入4%、その他2%]

地域：170カ国以上の自然環境やその周辺地域

対象：地球温暖化、沿岸海洋、淡水生態系、野生生物、有害化学物質、森林

ローカルNGO

15. Adult Basic Education Society (ABES) : パキスタン

ABESは1971年に設立され、パキスタンにおいて主に成人の機能的識字能力向上を推進してきた。その中で、ナヤ・ディン教育手法 (Naya Din Teaching Methodology) という教育手法を開発した。同時に、機能的識字能力向上のためのナヤ・ディン教科書を発行したり、健康、栄養、社会問題、子どものケア、料理レシピ、家族計画などのさまざまなテーマの小冊子も定期的に出版している。具体的には、成人の機能的識字能力向上プロジェクト (Adult Functional Literacy Projects)、講師、監督者、地方の指導者の識字能力向上トレーニング (Literacy Teachers/ Supervisors/ Local Leaders Training)、教材の開発、健康教育プログラム (Health Education Programme)、地域開発プロジェクト (Community Development Projects)、初等教育プログラム (Primary Education Programme)、教師育成 / 育成のための教材開発 (ビデオ教材など) などが行われている。

ノンフォーマル教育事例：

1. ノンフォーマル初等教育プロジェクト (Non-Formal Primary Education Projects)

このプロジェクトは1993年10月に、ABES、連邦教育委員会 (Federal Directorate of Education)、UNICEFの連携で始まった、主に小学校における教授法の質の改善に焦点を当てた提言型プロジェクトである。連邦教育委員会はイスラマバードの地方における25の小学校を割り出し、特に学校のない地域のさまざまな状況の中で10の地域小学校 (Community Primary Schools: CPS) を設立した。これらCPSは政府の正規学校の補完的役割を担っている。このプロジェクトにおいて、近隣地域との連携活動 (close community coordination)、2週間ごとのニュースレター「Humari Dunya (私たちの世界)」の発行、6回に及ぶ教師育成ワークショップ (活動型・児童中心型の教育法など) の開催などが行われている。このCPSの生徒の中退・落第率は非常に低い。また、さまざまな研修や再教育講座に参加しているCPSと連邦政府学校の教師は、非常に効率的でやる気のある教師として成長している。

上記の10のCPSの成功例をもとに、ABESはオランダの“開発協力のための国際組織 (International Organization for Development Co-operation: ICCO)” の財政支援を得て、より大規模な形でNarowalとSialkot地区で75の協同地方小学校 (Co-operative Rural Primary School) を設立した。現在、これらの学校は100校に増え、入学した生徒数は全部で約3,000人、そのうち女子の割合は80%となっている。Narowal地区におけるノンフォーマル初等教育は、地域参加と女子の健康教育プログラムと連携して行われている。

2. 機能的識字能力向上 (Functional Literacy) / 中都市貧困地域の貧困緩和 (Poverty Alleviation in Semi-Urban, Under-Privileged Communities)

イスラマバードの2つの地域で、UNESCOと共同で始まった新しいプロジェク

ト。このプロジェクトは、読み書きのできる女子に再教育コースを提供し識字能力レベルを高める機会を与えるものである。これらのコース修了後、参加者はスキル・トレーニング・プログラムに参加し、同時に養鶏やヤギ飼育などの収入創出プロジェクトを開始することとなる。

財政：N/A

地域：パキスタン

対象：貧困緩和、成人教育、初等教育、女子教育、教師・指導者育成、地域開発、識字教育、教育法・教材開発

16. Bangladesh Rural Advancement Committee (BRAC)：バングラデシュ

もともと農村地域の女性のエンパワメントを通じて農村地域の総合開発を目指した活動から始まる。活動発展の過程で教育の重要性が高まり、ノンフォーマル教育という形での教育活動が発展していった。BRAC学校、継続教育、青年ネットワーク事業、スラム児童対象教育、困難な状況にある子どものためのスクール、被服縫製業従事児童のための学校、コミュニティ学校、また、新しい動きとして就学前教育、BRACによる正規学校、少数民族の文化的統合事業、などノンフォーマル教育に分類される各種活動を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. BRAC学校

以下2種類の教育形態を持つ。共に教材は無償提供であり、月5タカのサポート費も提供される。竹や泥で出来た簡単な施設で行われ、クラスの規模は30人程度。特に女子への配慮がなされ、全生徒数の約70%が女子である。また、教師は最低9年以上の学校教育を受けたものでなければならず、全教師の約97%が既婚であり、対象村の出身者である。基本的に同じ教師が初等教育サイクル5年すべてを受け持つ。15日間の初期訓練、1年に1回の継続訓練、月1回の補習訓練が保障されている（第4ならびに第5学年を受け持つ教師には特別訓練と、英語と数学に関して各16日間と18日間の補習訓練あり）。カリキュラムは、地方村の子どものニーズに合ったものとなっており、学習者中心の参加型アプローチが取られている。最近では都市児童も対象となっている（下記4.スラム児童対象教育を参照のこと）。さらに、「教育補助プログラム（Education Support Programme: ESP）」が、1991年より開始され、BRACとほかのローカルNGOとのネットワーク強化が行われている。2004年現在、このスキームで、303のローカルNGOならびに2,505の学校が補助を受けている。

- 「ノンフォーマル初等教育（Non-formal Primary Education: NEPE）」は、修学期間3年、8歳から10歳までの未就学児童ならびに中途退学児童を対象として1985年より開始されていたが、1998年より、修学期間4年、第1学年から第5学年児童を対象としたものに変更された。教科としては、バングラデシュ語、算数、社会。英語は第2学年から教えられる。第4または第5学年からは、正規学校の教科書を使用する。

● 「年長児童のための基礎教育 (Basic Education for Older Children: BEOC)」は、修学期間3年、11～14歳の青少年を対象とする。1987年開始。KishorならびにKishori学校と呼ばれる学校で行われる。教科としては、健康教育や科学も含まれる。

2. 継続教育 (Continuing Education Programme: CEP)

上記BEOC後の教育活動であり、農村ならびに都市住民を対象とする。1995年より開始。「共同図書館 (Union Libraries : Gonokendra Pathagars)」と「読書センター (Reading Centres: Kishori Pathagars)」の建設ならびにそこでの活動が主となる。

● 「共同図書館」では、読み物の開発が行われる。現在570の図書館が各コミュニティ委員会によって運営されている。図書館の運営以外にも、特別行事やファンディング、社会文化行事、無償の職能訓練などが行われる。

● 「読書センター」は、BEOC終了時期の2カ月前に設置され、特に女子や女性の読書能力ならびに社会性、起業能力を向上させることを目的とした活動が行われる。

3. 青年ネットワーク事業 (Adolescent Peer Organized Network: APON)

上記「読書センター」に出席する女子や女性を対象に、友人や年配者の協力のもと、リプロダクティブ・ヘルスや社会・環境問題に対する意識を高めるための教育または議論の機会を提供する。

4. スラム児童対象教育

NEPEとBEOCを行うBRAC学校が、都市のスラムに住む児童や年長児童を対象に設立されたもの。ダッカ、チッタゴン、クルナ、ラッシャヒ、シレット、ポリサルなどの大都市が対象。現在、1,221のBRAC学校に、約3万人の児童が学んでいる。

5. 困難な状況にある子どものためのスクール (Hard To Reach Schools: HTR)

都市において危険な作業に従事している8～14歳の子どもを対象とする。ユニセフと政府のノンフォーマル教育局により実施され、いくつかの地域の運営がNGOに委任されている。内容はBRAC学校と同様であるが、2年間の修学期間であり、その中で正規学校第1～第3学年の内容が教えられる。

6. 被服縫製業従事児童のための学校 (Garments Child Labour Schools: GCL)

被服縫製業に従事する14歳以下の児童を対象とする。内容はBRAC学校と同様であり、毎月300タカの奨学金が与えられる。

7. コミュニティ学校

1990年から政府により始められたコミュニティ学校が財政難により機能停止したものを、NGOが運営することになったもの。BRACは43校を運営している。教師は94%が女性であり、中等教育を卒業した経験が必要である。15日の基礎訓練、3日のオリエンテーション、毎月1回の補習訓練、学期初めの訓練などが保障されている。正規学校で使われているカリキュラムや教材が使用されるが、補助教材としてBRAC製作の教材も使われる。

8. 就学前教育

5～6歳児を対象。12カ月が修学期間。学費として月10タカ、初期コストとし

て40タカが徴収される。30人程度の生徒に対して教師は2人（教師の平均年齢は15歳）。3日の初期訓練、毎月半日の補習訓練が教師に保障されており、ガイドブックも配布される

9. BRACによる正規学校

BRACにより運営されているものの、位置付けは正規学校とされているものがある。1990年より11校が運営されている。就学前教育も含めて6年が修学期間である。BRACと政府製作の教材が共に使用されているが、ポスターやカードなどの補助教材も使われる。いくつかの学校では障がい児童のインクルージョン教育も実施されている。

10. 少数民族の文化的統合事業

少数民族出身の生徒や教師に対する配慮を促進するためのワークショップ開催事業。

財政：総支出（2002年度） 約175億4900万円 [うちドナー負担20%]

地域：バングラデシュ

対象：農村開発・農業、教育、保健衛生、都市（スラム）開発、職業訓練、女性、子ども、少数民族

17. Bunyad Literacy Community Council (BLCC)：パキスタン

BLCCは、1994年に設立された、識字能力向上による貧困緩和と人々のエンパワメントを促進するNGOである。当初、Hafizabad地区での識字能力向上の推進のためにNGOのネットワーク活動をしていたが、正規学校における女子生徒の不登校問題を扱ったり、「万人のための教育（EFA）」を達成するための質の高い教育を促進する活動を行うようになった。BLCCの目標は、社会から取り残された地域やグループを彼ら自身の発展への参加を通して力づけをしていくことである。中心的テーマは、EFAの目標を達成することを可能とする識字能力向上と教育推進である。

ノンフォーマル教育事例：

BLCCは、地方の女子を対象にしたノンフォーマル教育プロジェクトを推進してきた。このプロジェクトのもとで設立された学校は、ノンフォーマル初等教育（NFPE）センターとして知られており、UNICEFの支援で1つの地域において識字能力向上と教育推進活動が開始された。その後、その活動範囲が広がり、現在はパンジャブ州の18の地域（2,000以上の村）においてノンフォーマル教育プロジェクトが行われている。それらの地域では、ノンフォーマル教育に加え、児童労働、貧困緩和のための女性のエンパワメント、貯蓄とマイクロクレジット、統合農業と衛生、保健、リプロダクティブ・ヘルス、環境に関するプロジェクトも行われている。

1. ノンフォーマル初等教育プロジェクト [Hafizabad・Multan地域]

NFPEセンターが、Sheikhupuraに74、Multanに56設立。裨益者はおよそ3,600

<p>人。パキスタン識字能力向上委員会（Pakistan Literacy Commission）による支援が行われた。</p> <p>2．<u>地方の女子に対するノンフォーマル基礎教育</u> [Hafizabad Community Schools] NFPEセンターが50、学習者は1,800人。TVOとパキスタン識字能力向上委員会（Pakistan Literacy Commission）による支援が行われた。</p> <p>3．<u>絨毯織り産業で労働している児童に対するノンフォーマル教育</u> [Sheikhpura & Hafizabad] 110のNFPEセンターに、学習児童が3,850人。ILO-IPEC-PCMEAによる支援。</p> <p>4．<u>外科用器具製造産業で労働している児童に対するノンフォーマル教育</u> [Sialkot] ILO-IPECによる支援。</p> <p>5．<u>成人教育プロジェクト</u> [Laipatpur, Pahimyarkhan] BLCCが実施、NCHD（人間開発委員会）によるモニタリングが行われた。</p> <p>6．<u>貧困層の声 - 成人識字能力プロジェクト</u> [Daska, Sialkot] 社会福祉総合理事会（Directorate General of Social Welfare Punjab）と福祉機関（Umang Welfare Organization）の支援が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校を退学した若者のための教育：UNICEFによる支援 ● スキル開発による地方の女性のエンパワメント：DFIDによる支援 ● 成人女性の機能的識字能力向上：USAIDによる資金援助
<p>財政：年間総収入 約2100万円 [助成金]</p>
<p>地域： パキスタン</p>
<p>対象： 貧困緩和、識字能力向上、女性のエンパワメント、初等教育、成人教育、女子教育</p>
<p>組織： 事務局スタッフ（男性23人、女性6人）、現場事務所スタッフ（男性51人、女性21人）、教師（男性25人、女性576人）と、全部で702人。</p>

18. Consortium of Humanitarian Agencies（CHA）：スリランカ

<p>過去7年間にわたり、CHAは人道支援組織ネットワークのハブとして機能し、会員の倫理網、調整、連携、提言、ロビー活動などの任務を行ってきた。特に、会員の組織と連携し、貧困にあえいでいる人々や、子どもや老人、身体障がい者、女性、負傷者、困人、難民、追放された人など、社会で最も弱い立場にいる人々の基本的な権利や生活を保護する活動を行う。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例：</p> <p>1．<u>弱い立場にいる人々の人権の保護と促進に関するキャパシティビルディング</u> 女性、子ども、前拘留者、行方不明人の家族などの弱い立場にあるグループの保護と開発ニーズを確認し改善するためにCHAとそのネットワーク組織の能力をより強固なものにすること、北東地域の利益のために、資源の開発・投資を</p>

促進すること、情報と知識へのアクセス能力を高めること、必要な地域での、市民社会とNGOを力づけ、その能力を構築していくことなどを目的とする。このプロジェクトは、ネットワーキング、啓発活動（普及や研修）、提言とモニタリングの3つのテーマに従って実行される。

●ネットワーキング

- ・地域のリーダーシップのネットワークをつなぎ、強化すること
- ・首都コロomboのすべて紛争地域における通信やドキュメンテーションをリンクすること
- ・人道主義者や人権を扱うコミュニティが弱い立場にいる人のニーズに関して意識を高めること
- ・影響のある人々の脆弱さとニーズ、回復・発展する機会などに関する認識を高めること
- ・国家機関や政府省庁との関係を強めること
- ・国連や国のモニタリング機関などとのより近い関係を築くこと

●啓発活動（普及と研修）

- ・トレーナーの訓練
- ・研修マニュアルの作成（人権に関するガイダンス）
- ・ワークショップ（知識移転）
- ・地域保護ネットワーク（Community Protection Network）の形成（保護すべき問題の認識、分析、活動）

●提言とモニタリング

- ・プロモーション、モニタリング、提言のためのベンチマークを認識すること
- ・救済活動に対するタイムリーな対応のための情報の活用
- ・提言とモニタリングのためのコミュニケーション戦略の開発
- ・活動の体系的なレビューとフォローアップ

2．人権高等教育プログラム（学位取得）

FORUM-ASIAによって助成され、コロomboにおいて1年間の人権高等教育プログラムを実施（3カ月のコースが3回）。目的は、参加者が人権に関してより理解を高めること、国際的な人権基準やメカニズムへの理解を得ること、労働環境への国際的な人権基準メカニズムの応用の方法に関して知識を高めることである。対象者は、警官、看守、弁護士、教師、学生、市民社会グループ、政府／民間セクターである。内容は、人権入門／人権の歴史的発展、人権の普遍性と個性、人権に関する国際法、人権における国際的メカニズム、スリランカにおける人権フレームワーク／地域・国際的メカニズム、市民権・政治権（公正、言論の自由、生きる権利、自己決定の権利など）、経済的・社会的・文化的権利、女性の権利、子どもの権利、労働の権利、国際人道的法、環境法、公的利益訴訟、先住民族の権利、国内難民の権利、マイノリティの権利、移民労働者の権利、紛争解決、人権行動主義、研修方法などで多彩である。

財政：N/A
地域：スリランカ
対象：社会で最も弱い立場にいる人々の人権（女性、子ども、老人、身体障がい者、囚人、難民など）人道支援関連NGO・組織のネットワーキング、リーダーシップ育成、啓発活動、提言・モニタリングなど
組織：CHAの基本的な組織構造は、総会、運営委員会、事務局、常任委員会の4つから成る。最高権威は総会にあるが、その権威を運営委員会に委譲する。CHAにとって、運営委員会が代表的な意思決定機関となる。総会は、CHAのメンバーとオブザーバーによって構成されている。また、総会は2カ月ごとに開催される。

19. Development and Education Programme for Daughters and Communities Centre (DEPDC)：タイ

教育、フルタイムの宿泊施設を子どもたちに提供するコミュニティベースの組織である。北タイの山岳民族の多くは、土地所有権や市民権がなく、教育や保健医療、法的な就業機会もないために貧困である。それと同時に、消費財の流入や、国家開発戦略、外国からの影響を受けて、彼らの生活や伝統・価値観は急速に破壊されている。山岳村や大メコン地域では、麻薬中毒や密売、HIV/エイズの流行など陰湿な問題が、コミュニティや家族に降りかかっている。このような状況の中、親戚、村や市の権力者、警察、政府役人、実業家などが複雑に関係した性産業などの児童労働へ子どもが売買されることを防ぐために、施設や教育、職業訓練を提供している。

ノンフォーマル教育事例：

児童買春撲滅に関しては以下のようなアプローチが重要である。 情報：児童買春に取り組むためには、需要パターンや、不正取引を行っている地域などの詳細情報を集めることが重要で、これによって危険のあるコミュニティを特定することができる。これには、フォーマルやインフォーマルな人々（村人、教師、村のリーダー、政府役人など）のネットワークが重要である。 予防：少女たちが売春をさせられる前に代替手段を提供するほうが、リハビリテーションをするよりも効果がある。 教育：若者にさまざまな教育手段を提供するのが効果的である。そうすることで、若者たちは能力を伸ばし、さまざまな職業に就くことが可能となる。 個人の発達：若者は彼らに影響を及ぼす社会問題について学び、自分たちで考え、将来について決定することを促す活動に参加する必要がある。 参加：児童売春問題に対処するために、危険にさらされている子どもたちやその家族だけではなく、すべての地域社会が対象にされるべきである。政府の役人や、教師、村長や、僧侶、両親などのコミュニティのリーダーが、地域の子どもの問題と一緒に取り組むために協力することが必要である。 コミュニティ強化：訓練や地元の収入創出スキームの力添えを得て、コミュニティの能力を向上させることにも支援が必要である。

1. 娘たちとコミュニティ・センターのための開発と教育プログラム

DEPDCに住む、このプロジェクトの子どもたちは、地元のMaeSaiの学校に通っている。子どもたちは6～18歳。90人の子どもたちがプログラムに参加しており、少年よりも少女の数が多数を占めている。子どもたちはDEPDCのスクールバスで、地元の“Pa Muat School”と呼ばれる学校に通っている。DEPDCはこれらの子どもたちに昼食の準備をしている。子どもたちは放課後にスポーツ活動を行い、1週間に1回の音楽や英語などの活動にも参加する。DEPDCでは子どもたちが責任を持って、洗濯など自分の身の回りの世話をし、料理はスタッフの支援を受けながら、グループで行っている。ほとんどの子どもたちは教育を受ける機会も得られないような、非常に貧しい家庭の出身である。

2. Patak半日学校

半日学校は、Patak村やMaeSai地区の6カ村の、国籍（市民権）や戸籍謄本がなく、タイ政府が実施している普通教育を受けられるほど裕福ではない子どもたちに無料で教育を提供している。子どもたちは午前中に学校で勉強し、午後にはさまざまな職業訓練を行っている。学校は大部分がDEPDCを卒業した娘たちによって運営されており、幼児クラスが2つ、タイ政府のシラバスにできるだけ類似した、小学生クラスが5つ実施されている。授業では数学、タイ語、スポーツ、芸術、および健康や食事、衛生を含めた生活能力トレーニングが行われている。子どもたちは生徒たちのために計画されたキャンプ、文化的な祭事、ゲーム活動にも参加している。最近では、性産業や児童労働に従事させられる危険のある、MaeSaiストリートで生活することを好む子どもたちや、両親のもとで労働し食べ物売って生活することを好む約180人の子どもたちも学校に出席している。

3. 職業訓練プログラム

Patak半日学校を卒業した山岳民族の収入創出を促進する。

財政：N/A

地域：タイ、メコン圏

対象：子どもの権利、人身売買、山岳民族

その他：日本・フィンランド・デンマーク・英国・カナダ・オーストラリア大使館、UNDP、UNHCR、ユネスコ、国際労働機関／児童労働撲滅のための国際プログラム、ワールドビジョン、ピースコー、などと連携をとっている。

20. Dhaka Ahsania Mission (DAM) : バングラデシュ

1990年設立の草の根NGO。農村地域や貧困層への基礎教育提供活動を実施しており、設立以来380万人以上の最貧困人口が活動に参加。

ノンフォーマル教育事例：

以下NFEに関する4つの基本方針を持つ。学習者中心の教授 - 学習プロセスを推進、ニーズに基づくカリキュラム内容とモニタリング、ノンフォーマル教育関連人材の養成、正規教育とノンフォーマル教育の同等性と連携を促進。また、各学習者の年齢に応じた各種ノンフォーマル教育プログラムが用意されて

いる。

1. 早期幼児ケア・教育プログラム

社会的弱者層の5歳以下の幼児を対象に、全人格的・肉体的・知的・精神的発達を目標としたケアならびに教育を提供し、正規学校システムの第1学年に備えさせる。学習期間は6カ月である。カリキュラム内容としては、精神運動発達(psychomotor)、学習へのレディネス向上、道徳教育、衛生、環境意識改善などがあり、描画、歌なども取り入れられている。このプログラムは、社会的弱者層の親が幼児ケアを学び、また子どもを学校に送ることの重要性を理解する機会を提供する。

2. 非就学児童と中途退学者のための初等教育

バングラデシュでは、初等教育は義務教育であるものの、正規学校就学者の約3分の1が中途退学をしている。そのため、中途退学者ならびに未就学児童を対象として、初等教育内容を4年間の学習期間で教えるプログラムである。特に、都市部インフォーマルセクターに従事する労働児童が対象となる。また、フォーマル教育との同等性が確保されている。DAM製作の教材が第3学年、政府製作の教材がその後使用される。

3. 都市部労働児童のためのノンフォーマル中等教育

DAMの初等教育プログラムを受けた後で正規中等学校に進めていない労働児童が対象となっており、正規中等教育第7学年までと同等の教育機会が提供される。一般教育のほか、職業教育・訓練が行われる。

4. 青少年教育

11~15歳の男性・女性の非識字者を対象としており、識字教育、技術訓練、社会経済分野に関する意識改善を行う。学習期間は9カ月であり、カリキュラムは3つのレベルに分かれている。特別にデザインされた入門書や学年本、読みやすい教材、ニュースレターや壁新聞が利用され、家族生活や社会・法律問題、生計向上などの内容が教えられる。

5. 成人識字教育

6カ月の基礎識字、ならびに3カ月のフォローアップからなる9カ月のプログラムである。家族生活や基礎的な経済概念、組織化の方法や市民意識向上がカリキュラム内容である。

6. 継続教育

識字教育を終了した学習者のために、コミュニティによる支援を得ながら、コミュニティ学習センター(ゴノケンドロ「大衆センター」)を設置し、生涯学習とコミュニティ開発の機会を提供している。

財政：N/A

地域：バングラデシュ

対象：教育、貧困緩和、コミュニティ開発、人権、保健、水と衛生、HIV/AIDS、薬物中毒防止、人身売買防止、児童労働、環境、技術サポート

21. Fe y Alegria : ベネズエラ

Fe y Alegriaは「必要不可欠な一般教育と社会開発のための運動」を行う団体である。貧困層の人々を対象にした、彼ら自身の発展や社会への参加を促進する活動を行い、特に教育に焦点を当てている。1955年にベネズエラで設立され、最初はCaracasのスラム地域で教育サービスを提供するプロジェクトを実施した。現在は、就学前、初等、中等教育に加えて、ほかの形で人間開発を実施している。例えば、ラジオステーションによる遠隔教育プログラム、成人教育プログラム、労働訓練と学校平等プログラム、中等・職業訓練レベルでの専門領域の成立、小規模企業の開発、コミュニティ開発、医療開発、ネイティブ文化保全、教師トレーニング、教育資料の開発などのプロジェクトが挙げられる。2002年までにFe y Alegriaのプロジェクトに参加した生徒数は約110万人に達した。Fe y Alegriaのネットワークとして、2,000近くのセンターがあり、学校、ラジオステーション、学校教育センター、代替教育センターとして活動している。

ノンフォーマル教育事例：

1. 成人教育 [アルゼンチン]
2. ノンフォーマル教育プロジェクト [ボリビア]：父親や母親のエンパワメント・プロジェクト(「知識の家」) 学校での暴力の防止プロジェクト。
3. 技術トレーニング [ボリビア]：専門技術トレーニング、貿易トレーニング、仕事説明会の実施など。
4. 教師指導 [ブラジル]：プロジェクトはデイケアセンターや地域社会の就学前教育のニーズの増加に応えるべく実施。教師の質の基準は、大学、研究所、教育省、NGOとそのほかの専門家によって決められた。
5. ノンフォーマル教育と社会開発 [コロンビア]：文化行動とコミュニティ開発活動
6. 成人教育 [エクアドル]：ラジオを使用した遠隔教育
7. 就職のための教育 [エクアドル]：ワークショップ形式による手工芸品やその他の職業スキルの取得
8. 子どもや若者の身体障がい者に対する特別教育 [エクアドル]
9. 薬物中毒の若者に対する道端教育 [エルサルバドル]：道路で薬物依存症や薬物をやめた子どもたち、若者へのピア教育プログラムの実施。

財政：N/A

地域：アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、コロンビア、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、スペイン、ベネズエラ

対象：最も貧困で、社会から除外されている人々

組織：Fe y Alegriaには合計3万1,012人（うち97.3%が一般職員、残り2.7%が協会に属している人）が働いている（15カ国で活動しているボランティアは含まれず）。各国では私的NPOとして法律に基づき、政府との支援を受けて活動している。最高決定機関は総会である。これは各国ディレクター、総会の調整員、評議員、各国からのそのほかの適任者、Latin America Jesuit Provincials Conferenceの総長がメンバーとなって開かれる。

22. Hill Area and Community Development Foundation (HADF)：タイ

タイの山岳民族を支援しているNGO。山岳民族に10年以上関わっているフィールド活動家、公共福祉、ノンフォーマル教育に携わる政府高官、関連分野の学者によって1986年に設立された。タイとミャンマーの国境にあるMaeChan川とMaeSalong川の分流域に住む27の村を支援し、分野は環境問題から社会開発まで多岐にわたっている。「Chiang Raiの人々の生活の質を向上し、地域の自然環境保全のため彼らをエンパワーすること」を目的に、持続可能な農業の導入、自然環境保全を中心に活動している。

ノンフォーマル教育事例：

1. コミュニティ教育とコミュニティ組織の強化

地域オフィスのTambonが拠点となり、タイ社会に適応するための教育へのアクセスがない村人たちに対し、児童初等教育、成人ノンフォーマル教育プログラムを実施。このプロジェクト地域では小規模の識字教育も実施されている。

2. 環境保全

山火事の防止、魚保全地域がこのプログラムの戦略。地域生物地図の作成（Bioregional mapping）がツールとして使用されている。代替的な収入源の確保と、自然環境保全のインセンティブとして、村人はコミュニティベースのエコツーリズム実施を計画している。

3. ジェンダーと開発

女性たちは農業の実施、意思決定において重要な役割を担っている。そのため、持続可能な開発や、環境マネジメント問題などに関して、女性に特化したトレーニングやワークショップを実施している。

4. AIDS予防・啓発

村人たちにAIDSの問題を理解してもらうため、ビデオやドラマ・演劇などをグループディスカッションと併せて実施している。

5. 児童に対する性的搾取予防

子どもたちが性産業に入ることを防止するための、流域の若者を対象とした教育や啓発プログラムを実施。

財政：N/A

地域：タイ

対象：ソーシャル・ギャップ（山岳・少数民族）教育、持続可能な開発、環境保全、ジェンダー、薬物乱用、HIV/AIDS、児童性的搾取、ネットワーキング

組織：1年に2回の執行理事会を開催。それに加えアドバイザーとして、およそ40人の研究者や専門家がHADDFの活動をサポートしている。また、Bread for the World、Terres de Hommes、the Population and Community Development Association、European Union、ACCU、UNDCP、Plan International、ECPAT-Taksvarikki、AusAIDからの資金支援を受けている。

23. Lanka Jatika Sarvodaya Shramadana Sangamaya (Sarvodaya Movement)：スリランカ

A. T. アリヤラトネ博士により、1958年に始められたサルボダヤ運動という農村開発運動が発端となった、国内に34の地区支部と345の地域センターを配するスリランカ最大規模のNGO（2004年現在）。「サルボダヤ」とはシンハラ語で「すべての目覚め」という意味であり、正確にはサルボダヤ・シュラマダーナ「労働の分かち合いを通じてのすべての目覚め」という。民族紛争の続くスリランカで、人口の大部分を占めるシンハラ人のみならず、それに対立するタミール人からも広く信頼され、現在では、スリランカの2万4000の村のうち、1万以上の村が何らかの形でサルボダヤ運動に加わり、人口1700万人中、参加しているボランティアの数が40万人を超える運動に広がっている。本部は首都コロomboの南隣の町、モラトワにある。

運動の基本は、仏教の教えをベースに、精神的、道徳的価値を重視し、自立的生活様式に基づく自立的社会を建設することである。人々が労働を分かち合うことによって、実際に道をつくったり、井戸を掘ったりしていく中で、一人ひとりが自分の力に目覚めていくことをプログラムの中心に据えており、具体的な活動としては、子どもや母親への支援（保育園の設立、給食など）、村民の保健衛生に関する活動（井戸・トイレづくりなど公衆衛生の設備、伝染病予防などの医療対策、家族計画など）、収益・信用事業や職業訓練ならびに収入向上活動（手工芸品の作成、集乳など）、難民救済など、有機農業を軸にした持続可能な第一次産業の活性化支援が挙げられる。これらの活動は各国のNGOからの寄付によるところが大きい。

開発プロジェクトはシュラマダーナを第1段階に据えた5 stage approach（1985年より導入）と呼ばれる段階的な村の自立戦略が中心である。概要は、シュラマダーナ実施（1st stage）年齢・性別などによる村の組織化とそれによる小規模プロジェクトの実施（例：母親グループ編成による衛生教育プログラム実施）（2nd stage）各グループ代表者によるサルボダヤ・シュラマダーナ委員会の設置（3rd stage）サルボダヤの提供するSarvodaya Economic Enterprises Development Services（SEEDS）との接続による所得向上活動開始（4th stage）

小規模経済活動の村内における資本形成、それを元手の村内サルボダヤ・サンワルダナ銀行の設立（5th stage）である。

ノンフォーマル教育事例：

サルボダヤの活動には、何らかの形で教育の要素が入っており、ほぼすべての活動がノンフォーマル教育として分類されうる。サルボダヤの組織別に分類した教育対象分野は以下のとおり。

- サルボダヤ本部 社会的エンパワメントと技術能力向上に関する教育
- The Sarvodaya Economic Enterprises Development Services (Guarantee) Ltd. (SEEDS) 経済活動に関連する能力強化
- The Sarvodaya Suwasetha Sewa Society Ltd. 北部地域を中心とした復興開発支援に関連する各種活動（平和教育を含む）
- The Sarvodaya Legal Aid Services 人権教育
- The Sarvodaya Samodaya Services 薬物使用および中毒防止教育
- The Sarvodaya Shanti Sena Services Ltd. 若者を対象とした各種教育活動
- The Sarvodaya Women's Movement 女性を対象とした各種教育活動
- The A.T.Ariyaratne Charitable Trust 精神的発達を目指す活動

また対象や内容ごとに分類した教育活動は以下のとおり。

1. 特定の人・グループを対象とした教育活動

教育活動例	参加者（対象）
就学前教育トレーニング	村の若い女性、就学前教育教師
経営者対象トレーニング	組織経営者、秘書、会計係
地域保健アドバイザートレーニング	村人
図書館運営トレーニング	村人
生物多様性保全のためのトレーニング	村人
リーダー養成トレーニング	組織リーダー
アウェアネスプログラム	小規模金融管理者
会計監査トレーニング	会計係
財政管理トレーニング	村銀行管理者
平和構築トレーニング	村の若者
'Health Donation Service' リーダートレーニング	村の若者

2. 社会的・経済的・倫理的・文化的・精神的発達のための教育活動

教育活動例	参加者（対象）
家庭内幼児教育	母親
家計および家庭栽培に関する教育	母親
地域保健プログラム	紛争地域における村人
平和復興プログラム	村のリーダー
中途退学生徒のための教室	紛争地域における中途退学生徒
メディア教育	村人
アウェアネスプログラム	村人
起業トレーニング	村人
女性・子どもに対する暴力対策プログラム	母親グループ
法律に関する教育	村人
瞑想プログラム	囚人

3. 政治的能力向上のための教育活動	
教育活動例	参加者(対象)
人権・民主化・良い統治に関する教育	村人
4. 職能教育	
教育活動例	参加者(対象)
技術教育(オートバイ機械、大工、石工、三輪車機械、2輪トラクター機械、自転車修理、食品加工・包装技術・蝋燭製造・家庭配線)	若者
5. 社会的弱者を対象とした教育活動	
教育活動例	参加者(対象)
ノンフォーマル学校	性的虐待を受けた13~18歳の少女・女性
職能教育	貧困女性、障がいを持った女性、女性囚人
識字クラス	ストリート・チルドレンとその母親
Community-Based Rehabilitation (CBR)	
6. 伝統的コミュニティリーダーを対象とした教育活動	
教育活動例	参加者(対象)
仏教僧侶ワークショップ	仏教僧侶
財政：N/A	
地域：スリランカ	
対象：農村開発・農業、教育、保健衛生、難民・国内避難民、都市(スラム)開発・住居、職業訓練、人材、女性、子ども、少数民族	

24. Multiple Action Research Group (MARG) : インド

困難な状況下に置かれた人々(子ども、女性、開発事業などによって強制退去をさせられた人々など)が直面している問題に関し、調査フィールドワークを実施。また、フィールドを基盤にしている草の根グループへのトレーニングや、彼らに対して社会・法律関連の情報の提供などをして支援している。主に、法律を分かりやすく説明した手引書の作成、また地方においてNGOで活動している女性のためにリーガルリテラシー(法律に関する知識向上)のワークショップを開催している。

ノンフォーマル教育事例：

1. リーガル・リテラシー(法律に関する知識向上)プログラム(Legal Literacy Programme: LL)

このプログラムにおいては、法律手引書(Legal Manuals)の作成、リーガル・リテラシーのためのワークショップ・啓発活動、が行われている。人々の生活に影響するあらゆる法律を分かりやすく解説するための手引書を作成。手引

書は10種類ほどあり、労働法、属人法、犯罪法、その他、中絶に関する法令や市民権保護法令（対警察）などのあらゆる法律に関して簡潔・明確に説明している。また、憲法下で保障される基本的な権利に関する解説書、土地取得法、森林法、交通事故の被害者への補償に関する法律などの手引書も提供している。ほかに、法律に対する意識向上、エンパワメントを目的としたフィルムを作成し、それをテレビで放映したり、法律に関する相談受付をラジオで行ったりしている。読み書きができない女性の特別なニーズに応えるために、法律上の権利に関するキット（フリップチャート、絵本、ポスター）が用意され、啓発活動を行う。このキットは、さまざまなワークショップで使用されている。

2. 女性と子どもプログラム (Women and Children Programme: W&C)

組織化されていない女性や特別施設の子ども、児童労働関連の問題に活動的に取り組み、その調査を実施する。現在は、ハリヤナにおいて女性への研修プログラムを実施している。この研修プログラム (Panchayati Raj Training Programme) は、3段階の研修ワークショップからなる。初めは、結婚、財産、結婚持参金、レイプ、労働などに関するさまざまな法律について話し合い、次段階で、Haryana Panchayati Raj法令の条項 (女性の権利関連) について学び、最後のワークショップで、ジェンダー平等の重要性や健康問題について集中的に学び、議論する。研修生に対しては、最後に修了書が渡される。

財政：N/A

地域：インド

対象：女性、子ども、開発事業によって強制退去させられた人々、リーガルリテラシー、啓発活動 (手引書などの作成)、ワークショップ・研修

25. Notre Dame Foundation for Charitable Activities / WED : フィリピン

1984年にノートルダム大学商学部の下部組織として立ち上げられた、フィリピンのミンダナオ島を中心に活動を展開しているNGOである。特に、ミンダナオ島のムスリム女性を対象に、彼女たちの社会的地位の向上、生活の質の向上、経済力強化のための、機能的識字教育や成人教育、起業教育などが行われてきた。

ノンフォーマル教育事例：

ユネスコや、CIDA、USAIDなどをはじめとする他ドナーや、地元政府からの協力を得てノンフォーマル教育プロジェクトを実施してきた。住民参加型の活動が強調されている。

1. 女性のための機能的識字と成人教育

非識字の女性を対象としたWED教育センターでのノンフォーマル教育活動である。コミュニティのベースライン調査や地方政府役人ならびに村長らの意見をもとに、教育センターが、各コミュニティの無償奉仕によって建設される。1984年当時は4つのセンターと300人近くの学習者であったが、現在では、88のセンターと3,000人以上の学習者を抱える規模となっている。教育内容は以下のとおり。

- 「基礎成人教育 (Basic Adult Education: BAED)」では、フィリピン語で、読み書き計算、健康・栄養・衛生、地域健康・衛生、市民意識向上、経済・起業などが教えられる。
- 「上級成人教育 (Advance Adult Education: ADED)」では、「基礎成人教育」の卒業生または中途退学者を対象に、英語による授業が行われている。

2. 起業教育

機能的識字教育を卒業した中で、能力が高いと判断される者に対して、5カ月間の縫製、クラフト、食品加工に関する技術を教える。内容は以下のとおり。

- 「基礎レベルの技術&起業教育 (Basic Skills and Entrepreneurship Training: BEST)」では、3カ月から5カ月の期間に、縫製、食品加工、小規模ビジネスなど技術教育の他に、価値創造、精神的発達、健康と衛生、簿記などに関することも教えられる。
- 「上級レベルの技術&起業教育 (Advanced Skills and Entrepreneurship Training: ASET)」では、「基礎レベルの技術&起業教育」の卒業生を対象に、より高度な縫製、ハンドクラフト、食品加工、経営マネジメント技術のほかに、フラワーアレンジメント、ぬいぐるみ製作技術などが教えられている。

3. 組織強化

地方自治体やNGOの組織制度強化を目指したワークショップを開催する。ジェンダー配慮・啓発、コミュニティ組織化、ファシリテーター訓練、指導教材開発、プロジェクトマネジメント、連携、モニタリング・評価、村落女性リーダー開発などのトピックがワークショップで用いられる。

4. 教育開発のためのアドボカシー活動

ミンダナオ島の教育および訓練セクターにおいて、政策、システム、プログラムの改善を促進する。USAIDの資金援助がある。

財政：N/A

地域：フィリピン

対象：教育、女性

26. Rural Litigation and Entitlement Kendra (RLEK)：インド

Uttaranchalの丘陵地帯にあるコミュニティで活動しているNGO。借金返済のための強制労働者 (Bonded Labor) のエンパワメントや彼らの解放活動からその活動は始まった。社会的に取り残された人々が学び、成長する強さや能力、また彼らが自らの人生に影響する問題を解決する能力向上を目的とする。主な活動は、貧困層・恵まれない人々 (特に女性) の経済・社会的問題への取り組み (地域社会の組織化) 女性のエンパワメント・能力構築 (地方自治に関する情報や知識を提供)、研修やネットワーキングによる女性の社会動員 (選挙に立候補し、地方自治にジェンダー平等をもたらすための制度上の支援)、部族、遊牧民、ほかの社会的に取り残された人々へ教育の提供 (フォーマル教育・ノンフォーマル教育)、環境保護活動・環境問題への啓発活動、森林に依存しているコミュニティの持続可能な森林保全管理への参加促進、貧困層の法律上の権利に関する

意識向上・啓発活動、社会的公正の促進を通してヒューマニズム文化を確立すること・公益の訴訟や提言を通して社会で困窮した人々の権利を確保すること、などである。

ノンフォーマル教育事例：

1. 革新的な識字能力向上プログラム (Innovative Literacy Programme)

● 成人識字能力向上プログラム (Adult Literacy Programme)

政府のフォーマル教育から利益を得ることができないVan Gujjarsという丘陵の遊牧民族への成人教育を実施。この遊牧民族は、1年で6カ月もの間ヒマラヤ高部へ移動するため、RLEKのボランティア教師が彼らとともに移動し、引き続き教育プログラムを行う。「子どもの教育プログラムの持続性は、大人が教育の重要性を自ら認識し、子どもへ全霊をかけて教育支援するのでなくては、達成できない」という哲学に従い、成人教育から着手。

● 遊牧民の子どもの識字能力向上プログラム (Total Literacy Programme)

遊牧民の子どもに対して、フォーマル教育を提供するために独自のプログラムが設計され、Dehra Dun地区のDhaulatapparとSaharanpur地区のMohandのそれぞれに2つの学校が開校された。これらの学校では、彼らの遊牧民としての生活スタイルから生ずる制約に対応し、彼らが高地へ移動する時には学校を休校にするなど、カリキュラムの工夫がなされた。また、学校の制服には彼らの伝統的な衣服を反映したり、より早く、簡単な方法で知識を得るために、教材には彼らの毎日の生活で使われているものが用いられた。

また、読み書き能力フェア (Literacy Fair: Van Gujjar Unaupcharik Shiksha Mela) も2000年に開催され、何千人ものVan Gujjarの子どもたちが、自分たちの読み書き能力を、社会活動家、ジャーナリスト、社会学者、教育者、またそのほかの多くの参加者の前で発表した。この活動は、コミュニティの士気を鼓舞することに役立った。

2. 地域のエンパワメント・プログラム (Community Empowerment Programme)

上記のコミュニティに対し、地域全体のエンパワメント・プログラムを現在実施している。その目的はVan Gujjarsの人々の識字能力を高め、健康、衛生、自然資源、環境管理、家畜の世話、またインドの憲法における市民の権利などの問題に対する意識・洞察力が高まるように支援する。現在、43のコミュニティ・エンパワメント・センター、5つの集会所が開設されている。

財政：N/A

地域：インド

対象：社会的弱者、貧困、女性、子ども、エンパワメント、フォーマル・ノンフォーマル教育、環境保全、権利、啓発活動など

組織：専従スタッフと非専従スタッフ合わせて150人、ボランティア100人。多様なバックグラウンドを持つ専門家集団が目標を達成するためにチームとして活動している。すべてのメンバーが組織の意思決定過程に参加。職員のジェンダー比率は同等であり、年齢層は25～35歳。

日本のNGO

27. (特活) アムダ (The Association of Medical Doctors of Asia: AMDA)

1984年設立。海外30カ国（アジア、アフリカ、中南米）に支部を持つ。難民や貧困層への医療支援活動を実施する国の医師が中心となり、多国籍医師団を編成して活動を展開する（JANIC正会員⁴³）。緊急救援活動が主であるが、保健衛生教育（エイズ予防教育、カウンセリング、HIV検査）、自立支援活動 - 職業訓練、識字教育、などノンフォーマル教育に分類される各種活動を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. エイズ予防教育事業 [ケニア、ペルー、ホンジュラス、ほか]
2. 自立支援活動 [ザンビア、バングラデシュ、ケニア、ほか]

財政：総収入（2002年度） 543,602,833円 [会費2.2%、寄付金19.7%、基金運用益0.1%、事業収入0.2%、政府委託金12.2%、国連機関委託金24.5%、民間委託金7.8%、民間助成金1.3%、国際ボランティア貯金2.2%、外務省NGO事業補助金20.2%、その他0.1%、前年度繰越金9.5%]

地域：ネパール、ミャンマー、カンボジア、ケニア、ザンビア、スリランカ、バングラデシュ、パキスタン、ジブチ、ホンジュラス、ペルー、ボリビア、アフガニスタン

対象：農村開発、都市（スラム）開発・住居、保健医療、小規模融資、人災、平和構築、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、農業、漁業、職業訓練、給水・水資源、自然災害、救援活動、被災者

組織：意思決定機構 - 総会11人、理事会5人。事務局スタッフ - 有給専従 国内15人、海外15人、有給非専従 国内10人。

28. (財) オイスカ (OISCA - International: OISCA)

1961年設立。JANIC正会員。海外5カ国（バングラデシュ、インドネシア、ミャンマー、マレーシア、フィリピン）に事務所を持つ。途上国の産業開発、人材育成、環境保全を推進し持続可能な発展を目指した活動を行う。国際交流など相互理解や友好親善活動も行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 海外研修センターにおける技術指導および人材育成事業
2. 植林プロジェクトにおける自然資源管理支援

⁴³ Japan NGO Center for International Cooperation（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター）。1987年、国際協力NGOのリーダーたちによって設立されたネットワーク型の市民団体。

<p>財政：総収入（2002年度） 1,227,459,000円 [会費22.1%、寄付金19.7%、基金運用益0.6%、事業収入6.5%、政府委託金4.9%、民間助成金4.7%、国際ボランティア貯金0.6%、外務省NGO事業補助金0.5%、地球環境基金0.7%、その他政府補助金13.1%、その他6.1%、前年度繰越金20.4%]</p>
<p>地域：フィリピン、マレーシア、インドネシア、ミャンマー、バングラデシュ、パプアニューギニア、フィジー、タイ、スリランカ、アゼルバイジャン、インド、東ティモール、パキスタンなど26の国と地域</p>
<p>対象：農村開発、農業、植林・森林保全、保健医療、環境教育、女性</p>
<p>組織：意思決定機構 - 理事会19人。事務局スタッフ - 有給専従 国内100人、有給非専従 国内14人。</p>

29. (社) ガールスカウト日本連盟

<p>1920年に日本でガールスカウト活動が開始される。1947年にはガールスカウト日本連盟ができ、日本で急速にガールスカウトの活動が広まる。現在では約7万5,000人の人が活動している。ガールスカウト活動の3つのポイントである、自己開発：自分の可能性を発見し、主体的に生きることを身につける、人との交わり：地球規模の視野を持ち、ともに行動できる人になる、自然とともに：自然との調和を学び、豊かな情報を養う、を基礎にして活動が行われている。ガールスカウト少女会員は以下5つのグループに分かれて活動する。就学前1年～：テンダーフット、小学1・2・3年：ブラウニー、小学4・5・6年：ジュニア、中学生：シニア、高校生相当年齢：レンジャー。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例： <u>「生ごみサイロ」で環境教育（戸隠ガールスカウトセンター）</u> 戸隠センター内にある「生ごみサイロ」を使用した環境教育プロジェクト。センターで出たごみを堆肥にかえる作業を通じて、参加者が、“自然界の一員として責任をもって生活するためには「自分が」どうすればよいのか”を体験の中から気づき、考え、日常生活に結び付けて行動に移していくことようになることを目的とする。</p>
<p>財政：会員からの会費で運営。運営委員はボランティア。</p>
<p>地域：全国47都道府県</p>
<p>対象：就学前1年～成人女性</p>
<p>組織：ガールスカウトは全国47都道府県で活動を展開している。各都道府県に支部があり、その下にいくつかの団に分かれている。各団には学年ごとに5グループに分かれた団員と、運営委員やリーダーなどが所属している。</p>

30. 教育協力NGOネットワーク(教育NGOネット)Japan NGO Network for Education (JNNE)

2001年1月設立。教育分野の国際協力を実施している24の日本のNGOネットワーク組織。すべての人々の学びの保障を目指し、教育協力に関わるNGOを中心としたネットワークを通じて必要な事業を推進することを目指し活動している。NGOの教育協力の専門技術の強化、教育分野のODAについての政策提言・キャンペーン、情報交換・ネットワーキングなどを行っている。より具体的な活動内容は以下のとおり。

情報交換：教育協力に関する情報・意見交換を、内外NGOおよび関係諸機関と行う。

調査研究：教育協力についての調査を行う。

能力強化：日本国内・海外において、教育協力に関するNGOその他を対象にした能力強化などのプログラムを行う。

政策提言：より効果的な教育協力政策のために、政策期間、国際機関への働きかけを行う。外務省と教育協力政策についての懇談会を開催している。

啓発・広報活動：教育協力に関する社会一般の理解の促進を図る。海外とのネットワークを構築する

ノンフォーマル教育事例：

外務省「NGO活動環境整備支援事業」の一環として実施された「NGO分野別研究会」の「教育」分野での活動を実施。研究会やワークショップを中心となって開催した。その中で、学校の場を離れた教育（NFE）をテーマとして取り上げ、ガイドライン作成に取り組んだ。2004年には報告書、『教育協力NGOネットワーク（JNNE）研究会 報告書2003、NGOの教育協力のガイドライン【学校の外の教育編】』を刊行。

財政：見込み決算（2003年度）5,873,765円 [研究会・ワークショップ42%、製本・事務経費45%、その他：事務管理費]

地域：主に連携を図るための活動（研究会、ワークショップなど）は国内で実施。実際の教育活動に関しては、各参加団体がさまざまな対象国で実施している。

対象：教育

組織：メンバーは教育協力を開発途上国で実施する、実働型NGOを中心としているが、JNNEに関心を持つ団体、個人も登録することができる。会員は情報交換、意見交換などの活動に参加することができる。JNNEの最高議決機関は総会。運営を推進するために運営委員会を置き、連絡業務を行う事務局が置かれている。各団体は担当者をおき、JNNEの運営委員とする。総会で決定された運営委員（5人以上、7人以内）の各参加団体の担当者が、JNNEの運営委員となり活動している。運営委員長、副運営委員長は、運営委員の互選による。運営委員の任期は2年間とする。

メンバーは以下の2種類。

団体会員：開発途上国において教育協力を行う団体。

協力団体会員：会の目的に賛同する団体・組織。入会は運営委員会で決定さ

れる。

団体会員（2004年4月現在、50音順）

（特活）ICA文化事業協会、（特活）アジア教育支援の会、（特活）アフリカ地域開発市民の会、ACE（エース：Action against Child Exploitation）（特活）幼い難民を考える会、（特活）オックスファム・ジャパン、（社福）基督教児童福祉会・国際精神里親運動部、（財）ケア・ジャパン、（財）国際開発救援財団、（特活）C.P.I教育文化交流推進委員会、（特活）JHP・学校を作る会、（特活）シェア＝国際保健協力市民の会、（特活）ジェン、（社）シャンティ国際ボランティア会、（財）国家族計画国際協力財団、（特活）青少年育成支援フォーラム、（社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、（特活）地球の友と歩む会、（特活）日本国際ボランティアセンター、（財）日本フォスター・プラン協会、日本国際交流センター、フリー・ザ・チルドレン・ジャパン、宮崎国際ボランティアセンター、（特活）ラオスのこども、（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン

協力団体会員

広島大学教育開発国際協力研究センター、お茶の水女子大学 子ども発達教育研究センター

31. （財）ケア ジャパン（CARE Japan: CJ）

1987年設立。JANIC正会員。途上国の貧困や災害に苦しむ人々の自助努力を支援し、持続的発展を目指すことを目的とする国際NGOの日本支部である。女子教育支援事業、緑化活動と環境教育事業、移動教育事業、などノンフォーマル教育に分類される各種業務を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1．女子教育支援事業 [カンボジア]

学校とコミュニティの連携・協力により学校内および学校外で良質の教育機会を増やし、女子がアクセスできる環境を整えることを目標とする。関係者によるマッピングや、住民、女子学生、親への啓発・意識向上活動、コミュニティ住民の計画・運営・評価への参画促進を行う。さらに教育に関わる政府関係者を通して政策にジェンダー配慮が組み込まれるように働きかけ、制度的な面での女子教育の促進も図る。

2．緑化活動と環境教育事業 [タイ]

自然破壊が進むタイ北部山岳地域および東北貧困地域において、小学校教育ならびに住民参加による環境教育を実施し、環境保全意識の向上、環境実践活動により地域の環境改善を推進する。環境センターの改修工事・設備整備ならびに環境教育の実施、環境教育イベントの開催、環境副読本のタイの小学校への配布、などが行われた。

3．移動教育事業 [タイ]

図書や教材を積んだ車で各学校を訪問し、教師や村の青年ボランティアの協力のもと、地域に根ざした参加型の学習活動を行っている。

財政：総収入（2002年度）109,632,620円 [会費11.5%、寄付金17.5%、基金運用益7.5%、民間助成金9.6%、外務省NGO事業補助金15.9%、地球環境基金4.7%、その他政府補助金2.3%、その他0.6%、前年度繰越金30.4%]
地域：カンボジア、タイ、スリランカ
対象：教育、環境教育、少数民族
組織：意思決定機構 - 総会26人、理事会11人。事務局スタッフ - 有給専従 国内8人、海外2人（うち現地スタッフ2人）、無給専従 国内2人。

32. (財)国際開発救援財団(Foundation for International Development /Relief: FIDR)

1990年外務省所管の財団法人として設立。JANIC正会員。開発途上国における住民の生活環境向上および地域開発の推進に資するための援助事業を実施。初等教育支援、農村開発関連知識・技術の向上、母子保健・栄養改善のための啓発活動、などノンフォーマル教育に分類される業務を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. <u>カンボジア初等教育支援</u> 2. <u>ベトナムクアンナム省ナムザン郡地域開発</u> 3. <u>ベトナムダナン市母子保健・栄養プロジェクト</u>
財政：総収入（2002年度）249,390,628円 [会費53.1%、寄付金22.7%、外務省NGO事業補助金3.6%、その他政府補助金7.9%、事業収入3.5%、その他0.4%、前年度繰越金12.3%]
地域：ベトナム、カンボジア、国内
対象：農村開発、教育、保健医療、女性、子ども、少数民族、農業、小規模・地域産業、適正技術、職業訓練、小規模融資、難民・国内避難民、障がい者、被災者
組織：意思決定機構 - 理事会14人、評議会15人、助成選考委員会9人。事務局スタッフ - 有給専従 国内9人、海外15人（うち現地スタッフ13人）

33. (特活) ジェン (JEN)

1994年に「日本緊急支援NGOグループ」という複数のNGOの集合体として設立。以来、一貫して「心のケアと自立の支援」をモットーに活動している。2000年より「特定非営利活動法人ジェン」と改名し、紛争や自然災害による緊急支援/復興支援を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. <u>帰還民再定住支援事業 [エリトリア]</u> ●養鶏事業（アディ・シャガラ）：女性たちの生計創出のため、養鶏事業を活動地域で開始。この事業は女性たちの参加型ワークショップから出た意見で始め

られた。

- 女性除隊兵士の職業訓練事業：JENは、除隊した女性兵士を対象として裁縫・仕立ての職業訓練コースを実施し、コース終了後、参加者がその技術を活かして自立していけるように支援。コースは8週間で、まずは紙のみを使用し、縮小版での型紙作りから始める。裁縫の講義・理論だけでなく、今後はミシンを使ったスカートやシャツなどの製作も行われ、参加者が技術を身につけていく。

2. 帰還民再定住支援事業 [アフガニスタン]

- 女性自立支援事業：2003年8月よりカプールのじゅうたんセンターで女性自立支援事業を実施。女性たちは、じゅうたん織りの職業訓練と、識字教育、マネジメント研修を受ける。

3. 旧ユーゴスラビア支援活動 [旧ユーゴスラビア]

- 職業訓練プロジェクト：ゴラジュデ教育省と共同で1997年より職業訓練プロジェクトを実施。避難民、帰還民、失業者などの社会的弱者を対象に、英語、タイピング、縫製、コンピュータ、理髪、大工、配水管整備、自動車整備などの7つの機械コースを加えた合計12コースをゴラジュデ内で開催している。1998年秋にはセルビア人共和国内のチャイニチェで英語コース開始。1999年度はセルビア人共和国内の3カ所でも新たに4つのコース（英語、タイピング、縫製、コンピュータ）を開催。コース修了者には県教育委員会から発行される修了書を交付し就職の一助としている。

財政：総収入（2002年度）517,461,401円 [会費0.2%、寄付金10.8%、事業収入1.4%、政府委託金0.2%、国連機関委託金32.1%、民間助成金13.4%、国際ボランティア貯金2.1%、外務省NGO事業補助金6.5%、その他政府補助金6.3%、前年度繰越金27%]

地域：ボスニア・ヘルツェゴビナ、アフガニスタン、エリトリア、セルビア・モンテネグロ、イラク、国内

対象：難民・国内避難民、帰還民、農村開発、都市（スラム）開発・住居、農業、小規模・地域産業、職業訓練、給水・水資源、自然災害、人災、救援活動、平和構築、女性、子ども、障がい者、少数民族

組織：意思決定機構 - 総会27人、理事会4人。事務局スタッフ - 有給専従 国内8人、海外69人（うち現地スタッフ61人）、有給非専従 国内1人、無給専従 国内2人。

34. (特活) シャプラニール＝市民による海外協力の会

1972年に設立されたNGO。南北問題に象徴される現代社会のさまざまな問題、とりわけ南アジアの貧しい人々の生活上の問題解決に向けた活動を現地および日本国内で実施している。すべての人々が豊かに共生できる地球社会の実現を目指す。

ノンフォーマル教育事例：

ストリート・チルドレンへの支援活動として以下を展開。

●ストリートスクール（青空学級）の運営

バスターミナルの建物を使って毎日、午前と午後2時間ずつ簡単な読み書きと計算の授業を行い、毎回40人前後のストリート・チルドレンが出席する。「授業」とは言っても、ゲーム中心の楽しいもので、教育的な効果よりもまずはストリート・チルドレンたちの大人に対する不信感を和らげるのがねらいとなっている。教師はオポロジェヨ・バングラデシュ（現地NGO）のスタッフ。スタッフが手作りした色鮮やかなフリップを使用し、ベンガル語の文字の簡単な読み書きや生活改善の知恵、応急手当てなどを教える。

●ドロップインセンター（24時間利用できる施設）の運営

センターの主なサービスは、休息や娯楽の場所の提供（シャワー設備含む）、貴重品を預かるロッカー設備、給食の配給、初等教育クラスの開設、そして簡単なケガの治療などである。またカウンセリングや相談の機会も提供される。1日平均140～150人の利用者があり、そのうち25%が女子。危険の多い路上で暮らす子どもたちの苦しみを減らすことが主な目的となっている。また、ストリート・チルドレンたちが経済的に自立していけることを目指して、いくつかの職業訓練のコースを開設。具体的には縫製、ブロックプリント、看板書きなどであるが、子どもたちのニーズを受けて詳細を決める。さらに、センターの存在を知らないストリート・チルドレンにアプローチをしたり、センターに来なくなってしまったストリート・チルドレンたちのフォローアップ活動も行っている。

●地域住民の意識化活動

ストリート・チルドレンに対する偏見をなくし、正しい理解を促すため地域住民の意識化活動を実施。具体的には、地域のリーダーや商店の主人、バスの運転手やターミナルで働く人たち、警官などに呼びかけて、「アドバイザリー委員会」と「アクショングループ」を結成してもらおう。アドバイザリー委員会は四半期に1回開催し、ストリート・チルドレン問題全体について話し合う。アクショングループはプロジェクトの活動ごとに結成されて隔月で集まり、活動の進み具合を話し合う。会合にはストリート・チルドレン自身も適宜参加し、ストリート・チルドレンの声が伝わることも目指している。これらの会合を通じて地域の関係者が子どもの権利を理解するとともに、ストリート・チルドレン問題の解決に向けて主体的な行動を取ることが期待されている。

●クラブ活動

職業訓練などを通してストリート・チルドレンが技術を身につけ、社会生活ができるようにすることが目的。宿泊施設があり、7～14、15歳のストリート・チ

<p>ルドレンが対象となっている。クリニック、職業訓練（リキシャ修理、仕立て業、ブロックプリント、看板作り、垂れ幕作り）のほか、教育、レクリエーション、給食、ロッカー、子ども銀行などが行われている。</p> <p>●ホステル活動 全寮制の施設で、ストリート・チルドレンが男女別々に共同生活を送りながら職業訓練を受けたり、学校に通ったりしながら、将来の自立に向けた準備を進める。</p>
<p>財政：総収入（2002年度）249,189,678円 [会費10.7%、寄付金14.7%、事業収入26.9%、政府委託金13.9%、民間助成金5.8%、国際ボランティア貯金1.5%、外務省補助金1.1%、その他1.0%、前年度繰越金24.4%]</p>
<p>地域：バングラデシュ、ネパール、国内</p>
<p>対象：農村開発、都市（スラム）開発・住居、教育、保健医療、小規模融資、自然災害、女性、子ども、少数民族、被災者</p>
<p>組織：意思決定機構 - 総会（1,436人）、理事会（9人）、評議員会（28人）、事務局スタッフ - 有給専従 国内1人、海外3人、有給非専従 国内3人、無給非専従 国内3人。</p>

35. (社)シャンティ国際ボランティア会(Shanti Volunteer Association: SVA)

<p>1981年設立。元、曹洞宗国際ボランティア会。JANIC正会員。海外4カ国（タイ、カンボジア、ラオス、アフガニスタン）に事務所を持つ。自由と平等の中で「共に生き、学ぶ」地球市民社会を実現することを目的とした各種活動を行っている。 図書館事業（常設図書館、移動図書館、図書館員・教育研修、民話絵本出版） 伝統文化支援（民話による初等教育改善事業）などノンフォーマル教育に分類される各種業務を行っている。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図書館事業（常設図書館、移動図書館、図書館員・教育研修、民話絵本出版） [タイ、ラオス、カンボジア、ミャンマー難民、アフガニスタン] 2. 民話による初等教育改善事業 [ラオス]
<p>財政：総収入（2002年度）513,852,417円 [会費4.4%、寄付金59.6%、事業収入11.6%、政府委託金2.3%、国連機関委託金3.7%、国際ボランティア貯金2.0%、外務省NGO事業補助金8.1%、前年度繰越金8.2%]</p>
<p>地域：タイ、カンボジア、ラオス、アフガニスタン、ミャンマー</p>
<p>対象：教育、難民・国内避難民、都市（スラム）開発・住居、職業訓練、食料・飢餓、自然災害、人材、女性、子ども、少数民族</p>
<p>組織：意思決定機構 - 総会350人、理事会19人、代議員会47人。事務局スタッフ - 有給専従 国内24人、海外158人（うち現地スタッフ143人）、有給非専従 国内7人。</p>

36. (財)ジョイセフ(家族計画国際協力財団)

(Japanese Organization for International Cooperation in Family Planning: JOICFP)

1968年設立。JANIC正会員。途上国における人口および家族計画・母子保健を含むリプロダクティブ・ヘルス分野を中心とした、関係地域住民の福祉の増進に寄与する各種活動を行っている。 リプロダクティブ・ヘルス、WID、女性の地位向上、思春期保健プロジェクトや、 家族計画・寄生虫予防・栄養改善インテグレーション・プロジェクト、などノンフォーマル教育に分類される各種事業を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. <u>リプロダクティブ・ヘルス、WID、女性の地位向上、思春期保健プロジェクト</u> 2. <u>家族計画・寄生虫予防・栄養改善インテグレーション・プロジェクト</u>
財政：総収入（2002年度）945,320,266円 [会費0.1%、寄付金28.3%、事業収入5.7%、政府委託金6.3%、国連機関委託金27.9%、民間委託金27.3%、その他政府補助金2.8%、その他2.7%、前年度繰越金1.1%]
地域：アフガニスタン、中国、バングラデシュ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパール、フィリピン、ベトナム、ガーナ、タンザニア、ザンビア、メキシコ
対象：農村開発、教育、職業訓練、保健医療、人口・家族計画、小規模融資、女性、子ども、小規模・地域産業、適正技術、給水・水資源、環境教育、民主主義・グッドガバナンス、予防外交、平和構築、人権全般
組織：意思決定機構 - 理事会14人。事務局スタッフ - 有給専従 国内29人、有給非専従 国内15人、無給非専従 国内20人。

37. (社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(Save the Children Japan: SCJ)

1986年設立。海外4カ国（ネパール、ベトナム、ミャンマー、アフガニスタン）に事務所を持つ。子どもたちの生活と教育環境の向上に貢献することを目的とする国際NGOの日本支部である（JANIC正会員）。対象ならびに活動形態は多岐にわたるが、 就学困難な子どもに対する教育支援と教育環境改善、 コミュニティ参加型の保健教育・栄養改善事業、 紛争被害を受けた地域における地雷回避教育ならびに平和教育、などノンフォーマル教育に分類される各種事業を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. <u>就学困難な子どもに対する教育支援と教育環境改善事業</u> 2. <u>コミュニティ参加型の保健教育・栄養改善事業</u> 3. <u>紛争被害を受けた地域における地雷回避教育ならびに平和教育</u>
財政：総収入（2002年度）333,471,096円 [会費5.3%、寄付金56.5%、国連機関委託金1.1%、民間助成金1.1%、国際ボランティア貯金1.1%、外務省NGO事業補助金5.0%、その他6.5%、前年度繰越金23.3%]

地域：ネパール、ベトナム、ミャンマー、アフガニスタン
対象：人権全般、市民社会、子ども、農村開発、教育、職業訓練、保健医療、人口・家族計画、給水・水資源、小規模融資、平和活動、難民・国内避難民、女性、少数民族など
組織：意思決定機構 - 総会300人、理事会13人、代議員会33人。事務局スタッフ - 有給専従 国内12人、海外 5人、有給非専従 国内 1人。

38. (特活)難民を助ける会 (Association for Aid and Relief Japan: AAR JAPAN)

1979年、インドシナ難民支援のために設立。難民、避難民、困窮者への緊急援助、海外で支援の行き届かない障がい者への支援、対地雷問題の解決などの活動に重点を置いている (JANIC正会員)。障がい者の技術能力向上、エイズ予防教育、対地雷回避教育、などノンフォーマル教育に分類される業務を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. 障がい者支援事業 2. エイズ対策事業 3. 難民帰還支援、地雷対策事業
財政：総収入 (2002年度) 526,218,695円 [会費2.3%、寄付金44.4%、事業収入11.9%、民間助成金8.7%、国際ボランティア貯金0.4%、その他政府補助金18.2%、その他4.4%、前年度繰越金9.7%]
地域：カンボジア、ラオス、ミャンマー、アフガニスタン、タジキスタン、ザンビア、アンゴラ、イラク、バングラデシュ、国内
対象：農村開発、農業、教育、職業訓練、自然災害、人災、軍縮、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、被災者
組織：意思決定機構 - 総会2178人、理事会13人。事務局スタッフ - 有給専従 国内12人、海外102人 (うち現地スタッフ93人) 有給非専従 国内 5人、海外 1人 (うち現地スタッフ 1人) 無給非専従 国内60人、海外 7人。

39. (特活)日本国際ボランティアセンター (Japan International Volunteer Center: JVC)

1980年設立。JANIC正会員。インドネシア難民支援活動から始まり、農村開発や環境保全へと活動を広げる。都市貧困地域での教育活動、農村開発に関連した知識や技術の向上、生計向上のための技術訓練、紛争地域での教育活動、などノンフォーマル教育に分類される業務を行っている。
ノンフォーマル教育事例： 1. 都市貧困地域での教育支援 [南アフリカ] ヨハネスブルク市郊外で、地域の人々により運営されている小中学校や、障害児施設への支援を行ってきた。現在は、オレンジファーム地区にあるテボホ障害

児ホームに、施設の改善や、研修の実施、教材の供与などの支援を行っている。特に、介護や施設運営の研修では、ボランティアスタッフに対して、リハビリの研修や、会計などの施設運営の研修を行っている。また、教材やおもちゃの寄贈を行い、絵を描いたり、数字遊びをしたりなど、子どもたちが楽しく学び、遊べる環境を支援している。

2．持続可能な農業と農村開発プロジェクト(SARD)[カンボジア]

農村に住む人々の生活・生計をより安定させるため、コメ銀行や牝牛銀行のような相互に協力して取り組む農村開発事業の、計画段階からすべての過程に参加するよう人々を奨励している。また、土壌改良や水の安定供給など、地域資源の共同管理・利用の知識や技術を向上する機会を提供している。栄養改善のための家庭菜園・果樹育苗・養魚技術などの研修、安全な飲料水や生活水の確保のための衛生教育、小学校での環境教育も行われる。

3．資料情報センター[カンボジア]

SARD、自然資源の保全(NRM)の活動を支援し、カンボジアおよび東南アジア諸国において、大規模プロジェクトによる在来の文化や技術への深刻な危機や、環境破壊の問題に日ごろ直面しているSARD、NRMに携わる人々の知識・能力の向上を図る。また、SARDに関する情報を収集・普及し、トレーニングや研修旅行など、意見を交換し、経験を共有する機会を提供している。具体的な活動は以下のとおり。 トレーニング、ワークショップ、研修旅行、 資料・情報センター(Trainers' Resource Center: TRC)の運営、 出版活動、 ネットワーク構築。

4．技術学校[カンボジア]

設立当初は、カンボジアの復興支援の観点から、整備工場と技術学校を設立し、国内の主要な輸送手段である大型車両の修理を行う技術者を養成した。現在は、開発支援の観点から、若い人材が、市場経済の導入により増加・高度化した自動車の整備・修理に必要な技術を習得できるよう支援。また、技術学校・整備工場が、カンボジア人により自立運営、継続、発展していける体制づくりと指導者の育成を行うことを目的としている。具体的には、以下のとおり。自動車関連技術者、指導者の育成、 技術教育に関するカリキュラム、教育技法、教材の開発、

学校付属整備工場の設備・機材の拡充、 学校付属整備工場の経営・管理体制の確立。

5．子どもたちのための文化・教育支援[パレスチナ]

1997年からベツレヘム、 Beit・ジブリン難民キャンプのハンダラ文化センターで、子どもたちの教育・文化活動を支援。音楽や芸術、図書活動などを通して、子どもたちの閉塞感やストレスを少しでも軽減し、安心して遊び学べるような場づくりを行っている。今では子どもたちがセンターに毎日集まってきて、本を読んだり、チェスをしたり、英語を習ったりと、さまざまな活動が行われている。2003年には、夏休みの2カ月間、文化センターを中心とした音楽・美術・スポーツなどのサマープログラムを実施。今後、これらの活動を通じて、子どもたち、若者たちのリーダーシップの養成が行われる予定。

財政：総収入（2002年度）261,028,839円 [会費5%、寄付金24.1%、事業収入3.5%、民間助成金46.4%、国際ボランティア貯金4.2%、外務省補助金6.1%、その他政府補助金3.5%、その他7.1%]

地域：カンボジア、ベトナム、ラオス、南アフリカ、タイ、パレスチナ、イラク、アフガニスタン、北朝鮮、国内

対象：農村開発、救援活動、都市（スラム）開発・住居、教育、職業訓練、保健医療、債務・国際金融・貿易、植林・森林の保全、環境教育、平和構築、平和活動、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、少数民族

組織：総会500人、理事会13人。事務局スタッフ - 有給専従 国内15人、海外54人、有給非専従 国内3人、無給非専従 国内2人。

40. (社) 日本ユネスコ協会連盟

1948年設立。海外4カ国（ベトナム、インド、アフガニスタン、ネパール）にプロジェクト事務所を持つ。ユネスコ憲章にのっとり、教育・科学・文化・コミュニケーションを通じた民族間の連帯と協力を基盤とする平和に向けての各種支援活動を行っている。ユネスコ・世界寺子屋運動による識字教育支援を中心としたノンフォーマル教育に分類される業務を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

コミュニティ学習センター（CLC）と呼ばれる施設の普及を中心に読み書きや計算、生活向上のための知識技能などを学ぶ機会を提供する、世界寺子屋運動を進めている。各地域の提携団体への技術支援・資金援助を行う場合と、直接事業を実施する場合とがある。2004年度のプロジェクトは以下の通りである。

1. ノンフォーマル教育普及プロジェクト [アフガニスタン]

支援団体：アフガニスタン教育省ほか。子どもと成人を対象。23年に及ぶ戦争により学校へ通う機会を逸した成人および学校へ行けない子どもに識字教育、職業訓練の機会を支援する。また、教育省識字局のノンフォーマル教育担当職員を対象に研修を実施する。

2. アフガン難民の子どもたちへの識字教育 [パキスタン]

支援団体：ユネスコ・イスラマバード事務所。アフガン難民の子ども対象。パキスタン・イスラマバードに住み着いている難民認定されていない子どもを対象に、将来祖国アフガニスタンの力となるよう教育を行う。

3. インド・ゴカック・プロジェクト（5カ年計画の3年目）[インド]

支援団体：ベルガウム農村開発協会（BIRDS）。子ども、成人女性、青年対象。学校に行けない子ども、中途退学した青年に識字教育と職業訓練の機会を提供し、地域の生活改善を目指す。また、女性のヘルプ・グループを結成し、貯蓄の習慣と自分たちを取り巻く問題を自力で解決できる知識と識字を学ぶ。これまでに25村の寺子屋建設を支援した。

4. ネパール・ルンビニ・プロジェクト（3カ年計画の3年目）[ネパール]

支援団体：ネパール寺子屋運動委員会。子ども、成人対象。寺子屋を通じて地

域の人々（主に助成と非就学児童）に教育と職業訓練の機会を提供し、貧困や未開発を解消する。住民が寺子屋の運営に参加し、地域行政と協力して地域の問題を解決していくシステムと住民グループを構築する。

5．識字教育プロジェクト [バングラデシュ]

支援団体：ソピレット（SOPIRET）。子ども、成人対象。識字教育と職業訓練（農業、酪農、漁業）を通じて、学習者の意識を高め、地域社会の生活の向上を目指す。

6．収入向上のための継続教育 [バングラデシュ]

支援団体：ダッカ・アーサニア・ミッション（DAM）。成人女性対象。識字教育や職業訓練を通じて、学習者の生活の質の向上を目指す。また、10の寺子屋をカバーするリソース・センターを設け、各寺子屋の活動の自立性、継続性の向上を目指す。

7．北部山岳地域コミュニティ学習センター普及計画（JICA草の根技術協力事業） [ベトナム]

支援団体：ベトナム教育訓練省継続教育局および各省郡教育事務所。北部8省における省や郡の継続教育担当官ならびに村の寺子屋運営委員省や郡の継続教育担当官対象。これまで世界寺子屋運動が支援をしてきた寺子屋CLCが、ベトナム人の手により全国に広がろうとしている。そのための人材養成を行うことを目的に、普及員養成プログラムのカリキュラムおよび教材づくりを支援し、併せて北部の8つの省の教育担当官を訓練し、それぞれ1つずつのモデルCIC設立を支援。

8．ライチャウ寺子屋プロジェクト（フォローアップ） [ベトナム]

支援団体：ライチャウ省・ディエンビエン省教育訓練局。寺小屋運営委員、成人を対象。2000年～2003年に開設した40軒の寺子屋が村人自身によって継続的に運営できるよう、寺子屋を運営する委員を対象に実施する。

財政：総収入（2002年度）588,579,652円 [会費8.9%、寄付金23.0%、基金運用益2.4%、事業収入9.8%、政府委託金9.3%、民間助成金17.1%、その他13.2%、前年度繰越金16.2%]

地域：インド、アフガニスタン、ベトナム、ネパール、カンボジア、バングラデシュ、パキスタン

対象：農村開発、適正技術、教育、職業訓練、保健医療、在日外国人支援、小規模融資、食料・飢餓、自然災害、植林・森林保全、環境教育、識字教育、難民・国内避難民、女性、子ども、少数民族

組織：意思決定機構 - 総会895人、理事会20人、評議委員会147人。事務局スタッフ - 有給専従 国内17人。

41. (特活) パレスチナ子どものキャンペーン

パレスチナとイスラエルの対等で平和な共存を考えていた日本の市民が、1985年のキャンプ戦争で被害を受けた子どもたちへの緊急支援を開始したのがきっかけとなり1986年9月に設立。活動開始以来、国境や宗教・民族にとらわれず、子どもたちの人権と生活を守るための活動を継続している。支援の具体化にあたっては、活動している地域の人たちの自発性を尊重し、人々の自立を大切にしている。また日本国内では、中東での平和とパレスチナ問題解決を側面から支援するための活動や、パレスチナと日本の市民との交流を深めるプログラムも進めている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 聾学校の運営支援と専門家派遣 [ガザ]

アトファルナは1992年5月に、27人の子どもたちと9人のスタッフによって、障がいを持つ子どもたちのための初めての学校として設立された。1997年現在、生徒数は120人を超え、スタッフも26人になった。当初は幼稚園・小学校の課程だけだったが、職業訓練としての木工・調理のクラスも開始された。

2. 幼児の教育、保健、医療 [レバノン]

レバノンの福祉団体「子どもの家」に協力し、難民キャンプにいる片親、あるいは両親をなくした子どもたちのための幼稚園の運営を支援している。この幼稚園には、100人ほどの子どもたちが通っていて、4人の保母さんが世話をしている。

3. 女性のための職業訓練（刺繍）と自立支援 [レバノン]

レバノンに住むパレスチナ難民の母子の生活を助けること、女性の自立を助けること、パレスチナの伝統文化の継承を助けること、そして美しいパレスチナの伝統文化を日本人に知ってもらうことを目的として、女性たちへの刺繍ワークショップの実施、刺繍製品の買い取りと日本国内での販売を行っている。

4. 青少年のための職業訓練 [レバノン]

1997年9月～98年3月まで、南レバノンのスール市郊外にあるブルジシェマリ難民キャンプで職業訓練を実施。衛生設備コース・タイル工事コース・アルミニウム加工コース・理容コースの4種類のコースで、あわせて69人の受講生が訓練を受けた。

5. 母子の心のケア [ジェニン]

プロジェクトは、ジェニンにある「幼児教育支援センター (JECC)」とパレスチナ子どものキャンペーンの共同事業。さまざまな困難に直面している子どもたちが心理的にも健やかに成長できるように、ソーシャルワーカーが、幼稚園教師や母親たちに適切なアドバイスをしながら、一緒に問題解決を図るもので、予定では、ジェニン市と周辺の9つの村を訪問して活動をするようになっていく。

財政：総収入（2002年度）60,025,426円 [会費7.3%、寄付金60.0%、民間助成金11.2%、国際ボランティア貯金3.6%、前年度繰越金17.9%]

地域：パレスチナ、レバノン、国内

対象：都市（スラム）開発・住居、教育、職業訓練。保健医療、食料・飢餓、人災、平和構築、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、被災者

組織：意思決定機構 - 総会80人、理事会11人、運営委員会20人。事務局スタッフ - 有給専従 国内3人、海外1人、無給非専従 国内12人。

42. (特活) ピース ウィンズ・ジャパン (Peace Winds Japan)

1996年設立。JANIC正会員。海外6カ国（イラク、東ティモール、モンゴル、インドネシア、シエラレオネ、アフガニスタン）に事務所を持つ。平和構築の観点から、紛争地帯を含む各国で、国家機能が停止または麻痺していることにより苦しむ人々を対象とした支援活動を行っている。紛争地における復興・開発・平和構築事業、ストリート・チルドレン支援、地域住民エンパワメント、などノンフォーマル教育に分類される各種業務を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 紛争地における復興・開発・平和構築事業
2. ストリート・チルドレン支援
3. 地域住民エンパワメント

財政：総収入（2002年度）901,899,429円 [会費41.6%、寄付金7.8%、事業収入9.4%、国連機関委託金15.8%、民間助成金4.9%、その他1.5%、前年度繰越金19.1%]

地域：インドネシア、モンゴル、東ティモール、アフガニスタン、イラク、シエラレオネ、イラン

対象：農村開発、都市（スラム）開発・住居、農業、小規模・地域産業、零細企業・露天業、適正技術、教育、職業訓練、保健医療、給水・水資源、小規模融資、食糧・飢餓、自然災害、予防外交、平和構築、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、少数民族、被災者

組織：意思決定機構 - 総会、理事会。事務局スタッフ - 有給専従 国内33人、海外16人、有給非専従 国内3人、無給非専従 国内8人。

43. (特活) ブリッジ エーシア ジャパン (Bridge Asia Japan: BAJ)

1993年設立。JANIC正会員。海外3カ国（ベトナム、ミャンマー、スリランカ）に事務所を持つ。インドシナ諸国を中心とし、社会的困難な状況にある人々の自立のための各種支援活動を行っている。地域青年に対する職業技術訓練、視覚障がい者の社会参加のための職業教育・生活訓練、などノンフォーマル教育に分類される各種業務を行っている。

ノンフォーマル教育事例：

1. 地域青年に対する職業技術訓練
2. 視覚障がい者の社会参加のための職業教育・生活訓練

<p>財政：総収入（2002年度）274,227,723円〔会費0.9%、寄付金1.1%、事業収入0.6%、政府委託金35.7%、国連機関委託金44.3%、民間助成金1.5%、国際ボランティア貯金1.5%、その他政府補助金3.0%、その他0.4%、前年度繰越金11.0%〕</p>
<p>地域：ベトナム、ミャンマー、スリランカ</p>
<p>対象：農村開発、都市（スラム）開発・住居、職業訓練、小規模融資、環境教育、難民・国内避難民、障がい者、少数民族、女性</p>
<p>組織：意思決定機構 - 総会247人、理事会15人。事務局スタッフ - 有給専従 国内8人、海外135人（うち現地スタッフ124人）、無給専従 国内3人。</p>

44. (財) ボーイスカウト日本連盟

<p>1920年に国際事務局が設置され、人種・宗教・言語など、あらゆる違いを超えて、世界中の青少年の友愛を深めることを目指したスカウト活動が積極的に展開されている。スカウティングは人種、信仰などの区別なく、すべてに開放されており、キャンプや奉仕活動を通じて学区や学年を超えた、地域社会における教育活動を実施する。スカウト活動は、各年齢層に応じ5つの部門により構成されている。 小学校1年生～：ビーバースカウト、 小学校2年生～：カブスカウト、 小学校5年生～：ボーイスカウト、 中学校3年生～：ベンチャースカウト、 18歳以上～：ローバースカウト。</p>
<p>ノンフォーマル教育事例：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ボーイスカウト三郷第2団：江戸川クリーン大作戦</u> 江戸川のごみを拾うことで、環境の大切さを実感するプログラム。 2. <u>大和郡山第1団：カントリー大作戦</u> 地域のごみ拾い活動。環境の大切さを学ぶプログラム。 <p>そのほか、日々の活動を通じて自然を学ぶことを意図した活動が行われている。大自然の中に身を置き、身体を鍛え、技能を磨き、知識と強い意志を身につけることを活動の要としている。</p>
<p>財政：会員からの会費で運営。運営委員はボランティア。</p>
<p>地域：全国47都道府県</p>
<p>対象：小学校1年生～大人の男女</p>
<p>組織：ボーイスカウト日本連盟は全国47都道府県に、それぞれ県連盟と事務局を設置し、全国的な活動を展開している。活動は各県連盟の自主性と独自性を重んじ、地域に根ざした活動を行っている。各県連盟は、おおそ行政単位ごとに地区を構成しその下に団・隊が組織されている。2000年度末の加盟登録状況は、全国に3,094個団があり、12,418個隊で、220,076人（スカウト140,601人・指導者47,742人）が活動している。</p>

45. (財) ユネスコ・アジア文化センター (Asia/Pacific Cultural Centre for UNESCO: ACCU)

1971年(昭和46年)4月に発足。同年7月に1969年3月以来アジアの図書開発活動に積極的な役割を果たしていた財団法人ユネスコ東京出版センター(TBDC)を合併し、現在に至る。ユネスコの基本方針に沿って、アジア太平洋地域ユネスコ加盟国を対象とした文化協力、教育協力、および人物交流分野での事業を推進。現地のニーズを反映した具体的な地域協力事業を数多く推進している。

ノンフォーマル教育事例：

識字教育とNFE分野を中心に、「万人のための教育(EFA)」の実現に向けて、各国政府、NGO、国際機関などとの協力のもと、教材の共同開発、人材の養成、ネットワーク構築を行っている。

1. 教材共同開発

- ノンフォーマル教育教材の共同開発：ACCUの各種ワークショップなどで専門家が試作した教材を基に英語のマスター版を作成。教材の内容は、保健衛生、収入向上、女性のエンパワメント、環境などの分野から新識字者が興味を持つような内容が具体的に取り上げられ、解決策を提示する内容になっている。それをもとに各国語版が作成され、普及を促進している。また、アジア各国で現場のニーズに合わせて制作され、広く使われている機材を選択し、「ベストプラクティスシリーズ」として英語のマスター版にし、各国での利用普及を促進している。
- 教材開発者向けパッケージ(PALM)開発：長年の識字教材開発のノウハウを現場の製作者たちに伝えるために開発されたパッケージ。内容は、学校外教育教材製作ハンドブック、ACCU識字モデル教材セット、識字クリップアート。
- 環境教育教材の共同開発(PLANET)：アジア太平洋地域の環境教育や環境専門家と協力して、同地域の成人非識字者や小中学生を対象として「ミナの村と川」、「ミナの村と森」、「ミナの村のごみ問題」などの教材を作成している。PLANETはポスター、ビデオ、小冊子等からなるマルチメディア教材で、まずは英語でマスター版が作成され、その後各国語版が現地政府、NGOなどの協力で製作されている。現地の状況に合わせてイラストや内容などを変更したケースも見られ、教材は環境保全キャンペーン、小・中学校、識字クラスで使用されている。

2. ネットワーク構築

- ノンフォーマル教育企画国際会議：アジア太平洋地域での「万人のための教育(EFA)」の徹底普及に資するため、地域としての取り組みを調整し、ACCU教育協力事業の評価と立案を行うことを目的として、各国やユネスコなど関係機関の代表と協議を行っている。
- LRC識字教育センター：これまで17カ国で識字センターが開設され、地域のニーズに合わせた特徴的な事業が実施されている。各国が得た識字教育、ノンフォーマル教育の経験を活かし、より効果的なノンフォーマル教育活動、情報やリソースの提供が推進できるように、インターネットなどを使った国際ネットワークの構築も進められている。同ネットワークは、ユネスコの提唱する国際識字の10年のアジア太平洋地域リージョナル・リソース・チームの一員であり、識字教育の促進を果たす役割も担っている。

3. 人材養成

- ノンフォーマル教育専門家養成：アジア太平洋地域ワークショップ、サブ地域別およびテーマ別地域ワークショップ、国内ワークショップの開催。
- LRC研修：各国の識字教育センターが持ち回りでワークショップの事務局を引き受け、現地の活動視察を織り交ぜながら、識字教育センターの活動に役立つテーマを選んで研修を行っている。これまでに、タイ、バングラデシュ、インド、フィリピン、インドネシア、ネパール、中国で開催。

4. ICT活用

- 識字・NFEデータベース：ユネスコ・バンコク事務所と、識字活動を行っている政府、非政府組織と共同でデータベースを開発している。このデータベースは、各国の識字率や非識字人口などの識字状況と、識字教育活動についての情報を網羅している。また、識字・ノンフォーマル教育教材のデータバンクも構築されつつある。
- MANGO (Map-based Analysis for NEF Goals and Outcomes)：現場レベルでその地域のノンフォーマル教育の現状把握・分析を容易に行うようにするために、ユネスコと共同でソフトウェアとガイドブックを開発。

財政：総収入（2003年度）934,798,288円 [補助金・助成金収入70%、前期繰越収支差額19%、事業委託費収入6%、会費収入1%、雑収入1%、その他1%]

地域：アジア太平洋地域

対象：アジア太平洋地域の非識字者、各国政府、関係諸機関など。

組織：評議委員会（55～60人）、理事会（20～26人）、各分野別委員会、事務局、文化および教育分野事務。

46. (特活) ワールド・ビジョン・ジャパン (World Vision Japan: WVJ)

1987年設立。JANIC正会員。キリスト教精神に基づき、飢餓、貧困、災害、戦禍、抑圧などにあえぐ世界の人々を支援する各種活動を行っている国際NGOの日本支部。HIV/AIDS対策などノンフォーマル教育に分類される業務を行っている。

ノンフォーマル教育事例：
HIV/AIDS対策

財政：総収入（2002年度）1,936,592,290円 [寄付金63.5%、国連機関委託金20.3%、民間委託金1.0%、民間助成金1.1%、国際ボランティア貯金0.2%、外務省NGO事業補助金1.5%、その他政府補助金2.5%、その他0.9%、前年度繰越金8.9%]

地域：バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、フィリピン、スリランカ、タイ、ベトナム、ケニア、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ブラジル、エクアドル、エルサルバドル、ホンジュラス、モンゴル、ミャンマー、アフガニスタン、スーダン、アンゴラ、コンゴ、ブルンジ

対象：農村開発、食糧・飢餓、自然災害、都市（スラム）開発・住居、農業、漁業、小規模・地域産業、零細企業・露天業、適正技術、教育、職業訓練、保健医療、人口・家族計画、給水・水資源、小規模融資、救援活動、植林・森林保全、環境教育、平和構築、難民・国内避難民、女性、子ども、障がい者、少数民族、被災者

組織：意思決定機構 - 総会24人、理事会12人。事務局スタッフ - 有給専従 国内32人、海外3人、有給非専従 国内8人、無給非専従 国内648人。

参考文献・Webサイト一覧

1. 参考文献

- アフリカ地域開発市民の会 (CanDo) (1999) 『ケニアのスラムの暮らしそしてそこに住む高校生のこと』
- 小椋知子 (2004) 『第7号隊員報告書』 国際協力機構 青年海外協力隊事務局
外務省 (2003) 「全ての子どもたちに教育を Education for All, Japan's Action」
(パンフレット)
- 喜多悦子 (2001) 「地域の精神衛生と心的外傷ストレス症候群」 高橋一生・武者小路公秀編著 『紛争の再発予防』 国際開発高等教育機構 紛争と開発研究会
- 教育協力NGOネットワーク (JNNE) 研究会 (2003) 『NGOの教育協力のガイドライン【学校の外の教育編】それは、だれの仕事?』 外務省経済協力局 民間援助支援室
- 国際開発ジャーナル社 (2004) 『国際協力用語集【第3版】』
- 国際協力事業団 (JICA) (2001) 『課題別指針 プライマリー・ヘルスケア』
—— (2002) 『課題別指針 貧困削減』
—— (2003a) 『課題別指針 障がい者支援』
—— (2003b) 『課題別指針 平和構築支援』
—— (2003c) 『課題別指針 基礎教育』
—— 企画部 (1996) 『JICA環境協力拡充基礎調査報告書』
—— 国際協力総合研修所 (2002a) 『開発課題に対する効果的アプローチ 基礎教育』
—— (2002b) 『ソーシャル・キャピタルと国際協力』
—— (2003) 『開発課題に対する効果的アプローチ 貧困削減』
—— 社会開発協力部 (2000) 『インドネシア・スラウェシ貧困対策支援 村落開発計画中間評価調査』

- 森林・自然環境協力部（2003）『インドネシア共和国 生物多様性保全計画フェーズ2 終了時評価報告書』
- 国際協力事業団（JICA） 緑資源公団（2003）『マリ国セゲー地方南部砂漠化防止計画調査 主報告書（実証調査編）』
- 国際協力機構（JICA）（2004）『課題別指針 ノンフォーマル教育』
- 企画・調整部（2004）『エリトリア国除隊兵士に対する社会復帰基礎技術訓練プロジェクト事前評価調査』
- 国際協力総合研修所（2005）『NGO-JICA草の根型事業の経験分析』
- 青年海外協力隊事務局（2004）『スリランカ村落開発・社会福祉分野巡回指導調査団 調査報告書』
- 国際協力NGOセンター（JANIC）（2004）『国際協力NGOダイレクター2004』
- 国連開発計画（UNDP）（2003）『人間開発報告書 - ミレニアム開発目標（MDGs）と人間開発』 国際協力出版会
- 国連教育科学文化機関（ユネスコ）（1958）『教育統計の国際標準化に関する勧告』（第10回ユネスコ総会採択）
- （<http://www.mext.go.jp/unesco/horei/pdf/k003.pdf>）
- （1978）『教育統計の国際標準化に関する改訂勧告』
- 小林和恵（2002）『非識字問題への挑戦 国際社会の取り組みとフィールドからの活性化の試み』 国際協力事業団（JICA） 国際協力総合研修所
- シャンティ国際ボランティア会（2003）『SVAの図書館事業 その成果とモデル形成』 教育と開発 リサーチペーパー No. 4
- （2004）『ミャンマー（ビルマ）難民支援図書館事業第1フェーズ評価報告書』
- 高橋ユリ（2004）『エリトリア国除隊兵士のための基礎洋裁コース報告書』 JICA
- 千葉泉弘（2003）『「ノンフォーマル教育協力の可能性について」（JICA教育課題チームセミナー講演資料）』
- 日本ユネスコ協会連盟（2004）『アフガニスタンにおけるノンフォーマル教育強化のためのプロジェクト』

- バッシュ, P. F. (著) PHC開発研究会 (訳)(2001)『バッシュ国際保健学講座』じほう
- ACCU (2004) *LRC Monitoring and Evaluation Report 2004*, Tokyo
- ADB (2003) *Project Completion Report on the Nonformal Education Project in the Philippines (Loan 1254-PHI SF)*
- Aksornkool, Namtip (2001) *Literacy: A Key to Empowering Women Farmers*, Paris: UNESCO
- Bentall, Clare et al. (2001) *Education for All 2000 Assessment Thematic Studies: Funding Agency Contributions to Education for All*, Paris: UNESCO
- Chiba, Akihiro (1996) “International Literacy Watch: Warning against Lip-service” *Adult Education and Development*, No.47. Bonn: IIZ DVV
- Cruz, Antonia (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Functional Literacy: Heart of Empowerment, Philippines*, Mumbai: ASPBAE
- Daluwatte, Mallikani and Wijetilleke, Sujatha (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Reading the Living Environment, Sri Lanka*, Mumbai: ASPBAE
- Fe y Alegria (1998) *Involving Communities: Participation in the Delivery of Education Programs*
- Fountain, Susan (1999) *Peace Education in UNICEF*, New York: UNICEF
- Group of Eight (G8) (2002) *Report of the G8 Education Task Force*, Kananaskis
- ILO (2002) *Every Child Counts – New Global Estimates on Child Labour*, Geneva
- Institute for Democracy and Electoral Assistance (1998) *Democracy and Deep-rooted Conflict: Options for Negotiations*. Stockholm
- Jennings, Joan M. and Peri, Andres (2002) *Activities to Promote Mother and Child Well-being in CARE’s PL480 Title Integrated Programs: A Closer Look at the Honduras & Mozambique Programs*, Atlanta: CARE USA
- Kabeer, Naila (1994) *Reversed Realities: Gender Hierarchies in Development Thought*. London: Verso.

- Koarai, Rie (2002) *Voices of the Afghans*
- Midgley, James (1995) *Social Development: the Developmental Perspective in Social Welfare*. London: Sage
- Ministry of Education, Sports and Culture, Indonesia (1999) *National Report on the EFA Assessment 2000 of Indonesia*
- (2000) *EFA Assessment 2000 – Indonesian Report*
- Monga, Nivedita (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Knowing Her Rights, India*, Mumbai: ASPBAE
- Moser, Caroline O.N. (1993) *Gender Planning and Development: Theory, Practice, and Training*. London: Routledge.
- Nicolai, Susan (2003) *Education in Emergencies: A Tool Kit for Starting and Managing Education in Emergencies*. London: Save the Children UK
- Pigozzi, Mary J. (1999) *Education in Emergencies and for Reconstruction: A Developmental Approach*. New York: UNICEF Education Section
- Rahman, Ehansur (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Ganokendra: An Innovative Intervention for Lifelong Learning and Community Development, Bangladesh*, Mumbai: ASPBAE
- Rehman, Shaheen Attiq Ur. (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Taking Control: Women Emerge from Poverty, Pakistan*, Mumbai: ASPBAE
- Rogers, Alan (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Beyond Literacy, Some General Thoughts*, Mumbai: ASPBAE
- Save the Children USA, UNICEF (2003) *The Children of Kabul*.
- Scoones, Ian (1998) “Sustainable Rural Livelihoods: a Framework for Analysis” *IDS Working Paper, No.72*
- Shrestha, Chij (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, From Literacy to Health, Nepal*, Mumbai: ASPBAE
- Simo, Joel (2000) *Beyond Literacy: Case Studies from Asia and the South Pacific Series, Critical Literacy and Awareness Programme (CLAP), Melanesia*, Mumbai: ASPBAE

- Sinclair, Margaret (2002) *Planning education in and after emergencies*. Paris: UNESCO, IIEP
- Singh, Madhu ed. (2002) *Adult Education in Selected Countries in the Asian Region, A Reference for Policies, Programmes and Delivery Modes*, Hamburg: UNESCO Institute for Education
- Torres, Rosa-Maria (2001) “Amplifying and Diversifying Learning: Formal, Non-formal and Informal Education Revisited” (Outline, prepared for the ADEA Working Group on NFE presented at the ADEA Biennale, Arusha, Tanzania, October 2001)
- UNESCO (2000a) *Dakar Framework for Action – Education for All: Meeting our Collective Commitments*, Paris
- (2000b) “EFA 2000 Assessment – Arab Regional Report” Beirut
- (2000c) “EFA 2000 Assessment – Asia Pacific Report” Bangkok
- (2000d) “EFA 2000 Assessment – E9” Paris
- (2000e) *World Education Report 2000* Paris
- (2001) *Literacy and Non-Formal Education in the E-9 Countries*, Paris
- (2002) *EFA Global Monitoring Report 2002*, Paris
- (2003a) *EFA Global Monitoring Report 2003/04*, Paris
- (2003b) *Literacy: A UNESCO Perspective*, Paris
- (2004) *EFA Global Monitoring Report 2005*, Paris
- “Education for All: Making it Work” Innovation Series, Tostan (Senegal), Hill Areas Education Project (Thailand)
- “Education Today” Newsletter of UNESCO’s Education Sector (various issues)
- Collective Consultation of NGOs on Education for All (2001) *Education for All 2000 Assessment Thematic Studies: Reason for Hope: The Support of NGOs to Education for All*, Paris: UNESCO
- UNICEF (2003) *The State of the World Children 2004*, New York
- Wagner, Daniel A. (2001) *Education for All 2000 Assessment Thematic Studies: Literacy and Adult Education*, Paris: UNESCO

World Bank (1999) *Project Appraisal Document on a Proposed Credit to the Republic of Ghana for the National Functional Literacy Program*, Report No.18997-GH

2. Webサイト

アフリカ地域開発市民の会 (CanDo) (<http://www.cando.or.jp/>)

アムダ (AMDA) (<http://www.amda.or.jp/about/about01.htm>)

オイスカ (OISCA-International) (<http://www.oisca.org/>)

ガールスカウト日本連盟 (<http://www.girlscout.or.jp/>)

外務省 (<http://www.mofa.go.jp>)

環境省 (<http://www.env.go.jp/>)

——— 「子どもパークレンジャー」 (<http://www.env.go.jp/kids/ranger.html>)

教育協力NGOネットワーク (JNNE) (<http://www.jca.apc.org/sva/jnne/>)

ケア ジャパン (CARE Japan) (<http://www.carejapan.org/>)

国際開発救援財団 (FIDR) (<http://www.fidr.or.jp/>)

国際芸術技術協力機構 (ArTech) (<http://www.artech.or.jp/>)

——— 「キッズISOプログラム」

(<http://www.artech.or.jp/japanese/kids/index.html>)

ジェン (JEN) (<http://www.jen-npo.org/>)

シャプラニール = 市民による海外協力の会 (<http://www.shaplaneer.org/>)

シャンティ国際ボランティア会 (SVA) (<http://www.jca.apc.org/sva/>)

ジョイセフ (家族計画国際協力財団) (JOICFP) (<http://joicfp.or.jp/>)

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (Save the Children Japan)

(<http://www.savechildren.or.jp/>)

——— ネパール事業方針

(http://www.savechildren.or.jp/sc_activity/activity_ground/nepal_plan.html)

難民を助ける会 (AAR Japan) (<http://www.aarjapan.gr.jp/>)

日本環境教育フォーラム (<http://www.jeef.or.jp/>)

——— 「子どもパークレンジャー」 (<http://www.jeef.or.jp/jpr/jprindex.html>)

日本国際ボランティアセンター (JVC) (<http://www.ngo-jvc.net/>)

日本紛争予防センター (JCCP) (<http://www.jccp.gr.jp/jpn/>)

- 日本ユネスコ協会連盟 (<http://www.unesco.or.jp/>)
パレスチナ子どものキャンペーン (<http://www32.ocn.ne.jp/~ccp/>)
ピース ウィンズ・ジャパン (<http://www.peace-winds.org/jp/main/index.html>)
ブリッジ エーシア ジャパン (BAJ) (<http://www.baj-npo.org/index.html>)
ボーイスカウト日本連盟 (<http://www.scout.or.jp/>)
文部科学省 (<http://www.mext.go.jp/>)
ユネスコ・アジア文化センター (ACCU)
(<http://www.accu.or.jp/jp/index.shtml>)
「アジア太平洋識字データベース」(<http://www.accu.or.jp/shikiji/>)
ワールド・ビジョン・ジャパン (WVJ)
(http://www.worldvision.or.jp/top_index.html)
- Action Aid (<http://www.actionaid.org/>)
ADB (<http://www.adb.org>)
ADEA NFE Working Group (<http://www.adeanet.org>)
Adult Basic Education Society (ABES)
(<http://www.geocities.com/Athens/Delphi/7080/direct.html>)
Adult Basic Learning and Education in Developing Countries (ABLE)
(<http://www.bellanet.org/adultlearning/>)
Asian South Pacific Bureau for Adult Education (ASPBAE)
(<http://www.aspbae.org/>)
ATD Fourth World (<http://www.atd-quartmonde.org/>)
Bangladesh Rural Advancement Committee (BRAC)
Bunyard Literacy Community Council (BLCC) (<http://www.bunyard.org.pk/>)
CARE International (<http://www.care.org/>)
CIDA (<http://www.acdi-cida.gc.ca>)
Consortium of Humanitarian Agencies (CHA)
(<http://www.humanitarian-srilanka.org/>)
Creative Associates International Inc. (<http://www.caii.net/>)
DANIDA (<http://www.um.dk/en/menu/DevelopmentPolicy/DanishDevelopmentPolicy/DanishDevelopmentPolicy>)

- Development and Education Programme for Daughters and Communities Centre
(DEPDC) (<http://www.depdc.org/>)
- DFID (<http://www.dfid.gov.uk/>)
- Dhaka Ahsania Mission (DAM) (<http://www.ahsaniamission.org/>)
- Fey Alegria (<http://www.feyalegria.org/>)
- Hill Area and Community Development Foundation (HADDF) (<http://www.hadfd.org/>)
- ILO (<http://www.ilo.org>)
- International Council for Adult Education (ICAE) (<http://www.icae.org.uy/>)
- International Literacy Institute (ILI) (<http://www.literacyonline.org/ili.html>)
- International Organization for Standardization (ISO)
(<http://www.iso.org/iso/en/ISOOnline.frontpage>)
——— “The Kids’ ISO 14000 Programme”
(<http://www.iso.org/iso/en/kidsiso14000/index.html>)
- IUCN – The World Conservation Union (<http://www.iucn.org/>)
- Lanka Jatika Sarvodaya Shramadana Sangamaya (Sarvodaya Movement)
(<http://www.sarvodaya.org/>)
- Literacy Exchange: World Resources on Literacy (<http://www.literacyexchange.net>)
- Multiple Action Research Group (MARG) (<http://www.ngo-marg.org/>)
- NORAD (<http://www.norad.no/>)
- Notre Dame Foundation for Charitable Activities, Inc., Women in Enterprise
Development (http://www.accu.or.jp/litdbase/literacy/wed/wedlrc_1.htm)
- Oxfam International (<http://www.oxfam.org/>)
- Plan International (<http://www.plan-international.org/>)
- Rural Litigation and Entitlement Kendra (RLEK) (<http://www.rlek.org/>)
——— “Innovative Education” (<http://www.rlek.org/education.html>)
- Save the Children (<http://www.savethechildren.org/>)
- SEAMEO “ICT & HIV/AIDS Preventive Education in the Cross-Border Areas of
the Greater Mekong Subregion (GMS)”
(<http://www.seameo.org/vl/library/dlwelcome/projects/hivaid03/hiv03.htm>)
- Sida (<http://www.sida.se/Sida>)
- The Nature Conservancy (TNC) (<http://nature.org/>)

UNDP (<http://www.undp.org>)

UNESCO (<http://www.unesco.org>)

—— Institute for Education (UIE) “ALADIN”

(<http://www.unesco.org/education/aladin>)

—— “MAB Programme ERAIFT”

(<http://www.unesco.org/mab/capacity/ERAIFT/index.htm>)

—— “MAB Programme Eco-job Training”

(<http://www.unesco.org/mab/capacity/saoroque/intro.htm>)

UNESCO Bangkok (www.unescobkk.org/)

—— “HIV/AIDS prevention in the cross-border areas of GMS”

(http://hivaidsclearinghouse.unesco.org/ev.php?URL_ID=2622&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201&reload=1068025469)

UNFPA (<http://www.unfpa.org>)

UNICEF (<http://www.unicef.org>)

WFP (<http://www.worldbank.org>)

World Bank (<http://www.worldbank.org>)

World Education (<http://www.worlded.org/WEIInternet/>)

World Wide Fund (WWF) International (<http://www.wwf.org/>)

